



教員免許制度等に係る基礎資料

令和8年8月25日

初等中等教育局教育職員政策課

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許主義と開放制の原則

免許主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

② 特別免許状

③ 臨時免許状 （有効期限3年）

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
 - ・特別免許状
 - ・臨時免許状
- 授与を受けた
都道府県内

我が国の教員免許制度について(続き)

普通免許状

① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科及び教職に関する科目] ⇒

教員免許状

② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高等学校（情報））の合格

③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得るが必要）。

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳(教育職員免許法)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

第一欄 所要資格		第二欄 基礎資格	第三欄 教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
免許状の種類				
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	31	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	37	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	35	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	83	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	59	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		16

備考(抜粋)

二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する場合又は大学(短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。)の専攻科若しくは文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。))。

注1:その他の科目として、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目※」又は「情報機器の操作」を各2単位、計8単位の修得が必要となる。また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要である。

注2:このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

別表第三(第六条関係)

第一欄 所要資格		第二欄 有することを必要とする第一欄に掲げる教員(当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。)の免許状の種類	第三欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は～(中略)～として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	第四欄 第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類				
幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
	一種免許状	二種免許状	5	45
	二種免許状	臨時免許状	6	45
小学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	41
	一種免許状	二種免許状	5	45
		特別免許状	3	26
		臨時免許状	6	45
中学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	二種免許状	5	45
		臨時免許状	6	45
高等学校教諭	専修免許状	一種免許状	3	15
		特別免許状	3	25
	一種免許状	臨時免許状	5	45

免許法別表第三の規定により専修免許状の授与を受ける場合(特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。),「大学が独自に設定する科目」を修得する。

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(幼稚園・小学校教諭)

■ 幼稚園教諭		(単位)		
領域部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項※ ¹ ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	16	16	12
教職部分	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※ ² ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		38	14	2
上記に加えて		75	51	31

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）※他学校種も同様

※¹ 健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得

※² 1単位以上を修得

■ 小学校教諭		(単位)		
教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項※ ¹ ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※ ²	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※ ³ ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法※ ⁴ ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※ ⁵ ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習	5	5	5
	・教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
		83	59	37

※¹ 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得

※² 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※³ 1単位以上を修得

※⁴ 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※⁵ 1単位以上を修得

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(中学校・高等学校教諭)

■ 中学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	28	28	12
教職部分	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 道徳の理論及び指導法※4 - 総合的な学習の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※5 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
		83	59	35

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
 ※2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
 ※3 1単位以上を修得
 ※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得
 ※5 1単位以上を修得

■ 高等学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科及び教科の指導法に関する科目	- 教科に関する専門的事項※1 - 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	24	24
教育の基礎的理解に関する科目	- 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 - 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） - 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） - 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 - 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 - 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	- 総合的な探究の時間の指導法 - 特別活動の指導法 - 教育の方法及び技術 - 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※3 - 生徒指導の理論及び方法 - 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 - 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8	8
教育実践に関する科目	教育実習	3	3
	教職実践演習	2	2
大学が独自に設定する科目		36	12
		83	59

- ※1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
 ※2 1単位以上を修得
 ※3 1単位以上を修得

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(特別支援・養護・栄養教諭)

■ 特別支援学校教諭					(単位)					■ 養護教諭					(単位)					■ 栄養教諭					(単位)				
		各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種			各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種			各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種			各科目に含めることが必要な事項		専修	一 種	二 種		
特別支援教育の基礎理論に関する科目				2	2	2	養護に関する科目				28	28	24	栄養に関わる教育に関する科目				4	4	2					4	4	2		
特別支援教育領域に関する科目		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		16	16	8	教育の基礎的理解に関する科目		・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		8	8	5	教育の基礎的理解に関する科目		・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		8	8	5					8	8	5		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		5	5	3	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		6	6	3	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目		・道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		6	6	3					6	6	3		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習				3	3	3	教育実践に関する科目		・養護実習		5	5	4	教育実践に関する科目		・栄養教育実習		2	2	2	大学が独自に設定する科目		・大学が独自に設定する科目		24				
									・教職実践演習		2	2	2			・教職実践演習		2	2	2									
																	31	7	4										
				26	26	16					80	56	42					46	22	14									

教職課程コアカリキュラム(概要)

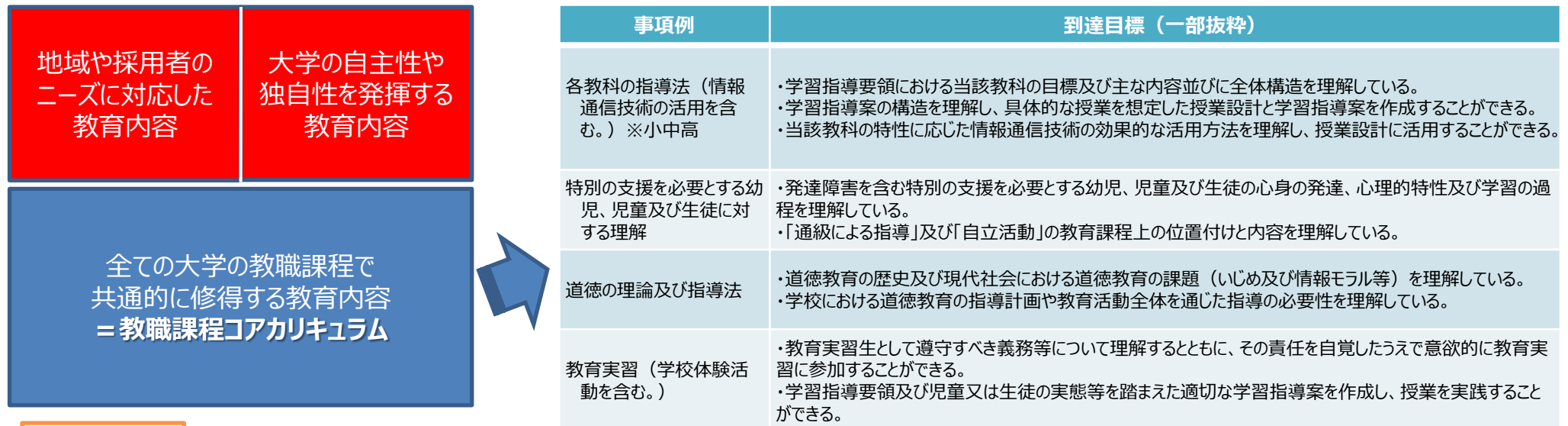
作成の背景・目的

- 大学における教員養成の下、学芸的側面が過度に強調されたり、担当教員の関心に基づいた授業が展開
- 学校現場の課題が複雑・多様化する中、教員養成課程において、実践的指導力や課題への対応力の修得が不可欠

○すべての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化することで教員養成の全国的な水準を確保

教職課程における位置づけ

各大学においては、コアカリキュラム・地域のニーズ・大学の独自性等を踏まえて、体系的な教職課程を編成



活用方法

※平成29年策定時は改正前の「教職に関する科目」のコアカリキュラムについて作成。令和3年8月に法令の改正により、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を追加する等の一部改正を行った。

教員を養成する大学、教員を採用・研修する教育委員会等、教育制度を所管する文部科学省等の各関係者が認識を共有して取組を推進

【大学関係者】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえて教職課程を編成
- ・シラバスを作成する際や授業等を実施する際に、学生がコアカリキュラムの内容を修得できるよう授業を設計・実施

【採用者（教育委員会関係者、学校法人関係者）】

- ・コアカリキュラムの内容を踏まえた教員採用選考を実施

【国（文部科学省）】

- ・教職課程の審査・認定及び実地視察においてコアカリキュラムを活用

特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

現状

4年制大学において設置可能な教職課程は、一種免許(59単位)のみ。
しかし、教員養成系以外の学科等で教員免許を取得する場合、卒業要件に必要な単位の他に修得すべき科目が多く、特に専門性を身に付けるための他の活動(資格取得や留学等)との両立が困難。

○通常の教職課程のイメージ(教員養成系以外)

学科等の専門的な学修(心理学科等)

教職課程
(小学校一種免許の場合)

1年	2年	3年	4年
教科専門科目20単位、大学設定科目2単位			
教科指導法 10単位			
教職専門科目(教育実習を含む) 27単位			

卒業要件
124単位

教職課程
59単位

※中一種の場合も同じ

- 教員養成系以外の学科では、卒業要件に必要な単位(124単位)と、教職課程に必要な単位(59単位)の重複が少ない。
- そのため、教員免許取得のための負担が大きく、特に心理や福祉の資格取得等との両立は困難。

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、4年制大学において二種免許状の教職課程(小学校37単位、中学校35単位)を設置することを可能とする。

○改正後の新たな二種免許課程のイメージ

学科等の専門的な学修(心理学科等)

教職課程
(小学校二種免許の場合)

1年	2年	3年	4年
他の資格のための単位修得			
教科専門科目10単位、大学設定科目2単位			
教科指導法 6単位			
教職専門科目(教育実習を含む) 19単位			

卒業要件
124単位

教職課程
37単位
(35単位)

※()は中学校二種の場合

- 教職課程の設置要件
専門性を身に付けさせる活動等が顕著であり、専門性と教員免許状の間で相乗効果が見込めること等

教職

×

強み・専門性

※心理、福祉、障害児発達支援、日本語指導、データ活用、グローバル感覚等

※一種免許状と二種免許状の違い

職務内容に違いは無い(管理職になることも可能)。ただし、法律上、二種免許状保有者は、一種免許状へ上進する努力義務がある。

今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

専科指導優先実施教科に対応した小二特例

現状

- ・令和4年度から小学校高学年における教科担任制が本格的に導入されたことから、専科指導優先実施教科である外国語・理科・算数・体育に相当する中学校の英語・理科・数学・保健体育の免許状との併有を促進することが重要である。
- ・現状では、小学校教諭の教職課程は、教員養成学部・学科等(※)にしか設置することができないため、両方の免許の教職課程の開設数は少ない。
- ・多様な教職員集団の形成の実現のためには、従来型の教員養成学部・学科等に限らず、一般大学の学部・学科等においても中学校免許状と小学校免許状との併有を可能とすることが必要。

(※)教員養成を主たる目的とした学科のみ設置が可能。一般的には教育学部教育学科や子ども教育学科等が該当する。

○小学校免許状の教職課程を有する学科のうち、中学校免許状の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)

英 語	理 科	数 学	保 健 体 育
84学科	60学科	66学科	60学科

※一種の課程の学科数。小学校免許状(一種)の教職課程を有する学科は全体で265学科である。

<参考> 中学校免許状(一種)の英語、理科、数学及び保健体育の教職課程を有する学科数(令和4年度)
英語…420学科、理科…580学科、数学…384学科、保健体育…227学科

改正事項

教職課程認定基準(平成13年7月19日中央教育審議会教員養成部会決定)を改正し、小学校の専科指導優先実施教科である英語・理科・算数・体育に相当する中学校免許状の英語・理科・数学・保健体育の教職課程を置

大学<の学科が、小学校の教職課程を設置できるようにする。

本改正により、例えば中学校免許状の数学の教職課程を有する情報学部数理情報学科等において、小学校教諭免許状の教職課程を開設可能となる。

中学校免許
英語、理科
数学、保体

×

小学校免許

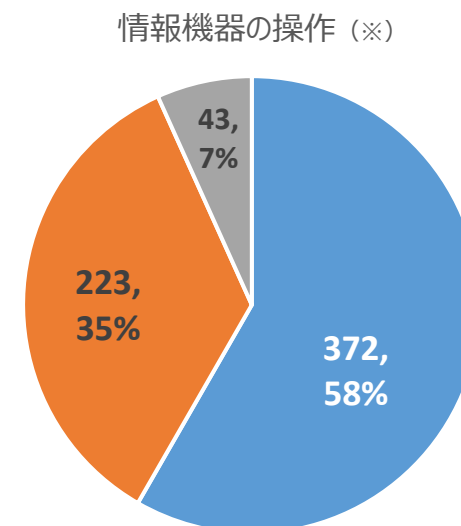
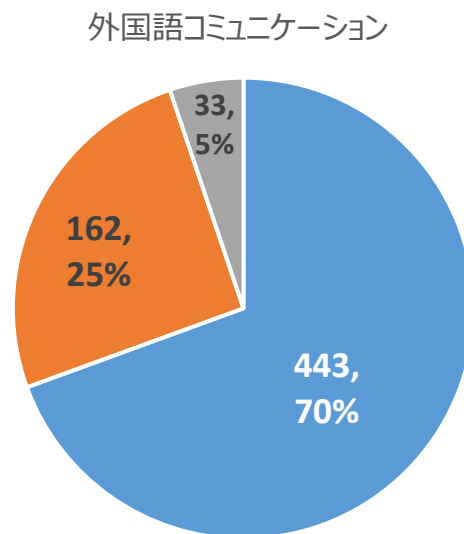
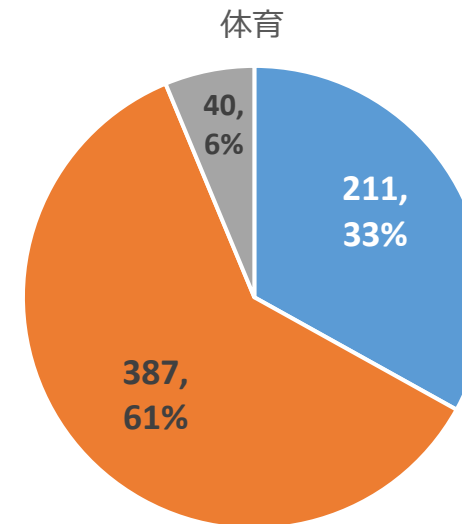
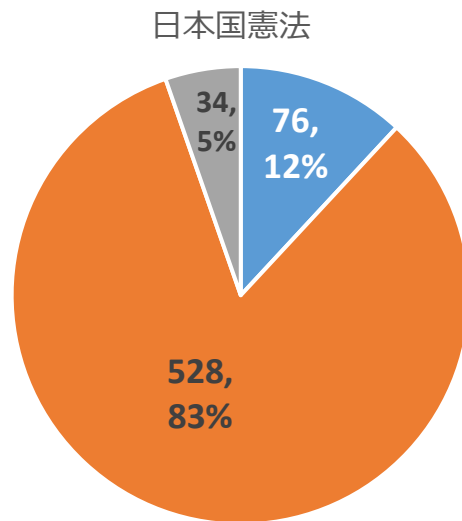
今後の予定

教職課程認定基準を改正(令和5年9月)。本特例を活用し、新規で教職課程を設置する場合、令和6年3月に申請受付、令和6年度に審査を行い、令和7年度入学者から開始。

教職課程の運営に係るアンケート調査結果(抜粋版)

教育職員免許法施行規則第66条の6科目の実施状況

(回答大学数、割合)



※コンピュータリテラシー、ExcelやWordの使い方、AIやデータサイエンス入門など

・858の大学・短期大学にアンケート調査を実施。
・638の大学・短期大学より回答(回答率:約74.4%)

- 教職課程の履修に関わらず、学部学科等の卒業必修科目に位置づけている
- 選択科目に位置づけている(免許状を取得する場合は必修)
- その他

教育実習の改善充実について

(教養審教育実習に関する専門委員会報告要旨)

昭和53 年9 月

まえがき

現行制度の改正を伴う教育実習の改善方策については、今後の教育実習の実態と動向、教員の養成、免許等の制度との関連において引き続き慎重な検討を必要とする。しかしながら、一般大学における教育実習は、現在多くの困難な問題に当面しているので、これを克服して資質の優れた教員の養成を図るため、現行制度の下で実施可能な改善策を提案することとした。

1 一般大学における教育実習の改善策

教育実習の意義、目的を再認識のうえ、一般大学における教育実習の実態をみると、次のような点について改善を図る必要がある。

(1) 管理運営の改善

教育実習を大学の教育課程の中に正しく位置づけ、大学の責任において実施すること。そのため全学的な体制の整備を図るとともに、周到な実施計画を設定し、教育実習の指導に必要な教員組織の充実を図ること。

(2) 実習校との協力関係の改善と特別協力校等の確保

教育実習校の安定的な確保を図るため、大学と実習校との間に教育・研究上の交流等継続的な相互協力関係を確立し、このような関係にある公・私立学校及び一般大学の附属学校を特別の協力校として活用する努力をすること。また、出身校実習について連絡、指導等の改善充実を図ること。

(3) 教育実習履修の要件の改善等

実習生の質的水準の維持向上のため、適切な教育実習履修の要件を定めるとともに、大学が責任を持って指導できる学生数等を考慮して実習生を決めること。また、卒業後における教育実習の履修を可能にするため、聴講生課程の整備を図ること。

(4) 実習指導の強化充実等

教育実習を円滑に実施し、かつ効果をあげるため、合同オリエンテーションの実施など十分な事前指導を実施するとともに、実習内容の重点化、実習方法の効率化、実習時期・期間の工夫改善、実習中・実習後の指導の徹底、評価の改善、教育実習の内容・方法等に関する大学と実習校との共通理解の増進を図るなどの措置を講ずること。

(5) 教育実習に関する研究活動の推進

教育実習を改善充実するため、大学は実習校等の協力を得て教育実習の総合的な研究開発と実験を促進するとともに研究集会の開催等により研究情報の交換の推進を図る必要があること。

2 教育実習改善のための関係機関の役割

(1) 協力校の役割と指導体制の整備

現行の教員養成においては、一般の学校の協力なしに教育実習の実施は不可能であるので、大学は、実習校の意見を十分に教育実習の実施計画等に反映させる努力をなし、教育実習を依頼された学校は、教職の後継者の育成という見地から教員養成の一翼を担っているという認識に基づいて、大学との間に積極的な協力関係を生み出すよう努力することが期待されること。

また、実習校においては、組織的な指導体制を確立するとともに、指導教員の適切な選任、指導改善のための積極的な研究を行うことが望まれること。

(2) 教育委員会の役割と協力体制の強化

大学は、教育委員会に対し積極的に教育実習への協力を要請し、教育委員会は、その重要性にかんがみ、管下の公立学校に対して、これに協力するよう指導することが期待されること。また、受入れ基準、受入れ手続等の整備を図るとともに、実習校の選定、実習生の配当等の調整や助言を行うなど教育実習の円滑な実施のための事務処理に当たることが望まれ、そのための体制を整備することが必要であること。

(3) 地域的な連絡協議機関の設置と協力体制の確立

教育実習の実施にかかわる問題点を地域の事情に即して解決するため、大学は関係者の協力を得て、一定地域内の大学、実習校、教育委員会等により連絡協議機関を設置し、実習校の調整、教育実習の実施基準、実施手続等教育実習の当面する問題について検討するとともに、教育実習の合同オリエンテーションやプロジェクトチームによる共同研究などを企画実施すること。

3 教員養成大学・学部で配慮すべき事項

教員養成大学・学部は、更に積極的に教育実習の改善充実を推進するとともに、教育実習に関する研究の拡充を図り、一般大学の教育実習に対してその研究成果を提供すること。また、一般大学の教育実習に援助と協力をを行い、教員養成の全体の水準の向上に資すること。このため、特に附属学校の活用、教育実習の内容、方法等に関する研究の推進、地域的な連絡協議機関への参加、合同オリエンテーションへの積極的な協力等について配慮すること。

教職課程における「学校体験活動」の効果的な導入について

学校体験活動について

5 学校体験活動と教育実習の違いについて

	学校体験活動	教育実習
内容	学校等における教育活動や学校行事、部活動、 <u>学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことが中心</u>	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を实践させることが中心</u>
実施期間	実施方法にもよるが、教育実習よりも長期間を想定（ただし、一日あたりの時間数は少ないことを想定）	4単位で120時間程度（3～4週間程度） 2単位で60時間程度（2～3週間程度）
学校の役割	<u>学校体験活動の目標達成に向けた指導</u> 、学生が行う支援、補助業務の指示	<u>実習生への指導や評価表の作成（そのための指導教員を専任し、組織的な指導体制を構築）</u>

6 学校体験活動を取り入れた具体的な履修モデルについて

- 5単位の教育実習のうち、2単位を学校体験活動に位置付けて、1年生と2年生それぞれで1単位の学校体験活動、3年生で介護等体験、4年生で3単位（事前事後指導含む）の教育実習を実施するモデル※1

学校体験活動を取り入れた教育実習の早期化・分散化モデル

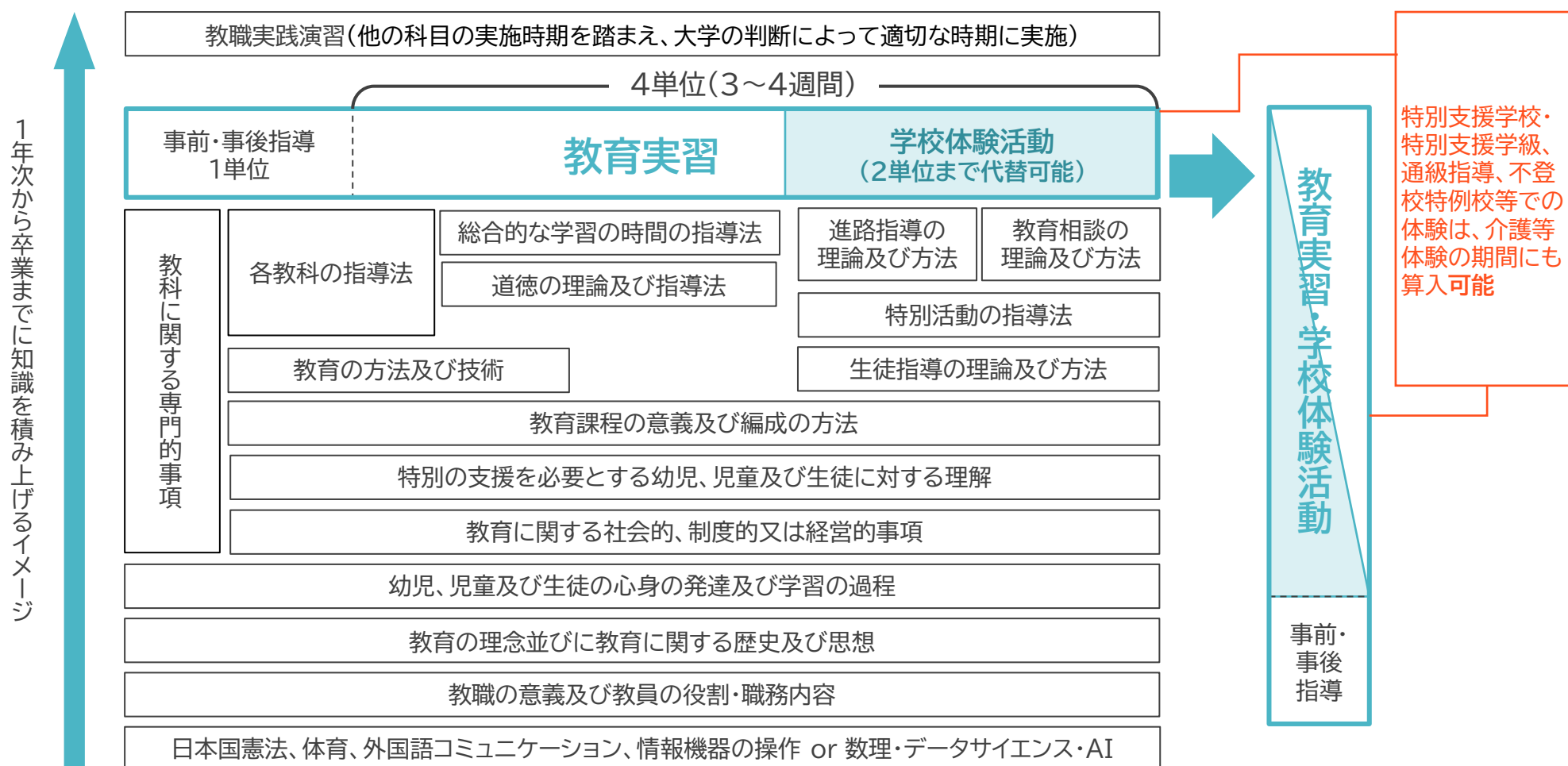
1年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	省察活動
2年生	学校体験活動 春季・夏季休業中等に実施	
3年生	介護等体験（特別支援学級等） 春季・夏季休業中等に実施	
4年生	教育実習・教職実践演習	

※1 文部科学省委託事業 令和5年度 教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
大阪教育大学「教育効果の改善に資する教育実習等実施のガイドライン」より抜粋
<https://osaka-kyoiku.ac.jp/faculty/practice/tyosakenkyu/guideline.html>

教育実習の柔軟化を踏まえたカリキュラムマップのイメージ（小・中学校の例）

中教審答申抜粋(令和4年12月)

短期集中型の従来の履修スタイルに加え、**通年で決まった曜日などに実施する教育実習**や、**早い段階から「学校体験活動」を経験し、教育実習の一部と代替する方法**なども想定される。また、異なる学年の学生が同時に参加する形を取ることで、上級生がメンターとしての役割を担うようにする等の工夫を行うことも考えられる。いずれも、**現行制度上で可能であり、各大学の創意工夫により、教職科目と学校現場の教育実践を相互に関連付けながら学びを深める取組を進めることが重要である。**



※上記はカリキュラムの一例であり大学によって様々なカリキュラムが実施されている。

※上記以外に、大学が独自に開設する教職関係科目や卒業要件科目がある。

教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動

教職課程認定審査の確認事項2

(6) 教育実習の単位に含めるものとして実施する学校体験活動 (学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のもの)の開設にあたっては、以下の事項を満たすことを原則とする。

- ① 教育実習と学校体験活動の両方の授業科目が相まって教育実習としての目標を達成すること
- ② 実習校と大学が連携して実施体制やプログラム等を構築すること
- ③ 学校教育に関連する活動全般に対する支援や補助業務を中心とし、学生は実習校の指示の下に活動を行うこと

学校インターンシップの実施イメージ

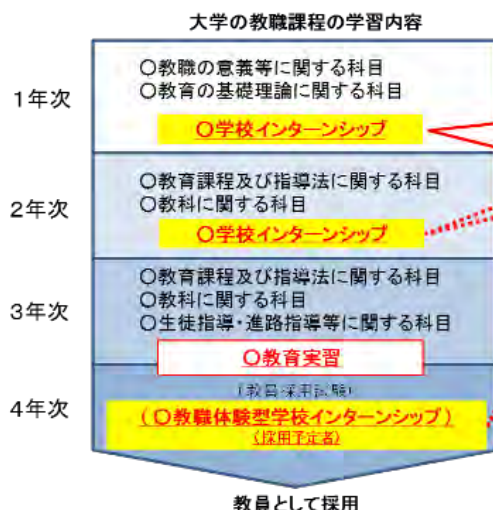
目的

教員を目指す学生に、学校の様子や教員の仕事についての理解を深めさせることを目的として、一定の期間にわたり、学生に授業や学校行事、部活動に関する支援や補助業務を行わせる活動。

メリット

教員を目指す学生に、理論と実践の往還により、教員として必要な実践力の基礎を身に付けさせるとともに、学生が、学校における様々な体験を通じて自らの教員としての適格性を把握させるための機会となる。また、学校にとっても、これらの学生を学校支援人材として活用できる。

<具体的イメージ(例)>



【パターン】

○インターンシップ時間を60時間(=2単位)とした場合

(例1) 通年型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 30週

(例2) 分割型 : 毎週水曜日 × 2時間 × 15週(1年次)

: 毎週水曜日 × 1時間 × 15週(2年次)

: 毎週金曜日 × 1時間 × 15週(4年次)

○上記に加えて、30時間の自主的学習が必要

※ 各大学の学期により、様々な形態で実施

※ 実現可能性について、学校種別に詳細な検討が必要

【具体的な活動内容】

○児童、生徒等の話し相手、遊び相手 ○授業補助

○学校行事や部活動への参加 ○事務作業の補助

○放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等

【教育実習との相違】

	学校インターンシップ	教育実習
内容	学校における教育活動や学校行事、評活動、学校事務などの <u>学校における活動全般</u> について、支援や補助業務を行うことが中心	学校の教育活動について実際に <u>教員としての職務の一部を実践させる</u> ことが中心
実施期間	教育実習よりも長期間を想定(ただし、一日当たりの時間数は少ないことを想定)	4週間程度(高校の場合は2週間程度)
学校の役割	学生が行う支援、補助業務の指示(教育実習のように、学生に対する指導や評価は実施しない)	実習生への指導や評価書の作成(そのための指導教員を選出し、組織的な指導体制を構築)

※ イメージ図において、教育実習については、学校の役割として「評価書の作成」を行うこととしており、大学は、これを踏まえ、大学の授業科目としての評価を行う。

一方で、学校インターンシップについては、大学の授業科目として評価を行うにあたって、学校が教育実習と同様の評価を行うことまでは必要ないが、大学が学校の協力を得るなどして、学生の活動状況を踏まえることは必要である。

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について

4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

認定課程を有する大学は、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない※1。

令和4年12月の中央教育審議会答申※2を踏まえ、「令和の日本型学校教育」の実現に向け、大学等、学校を設置する教育委員会及び教育実習等を受け入れる学校等は、ますますその円滑な実施への対応等に向け、連携が求められている。

特に、教育委員会に対しては、教職員からの教育実習生に対するパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに類する言動への適切な対応等を求めており、大学等に対しては、教育実習等で起こりうるハラスメントに対し、主体性と責任を持った対応を行うことを求めている。

※1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第22条の5

※2 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～

（参考URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm）

教職課程を置く大学等に係る事項

1 一般的事項

- **教育実習等は大学等が実施する授業科目であることから、その実施に当たっては、一義的には大学等が責任を持って行う。**
- **万一の場合の学生からの相談窓口の整備やその周知、さらに、相談内容の状況に応じて学校等との再調整を含め、大学等が主体性を持ってその機能を万全に果たす必要がある。**
- 大学内の組織間の有機的な連携を図り、実習担当の大学教員のみに学生の指導や学校への連絡・調整を一任するのではなく、大学全体として取り組むことが期待される。
- 大学の教職課程の**自己点検・評価のプロセスも活用し**、教育実習等の適切な在り方について、不断の見直しを図っていくことが期待される。

2 性暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止について

- 大学等におけるセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止については、包括的な対策等が提示されているが、教育実習等の実施においても適切な対応を行うことが必要である。（「セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の推進について（通知）」（令和4年11月22日付け4文科高第1246号））
- 学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため※、大学は教職課程の授業科目の内外を通じ、その取組を推進する。特に教育実習等の事前指導等において、**学生は絶対に加害者にならないこと、被害の相談を受けた場合は傍観者にならないこと等**について、十分な指導を行う。（※「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）及びこれに基づく「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月18日文部科学大臣決定））
- 大学等は、学生が直ちに**相談できる窓口や連絡体制があることを事前に伝え**、相談内容や状況に応じ、大学等として適切な対応を行うことを、**学生に周知する**。

- 学生が上記の相談を躊躇することのないよう、大学等はプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、周知も行う。
- 学生がハラスメント等の被害を受けても、評価時における不利益な取扱いを受けることを危惧し、相談をためらうケースが想定される。大学等はこのような不利益な取扱いを禁止する旨を学内の規則等で明示的に定め、学生・大学教職員等関係者や、実習受入れ学校関係者に対し、十分な周知を行う。

3 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 緊急時等を除き、**所定の時間数※を上回るような実習が行われることのないよう**、大学等は教育委員会や学校等と調整を行う。（※大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づく）
- 実習受入れを行う学校に過度な負担がかからないよう十分な配慮が必要であり、指導する教員の通常業務に支障が及ぶような詳細な書類作成を求めること等がないよう十分留意する。
- ICTを積極的に活用するなど、大学等と学校が互いに負担を軽減できる方法を積極的に検討する。

4 その他

- 障害のある学生の教育実習の実施においては、障害の状況等への無理解から生じる差別的な言動やハラスメントを防止するため、大学等は受入れ学校に対し、学生の障害の状況や困難さについてより丁寧な説明を行い、受入れ学校関係者の理解を図ること。
- 母校実習についてはハラスメントの問題が生じた場合の大学等と学校とが十分に連携して指導・相談を行う体制の構築等が必要であることに留意。

教育実習等におけるハラスメントの防止及びその適切な対応等について

4教教人第48号・令和5年3月29日 教育人材政策課長通知

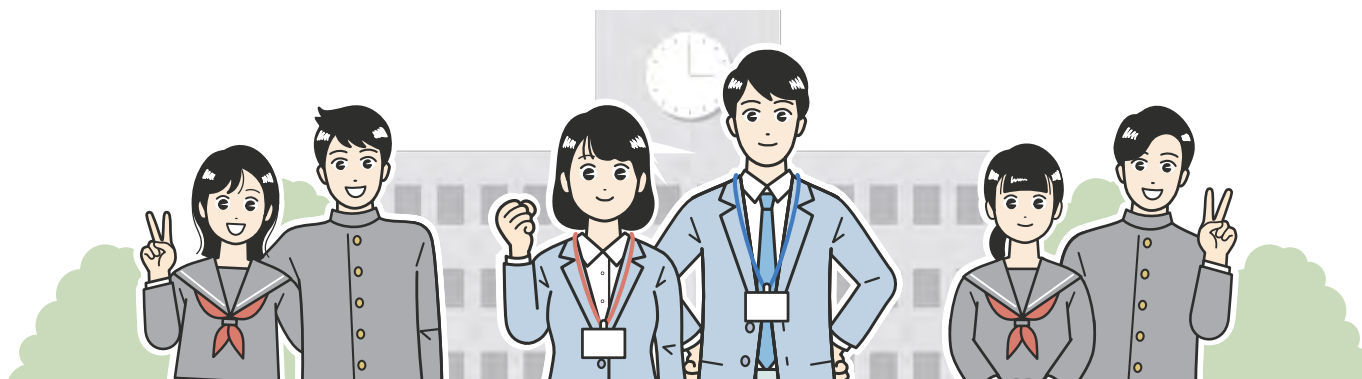
各教育委員会や学校等に係る事項

1 全般的事項

- 学校におけるハラスメントは、教職員間のみならず、児童生徒や保護者等との関係においても起こりうるものである。教育実習中の学生は弱い立場にあるため、教育委員会や学校等は、**パワーハラスメント等に類する言動を行うことは決して許されるものではない。**
- 教育委員会等は、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する方針の策定等を行う際に、教職員による教育実習生への言動についても同様の方針を併せて示し、関係者に周知を図る。
- 教育委員会等は当該大学等や学生に対し、実習期間中におけるハラスメント等の事案が発生した場合に学生が相談できる窓口の周知を徹底し、適切な対応を行うとともに、学生が安心して教育実習等を実施・継続することができるを環境の確保に努める。

2 教育実習等の適切な時間の管理等について

- 教育実習等は大学等が実施する授業科目であり、大学等は大学設置基準等や教育職員免許法施行規則等に基づき**適切な時間の設定で実習計画を行っている。**そのため、**学校は設定された時間数での実施を徹底する必要がある。**
- 教育実習等は**学校の所定の勤務時間の範囲内で行うことが原則である。**そのため、緊急時や真に必要な場合を除き、**設定された時間数を上回る実施のないように努める。**
- 教育委員会が中心となって調整を行い、自治体ごとに受入れの一定のルール化を検討することにより、学校が大学等や学生と事前調整を行う工程の負担を軽減することが期待できる。



**教師を目指す学生が安心して教育実習等を行い、
その経験をもとに未来の学校教育を担う教師となっていくことを見据え、
教育実習等の在り方や適切な環境を確保していくことが重要です。**

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

①教育実習の実施日数

（本調査の全体の調査結果）

https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/faculty/practice/kyoikujissyu/01_web_zentaihen.pdf

<質問文>

貴学が定めている教育実習の実施日数は何日ですか。免許種ごとに回答してください。
また、「〇日間以上」等の場合は「〇日」の数字部分を回答してください。

<結果の概要>

幼稚園での実習では20および15日、小学校では20および15日、中学校では15および20、21日、高等学校では10および15日、特別支援では10および15日、養護教諭では15および20日、栄養教諭では8日未満および10日の実施日数が多くなっています。

図表【1】(2) 教育実習の実施日数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援	養護教諭	栄養教諭
	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)	回答数(%)
8日未満	3 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	59 (76.6)
8日	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.2)	1 (1.2)	0 (0.0)	1 (1.3)
9日	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.5)	1 (1.3)
10日	24 (12.9)	5 (3.5)	4 (1.5)	163 (62.7)	53 (62.4)	3 (4.5)	12 (15.6)
11日	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
12日	1 (0.5)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	2 (2.4)	1 (1.5)	0 (0.0)
13日	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
14日	1 (0.5)	1 (0.7)	2 (0.8)	27 (10.4)	2 (2.4)	0 (0.0)	1 (1.3)
15日	38 (20.4)	45 (31.9)	188 (72.6)	49 (18.8)	15 (17.6)	30 (44.8)	1 (1.3)
16日	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
17日	2 (1.1)	1 (0.7)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.5)	0 (0.0)
18日	3 (1.6)	5 (3.5)	3 (1.2)	1 (0.4)	2 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
19日	1 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
20日	98 (52.7)	69 (48.9)	26 (10.0)	7 (2.7)	3 (3.5)	25 (37.3)	2 (2.6)
21日	1 (0.5)	2 (1.4)	26 (10.0)	8 (3.1)	2 (2.4)	3 (4.5)	0 (0.0)
22日	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.2)	1 (1.5)	0 (0.0)
23日	1 (0.5)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
24日	2 (1.1)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
25日以上	9 (4.8)	11 (7.8)	7 (2.7)	1 (0.4)	4 (4.7)	2 (3.0)	0 (0.0)
合計	186 (100.0)	141 (100.0)	259 (100.0)	260 (100.0)	85 (100.0)	67 (100.0)	77 (100.0)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

<質問文>

教育実習の実施時期はいつ頃ですか。当てはまるものすべてを選択してください。

<結果の概要>

短期大学の幼稚園での実習は、3分の1程度が1年生で実習を実施していますが、その他の実習ではほとんどが2年生での実施です。

4年制大学について、幼稚園での実習は1, 2年生1割, 3年生4割, 4年生4割強, 小学校での実習は3年生が半数以上, 4年生4割で実施しています。それ以外の実習では4年生の4月から12月までの間に7割から8割以上が実施しています。

図表【1】(3)① 教育実習の実施時期 幼稚園

実施時期	回答数と割合 (n=399)		実施時期	回答数と割合 (n=399)	
1年生・4～6月	7	1.8%	3年生・4～6月	30	7.5%
1年生・7～9月	12	3.0%	3年生・7～9月	48	12.0%
1年生・10～12月	20	5.0%	3年生・10～12月	41	10.3%
1年生・1～3月	7	1.8%	3年生・1～3月	14	3.5%
2年生・4～6月	36	9.0%	4年生・4～6月	55	13.8%
2年生・7～9月	26	6.5%	4年生・7～9月	46	11.5%
2年生・10～12月	25	6.3%	4年生・10～12月	28	7.0%
2年生・1～3月	2	0.5%	4年生・1～3月	2	0.5%
			計	399	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)③ 教育実習の実施時期 幼稚園・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=293)		実施時期	回答数と割合 (n=293)	
1年生・4～6月	1	0.3%	3年生・4～6月	30	10.2%
1年生・7～9月	2	0.7%	3年生・7～9月	48	16.4%
1年生・10～12月	2	0.7%	3年生・10～12月	41	14.0%
1年生・1～3月	1	0.3%	3年生・1～3月	14	4.8%
2年生・4～6月	7	2.4%	4年生・4～6月	55	18.8%
2年生・7～9月	6	2.1%	4年生・7～9月	46	15.7%
2年生・10～12月	8	2.7%	4年生・10～12月	28	9.6%
2年生・1～3月	2	0.7%	4年生・1～3月	2	0.7%
			計	293	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)② 教育実習の実施時期 幼稚園・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=106)		実施時期	回答数と割合 (n=106)	
1年生・4～6月	6	5.7%	2年生・4～6月	29	27.4%
1年生・7～9月	10	9.4%	2年生・7～9月	20	18.9%
1年生・10～12月	18	17.0%	2年生・10～12月	17	16.0%
1年生・1～3月	6	5.7%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	106	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

図表【1】(3)④ 教育実習の実施時期 小学校

実施時期	回答数と割合 (n=312)		実施時期	回答数と割合 (n=312)	
1年生・4～6月	1	0.3%	3年生・4～6月	27	9.0%
1年生・7～9月	2	0.6%	3年生・7～9月	77	24.7%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	58	18.6%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	6	1.9%
2年生・4～6月	4	1.3%	4年生・4～6月	50	16.0%
2年生・7～9月	5	1.6%	4年生・7～9月	44	14.1%
2年生・10～12月	4	1.3%	4年生・10～12月	31	9.9%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	2	0.6%
			計	311	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑤ 教育実習の実施時期 小学校・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=5)		実施時期	回答数と割合 (n=5)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	3	60.0%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	0	0.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	2	40.0%
1年生・1～3月	0	0.0%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	5	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑥ 教育実習の実施時期 小学校・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=306)		実施時期	回答数と割合 (n=306)	
1年生・4～6月	1	0.3%	3年生・4～6月	27	8.8%
1年生・7～9月	2	0.7%	3年生・7～9月	77	25.2%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	58	19.0%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	6	2.0%
2年生・4～6月	1	0.3%	4年生・4～6月	50	16.3%
2年生・7～9月	5	1.6%	4年生・7～9月	44	14.4%
2年生・10～12月	2	0.7%	4年生・10～12月	31	10.1%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	2	0.7%
			計	306	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

図表【1】(3)⑦ 教育実習の実施時期 中学校

実施時期	回答数割合 (n=640)		実施時期	回答数割合 (n=640)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	27	4.2%
1年生・7～9月	2	0.3%	3年生・7～9月	40	6.3%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	33	5.2%
1年生・1～3月	1	0.2%	3年生・1～3月	5	0.8%
2年生・4～6月	6	0.9%	4年生・4～6月	214	33.4%
2年生・7～9月	4	0.6%	4年生・7～9月	159	24.8%
2年生・10～12月	4	0.6%	4年生・10～12月	139	21.7%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.6%
			計	640	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑧ 教育実習の実施時期 中学校・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=12)		実施時期	回答数と割合 (n=12)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	4	33.3%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	3	25.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	4	33.3%
1年生・1～3月	1	8.3%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	12	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑨ 教育実習の実施時期 中学校・4年制大学

実施時期	回答数割合 (n=628)		実施時期	回答数割合 (n=628)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	27	4.3%
1年生・7～9月	2	0.3%	3年生・7～9月	40	6.4%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	33	5.3%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	5	0.8%
2年生・4～6月	2	0.3%	4年生・4～6月	214	34.1%
2年生・7～9月	1	0.2%	4年生・7～9月	159	25.3%
2年生・10～12月	0	0.0%	4年生・10～12月	139	22.1%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.6%
			計	628	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究

【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

図表【1】(3)⑩ 教育実習の実施時期 高等学校・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=615)		実施時期	回答数と割合 (n=615)	
1年生・4～6月	1	0.2%	3年生・4～6月	16	2.6%
1年生・7～9月	1	0.2%	3年生・7～9月	21	3.4%
1年生・10～12月	1	0.2%	3年生・10～12月	18	2.9%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	3	0.5%
2年生・4～6月	1	0.2%	4年生・4～6月	237	38.5%
2年生・7～9月	1	0.2%	4年生・7～9月	165	26.8%
2年生・10～12月	0	0.0%	4年生・10～12月	146	23.7%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	4	0.7%
			計	615	100.0%

図表【1】(3)⑪ 教育実習の実施時期 特別支援・4年制大学 (複数回答あり)

実施時期	回答数と割合 (n=201)		実施時期	回答数と割合 (n=201)	
1年生・4～6月	1	0.5%	3年生・4～6月	5	2.5%
1年生・7～9月	1	0.5%	3年生・7～9月	10	5.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	15	7.5%
1年生・1～3月	1	0.5%	3年生・1～3月	7	3.5%
2年生・4～6月	2	1.0%	4年生・4～6月	39	19.4%
2年生・7～9月	3	1.5%	4年生・7～9月	57	28.4%
2年生・10～12月	2	1.0%	4年生・10～12月	53	26.4%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	5	2.5%
			計	201	100.0%

図表【1】(3)⑫ 教育実習の実施時期 養護教諭 (複数回答あり)

実施時期	回答数と割合 (n=122)		実施時期	回答数と割合 (n=122)	
1年生・4～6月	0	0.0%	3年生・4～6月	7	5.7%
1年生・7～9月	2	1.6%	3年生・7～9月	11	9.0%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	9	7.4%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	1	0.8%
2年生・4～6月	5	4.1%	4年生・4～6月	39	32.0%
2年生・7～9月	2	1.6%	4年生・7～9月	28	23.0%
2年生・10～12月	2	1.6%	4年生・10～12月	15	12.3%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.8%
			計	122	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

図表【1】(3)⑬ 教育実習の実施時期 養護教諭・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=7)		実施時期	回答数と割合 (n=7)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	4	57.1%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	2	28.6%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	1	14.3%
1年生・1～3月	0	0.0%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	7	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑭ 教育実習の実施時期 養護教諭・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=115)		実施時期	回答数と割合 (n=115)	
1年生・4～6月	0	0.0%	3年生・4～6月	7	6.1%
1年生・7～9月	2	1.7%	3年生・7～9月	11	9.6%
1年生・10～12月	0	0.0%	3年生・10～12月	9	7.8%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	1	0.9%
2年生・4～6月	1	0.9%	4年生・4～6月	39	33.9%
2年生・7～9月	0	0.0%	4年生・7～9月	28	24.4%
2年生・10～12月	1	0.9%	4年生・10～12月	15	13.0%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.9%
			計	115	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑮ 教育実習の実施時期 栄養教諭

実施時期	回答数と割合 (n=129)		実施時期	回答数と割合 (n=129)	
1年生・4～6月	1	0.8%	3年生・4～6月	2	1.6%
1年生・7～9月	1	0.8%	3年生・7～9月	4	3.1%
1年生・10～12月	1	0.8%	3年生・10～12月	5	3.9%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	0	0.0%
2年生・4～6月	3	2.3%	4年生・4～6月	48	37.2%
2年生・7～9月	10	7.8%	4年生・7～9月	26	20.2%
2年生・10～12月	7	5.4%	4年生・10～12月	20	15.5%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.8%
			計	129	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

②教育実習の実施時期

図表【1】(3)⑯ 教育実習の実施時期 栄養教諭・短期大学

実施時期	回答数と割合 (n=16)		実施時期	回答数と割合 (n=16)	
1年生・4～6月	0	0.0%	2年生・4～6月	1	6.3%
1年生・7～9月	0	0.0%	2年生・7～9月	9	56.3%
1年生・10～12月	0	0.0%	2年生・10～12月	6	37.5%
1年生・1～3月	0	0.0%	2年生・1～3月	0	0.0%
			計	16	100.0%

(複数回答あり)

図表【1】(3)⑰ 教育実習の実施時期 栄養教諭・4年制大学

実施時期	回答数と割合 (n=113)		実施時期	回答数と割合 (n=113)	
1年生・4～6月	1	0.9%	3年生・4～6月	2	1.8%
1年生・7～9月	1	0.9%	3年生・7～9月	4	3.5%
1年生・10～12月	1	0.9%	3年生・10～12月	5	4.4%
1年生・1～3月	0	0.0%	3年生・1～3月	0	0.0%
2年生・4～6月	2	1.8%	4年生・4～6月	48	42.5%
2年生・7～9月	1	0.9%	4年生・7～9月	26	23.0%
2年生・10～12月	1	0.9%	4年生・10～12月	20	17.7%
2年生・1～3月	0	0.0%	4年生・1～3月	1	0.9%
			計	113	100.0%

(複数回答あり)

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

③令和4年度の学校体験活動の実績

<質問文>

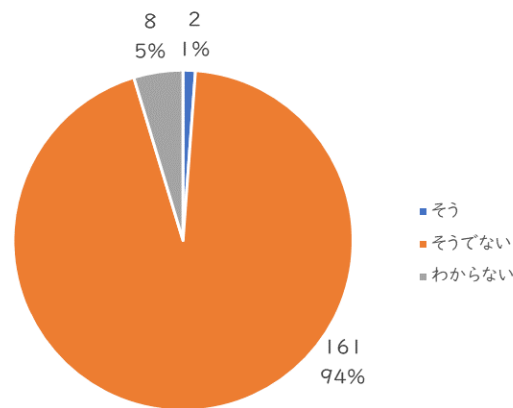
令和4年度の実績として、学校体験活動を教育実習に含めて実施した。

[選択肢] そう ・ そうでない ・ わからない

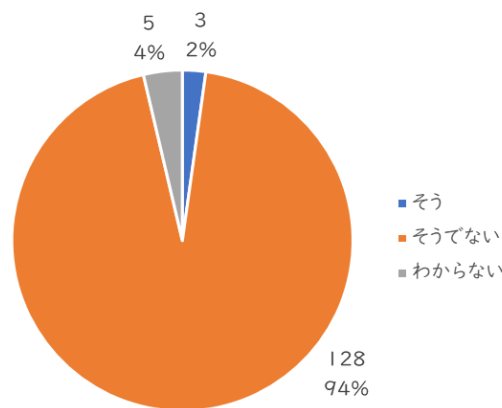
<結果の概要>

令和4年度の学校体験活動の実績は、各校園種とも1～2%と、ほとんどありませんでした。

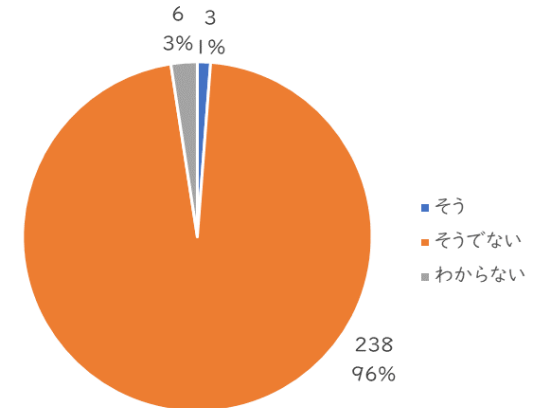
図表【1】(9)① 令和4年度の実績 幼稚園



図表【1】(9)② 令和4年度の実績 小学校



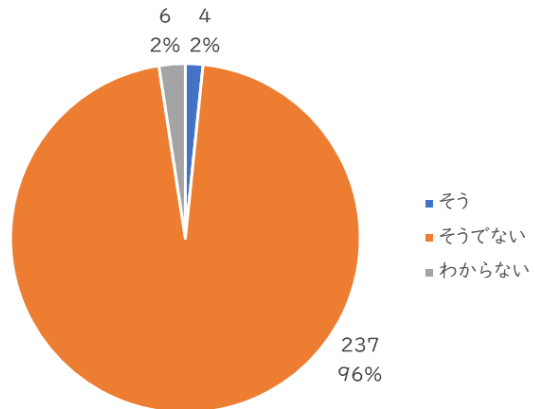
図表【1】(9)③ 令和4年度の実績 中学校



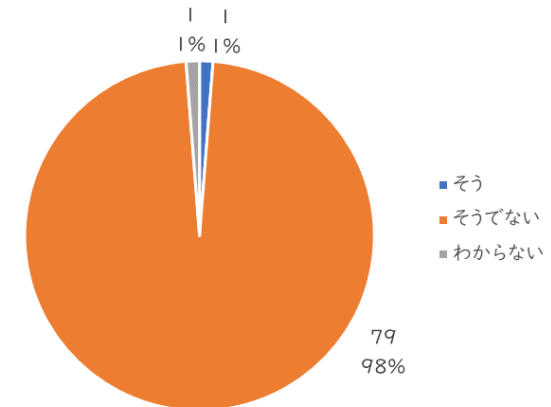
理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

③令和4年度の学校体験活動の実績

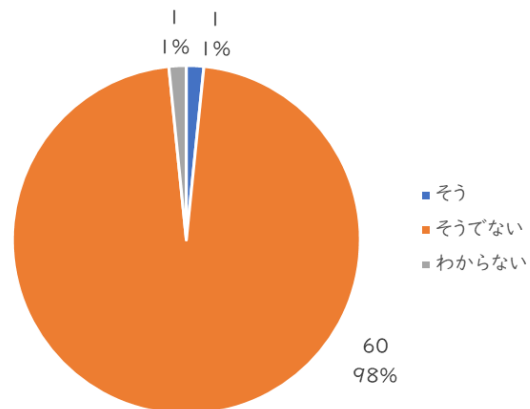
図表【1】(9)④ 令和4年度の実績 高等学校



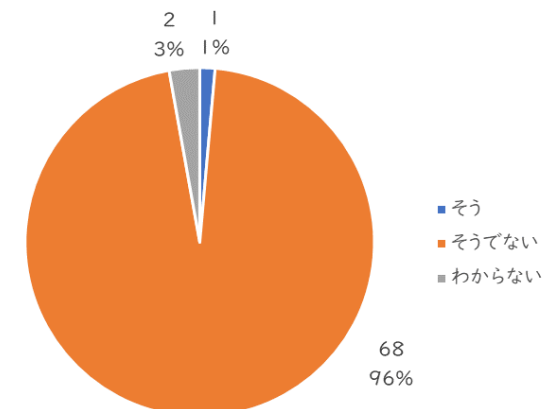
図表【1】(9)⑤ 令和4年度の実績 特別支援



図表【1】(9)⑥ 令和4年度の実績 養護教諭



図表【1】(9)⑦ 令和4年度の実績 栄養教諭



理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

④令和4年度の学校体験活動の日数

<質問文>

（令和4年度の実績として、学校体験活動を教育実習に含めて実施した場合）

令和4年度実績において、教育実習に含めた学校体験活動は何日でしたか。

<結果の概要>

回答数そのものは少数ですが、その中で、1～2日から20日と、活動日数に幅がありました。

図表【1】(10)① 令和4年度の学校体験活動の日数 幼稚園

日数など	回答数と割合 (n=4)	
1日以上	1	25.0%
3日	1	25.0%
5日	1	25.0%
8日	1	25.0%
計	4	100.0%

図表【1】(10)② 令和4年度の学校体験活動の日数 小学校

日数など	回答数と割合 (n=3)	
1日～2日	1	33.3%
5日	1	33.3%
20日	1	33.3%
計	3	100.0%

図表【1】(10)③ 令和4年度の学校体験活動の日数 中学校

日数など	回答数と割合 (n=5)	
1日～2日	1	20.0%
30時間以上	1	20.0%
5日	1	20.0%
20日	1	20.0%
その他	1	20.0%
計	5	100.0%

図表【1】(10)④ 令和4年度の学校体験活動の日数 高等学校

日数など	回答数と割合 (n=6)	
1日	1	16.7%
1日～2日	1	16.7%
30時間以上	1	16.7%
14日	1	16.7%
20日	1	16.7%
その他	1	16.7%
計	6	100.0%

図表【1】(10)⑤ 令和4年度の学校体験活動の日数 特別支援

日数など	回答数と割合 (n=1)	
7日	1	100.0%
計	1	100.0%

図表【1】(10)⑥ 令和4年度の学校体験活動の日数 養護教諭

日数など	回答数と割合 (n=1)	
2日	1	100.0%
計	1	100.0%

図表【1】(10)⑦ 令和4年度の学校体験活動の日数 栄養教諭

日数など	回答数と割合 (n=2)	
21時数程度	1	50.0%
10日	1	50.0%
計	2	100.0%

理論と実践の往還を通じた教育実習等の在り方に関する研究 【webアンケート調査結果の概要：全体編】（抜粋）

④令和4年度の学校体験活動の日数

図表【1】(10)⑤ 令和4年度の学校体験活動の日数 特別支援

日数など	回答数と割合 (n=1)	
7日	1	100.0%
計	1	100.0%

図表【1】(10)⑦ 令和4年度の学校体験活動の日数 栄養教諭

日数など	回答数と割合 (n=2)	
21時数程度	1	50.0%
10日	1	50.0%
計	2	100.0%

図表【1】(10)⑥ 令和4年度の学校体験活動の日数 養護教諭

日数など	回答数と割合 (n=1)	
2日	1	100.0%
計	1	100.0%

（本調査の全体の調査結果）

https://osaka-kyoiku.ac.jp/Portals/0/files/faculty/practice/kyoikujissyu/01_web_zentaihen.pdf

教職課程における介護等体験について

○背景・経緯

- 平成8年1月～
議連や検討委員会で複数回にわたって議論され、議員立法として法律案が検討された
- 平成9年6月11日「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号、以下「介護等体験法」という）」が成立
- 平成10年4月1日 同法施行（4月入学生から介護等体験を義務付け）

○介護等体験の内容

- 義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から実施するもの。
- 介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験、あるいは掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等の体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される。
- 特別支援学校等において行われた教育実習や、受入施設において行われた他の資格取得に際しての介護実習等は、上記の体験に相当する体験が行われた部分についてのみ、介護等体験として期間に算入し得る。

介護等体験法

（趣旨）

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、…小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等を定めるものとする。

（教育職員免許法の特例）

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

○介護等体験の期間

- 法施行規則第1条に定めるとおり、教員免許状の取得要件としての介護等体験の期間は、7日間である。

介護等体験法施行規則（平成9年文部省令第40号）

（介護等の体験の期間）

第一条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第一項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

介護等体験を行うことができる施設

(令和7年10月1日時点)

- ・特例法第2条第1項における「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定める施設」は、特例省令（第2条）に基づき以下の施設とする。
 - ・7日間のうちで必ず介護等体験を必ず行うことが望ましい施設については、従来から示している特別支援学校に加えて、特別支援学級を設置する学校、通級による指導を行う学校、療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校、日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校又は不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校（※）についても選択できる。
- ※いずれも、当該学校における特別の教育課程による指導に関するものに限る。

介護等体験を必ず行うことが望ましい施設

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設

身体障害者福祉法

- ・身体障害者福祉センター
- ・身体障害者生活訓練等事業を行う施設

社会福祉法

- ・授産施設

児童福祉法

- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・児童養護施設
- ・障害児入所施設
- ・児童発達支援センター
- ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設
- ・障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）を行う施設

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法

- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

生活保護法

- ・救護施設
- ・更生施設
- ・授産施設

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- ・居宅生活支援事業を行う施設
- ・養護事業を行う施設

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

- ・国立ハンセン病療養所等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

- ・女性自立支援施設

老人福祉法

- ・老人デイサービスセンター
- ・老人短期入所施設
- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・老人福祉センター
- ・有料老人ホーム

- ・老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業）を行う施設

介護保険法

- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・居宅サービス（通所リハビリテーション、短期入所療養介護）を行う施設
- ・地域密着型サービス（複合型サービス）を行う施設

学校教育法

- ・特別支援学校

学校教育法施行規則

- ・特別支援学級を設置する学校
- ・通級による指導を行う学校
- ・療養等による長期欠席生徒等のための特別の教育課程を編成する学校
- ・小中高の日本語に通じない児童生徒に対する特別の教育課程を編成する学校
- ・小中高の不登校児童生徒のための特別の教育課程を編成する学校

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

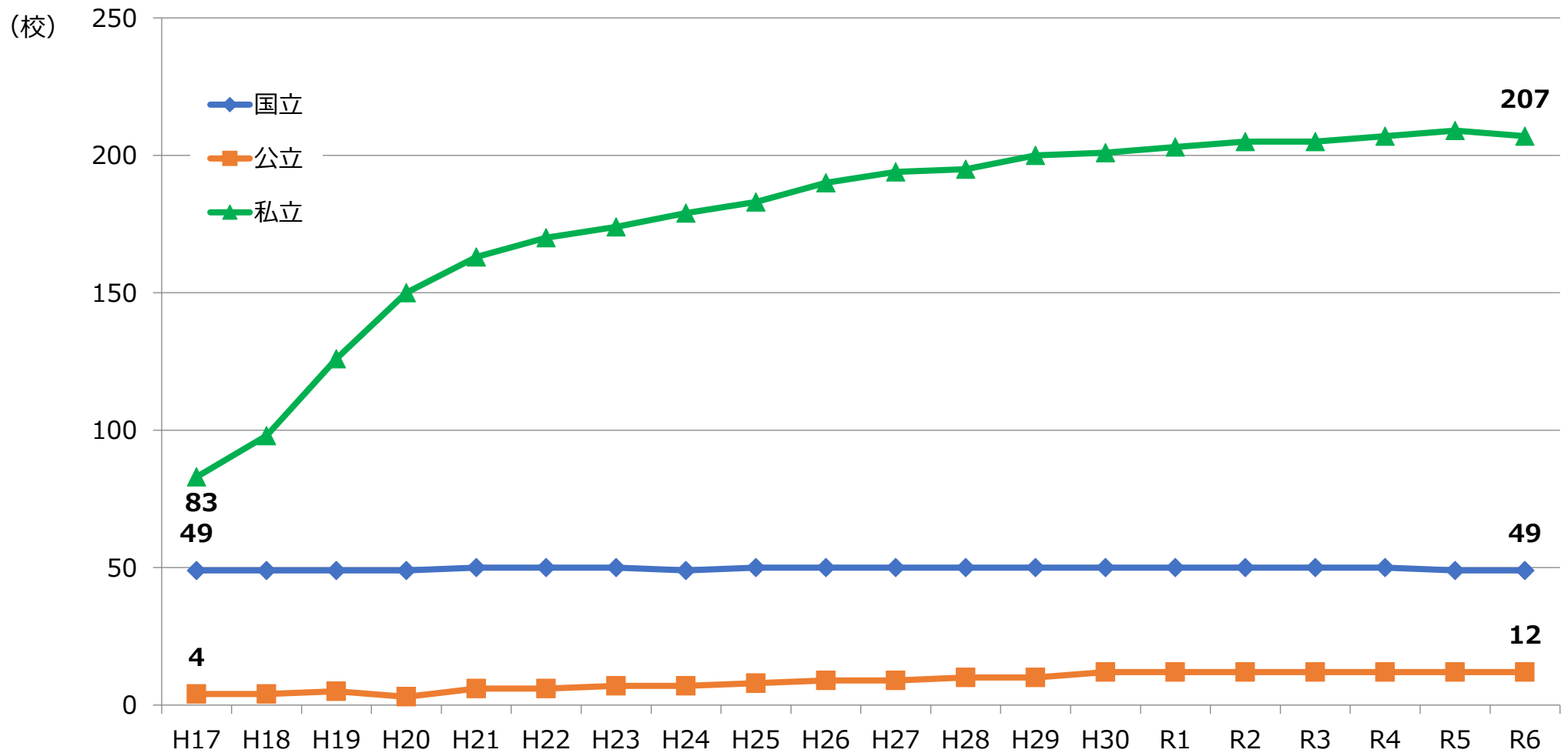
- ・不登校児童生徒の学習活動に対する支援する公立の教育施設

教職課程を有する大学数(令和6年4月1日現在)

区分		大学等数	教職課程を有する 大学等数		免許状の種類別の教職課程を有する大学数等						
					幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校教諭
大学	国立	82	76	92.7%	49	52	72	76	21	3	50
	公立	98	63	64.3%	12	5	45	51	18	20	7
	私立	607	460 (22)	75.8%	207 (13)	193 (13)	396 (16)	413 (17)	93 (4)	115	110 (6)
	計	787	599 (22)	76.1%	268 (13)	250 (13)	513 (16)	540 (17)	132 (4)	138	167 (6)
短期大学	国立	0	0	0.0%	0	0	0	－	0	0	0
	公立	15	8	53.3%	5	0	3	－	0	1	0
	私立	284	206 (6)	72.5%	190 (5)	20	29 (1)	－	10	35	1
	計	299	214 (6)	71.6%	195 (5)	20	32 (1)	－	10	36	1
合計		1086	813 (28)	74.9%	463 (18)	270 (13)	545 (17)	540 (17)	142 (4)	174	168 (6)

※括弧内の数値は、各欄における教職課程を有する大学等数のうち、通信教育課程を有する大学等数。32

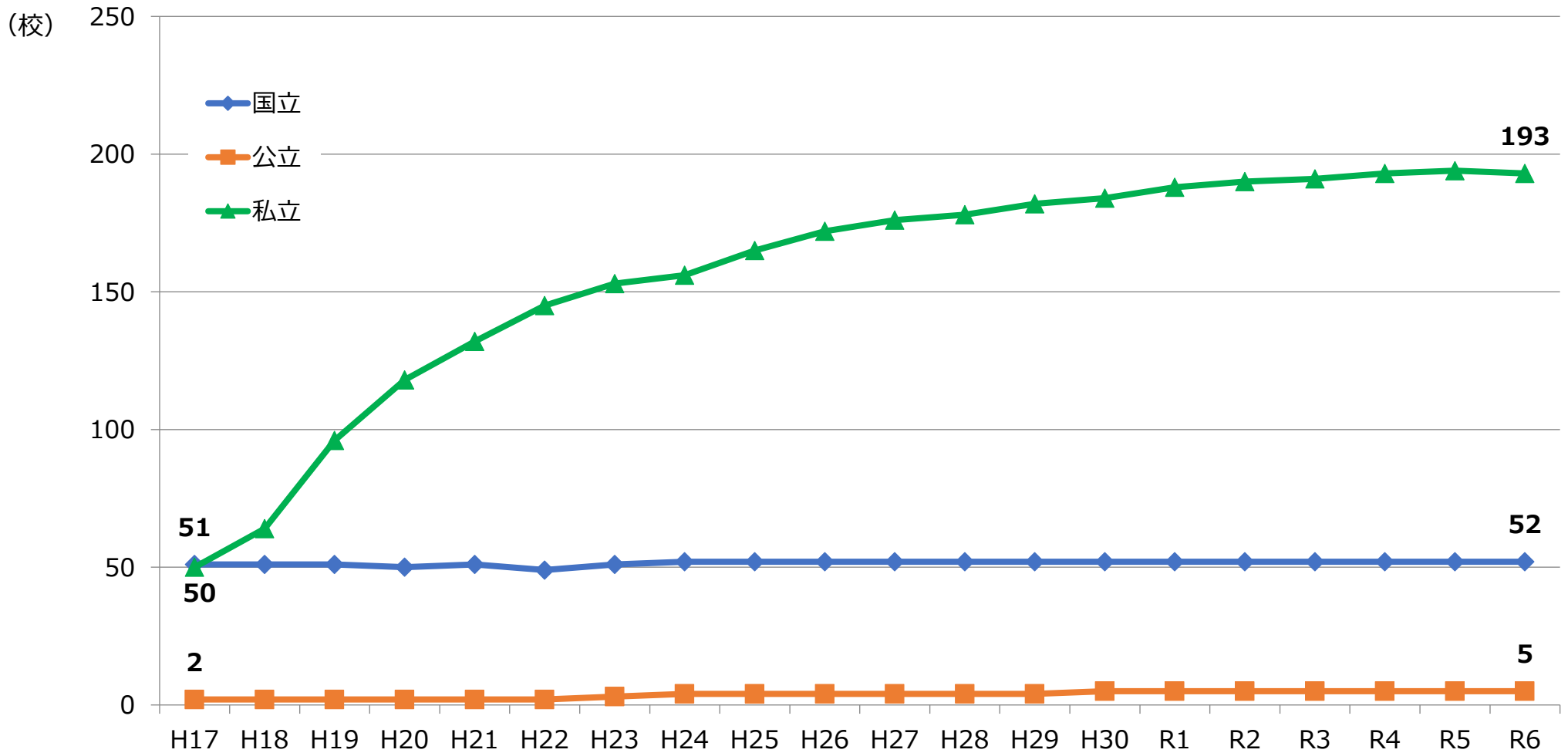
幼稚園教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



教員分野に係る大学等の設置又は
収容定員増に関する抑制方針の撤廃

出典：文部科学省初等中等教育局教育職員政策課調べ

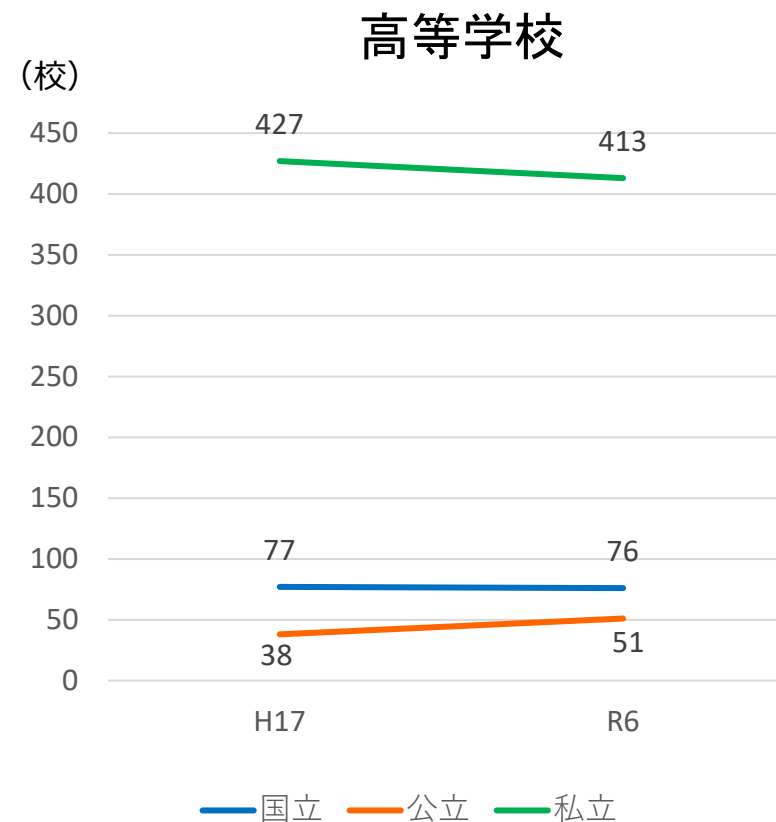
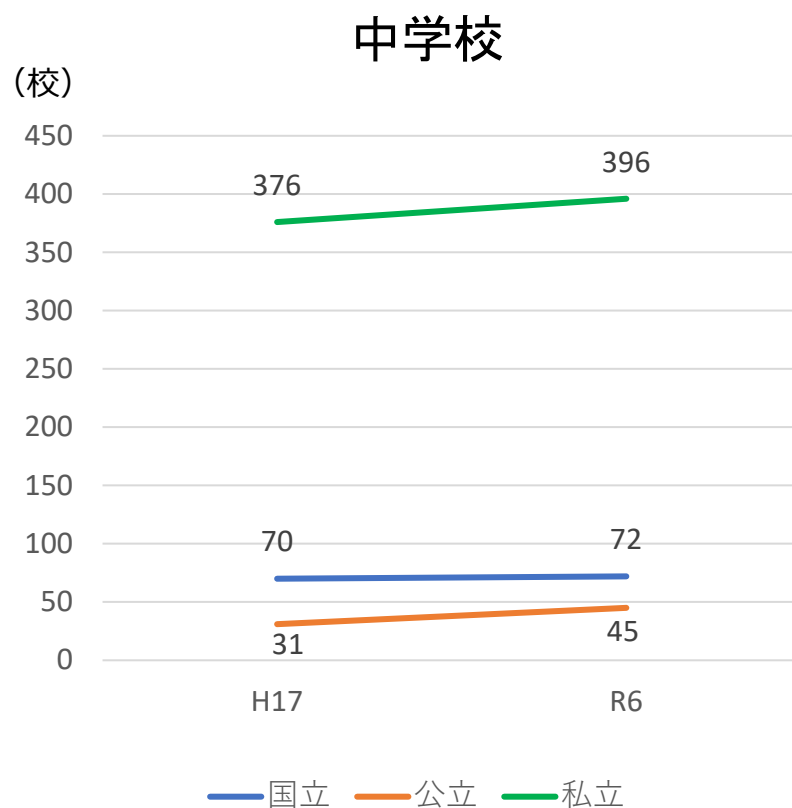
小学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



教員分野に係る大学等の設置又は
収容定員増に関する抑制方針の撤廃

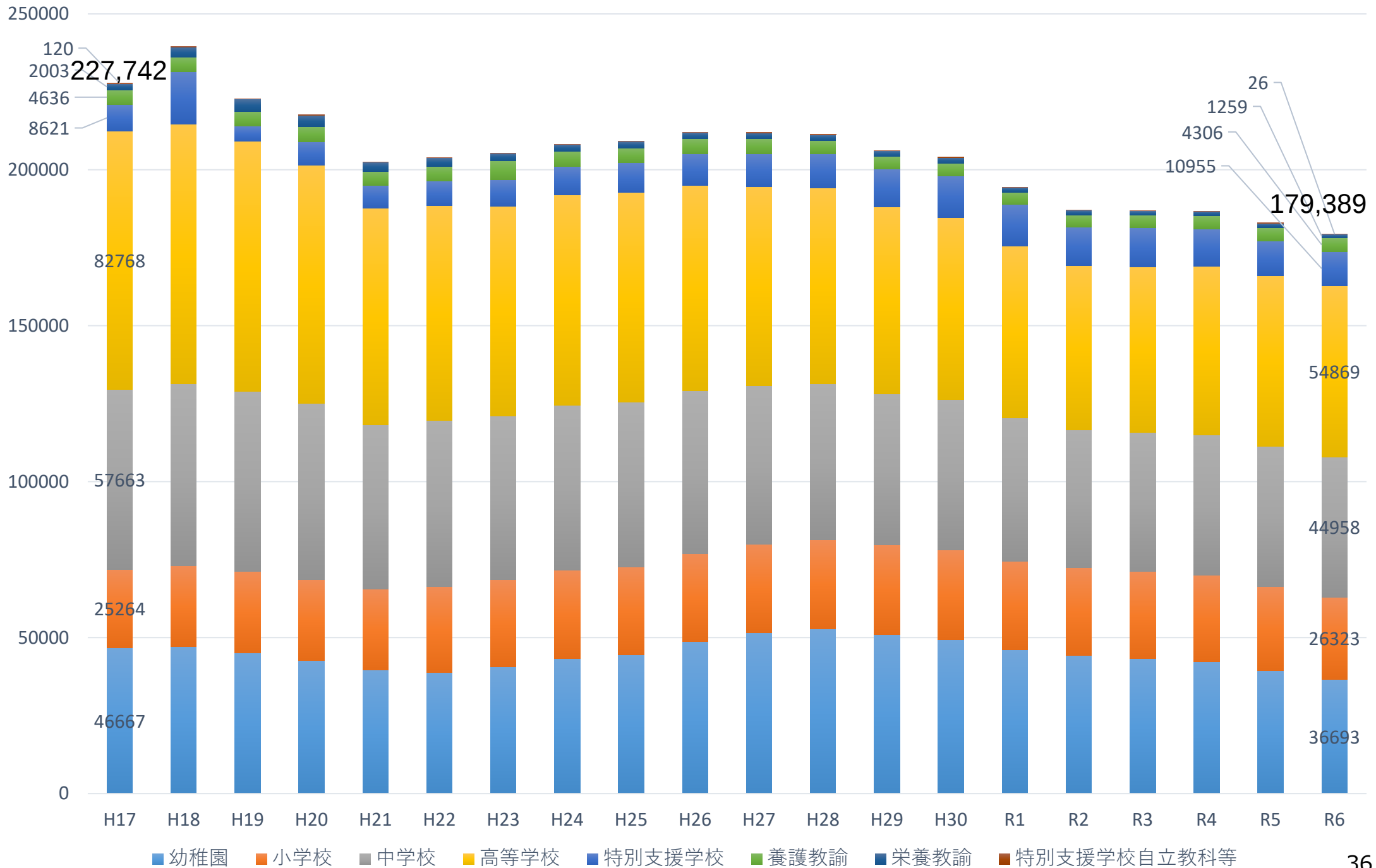
出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

中学校及び高等学校教諭一種免許状の認定課程を有する大学数の推移



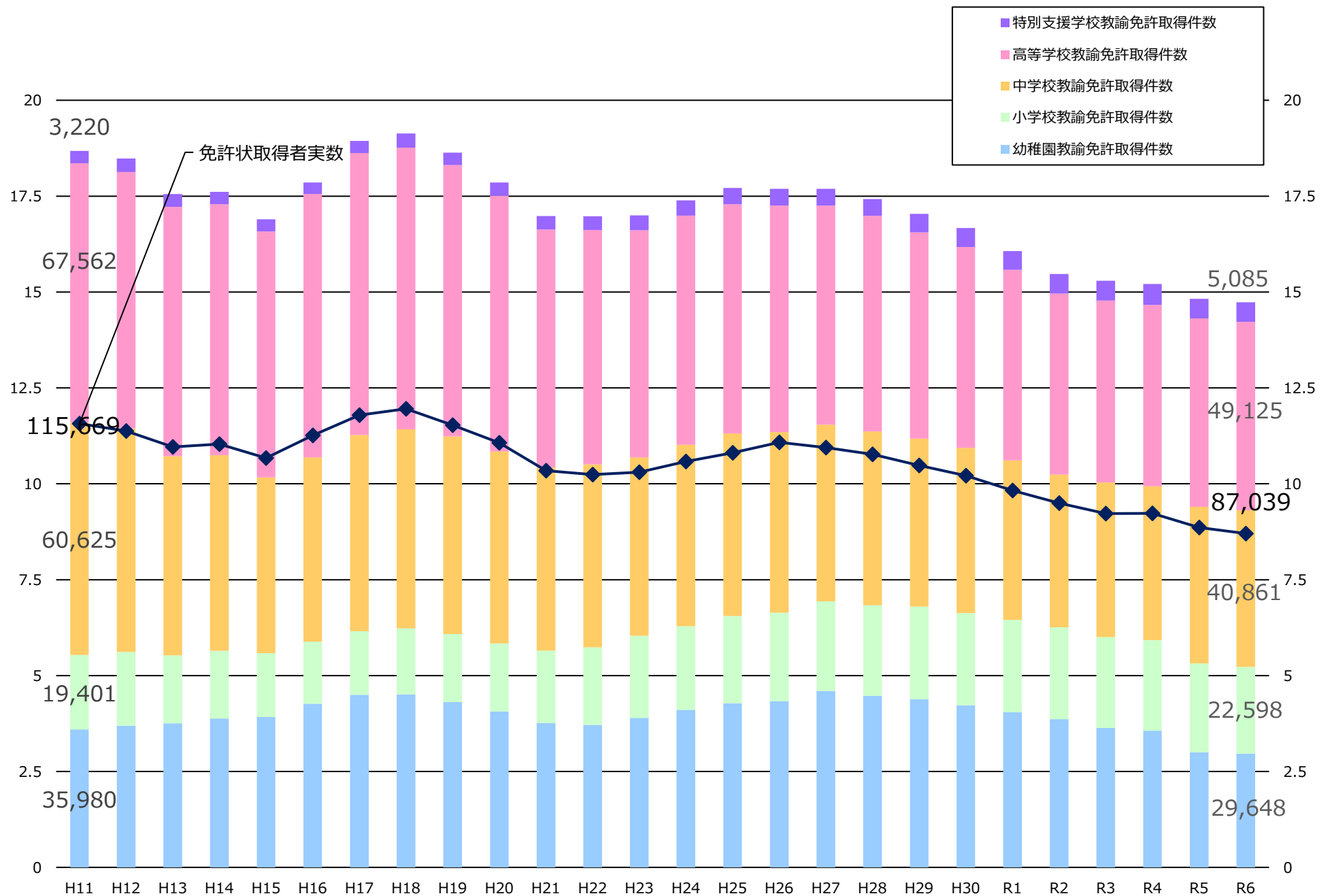
出典：文部科学省初等中等教育局教育職員政策課調べ

普通免許状授与件数の推移

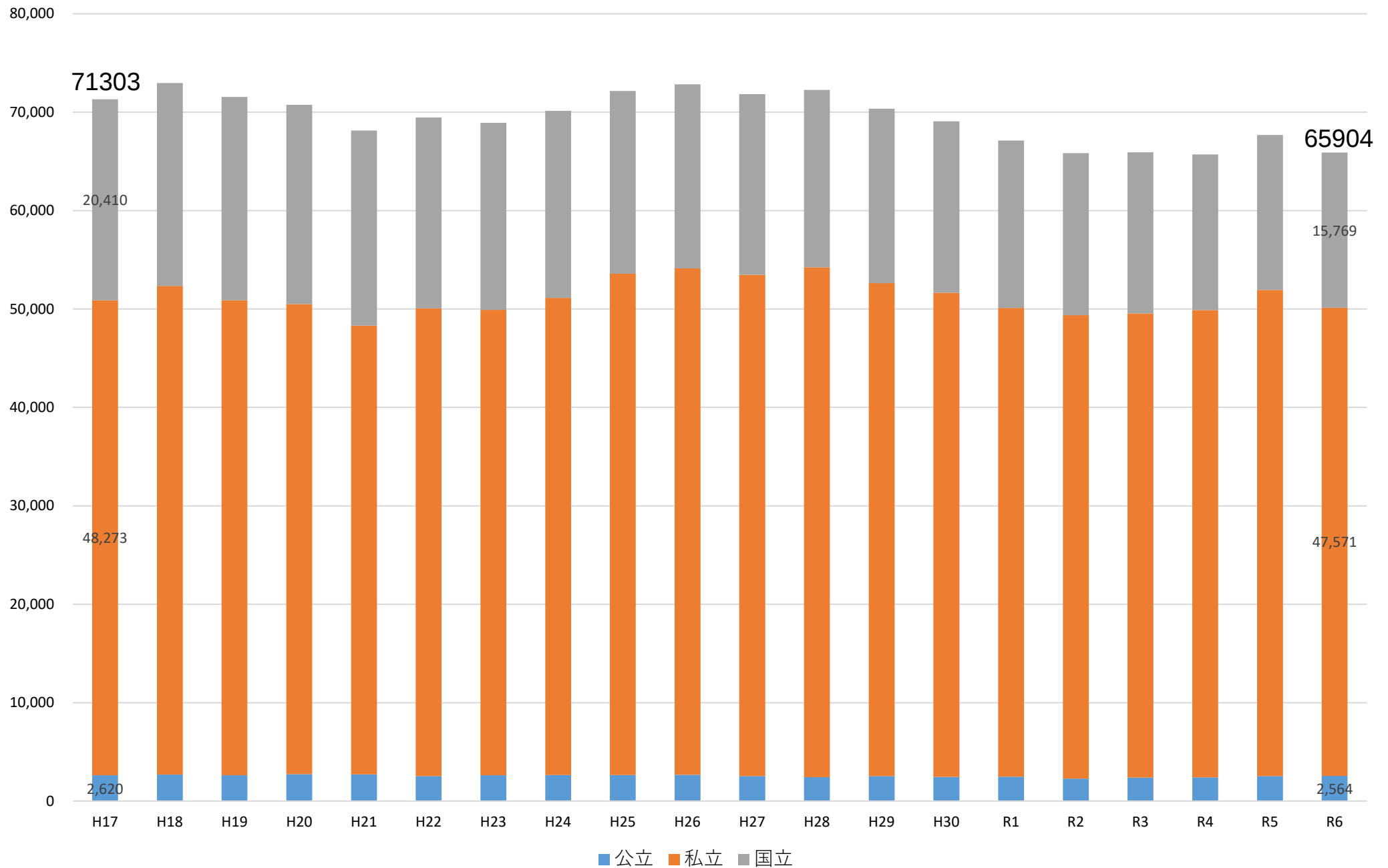


文部科学省「教員免許状授与件数等調査」より作成

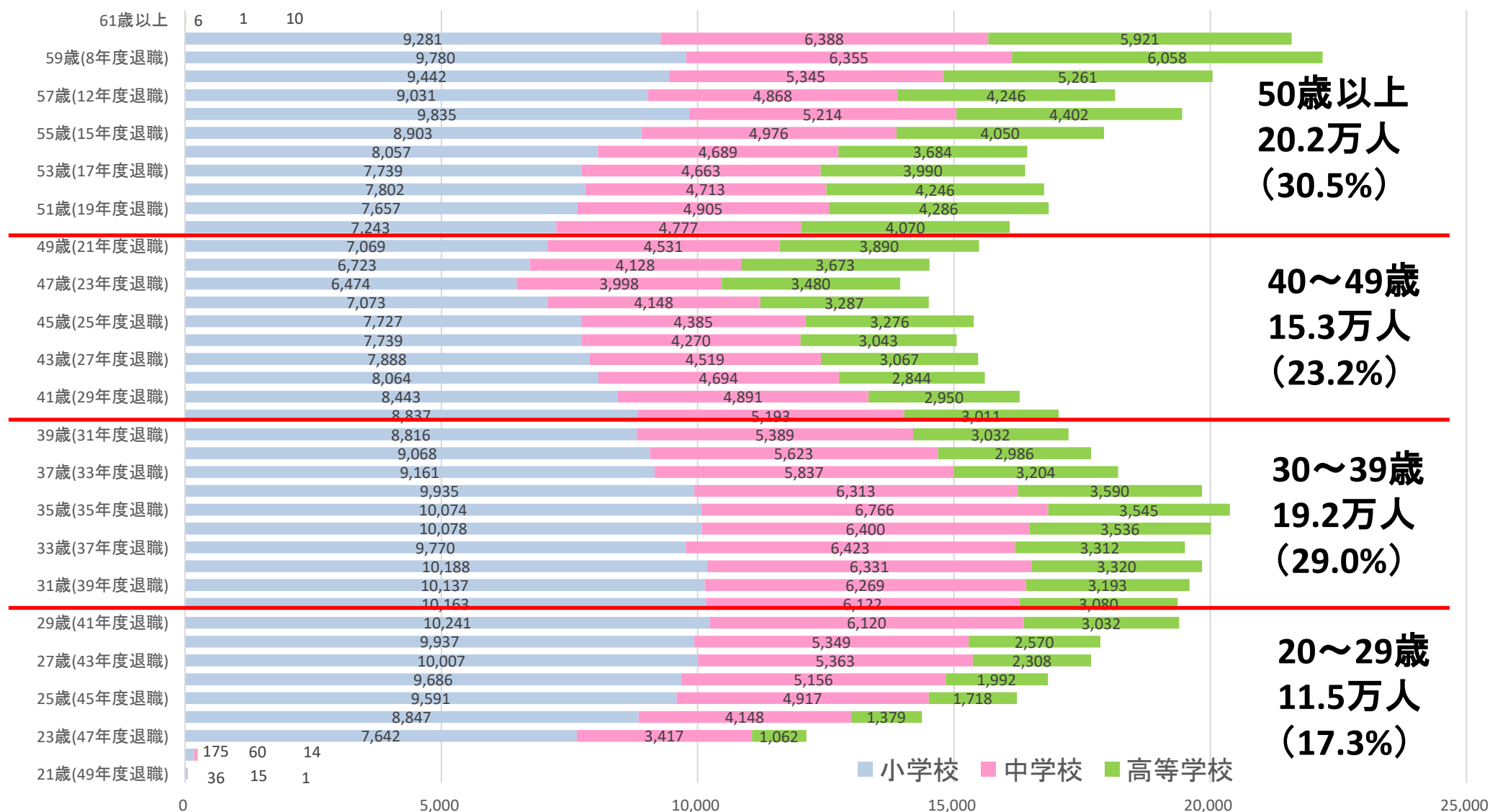
教職課程を有する大学等における免許状取得状況



四年制大学における教員免許状取得者実数の推移



公立学校年齢別教員数(令和5年度)



50歳以上
20.2万人
(30.5%)

40～49歳
15.3万人
(23.2%)

30～39歳
19.2万人
(29.0%)

20～29歳
11.5万人
(17.3%)

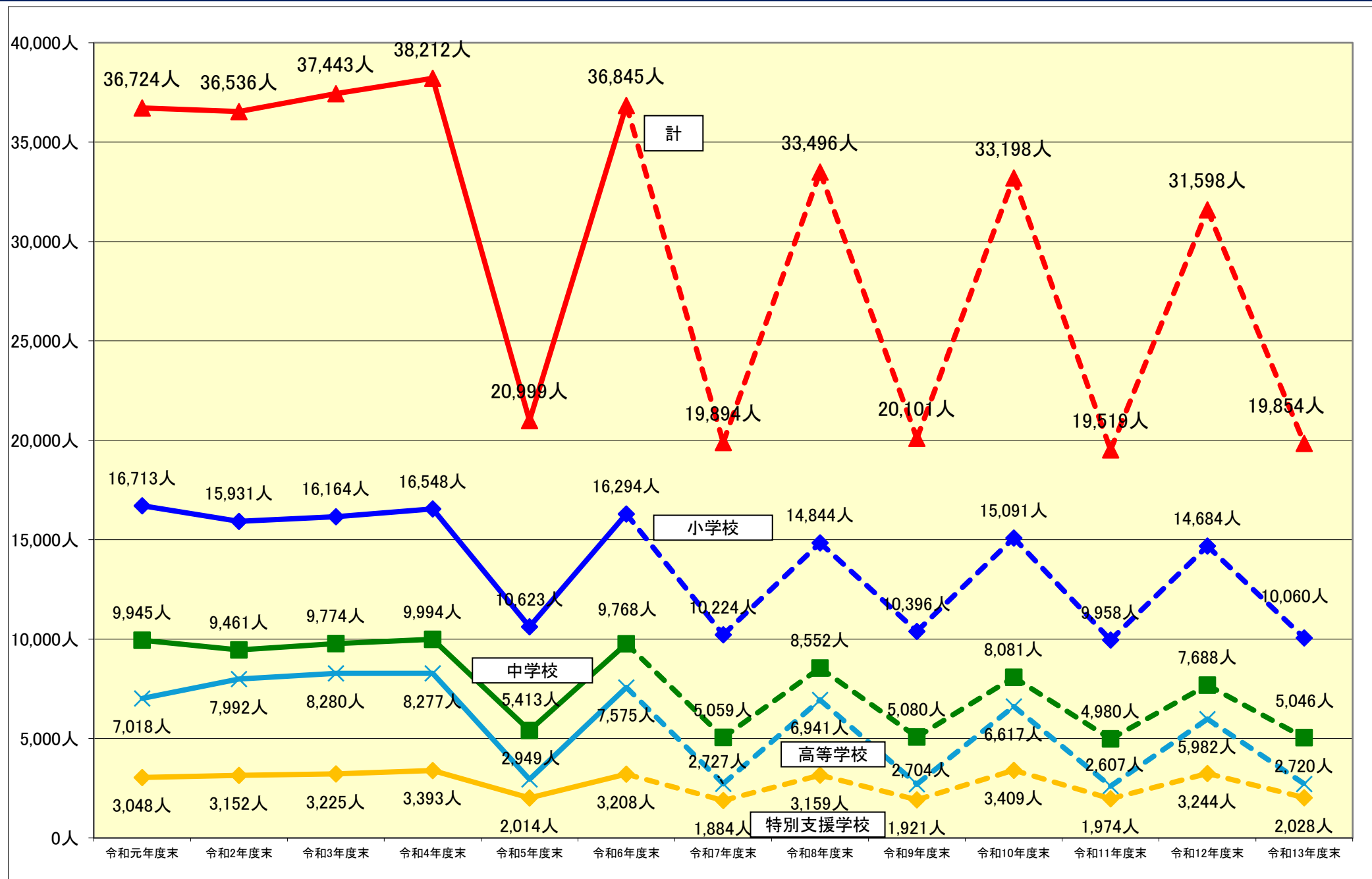
	合計	平均年齢		合計	平均年齢
【小学校】	334,365人	40.9歳	【高校】	129,619人	44.3歳
【中学校】	197,669人	41.2歳	【合計】	661,653人	41.7歳

(出典) 文部科学省調べ

(注1) 令和5年5月1日現在で在職する正規教員の数(校長, 副校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 助教諭, 講師(非常勤講師を除く。))

(注2) 年齢は、令和5年度末時点

公立学校教員の退職者数の推移（令和元年度末～令和13年度末）



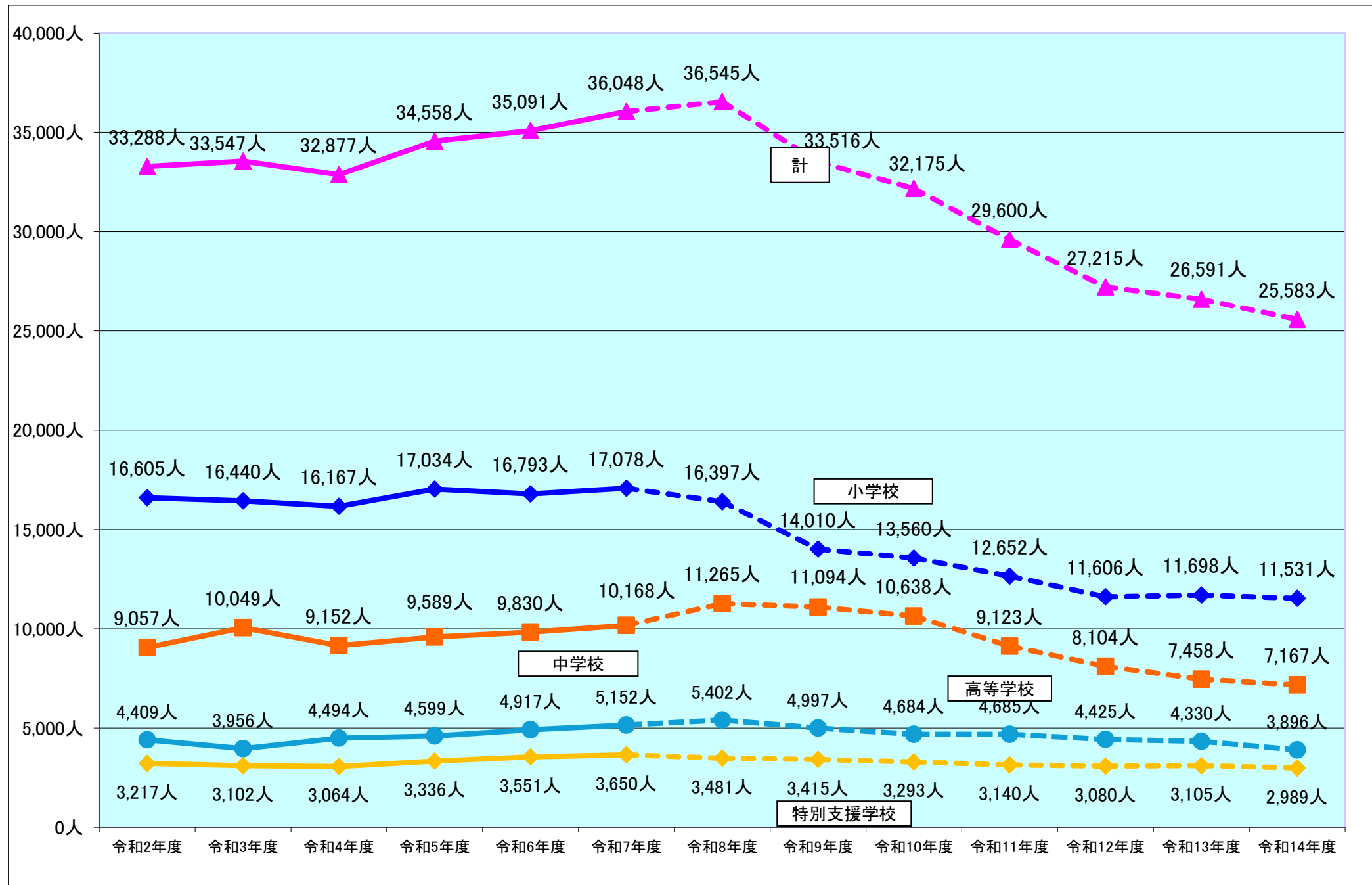
（出典）令和6年度末までは、都道府県の実績の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）

令和7年度末以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）

※幼稚部のみ設置する特別支援学校、養護教諭等を除く。

※令和5年度末以降については、地方公務員の定年引上げに伴い、原則として定年退職者が2年に1度しか生じないため、隔年で退職者数が減となる。

公立学校教員の採用者数の推移（令和2年度～令和14年度）

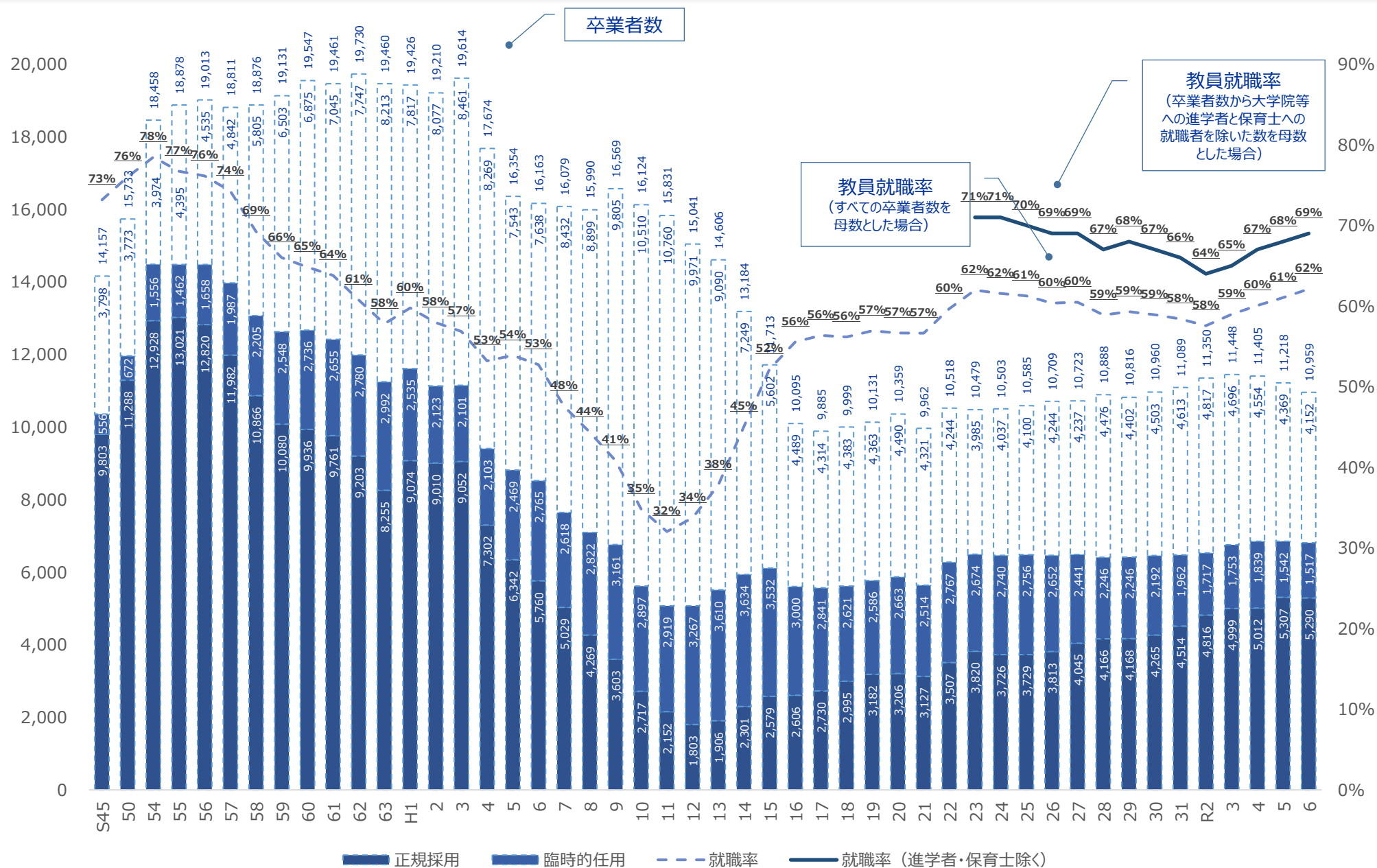


（出典）令和7年度までは、「公立学校教員採用選考試験の実施状況」（文部科学省調べ）

令和8年度以降は、都道府県の推計の積み上げ（初等中等教育局財務課調べ）

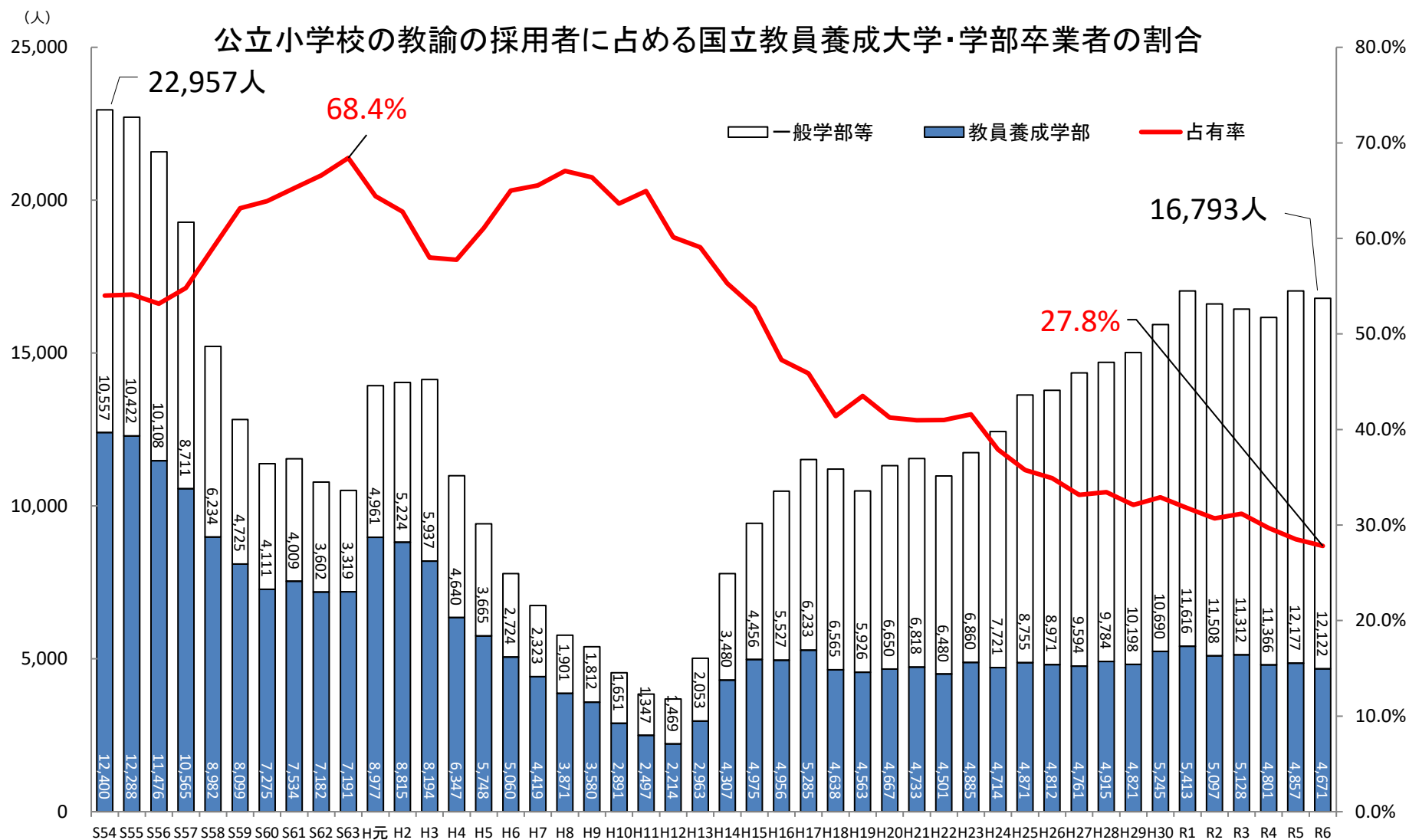
※幼稚部のみ設置する特別支援学校、養護教諭等を除く。

国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職状況の推移



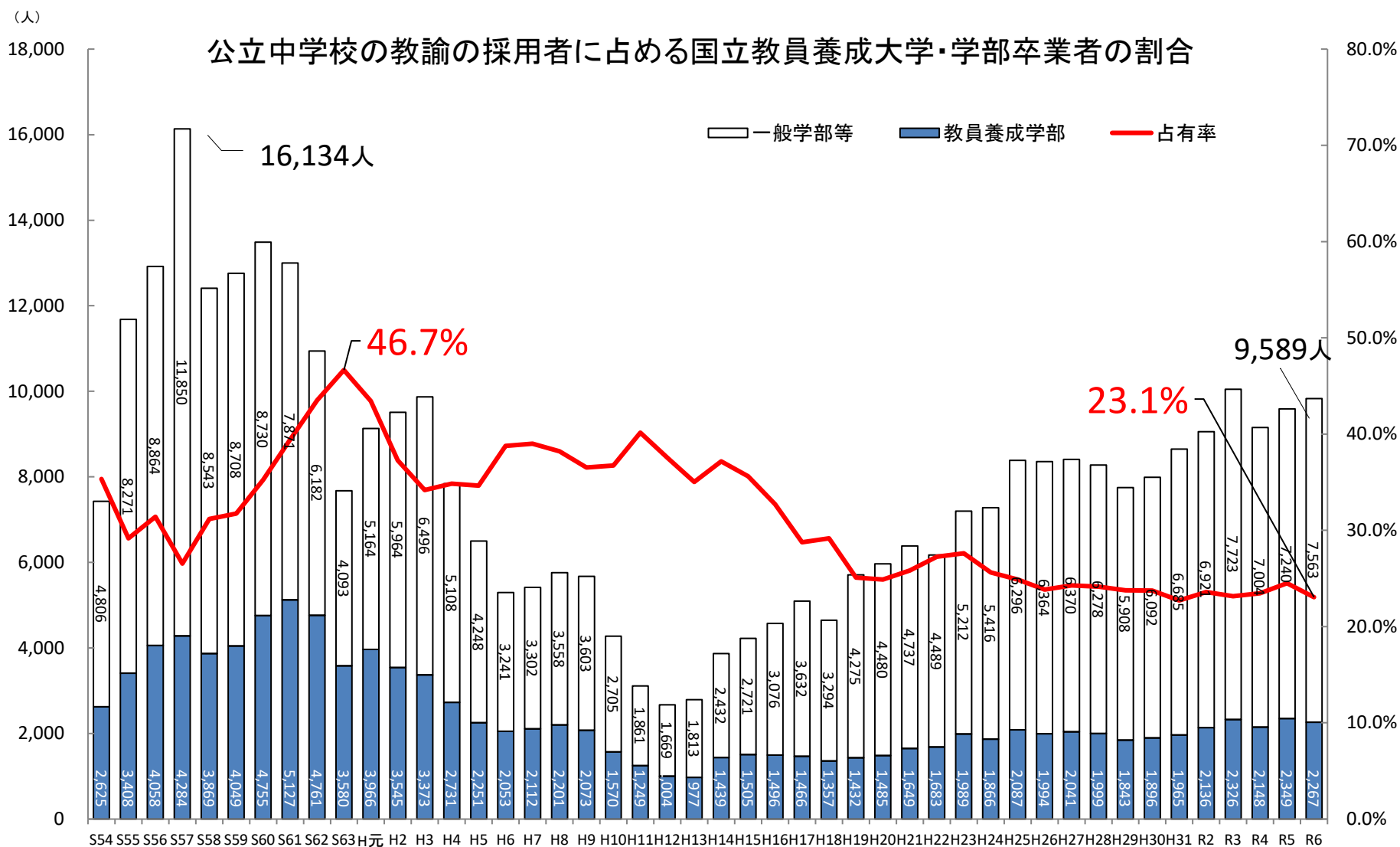
出典：文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

公立小学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合



出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

公立中学校採用者に占める国立教員養成大学・学部卒業者の割合

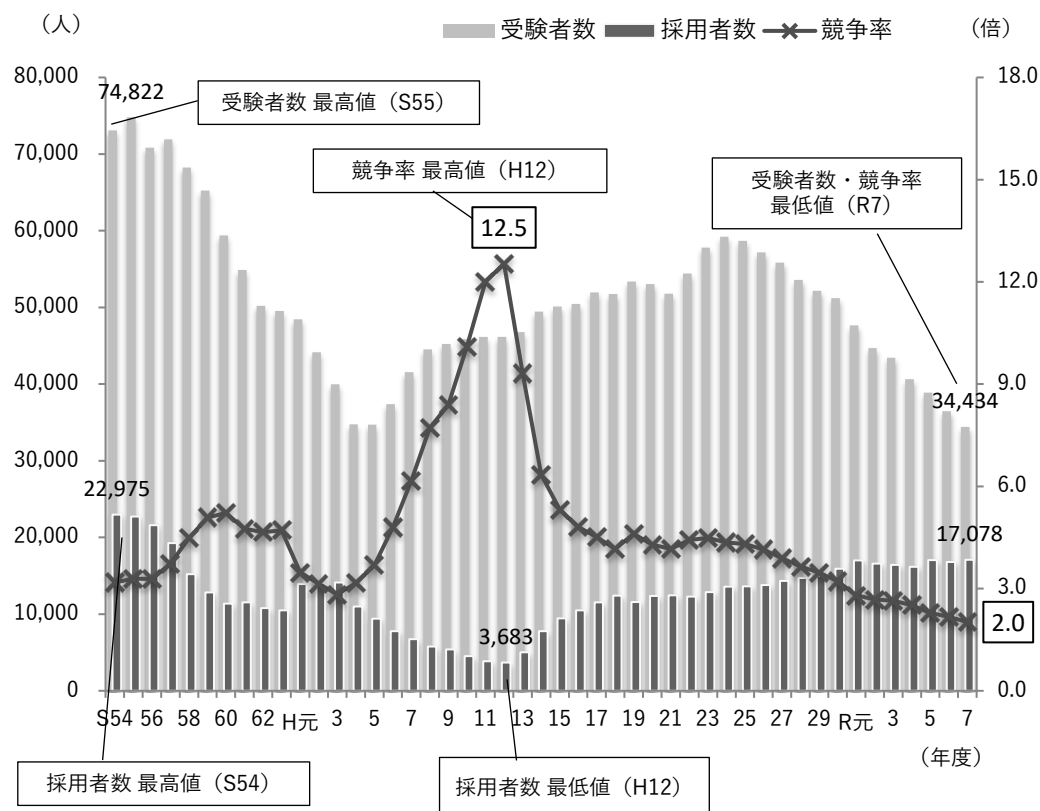


出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況」

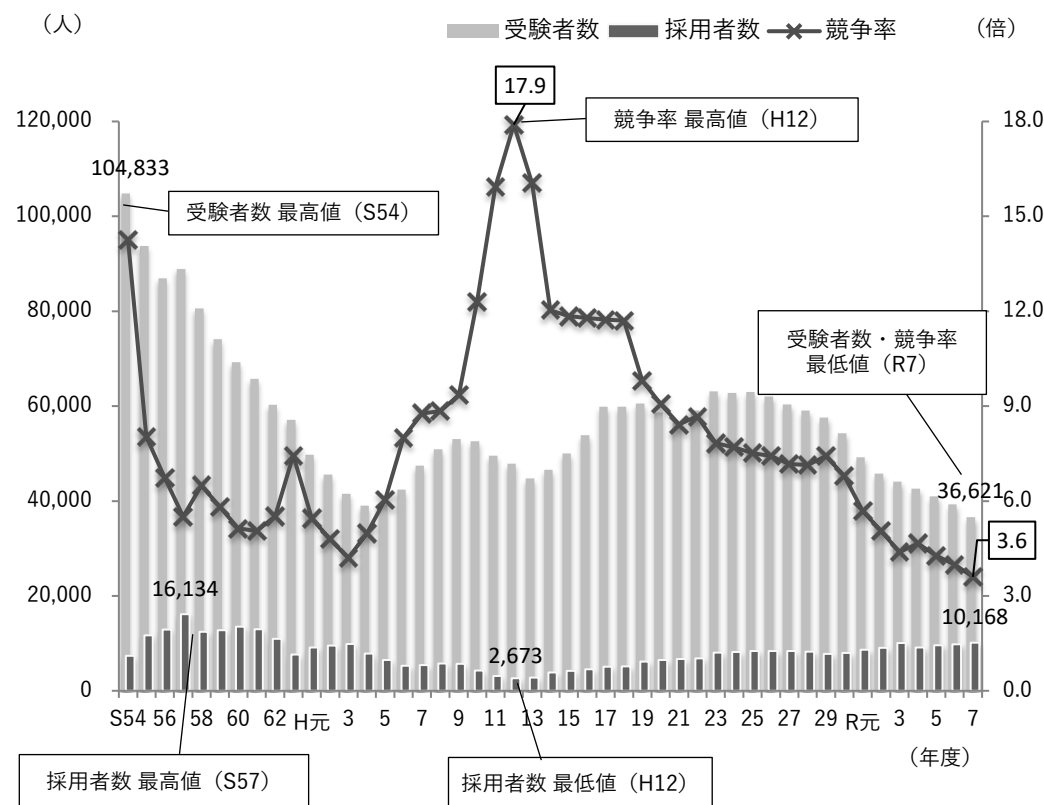
公立学校教員採用選考試験の実施状況—小学校・中学校

- ✓ 令和7年度(令和6年度実施)における小学校の競争率(採用倍率)は、2.0倍(過去最低)で、前年度の2.2倍から低下
 - ・ 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和7年度は採用者数が平成12年度の4倍以上の17,078人であり、これは昭和58年度以降、最多となっている。
 - ・ 受験者数は34,434人で、前年度に比較して2,025人減少(うち 新卒572人減少、既卒1,453人減少)。
- ✓ 令和7年度(令和6年度実施)における中学校の競争率(採用倍率)は、3.6倍(過去最低)で、前年度の4.0倍から低下
 - ・ 採用者数は10,168人で、前年度に比較して338人増加。
 - ・ 受験者数は36,621人で、前年度に比較して2,652人減少(うち 新卒62人減少、既卒2,590人減少)。

小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



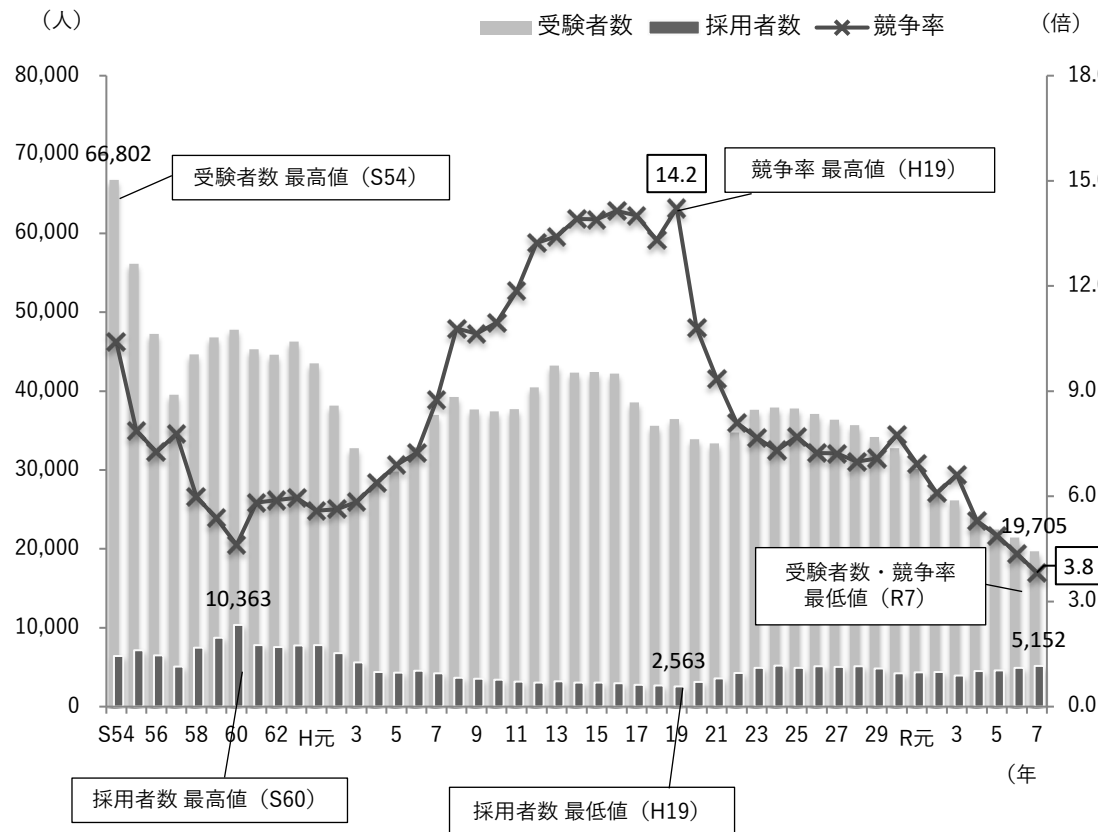
中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



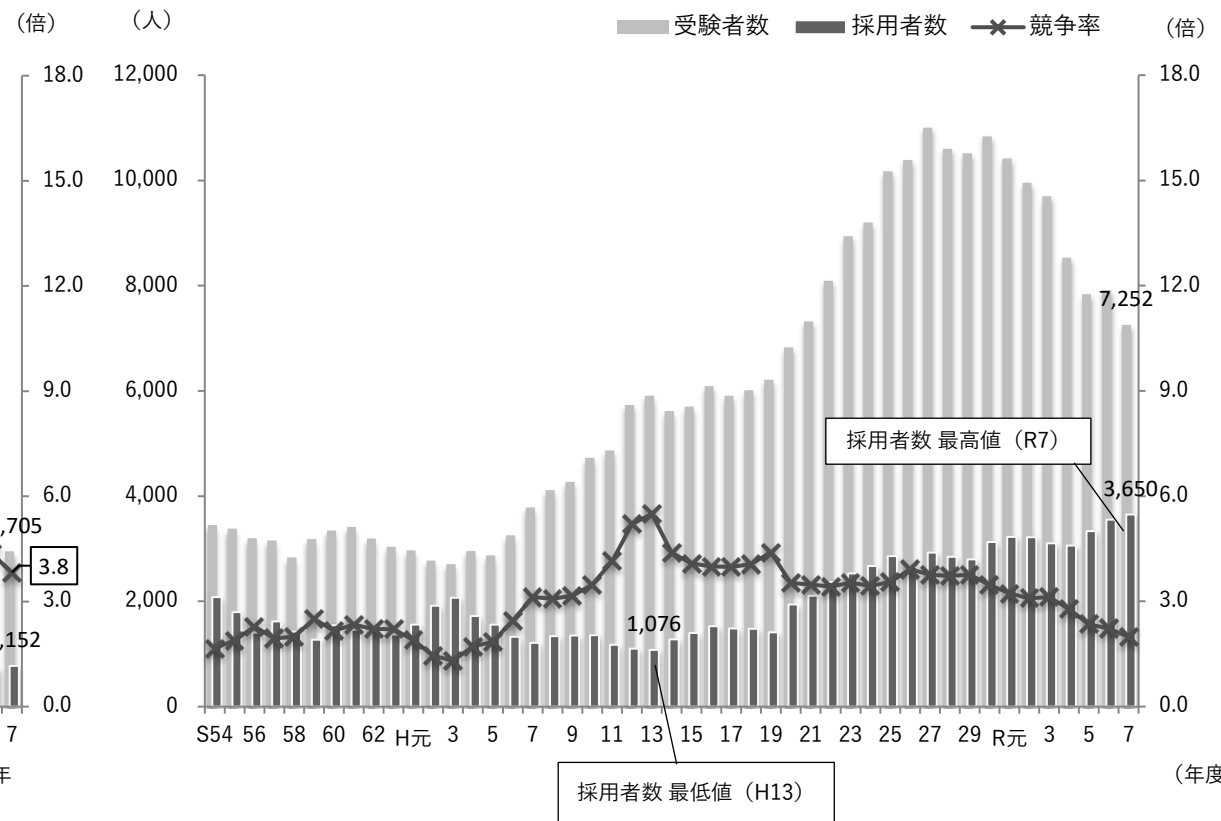
公立学校教員採用選考試験の実施状況—高等学校・特別支援学校

- ✓ 令和7年度(令和6年度実施)における高等学校の競争率(採用倍率)は、3.8倍で、前年度の4.4倍から低下
 - 採用者数は、5,152人で、前年度に比較して235人増加
 - 受験者数は、19,705人で、前年度に比較して1,717人減少(うち 新卒202人減少、既卒1,515人減少)
- ✓ 令和7年度(令和6年度実施)における特別支援学校の競争率(採用倍率)は、2.0倍で、前年度の2.2倍から低下
 - 採用者数は、3,650人で、前年度に比較して99人増加
 - 受験者数は、7,252人で、前年度に比較して666人減少。ただし、受験者数は、特別支援学校の区分で選考を実施している自治体の合計であることに留意。

高等学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

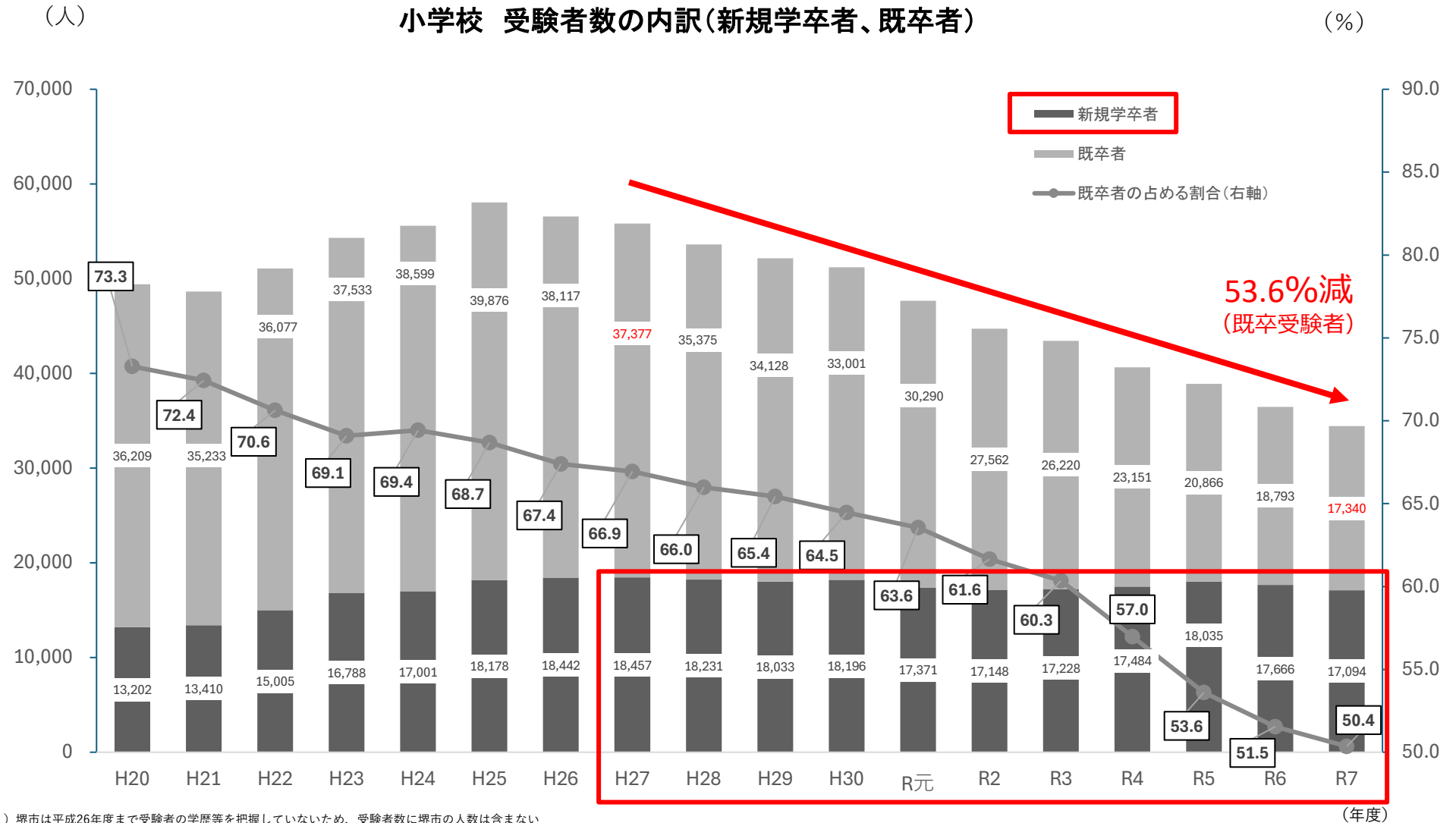


特別支援学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



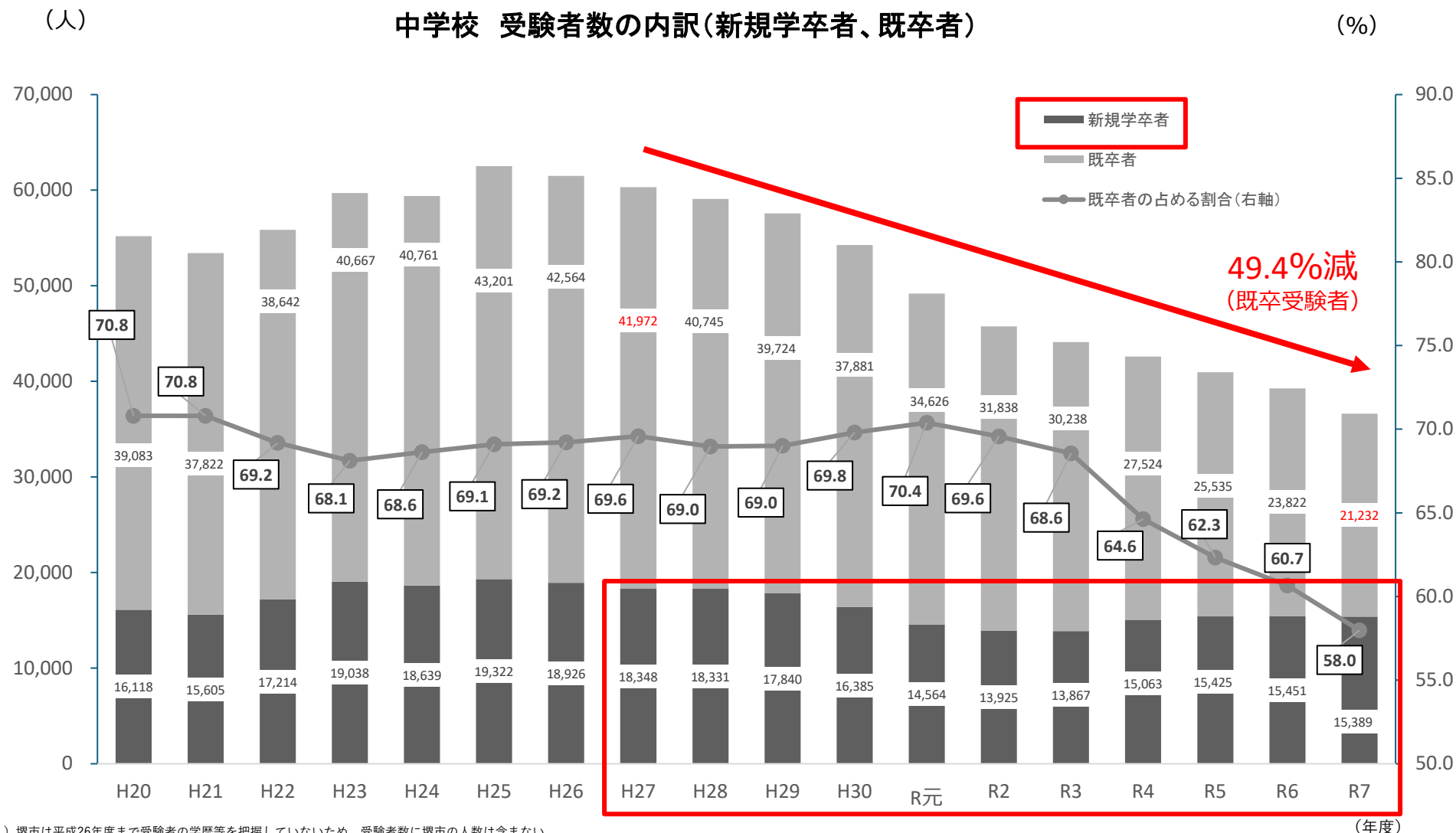
公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

- 小学校については、新規学卒者は昨年度よりも減少したが中長期的にはほぼ横ばいである一方、既卒の受験者が引き続き大きく減少している。
- 対前年度比で、新卒受験者は3.2%(572人)減に対し、既卒受験者は7.7%(1,453人)減。既卒受験者は、10年間で53.6%減。



公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

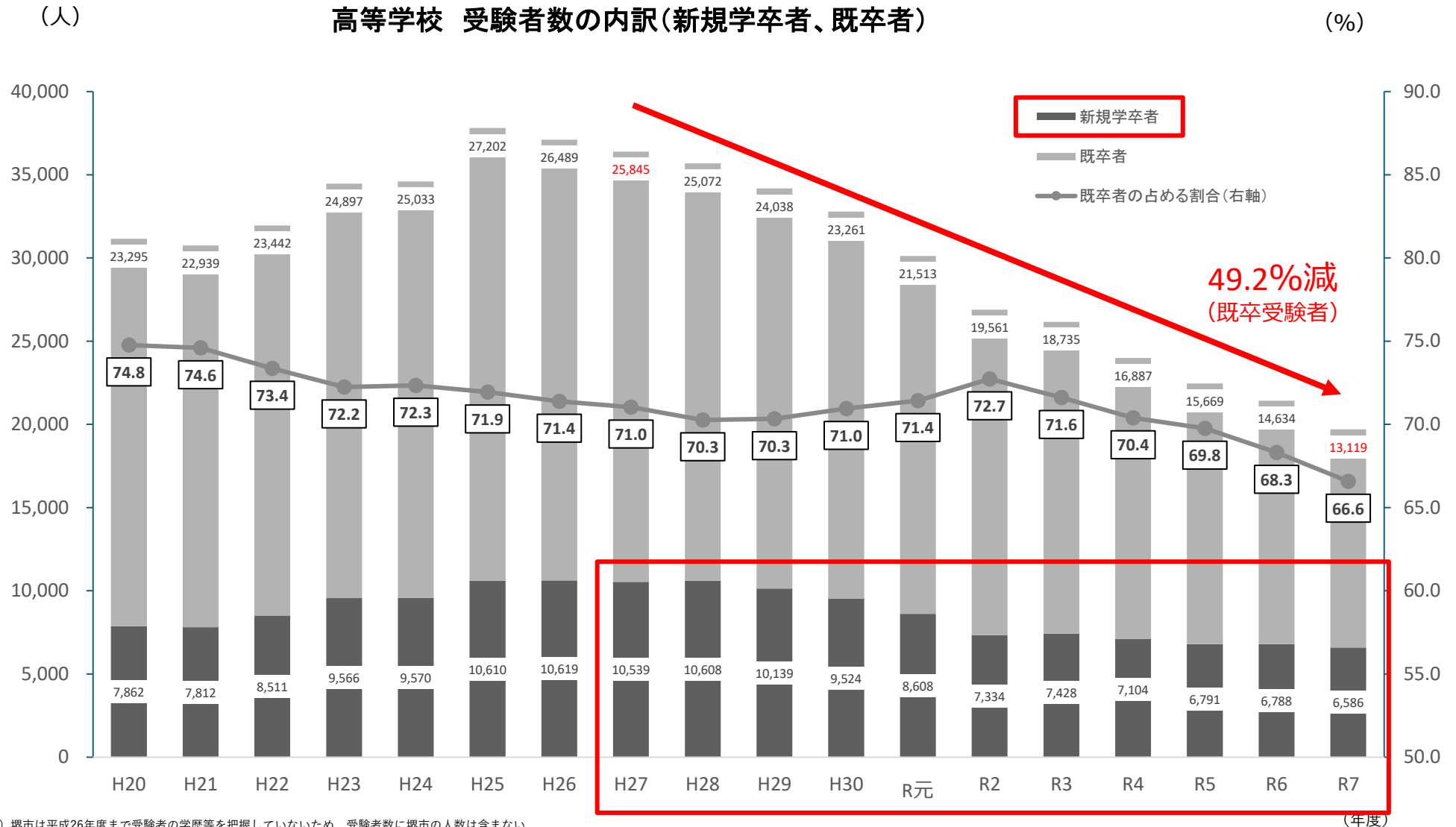
- 中学校についても、既卒者が引き続き大きく減少している。中長期的には、小学校と比べて、新規学卒者が減少傾向にあるが、令和3年度以降は回復傾向が見られる。
- 対前年度比で、新卒受験者は0.4%(62人)減に対し、既卒受験者は、10.9%(2,590人)減。既卒受験者は、10年間で49.4%減。



(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない
 (注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

- 高等学校についても昨年度に引き続き、新規学卒者・既卒者ともに減少している。中長期的には、小学校と比べて、新規学卒者が減少傾向にある。
- 対前年度比で、新卒受験者は3.0%(202人)減に対し、既卒受験者は、10.4%(1,515人)減。既卒受験者は、10年間で49.2%減。

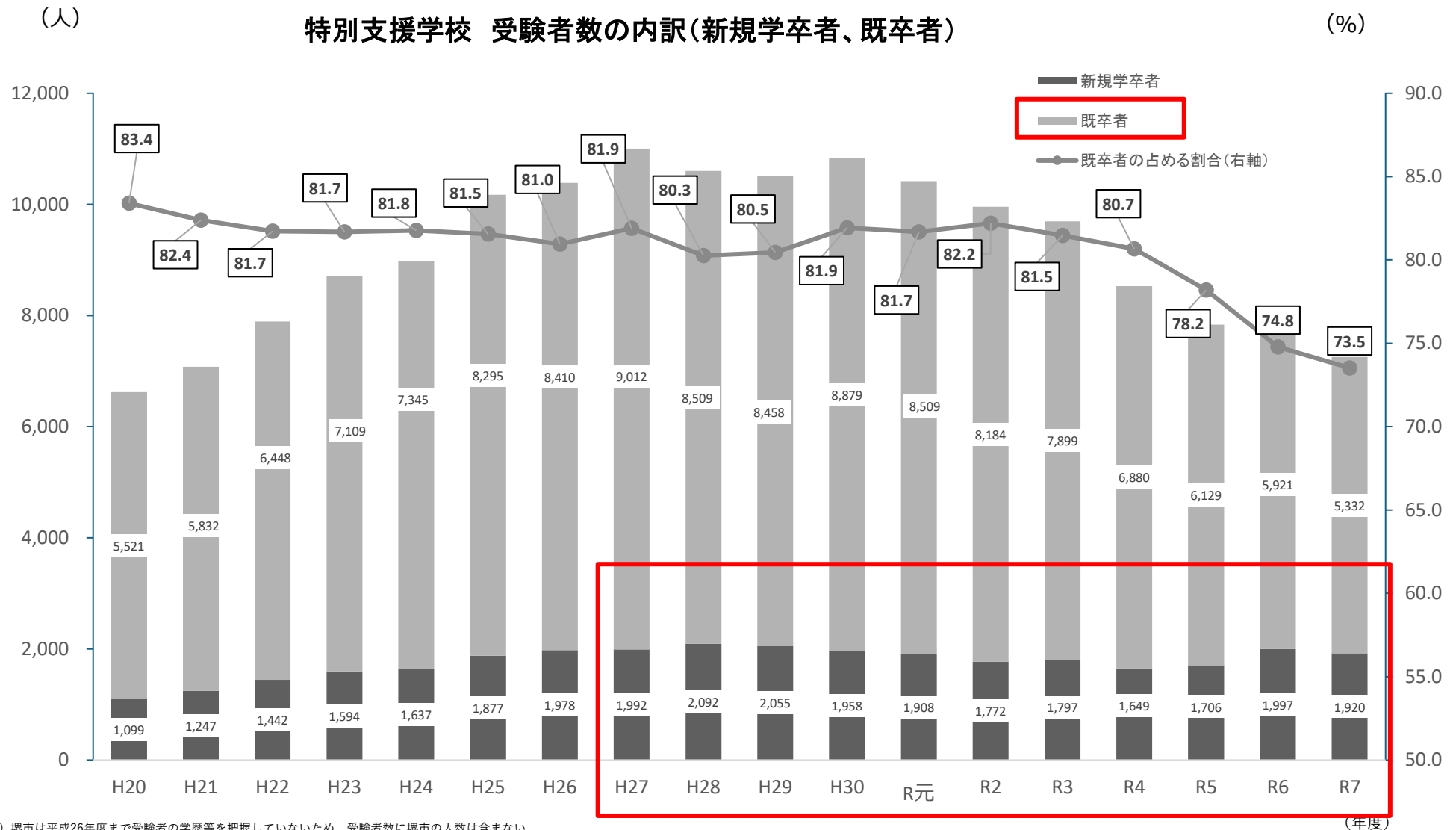


(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

公立学校教員採用選考試験の受験者数の内訳

- 特別支援学校については、新規学卒者は中長期的にはほぼ横ばいである一方、既卒者の受験者が引き続き減少している。
- 対前年度比で、新卒受験者は3.9%(77人)減に対し、既卒受験者は、10.0%(589人)減。
- ただし、受験者数は、特別支援学校の区分で選考を実施している自治体の合計であることに留意。



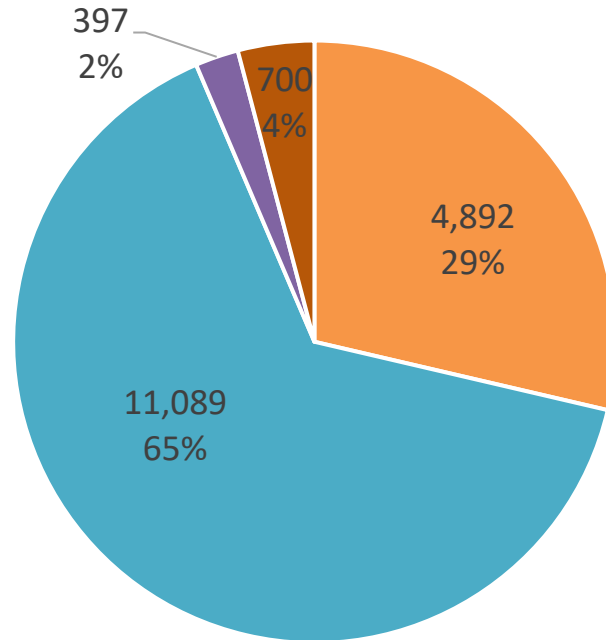
(注1) 堺市は平成26年度まで受験者の学歴等を把握していないため、受験者数に堺市の人数は含まない

(注2) 大阪府は平成24年度まで受験者・採用者の学歴等を把握していないため、受験者数・採用者数に大阪府の人数は含まない

公立学校教員採用選考試験における採用者の学歴別内訳

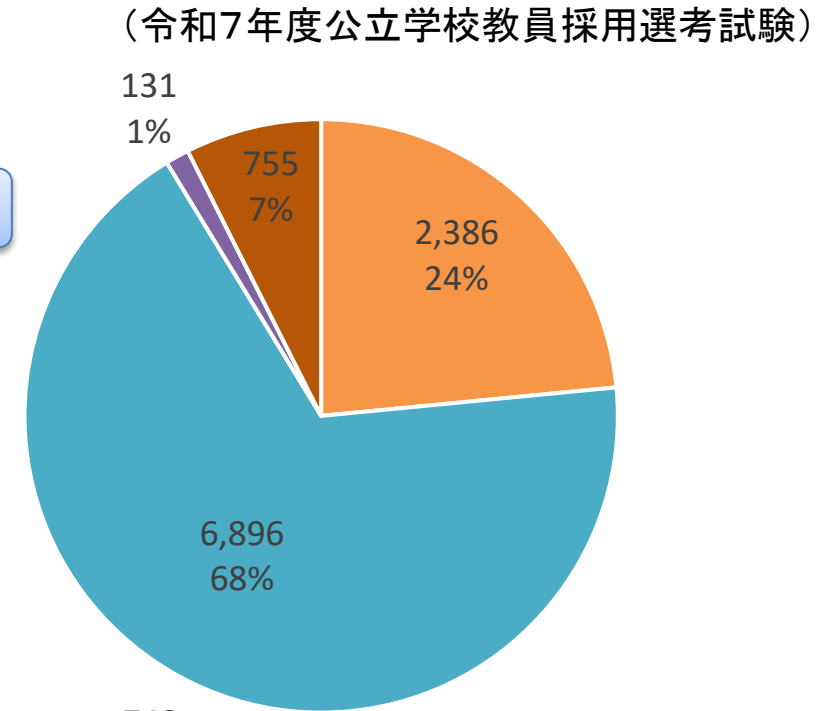
■ 国立教員養成大学・学部 ■ 一般大学・学部 ■ 短期大学 ■ 大学院

小学校



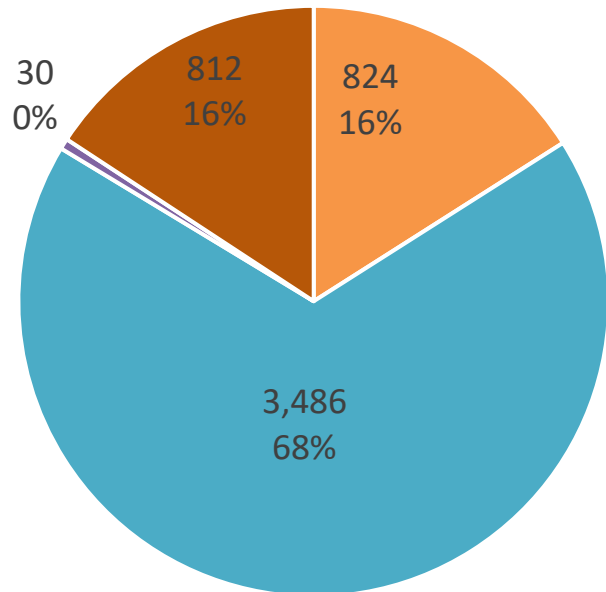
計：17,078人

中学校



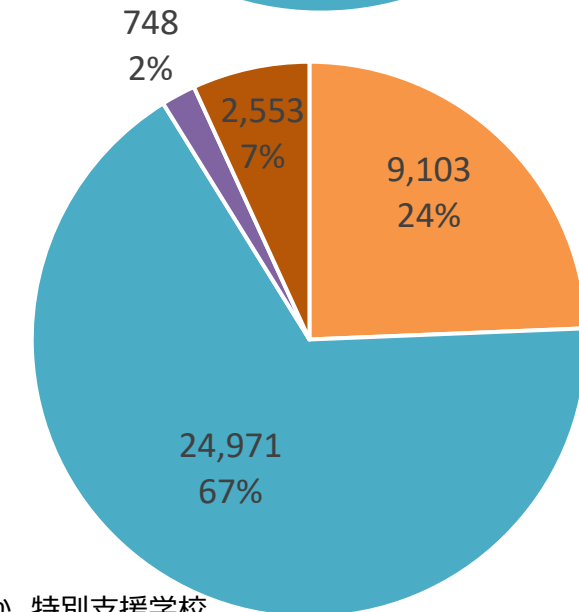
計：10,168人

高等学校



計：5,152人

計



計：37,375人

※小・中・高等学校のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。

(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

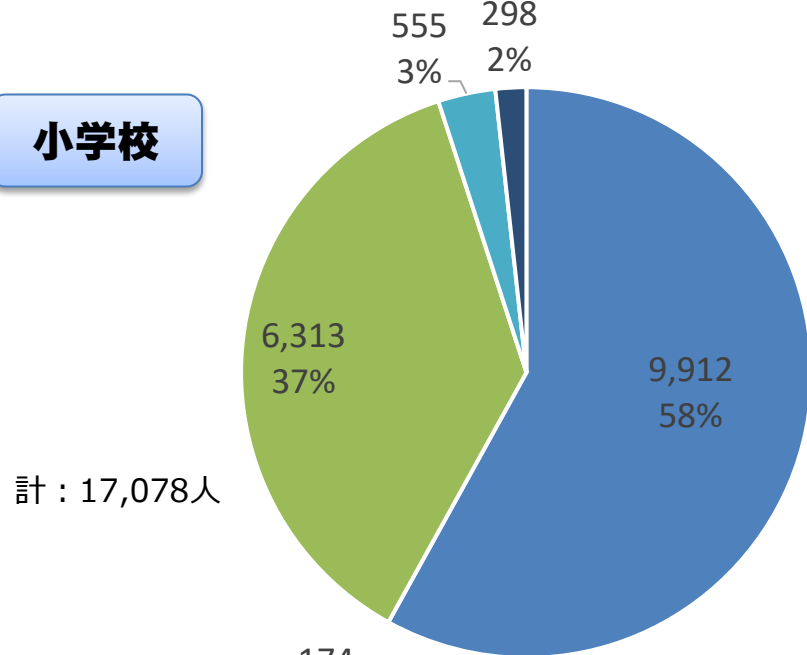
(注1) 「国立教員養成大学・学部」とは、国立の教員養成大学・学部出身者をいう。

(注2) 「短期大学等」には、短期大学のほか、指定教員養成機関、高等専門学校、高等学校、専修学校等出身者を含む。

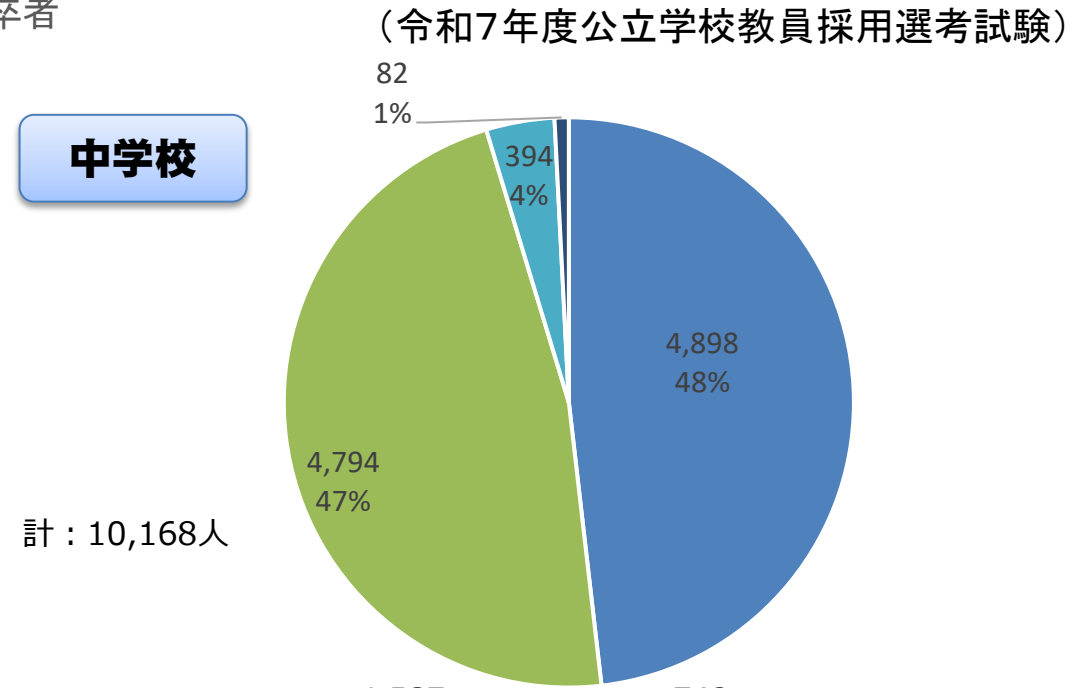
公立学校教員採用選考試験における採用者の採用前状況別内訳

■ 新規学卒者 ■ 教職経験者 ■ 民間企業等勤務経験者 ■ その他既卒者

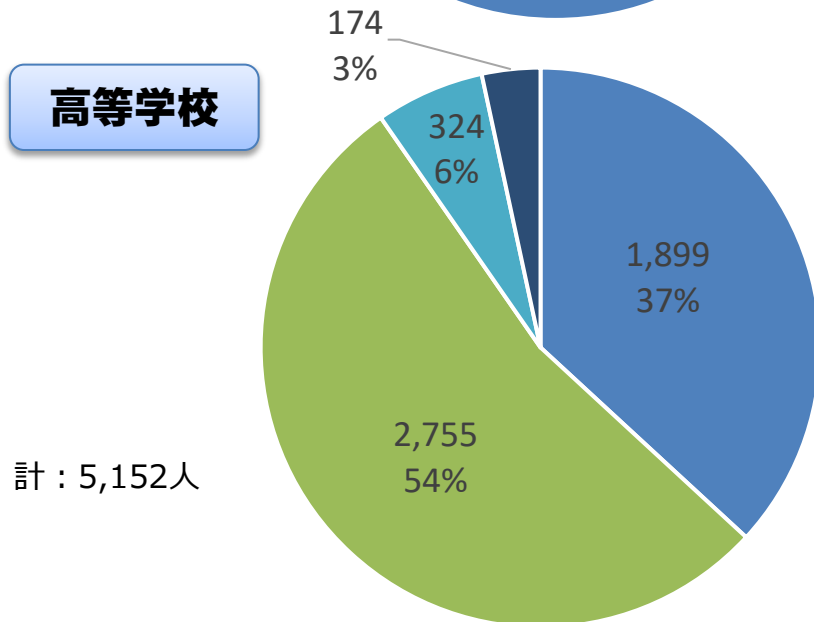
小学校



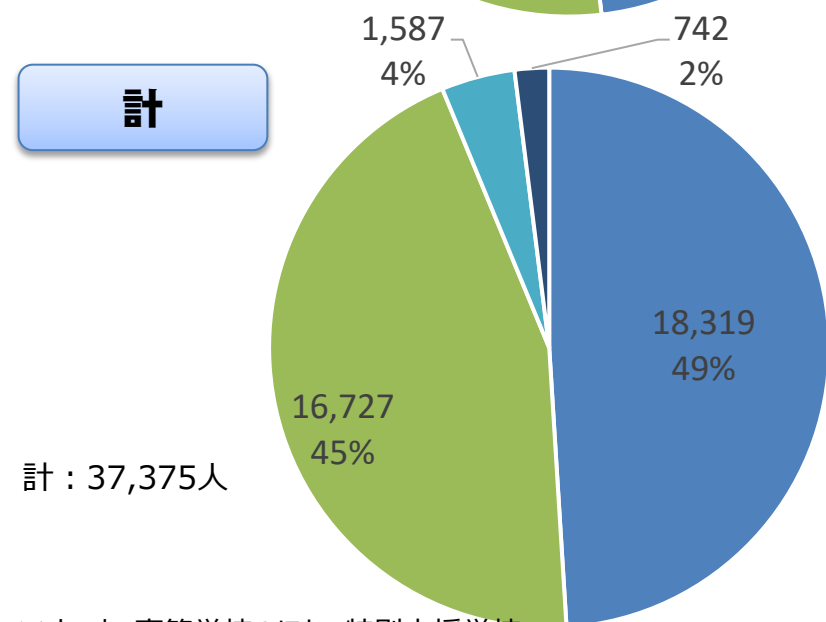
中学校



高等学校



計



※小・中・高等学校のほか、特別支援学校、養護教諭、栄養教諭を含む。

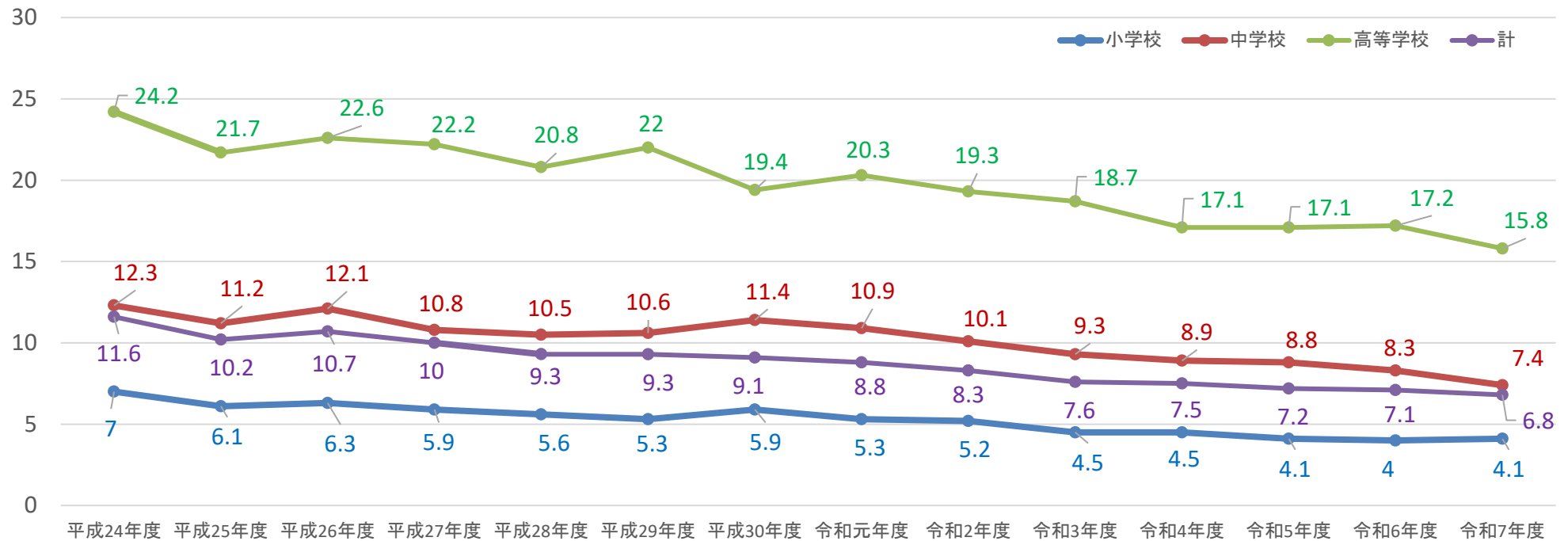
(出典) 文部科学省「令和7年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

(注1)「教職経験者」とは、公立学校教員採用前の職として国公立学校の教員であった者をいう。

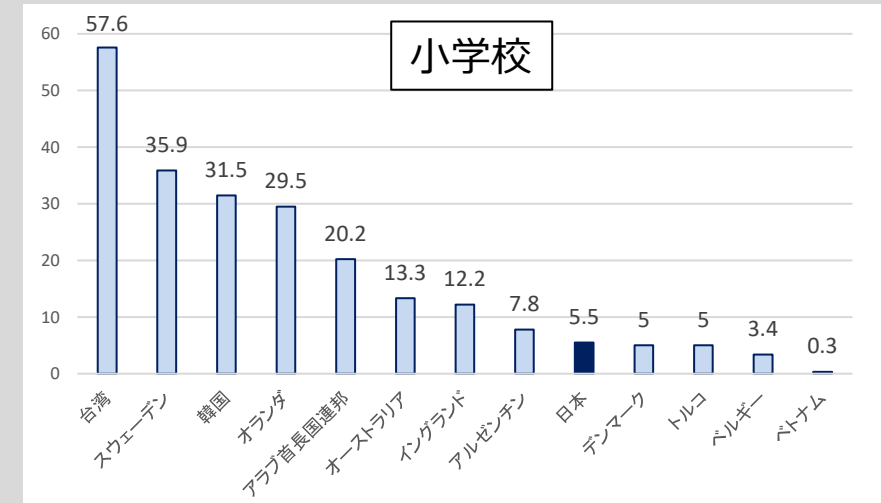
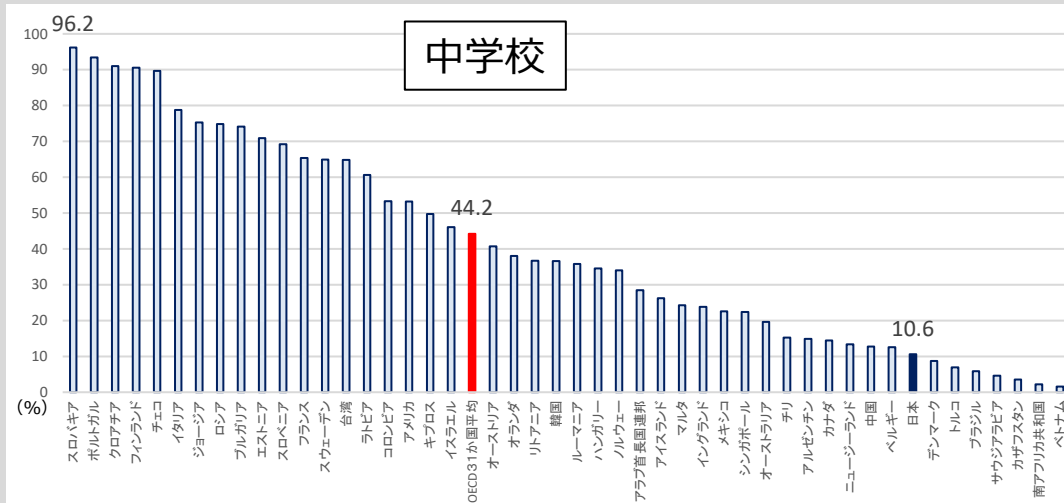
(注2)「民間企業等勤務経験者」とは、公立学校教員採用前の職として教職以外の継続的な雇用に係る勤務経験のあった者をいう。ただし、いわゆるアルバイトの経験は除く。

公立学校教員採用試験における大学院卒採用者の状況

○ 大学院卒として入職してくる教師の比率は小学校以外の学校種で低下



【参考】教師の最終学歴の国際比較（修士レベル）



我が国の教員免許制度の主な変遷について①

昭和24年 教育職員免許法制定（昭和24年法律第147号）

○相当免許主義、大学における養成の原則、開放制の原則が確立

- 相当免許主義
…教育職員は、教育職員免許法に基づき授与される各相当（学校種・教科ごと）の免許状を有する者でなければならない。
- 大学における養成の原則
…戦前、教師養成は師範学校や高等師範学校等の教員養成を目的とする専門の学校で行うことを基本としていたが、戦後、幅広い視野と高度の専門的知識・技能を兼ね備えた多様な人材を広く教育界に求めることを目的として、教員養成の教育は大学で行うこととした。
- 開放制の原則
…教員養成を目的とする学位課程に限らず、国立・公立・私立のいずれの大学でも、教員免許状取得に必要な所要の単位に係る科目を開設し、学生に履修させることにより、制度上等しく教員養成に携わることができることとした。

○普通免許状、仮免許状、臨時免許状の3種の区分が確立

- 普通免許状
…一級、二級に区分。一級免許状が標準ないし理想とされるものの、戦後の経済状態と学生の経済的負担に鑑み、直ちに全教師に一級免許状を要求することは、かえって優秀な人材の登用を困難にする恐れがあることから、「大学2年修了」相当の二級免許状が設けられた。
- 仮免許状
…教師人材の確保及び充足のため、「大学1年修了」程度（高等学校については2年）を基礎資格として短期養成により授与される免許状。校長、教育長、指導主事、教諭それぞれに設けられた。
- 臨時免許状
…普通免許状又は仮免許状を有する者を採用できない場合に限り授与できる「助教諭」の免許状。

○校長免許状、教育長免許状、指導主事免許状の新設

- 校長、教育長、指導主事の職責や求められる能力に鑑み、それぞれの免許状を創設（※）。

※昭和29年免許法改正で廃止。

我が国の教員免許制度の主な変遷について②

昭和29年 教育職員免許法一部改正（昭和29年法律第158号）

○校長、教育長、指導主事免許状の廃止

- 免許法簡素化、行政簡素化の観点から、免許制とすることの必要性の薄い校長、教育長、指導主事について個別の免許状を廃止し、教育公務員特例法において必要最小限の任用要件を設けた。

○仮免許状の廃止

- 戦後の新しい教員養成が標準とするのは「一級免許状」であり、「仮免許状」は、免許法創設当時に臨時免許状の教師（助教諭）が多かったことを受け、1年程度の短期養成により、できるだけ早く助教諭を教諭へと引き上げ、助教諭率の減少を図るための措置であった。
- 教員需給関係の好転（※）に伴い、仮免許状を廃止し、行政事務と法の規定内容の簡素化を図った。

※当時の小学校教諭の内訳比率

昭和25年4月30日現在…臨時免許状24.6% 仮免許状23.8%

昭和28年5月1日現在…臨時免許状18.1% 仮免許状14.4%

○教職経験年数の単位換算

- 現職経験を教員免許にも反映させることを目的とし、免許状の上進の際、必要とされる現職教員としての最低在職年数を超える年数について、1年あたり5単位として換算し要修得単位数を軽減する制度が新設。また、在職年数が15年を超える場合は、単位の修得なく上進が可能とした（いわゆる「15年0単位」。昭和63年改正法により現在は廃止）。

○最低修得単位数の改正

- 免許状取得のための必要単位のうち、幼稚園及び小学校教諭については、教職に関する科目を増加（教科に関する科目は減少）させ、中学校及び高等学校教諭については、担当する教科に関する専門教養を高めるために教科に関する科目を増加（教職に関する科目は減少）させた。

○高等学校教諭一級免許状に係る直接養成の開始

- 従来教育職員検定による上進によってしか取得できなかった高等学校教諭一級免許状について、大学院、大学の専攻科が相当数設置された実情に伴い、修士課程の修了を基礎資格とした直接養成を開始。

我が国の教員免許制度の主な変遷について③

※昭和29年改正前後の必要単位数の比較

		教科専門科目		教職専門科目	
		改正前	改正後	改正前	改正後
幼稚園	一級免許状	24	16	25	28
	二級免許状	12	8	20	18
小学校	一級免許状	24	16	25	32
	二級免許状	12	8	20	22
中学校	一級免許状	甲 30	甲 40	20	14
		乙 18	乙 32		
	二級免許状	甲 15	甲 20	15	10
		乙 10	乙 16		
高等学校	一級免許状	甲 30	甲 62	20	14
		乙 18	乙 52		
	二級免許状	甲 15	甲 40	15	14
		乙 10	乙 32		

※甲教科…社会、理科、家庭、職業等 乙教科…国語、数学、外国語、音楽、図画、工作、書道、保健体育、職業指導等

※一般教養科目（一級：36単位、二級：18単位（高等学校は36単位））については従前どおり。

昭和48年 教育職員免許法一部改正（昭和48年法律第57号）

○教員資格認定試験の創設

- 大学又は短期大学において所要の単位を修得した者に対して与えることを基本としつつ、職業生活や自己研修などにより優れた能力を身に付けた者についても教員免許を取得する道を開き、教職に人材を迎え入れるとともに、大学における養成になじみにくい分野などの教員確保を図る目的で、昭和39年改正法において新設された「高等学校教員資格試験」（「柔道」「剣道」「計算実務」のみ実施）を「教員資格認定試験」として拡充。
- 高等学校教員資格認定試験については「看護」「インテリア」を追加するとともに、新たに小学校教員資格認定試験及び特殊教育教員資格認定試験（聴覚障害、肢体不自由、言語障害）を設けた。

○一般教養科目の削除

- 大学における一般教養科目の履修の弾力化に対応するため、一般教養の履修は大学の一般的な基準（大学設置基準）の中で取り扱うこととし、免許法の個別の規定の中に一般教養の履修要件を規定しないこととした。

我が国の教員免許制度の主な変遷について④

昭和63年 教育職員免許法一部改正（昭和63年法律第106号）

○専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類の免許制度が確立

○専修免許状の創設

- 当時普及しつつあった大学院修士課程を教員養成や現職研修の課程に組み込み、
 - ①特定の分野について専門性を身に付け、かつ教職への適性と意欲のある人材を教育界に誘致する道を開くこと
 - ②学部卒業時の免許状を有する者が、現職経験とその間における所定の単位修得により修士課程修了の免許状へ到達できる途を設け、教師の現職研修に対する自発的な意欲を喚起することを目的とし、「修士課程等において特定の分野について深い学識を積み、当該分野について高度の資質能力を備えていることを示すもの」として設けられた、修士課程修了相当の免許状。
- 専修免許状の取得に当たっては、「教科又は教職に関するもの（※）」に関する科目の修得が必要とされた。これは、教科専門科目又は教職専門科目のいずれかを修得すればよいこととするとともに、それらを有機的に関連させた授業科目の開設もできることとし、各大学の創意工夫により教職課程の一層の充実を図ったもの。※現行法における「大学が独自に設定する科目」。

○二種免許状から一種免許状への上進の努力義務

- 特に幼稚園教諭及び養護教諭の養成において短期大学が重要な役割を果たしていることに鑑み、二種免許状については引き続き存置することとした一方で、教員に求められる標準的な水準として学部卒業程度の一種免許状を位置づけていることを踏まえれば、二種免許状所有者においては一層の研鑽を積むことが強く望まれることから、法律上、一種免許状への上進に関する努力義務を課した。

○最低修得単位数の引き上げ

- 社会状況の進展や学校教育の内容の変化等に伴い、教育方法・技術、生徒指導、特別活動などの面で一層の実践的指導力を身に付けることが求められており、その基礎となる力を養成段階で身に付けることを目的として、教員免許状の取得に必要な最低修得単位数の引き上げを行った。
- 具体的には、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」、「特別活動に関する科目」、「生徒指導に関する科目」、「教育実習の事前及び事後指導」などが新たに追加（省令改正）。

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑤

昭和63年 教育職員免許法一部改正（昭和63年法律第106号）（続き）

○特別免許状の創設

- ・ 広く一般社会から教育に熱意を持つ優れた人材を教育界に迎え入れることにより、教員組織の活性化を図る等の目的で新たに設けられた免許状。授与された都道府県内でのみ有効であり、当時は「授与したときから3年以上10年以内で都道府県教育委員会が定める期間」という有効期限が付されていた（現在は無期限）。

○特別非常勤講師制度の創設

- ・ 学校教育の多様化に対応するため、教科の領域の一部に係る事項等の教授又は実習について特に必要があると認めるときは、非常勤講師に限り、授与権者の許可（※）を受けて、相当免許状を有しない者をこれに充てることができるとする制度。

※平成10年の教育職員免許法改正により、許可制から届出制に変更。

○在籍年数による修得単位数の軽減（教育職員検定）

- ・ 現職教師の一層の資質向上を図ることを目的として現職教育を奨励するため、教育職員検定により上位の免許状を受ける際に必要な教師としての最低在職年数及び必要単位数を定めた別表第3について、免許種の再編に伴い規定を改めるとともに、最低在職年数を超える在職年数がある場合にはそれに応じて必要単位数が更に逡減する措置を創設。

○教職特別課程の創設

- ・ 教育に広く人材を求めるという観点から、大学等において教職に関する専門科目を履修しなかった者が、大学等を卒業後、免許状を取得する機会を拡充することを目的として、1年間（当時。現行法においては1年以上）の学部での教職に関する専門科目の履修により1種免許状の取得が可能な課程として「教職特別課程」を創設。

○免許法施行規則第66条の6科目の創設

- ・ 免許法別表第1表備考第4号における「特に必要なものとして文部科学省令で定める科目」として、教職課程外である免許法規則第66条の6の科目が創設され、日本国憲法及び体育が規定（※）。

※現在は、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑥

※昭和63年改正前後の必要単位数の比較

		教科専門科目		教職専門科目		教科又は教職科目	合計	
		改正前	改正後	改正前	改正後	新設	改正前	改正後
幼稚園	専修（新設）	－	16	－	35	24	－	75
	一種（旧一級）	16	16	28	35	－	44	51
	二種（旧二級）	8	8	18	23	－	26	31
小学校	専修（新設）	－	18	－	41	24	－	83
	一種（旧一級）	16	18	32	41	－	48	59
	二種（旧二級）	8	10	22	27	－	30	37
中学校	専修（新設）	－	40	－	19	24	－	83
	一種（旧一級）	甲 40 乙 32	40	14	19	－	甲 54 乙 46	59
	二種（旧二級）	甲 20 乙 16	20	10	15	－	甲 30 乙 26	35
高等学校	専修（旧一級）	甲 62 乙 52	40	14	19		甲 76 乙 66	83
	一種（旧二級）	甲 40 乙 32	40	14	19	－	甲 54 乙 46	59

※甲教科…社会、理科、家庭、職業等 乙教科…国語、数学、外国語、音楽、図画、工作、書道、保健体育、職業指導等

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑦

平成9年 介護等体験特例法の成立（平成9年法律第90号）

○介護等体験の趣旨及び内容

- 義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する目的で、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（※）を行わせる措置を創設。（平成10年4月1日より施行）。

※介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付添いなどの交流等の体験といった、障害者等と直接接するわけではないが、受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など、介護等体験を行う者の知識・技能の程度、受入施設の種類、業務の内容、業務の状況等に応じ、幅広い体験が想定される。

- 18歳に達した後、7日間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定める施設（※）において介護等体験を行う。

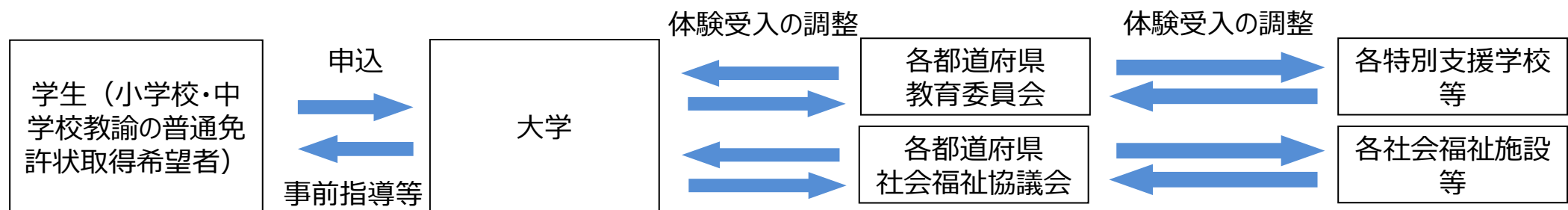
※主な対象施設

学校関係：特別支援学校、特別支援学級や通級を設置する学校 等

社会福祉施設関係：老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設 等

○介護等体験の実施に係る流れ

- 介護等体験の実施に当たっては、基本的に大学が介護等体験の受け入れ先との調整を行う。



我が国の教員免許制度の主な変遷について⑧

平成10年 教育職員免許法一部改正（平成10年法律第98号）

○「教職に関する科目」の単位数の充実

- いじめ等への教育課題への対応に向けた、カウンセリングに関する基礎知識を含む「教育相談の理論及び方法」に関する科目の創設や、使命感と力量のある教員養成に向けた「教職の意義に関する科目」の創設、中学校における「教育実習」の単位数の増加（3単位→5単位）などをはじめとして、「教職に関する科目」の単位数を充実。

○「教科に関する科目」の単位数の減少

- 教科の専門性は、教職課程以外の卒業要件における専門教育科目の履修と併せて、より少ない「教科に関する科目」に係る単位数の修得によっても十分に担保されとの考え方のもと、「教科に関する科目」の単位数を減少。

○一種・二種免許状の取得に当たっての選択履修方式（「教科又は教職に関する科目」）の導入

- 得意分野と個性を持った教員を養成するため、従来専修免許状の取得要件にしかなかった「教科又は教職に関する科目」を、一種・二種免許状の取得要件においても導入し、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科・教職を有機的に関連させた科目」を選択的に履修できるようにした。

○特別非常勤講師制度について「許可制」から「届出制」への変更等

- 学校教育への社会人の活用を一層促進する観点から、特別非常勤講師制度の対象教科を拡大するとともに、手続を簡素化し、授与権者による「許可制」から「届出制」へ変更。

平成12年 教育職員免許法一部改正（平成12年法律第29号）

○一種免から専修免への上進に当たっての、最低在職年数を超える年数に応じた単位数逡減措置を廃止

- 実務経験を活用した一種免許状から専修免許状への上進に当たっては、教師としての最低3年以上の在職年数があれば15単位の修得での上進が可能であるところ、これを1年超えるごとに3単位ずつ（最高6年以上の在職で6単位まで）逡減する措置が設けられていた（別表第3）。
- 逡減措置の背景にある現職研修による学びは職務年数に応じて一斉に受講するものであり、このような成果を、専修免許状の取得のための単位数として換算することは不相当であること、現職教師が専門分野・得意分野を身に付けるためには大学院での学修が必要であり、6単位では不十分と考えられることから、当該措置を廃止。

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑨

平成14年 教育職員免許法一部改正（平成14年法律第55号）

○他校種免許状による専科指導の充実

- ・ 小学校における専科指導の充実の観点から、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校における相当する教科（例：中学校数学→小学校算数）の教授又は実習を担当することが可能に。
- ・ 普通教科が多くを占める中学校免許状では十分に対応できない専門分野での指導の充実の観点から、高等学校の専門教科等の教諭の免許状を有する者が、中学校における相当する教科（例：高等学校工業→中学校技術の一部）の教授又は実習を担当することが可能に。

○隣接校種免許状の取得を促進する制度（別表第8）の創設

- ・ 学校段階間の連携強化の観点から、隣接校種の免許状（例：中学校数学⇔高等学校数学）の授与を受けようとする場合に、教師としての所定の在職年数により、通常より少ない単位数で免許状を取得できる制度（免許法別表第8）の創設。

○特別免許状の授与要件の見直し、有効期限の撤廃

- ・ 総合的な学習の時間の導入などを含む新しい教育課程の実施に当たり、創意工夫を生かした特色ある教育課程や学校づくりが進められており、優れた知識や技能を有する者の登用がこれまで以上に求められている中、特別免許状の活用を促進するため、授与に当たっての学士要件の撤廃や、免許状の有効期限の撤廃を実施。

平成28年 教育職員免許法一部改正（平成28年法律第87号）

○科目区分の大括り化

- ・ 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶ（一体的な科目として開設する）ことを可能とするため、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」等に分かれている科目区分を、「教科及び教職に関する科目」に大括り化した上で、従来の「教科に関する科目」と「各教科の指導法」を合わせた「教科及び教科の指導法に関する科目」を創設。

○学校体験活動の単位化

- ・ 学校インターンシップや学校ボランティアといった教師の職務を体験する活動（学校体験活動）について、学生が長期間にわたり継続的に活動を行うことで学校現場をより深く知ることができ、既存の教育実習と相まって、「理論と実践の往還」による実践的指導力の基礎の育成に有効であるという観点から、各大学の判断により、「教育実習」として必要となる5単位のうち、2単位まで学校体験活動に関する単位を充てることが可能に。

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑩

平成28年 教育職員免許法一部改正（平成28年法律第87号）（続き）

※科目区分の大括り化のイメージ

（例：中学校）

平成28年以前の教職課程

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割			
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	2	2	2
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	6	6	4
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法			
		各教科の指導法			
		道徳の指導法（一種：2単位、二種：1単位）	12	12	4
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4
		進路指導の理論及び方法			
	教育実習		5	5	5
	教職実践演習		2	2	2
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35

令和4年4月以降の教職課程

※赤字の事項は単位数変更又は新たに単位数設定（その後の改正事項も含む）

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目		イ 教科に関する専門的事項 ロ 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）（専修・一種：8単位、二種：2単位）	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目		イ 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ロ 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ハ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ニ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ホ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上修得） ヘ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		イ 道徳の理論及び指導法（専修・一種：2単位、二種：1単位） ロ 総合的な学習の時間の指導法 ハ 特別活動の指導法 ニ 教育の方法及び技術 ホ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（1単位） ヘ 生徒指導の理論及び方法 ト 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 チ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目		イ 教育実習（学校体験活動を2単位まで含むことができる。）（5単位） ロ 教職実践演習（2単位）	7	7	7
大学が独自に設定する科目			28	4	4
			83	59	35

我が国の教員免許制度の主な変遷について⑪

令和3年 教育職員免許法施行規則一部改正（令和3年文部科学省令第35号）

○教員養成フラッグシップ大学制度の創設

※現在、東京学芸大学、福井大学、大阪教育大学、兵庫教育大学の4大学を指定。

- 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学について、文部科学大臣が「教員養成フラッグシップ大学」として指定する（指定大学）制度が創設
- 指定大学における特例として、現行の教職科目にない内容を「指定大学が加える科目」として開設し、
 - 「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。
 - 専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位を充てることが可能。

令和5年 教育職員免許法施行規則一部改正（令和5年文部科学省令第30号）

○大学設置基準の特例に対応した教職課程における「自ら開設の原則」等に関する特例措置の創設

- 大学設置基準等の令和4年度改正により、教育課程等に関する事項に関し、文部科学大臣の認定を受けた場合は、大学設置基準等の特例対象規定の全部又は一部によらない教育課程を編成することができる制度が創設。
- 教職課程についても、文部科学大臣が認めた範囲で、免許法施行規則の一部の規定を適用しない特例を設けることにより、設置基準特例を受けた大学が、教職課程についても先導的な取組を行うことを可能とするもの。

大学設置基準		免許法施行規則	
特例対象（大学設置基準）	設置基準特例による効果	特例対象（免許法施行規則）	教職課程における特例による効果
授業科目の自ら開設の原則 （第19条第1項）	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能	教職課程の授業科目の自ら開設の原則（第22条第1項）	複数大学間で連携して教育課程を開設すること等が可能
		他の大学が開設する各教科の指導法に関する科目等を自大学開設とみなす場合、各科目の単位数の3割が上限（第22条第4項）	文部科学大臣が認めた範囲内で3割を超える各科目の単位数を自大学開設とみなすことが可能
大学連携推進法人等による連携開設科目に係る30単位上限 （第32条第6項）	30単位を超える科目の連携開設が可能	他大学との連携開設科目を自大学開設とみなす場合、第4項でみなす科目と合わせ免許取得に必要な最低単位数の8割が上限（第22条第3項）	文部科学大臣が認めた範囲で最低単位数の8割を超える単位を自大学開設とみなすことが可能

課程認定制度について

1. 課程認定制度の概要
2. 認定を受ける組織
3. 授業科目の開設
 - 3－1. 教科専門科目の共通開設
 - 3－2. 教職専門科目の共通開設
4. 教職専任教員の配置
5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

1. 課程認定制度の概要①

1. 教員免許制度

- 教員免許状：公教育の直接の担い手である教員の資格を定め、その資質能力を一定水準以上に確保することを目的とする制度。
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の教員になるためには、原則として、教員免許状を有する者でなければならない（免許主義）。

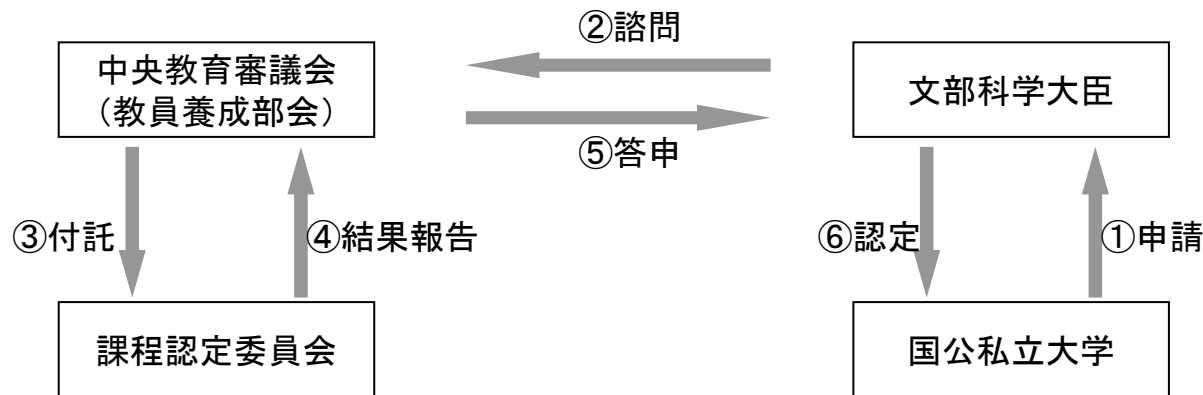
2. 教員養成の理念

- 教員免許状取得希望者は、大学において教職課程を履修しなければならない。
 - ① 大学における養成の原則（教員養成は大学において行うことを基本とする）
 - ② 開放制の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）
- 教職課程を履修し免許状を取得した学生は、認定課程を有するどの大学を卒業しても、教員としての最低限の知識・技能は有しているとみなされる。
- 大学としての「多様性」と資格としての「標準性」の双方を両立させる教員養成が求められている。
→ 教育職員免許法、同施行規則の最低限の基準を必ず満たした上で、各大学において、質の高い教員養成に向けた改革を不断に行っていくことが重要。（教職課程認定基準1(3)）

1. 課程認定制度の概要②

3. 課程認定制度の概要

- 免許状の授与を受けるために大学において修得することを要する単位は、原則として、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程において修得したものでなければならない(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。
- 文部科学大臣が大学の課程を適当と認めるにあたっては、中央教育審議会に諮問し、その答申に基づき、行うこととされている(教育職員免許法別表第1備考第5号イ)。大学の課程の審査は、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の専決事項となっており、当部会の付託を受け、課程認定委員会が行っている。



4. 課程認定の審査

■ 審査基準

教員養成部会及び課程認定委員会における審査は、教育職員免許法及び同法施行規則のほか、「教職課程認定基準」(教員養成部会決定)等によって行っている。

■ 主な審査事項

- ① 学科等の目的・性格と免許状との相当関係
- ② 教育課程
- ③ 教員組織
- ④ 施設・設備
- ⑤ 教育実習校

2. 認定を受ける組織：課程認定を受ける組織単位

教職課程は、学科等を単位として認定

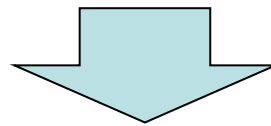
教職課程認定基準2(1)

教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻その他学則で定める組織（以下「学科等」という。）ごとに認定する。なお、学科等は、その大学の学則において入学定員が定められたもの^(※)でなければならない。

^(※) 学則に定められた組織のうち最小単位

学科等を単位として課程認定を行う趣旨は、当該学科等における4年間（短期大学では2年間）の教育を通して修得された専門的知識を前提としつつ、認定を受ける免許教科についての教科に関する科目を一定数修得させることにより、当該免許教科を担当する教員として求められる教科専門性を確保しようとするものである。

（学科等の目的・性格と免許状との相当関係について 平成21年2月27日 中央教育審議会 初等中等教育分科会教員養成部会）



教職課程は、学科等を基本的な単位として組織される。

- ・学科等の目的・性格と免許状との相当関係が必要
- ・授業科目は、認定を受ける学科等で開設
- ・教職専任教員は、認定を受ける学科等に籍を有する者
- ・必要教職専任教員数は、認定を受ける学科等の入学定員に応じて増員

2. 認定を受ける組織：学科等の目的・性格

1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする学科等の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。
学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

- 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準（課程認定委員会決定）」
 - ・審査の観点：学位の分野、教科専門科目及びその関連科目を相当程度開設、当該科目の卒業要件上の位置付け 等

2. 教員養成を主たる目的とする学科等

教職課程認定基準2(6)

幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定を受けることができない。

- 関連：「教職課程認定審査の確認事項（課程認定委員会決定）」1(5)
 - ・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教科専門科目及び教職専門科目の卒業要件上の位置付け 等

3. 授業科目の開設

1. 授業科目開設の原則

- 教職課程で開設する授業科目は、原則として、認定を受けようとする学科等で開設
- 1つの授業科目は、原則として、1つの教職課程でのみ開設

- ・学科等の学位課程の教育を通して教科専門性を確保している。
- ・幼稚園・小学校の教職課程を設置する「教員養成を主たる目的とする学科等」とその他の学科等では、教職専門科目の学位課程上の位置付けが違う。

- ・教職課程認定基準2(1)
教職課程は、大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科、専攻、(中略)その他学則で定める組織(以下「学科等」という。) ごとに認定する。
- ・教職課程認定基準3(1)
大学は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

2. 他学科等、他の教職課程との共通開設

- 一定の場合には、同一の学科等又は複数の学科等間で授業科目を共通に開設することや、他学科等で開設する授業科目をあてることができる。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2)、4-8(1)～(3))

- ・他学科等で開設する授業科目をあてることが、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等に資する場合がある。
- ・複数の種類の免許状に共通して履修が必要な科目がある。

3-1. 教科専門科目の共通開設

- 小学校、中学校及び高等学校(一部養護教諭)の教職課程では他の教職課程、学科等と共通に開設できる場合がある。
- ただし、中学校、高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目は、半数以上を自学科開設科目とする必要がある。(教職課程認定基準4-3(2)、4-4(2))

(課程認定基準4-8)	同一／複数の学科等					
	幼	小	中	高	養	栄
領域及び保育内容の指導法に関する科目：領域に関する専門的事項	×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：教科に関する専門的事項	—	○ ※特定の組み合わせの場合				
	—	×	○			—
養護に関する科目	—	—	※養護は、中高(保健、保健体育)、高(看護)との共通開設に限る			—
栄養に係る教育に関する科目	—	—	—	—	—	×

3-2. 教職専門科目の共通開設

	(課程認定基準4-8)	同一／複数の学科等					
		幼	小	中	高	養	栄
教育の基礎的科目理解に	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				○		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容				○		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				○		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				○		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				○		
	教育課程の意義及び編成の方法				○		
の道徳相導、談法等に及びる生徒学習指導の科目、時間教育等	道徳の理論及び指導法 ※1	—	○	—	—	○	
	総合的な学習の時間の指導法 ※1	—			○		
	特別活動の指導法 ※1	—			○		
	教育の方法及び技術				○		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ※2				○		
	生徒指導の理論及び方法	—			○		
	教育相談				○		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	—		○	—	—	—
	幼児理解の理論及び方法	×	—	—	—	—	—
教育実践に関する科目に	教育実習	○		○		×	×
		×	○	×			
	学校体験活動	○		○		×	×
		×	○	×			
	教職実践演習		○			×	×
領域及び保育内容の指導法に関する科目：保育内容の指導法		×	—	—	—	—	—
教科及び教科の指導法に関する科目：各教科の指導法		—	×	○		—	—
			○	×			
複合科目		×	×	○		—	—

■ 教職専門科目は、大学内での共通化が可能。

■ ただし養護教諭、栄養教諭の一部事項や特別支援学校教諭の科目の共通化はできない。

※1 養護教諭及び栄養教諭については、免許法施行規則において「道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容」と規定されており、このうち、道徳、総合的な学習の時間、特別活動に関する各内容に該当する部分であれば併せて共通開設可。

※2 幼稚園教諭、養護教諭、栄養教諭の「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の情報機器に関する部分であれば併せて共通開設可。

4. 教職専任教員の配置①：配置の原則

認定を受けようとする教職課程ごとに、当該学科等に籍を有する教職専任教員を必要数配置

・教職課程認定基準3(7) 認定を受けようとする課程には、以下の事項を満たす教職専任教員を置くものとする。

①専ら当該課程を有する学科等(全学的に教職課程を実施する組織を含む。)の教育研究に従事する者、②当該学科等の教職課程の授業を担当する者、③当該学科等の教職課程の編成に参画する者、④当該学科等の学生の教職指導を担当する者

・教職課程認定基準3(10)

教職専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、特別支援教育に関する科目又は養護に関する科目のいずれかの科目を担当する教職専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要教職専任教員数は、この基準に定める。

【必要教職専任教員数(最低基準)】

	教科専門科目	教職専門科目
幼稚園教諭	3人	3人
小学校教諭	1～5人	3～7人
中学校教諭	2～4人	2人
高等学校教諭	2～4人	2人
養護教諭	3人	2人
栄養教諭	———	2人

※「教科専門科目」：(幼)「領域に関する専門的事項」、
(小・中・高)「教科に関する専門的事項」、
(養)「養護に関する科目」、
(栄)「栄養に係る教育に関する科目」

※「教職専門科目」：「保育内容の指導法」「各教科の指導法」
「教育の基礎的理解に関する科目等」

※特別支援学校教諭は、特別支援教育領域ごとに教職専任教員3人を配置する。(知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域の場合は、これらの領域全体として3人以上)

1. 幼稚園教諭及び小学校教諭

■ 入学定員が50人を超えるごとに2人増員

(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))

2. 中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭

■ 「教職専門科目」は、入学定員に応じて増員

入学定員800人以下は 2人以上、
801～1200人以下は 3人以上、
1201人以上は 4人以上

(教職課程認定基準4-3(5) 等)

■ 「教科専門科目」は、入学定員に関わらず一定数

(免許状の種類に応じて規定する教員数)

(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

4. 教職専任教員の配置②：他学科等、他の教職課程の教員

科目を共通開設等する場合や、共通開設が認められていない場合でも担当する科目の専門分野に近接性がある場合には、他学科等に籍を有する教員や他の教職課程の教員を、認定を受けようとする課程の教職専任教員とすることが、一定の範囲で可能。

1. 同一学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-8(4))

2. 同一学科等において幼稚園と小学校の認定課程がある場合

- 幼稚園の「領域に関する専門的事項」と小学校の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する教職専任教員は、それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。 (教職課程認定基準4-2(5))

3. 複数の学科等において授業科目を共通に開設する場合

- それぞれの課程において教職専任教員とすることが可能。
- ただし、中学校、高等学校の教科専門科目については、必要教職専任教員数の半数以上は当該学科等に籍を有する教職専任教員でなければならない。 (教職課程認定基準4-8(4))

4. [※]ただし書き教員の配置

※大学設置基準別表第1イ(1)備考第2号のただし書きに定める基幹教員。専門職大学、短期大学、通信教育においても同様。

- 幼稚園、小学校は必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に配置が可能。
ただし、指定区分に配置が必要な教職専任教員(4人)は、当該学科等に籍を有する者であることが必要。
(教職課程認定基準4-1(3)、4-2(4))
- 中学校、高等学校は「教科専門科目」「教職専門科目」の必要教職専任教員数の1/4を上限に配置が可能。
ただし、必要教職専任教員数が3人以下の場合は適用されない。
(教職課程認定基準4-3(5)、4-4(5))

5. 教職課程認定における大学間連携に関する制度の一覧

○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	共同実施制度	教育課程特例制度	地域アクセス確保 特例制度(※3)
仕組み (大学設置 基準等)	各大学が開設している 授業科目について単位 互換協定に基づき、自 らの大学の授業科目と みなす仕組み	大学等連携推進法人や複数 大学法人に参画する大学が 連携して開設する科目(連 携開設科目)を自らの大学 の授業科目とみなす仕組み	共同の学位プログラムの下設 置される複数大学の教職課程 を同一のものとみなし、大学 が開設する授業科目をお互い に自ら開設する授業科目とみ なす仕組み	教育課程等に関する事項に 関し、文部科学大臣の認定 を受けた場合は、大学設置 基準等の特例対象規定の全 部又は一部によらない教育 課程を編成することができる 制度	地域の高等教育へのアクセ ス確保に資する取組を行う ため特に必要があると文部 科学大臣の認定を受けた場 合は、大学設置基準等の特 例対象規定の全部又は一部 によらない教育課程を編成 することができる制度
大学が開設 する授業科 目上の特例 (免許法施 行規則)	「教職に関する科目」 のみ3割を上限に他の 大学が開設する授業科 目を自らが開設する授 業科目とみなす	「教科及び教職に関する科 目」のうち連携開設科目に ついては8割を上限に自 らが開設する授業科目とみ なす(※1)	「教科及び教職に関する科 目」において他の大学が開設 する授業科目の全てを自らが 開設する授業科目とみなす	自らが開設する授業科目に 関し、単位互換や連携開設 科目の上限によらず、文部 科学大臣による認定を受け た範囲が適用される	自らが開設する授業科目に 関し、単位互換や連携開設 科目の上限によらず、文部 科学大臣による認定を受け た範囲が適用される
教職専任教 員の共通化 (教職課程 認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複 数の大学が同一の免許状の 種類(幼・小免許を除く) の教職課程の認定を同時に 受けようとする場合(連携 教職課程)には、一定の要 件を満たした場合(※2) に、 <u>大学間の教職専任教員 の共通化を可能とする</u>	<u>大学間の教職専任教員の共通 化を可能とする</u>	なし	文部科学大臣による認定を 受けた範囲に準じ、 <u>大学間 の教職専任教員の共通化を 可能とする</u>
認定事例	単位互換科目の受講を 前提とした教職課程認 定は行っていない	- 一般社団法人四国地域大 学ネットワーク機構 - 国立大学法人東海国立大 学機構	- 富山大学、金沢大学 - 群馬大学、宇都宮大学 - 熊本大学、佐賀大学	札幌大学、大阪教育大学	なし

※1 連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2 連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等がー以上含まれていること。

・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。等

※3 令和8年1月1日施行に伴い、今後免許法施行規則及び教職課程認定基準を改正予定。(令和8年度)

教職課程認定基準の改正（大学間連携関係）

大学内の連携

○科目開設及び科目を担当する教職専任教員の配置について

（現行）

科目の開設・教職専任教員の配置において、教職科目は、大学全体で共通化が可能。

教科専門科目は、半数以上、教職課程の認定を受ける学部学科で配置する必要がある。

（見直し後）

大学が自ら開設する科目であれば、教職・教科の別に関わらず大学全体で共通化を可能とする。

※キャンパス間の距離が離れている場合でも、多様なメディアを高度に利用していれば共通化可能。

○教職専任教員の要件について

（現行）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科の①免許科目を担当②教職課程の編成に参画③学生への教職指導を担当する専従の教員。

2. 必要教職専任教員数が4人以上を指定する科目区分(主に教科専門)にのみ、必要教職専任教員数の1/4を上限に大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

（見直し後）

1. 教職課程の認定を受ける学部学科等の①教職課程の編成や運営に責任を持ち②1年間で3科目以上の免許科目を担当する専従の教員。

2. 必要教職専任教員数の合計の1/4を上限に、大学専従でない基幹教員をあてることが可能。

大学間連携

○単位互換

（現行）

読み替え元となる、大学自ら開設の科目に加える形で、教職に関する科目の3割を上限に単位互換科目の配置が可能。

（見直し後）

「教職に関する科目」の3割を上限に、単位互換科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

※見直し後においても、教育課程においては、大学設置基準第19条や第28条等の規定や単位互換制度の運用に係る基本的な考え方等に則る必要がある。

※教職課程認定基準上自ら開設とみなした単位互換科目は、教育課程等特例制度や地域アクセス確保特例制度の認定を受けない限りにおいては、大学設置基準上の自ら開設科目に含むことはできない。

○大学等連携推進法人が開設する連携開設科目

（現行）

大学等連携推進法人の設置に加え、①幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれており②学生が在籍する学科等での8単位以上修得に加え、それ以外の学科等で8単位以上を修得すること等の要件を満たした場合、全科目の8割を上限に、連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

（見直し後）

全科目の8割を上限に、大学等連携推進法人を構成する他大学と連携して開設する連携開設科目を大学自ら開設の科目とみなすことが可能。

教職大学院(専門職学位課程)制度の概要

1. 教職大学院の目的及び機能

平成19年度に、高度専門職業人養成としての教員養成に特化した専門職大学院として制度化。(平成20年度から開設)

- ① 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成。
- ② 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導倫理と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成。

2. 教職大学院の特性(既存の修士課程との違い)

	教職大学院	教員養成系修士課程
修了要件	45単位以上 (うち10単位以上は学校等での実習)	30単位以上 修士論文の作成(研究指導)
教員	4割以上は教職経験者等の実務家教員	大半が研究者
授業方法	①事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論・質疑応答 ②学校実習及び共通科目を必修とした体系的な教育課程	研究指導が中心
学位	教職修士(専門職)	修士(教育学)

3. 現状

① 設置大学数【令和6年度】 : 54大学(国立大学47校、私立大学7校)

② 教員就職率(※)【令和6年3月修了者】: 87.8%

(参考) 国立教員養成大学・学部の学部新卒者の教員就職率: 69.0%(令和6年3月卒業者)

(※) 現職教員学生を除く教職大学院修了者のうち教員に就職した者(臨時的任用を含む)の割合を指す。

③ 入学定員充足率【令和6年度】 : 85.6%(前年度より0.7%増)

④ 志願者数【令和6年度】 : 2,648人(前年度より50人減)

⑤ 入学者数【令和6年度】 : 2,178人(前年度より17人増)

(現職教員: 870人(40%) 学部新卒学生等: 1,308人(60%))

4. 最近の振興策

出典: 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課調べ

①令和5年6月に、専門職大学院設置基準を改正し、学部と連携した5年一貫コース等の設置を可能にするとともに、②令和6年5月に、教職大学院を修了し教師となった者を中心に大学院在籍時に貸与を受けた奨学金の返還を免除する制度を創設。これらにより、①時間的制約の緩和の支援、②経済的な支援、を可能とし、「教職の高度化」(質の向上)と「教師志願者の拡大」(質的確保)を実現。

教職大学院の教育課程について

教職大学院の全体構造



○ 教職大学院の課程の修了要件は、45単位以上（実習10単位以上を含む）。

○ 共通科目の部分の単位数については、おおむね20単位。

* 教科領域を教職大学院に導入する場合には、5領域全てを学ぶことを条件に、16～18単位とする弾力的な運用も可能。管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を12単位程度に減少させることも可能。

○ 実習については、現職教員について全部又は一部免除することができる。現行の教職大学院では、6大学で全部免除、27大学で一部免除を認めている。 ※出典：令和5年度教職大学院実態調査

* 各教職大学院によって、例えば、修了要件は45～49単位、学校における実習は10～12単位、共通科目は18～24単位とするなど、それぞれ工夫している。

○ 教職大学院は、教育上有益と認めるときは、入学前の既修得単位の認定が可能。

* 他の大学院において修得した単位については、実習単位に係る免除分や単位互換分も含め、修了要件の2分の1を超えない範囲まで。

「教職大学院」制度の創設の基本的な考え方

- ✓ 近年の社会の大きな変動の中、様々な専門的職種や領域において、大学院段階で養成されるより高度な専門的職業能力を備えた人材が求められている。
- ✓ 教員養成の分野についても、研究者養成と高度専門職業人養成の機能が不分明だった大学院の諸機能を整理*し、専門職大学院制度を活用した教員養成教育の改善・充実を図るため、教員養成に特化した専門職大学院としての枠組み、すなわち「教職大学院」制度を創設することが必要である。

*大学院の諸機能の整理

- 1) 研究者養成・学術研究コースとして各分野における深い学問的知識・能力の育成等に重点を置くもの
- 2) 専門職大学院制度を活用して高度専門職業人養成コースとして学校現場における実践力・応用力など教職としての高度な専門性の育成に重点を置くもの等

「教職大学院」制度の必要性及び意義

教育を取り巻く社会状況の変化等の中で、この変化や諸課題に対応し得るより高度な専門性と豊かな人間性・社会性を備えた力量ある教員が求められるようになってきている。

このため、今後の教員養成の在り方としては、学部以下の段階で、教科指導や生徒指導など教員としての基礎的・基本的な資質能力を確実に育成することに加え、大学院段階で、現職教員の再教育も含め、特定分野に関する深い学問的知識・能力を有する教員や、教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが重要である。

「教職大学院」における2つの目的・機能

- 1) 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成
- 2) 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーの養成

「教職大学院」制度設計における基本の5つの方針

1. 教職に求められる高度な専門性の育成への特化

- 学部段階で養成される教員としての基礎的・基本的な資質能力を前提に、今後の学校教育の在り方を踏まえた新しい教育形態・指導方法等にも対応し得る知識・技能や、様々な事象を構造的・体系的に捉えることのできる能力など、教職に求められる高度な専門性を育成することを目的として特化する。

2. 「理論と実践の融合」の実現

- 高度専門職業人の養成を目的とする大学院段階の課程として、綿密なコースワーク（学修課題と複数の科目等を通して体系的に履修することをいう。）と成績評価を前提に、理論・学説の講義に偏ることなく実践的指導力を育成する体系的で効果的なカリキュラムを編成するとともに、実践的な新しい教育方法を積極的に開発・導入することにより、「理論と実践の融合」を強く意識した教員養成教育の実現を目指す。

3. 確かな「授業力」と豊かな「人間力」の育成

- 学級運営・学校運営の基本とも言うべき確かな授業力を徹底して育成するため、理論とともに、従来の学部・大学院教育が軽視しがちであった教育技術面を重視するとともに、その前提として、課外活動など教育課程外活動の指導も含めた豊かな指導力とともに、子どもや保護者、地域住民等とのコミュニケーション能力をはじめとする教職に求められる豊かな人間力の育成を目指す。

4. 学校現場など養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）との連携の重視

- 保護者や学校現場、地域、教育行政など、養成された教員を受け入れる側（デマンド・サイド）の要請を踏まえ、特に学校現場との意思疎通を重視し、カリキュラムや教育方法、履修形態、指導教員、修了者の処遇、情報公開、第三者評価など大学院の運営全般にわたって、大学院と学校現場との強い連携関係を確立する。

5. 第三者評価等による不断の検証・改善システムの確立

- 教育内容・方法や指導体制をはじめ大学院運営の全般にわたり、大学関係者や、学校関係者、地方教育行政担当者等から構成される専門の認証評価機関による5年ごとの第三者評価（認証評価）を実施することなどを通じ、不断の検証・改善システムを構築し、優れた教員養成の質の保証を図る。

教員養成フラッグシップ大学について

1. 創設の目的、役割

「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成を先導し、**教員養成の在り方自体の変革を牽引する役割を果たす大学**について、文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定する制度。教員養成フラッグシップ大学においては、①**先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発（※）**、②**全国的な教員養成ネットワークの構築と成果の展開**、③**取組の検証を踏まえた教職課程に関する制度の改善への貢献等**が求められる。

（※）先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発における重点課題

- 学習者中心の授業デザイン・学習活動デザインについての理解増進、ファシリテーターとしての教師の役割についての意識向上
- 教育学や教師教育学、学習科学等に基づく省察的実践（仮説設定、教育実践、省察）を通じて学び続ける教師としての意識・態度の育成
- 学習者中心の視点に立った教職科目体系の見直し（教科専門を含む）
- 教師・保護者・地域・専門家等と協働する態度や、協働できる環境を整える組織マネジメントの資質・能力の育成
- 学校現場における教育データサイエンスの活用やSTEAM教育を先導する人材の育成
- 障害のある児童生徒、外国人児童生徒、不登校、経済的に困難な家庭の児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒等、多様な子供への理解・対応力
- 学部と教職大学院の一体的な教員養成カリキュラムの検討、現職教員研修（教員育成指標）との連携の在り方の検討

2. 指定大学（令和4年3月指定）

・東京学芸大学 ・福井大学 ・大阪教育大学 ・兵庫教育大学

3. 制度上の特例

- 文部科学大臣が教員養成フラッグシップ大学として指定した大学（以下、「指定大学」）において、免許状の取得のため修得が必要な「大学が独自に設定する科目」として、「指定大学が加える科目」を充てることが可能。また、専修・一種免許状の授与における必要単位数について、二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数まで、「指定大学が加える科目」の単位を充てることが可能
- 指定した大学の教職大学院において、告示に定める「共通5領域」の必修単位数を弾力化するとともに、その一部に代えて、大学が設定する新たな領域科目を修得することによって、教職修士（専門職）を取得することが可能

4. 制度改善に向けた取組

- 指定大学は、毎年度**教員養成フラッグシップ大学推進委員会**に取組の効果に関する**エビデンスを提供し、専門的知見に基づく助言を受けるとともに**、推進委員会で行われる評価・検証を通じ、「令和の日本型学校教育」に対応した**新たな教職課程のモデル開発に協力する**
- 指定大学は、中央教育審議会での議論等に貢献する取組や提言等を行う

＜特例のイメージ：教職大学院の共通 5 領域の必修単位数の弾力化のイメージ（例）＞

	共通 5 領域（※ 1）					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	おおよそ 2 0 単位					1 0 単位	（大学による）
修了要件	4 5 単位以上						

※ 1：共通5領域の単位数について

- ・教科領域を教職大学院に導入する場合には、5 領域すべてを学ぶことを条件に、1 6 ～ 1 8 単位とする弾力的な運用も可能
- ・管理職を目指す現職教員を主な対象とする学校経営に特化したコースについては、必要に応じて総単位数を 1 2 単位程度に減少させることも可能



	共通 5 領域					学校における実習	その他 選択科目
	教育課程の編成及び実施に関する領域	教科等の実践的な指導方法に関する領域	生徒指導及び教育相談に関する領域	学級経営及び学校経営に関する領域	学校教育と教員の在り方に関する領域		
単位数	1 0 単位以上（※ 2）					1 0 単位以下	（大学による）
修了要件	4 5 単位以上						

※ 2：引き続き、既存の 5 領域についてはすべてを学ぶことを前提とする

大阪教育大学（本日も報告）及び福井大学が活用

福井大学では共通 5 領域（2 0 単位）を 1 1 単位に縮減し、「学校拠点・省察的实践コアサイクル群」（9 単位）を新設

いわゆる「5年一貫コース」を可能とする制度改正(専門職大学院設置基準の一部改正)

背景

1. 課題

◆**大学院入学資格を有さない学部学生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。**

<参考>

教員養成分野における学部教育と教職大学院教育の一体的なコースを設定している大学は、延べ11大学。(令和4年度)

2. 提言等

◆『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～(答申)(令和4年12月19日中央教育審議会)

「学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、**学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学期間を短縮できるよう制度改正を検討することが必要**である。」

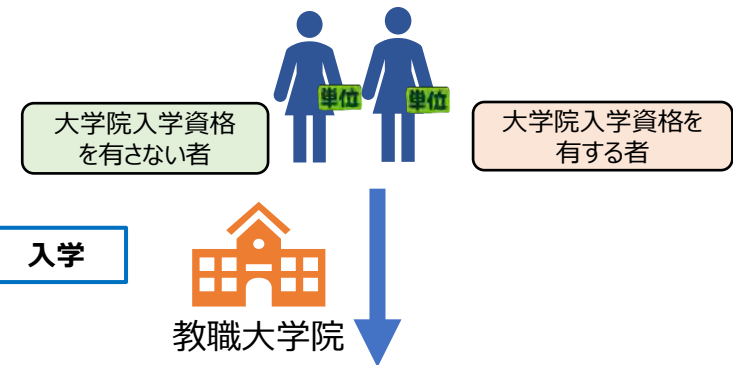
改正概要

教職大学院入学前に科目等履修生として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その取得に要した期間その他を勘案して在学期間の短縮を可能とする。

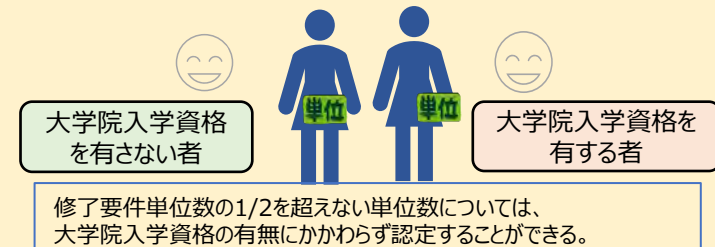
※大学院入学資格を有さない者の在学期間短縮の認定について、大学院入学資格を有した者が修得した単位の認定は、当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか等、十分に検討を行い判断することが求められているところであり、大学院入学資格を有さない者が修得した入学前既修得単位の認定についても、当該大学院は単位数や期間等を勘案して行うこととする。

改正後

入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



標準修業年限

在学したとみなす

在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる※

施行期日

令和5年6月15日

設置済みの大学：2
設置構想中の大学：3
(令和6年5月1日現在)

国立大学附属学校の設立経緯と役割

明治 6年(1873年)

東京師範学校に小学校創設。師範学校の授業の練習学校及び地域の小学校の模範学校として設置。

明治24年(1891年)

「尋常師範学校附属小学校規程」により設置目的を明確化。在来の使命に加え普通教育の方法を研究する実験学校としての使命を付加。

明治40年(1913年)

「師範学校規程」を制定し、附属小学校を設けることを義務付け。

昭和24年(1949年)

「国立学校設置法」施行。附属学校は国立大学・学部附属として位置付け。

昭和26年(1951年)

「大学・学部附属学校設置について」(文部事務次官通達)

附属学校の機能は大学・学部の教育計画に従い、①教育の理論及び実際に関する研究ならびにその実証を行うこと。②学生の教育実習を行うこと。

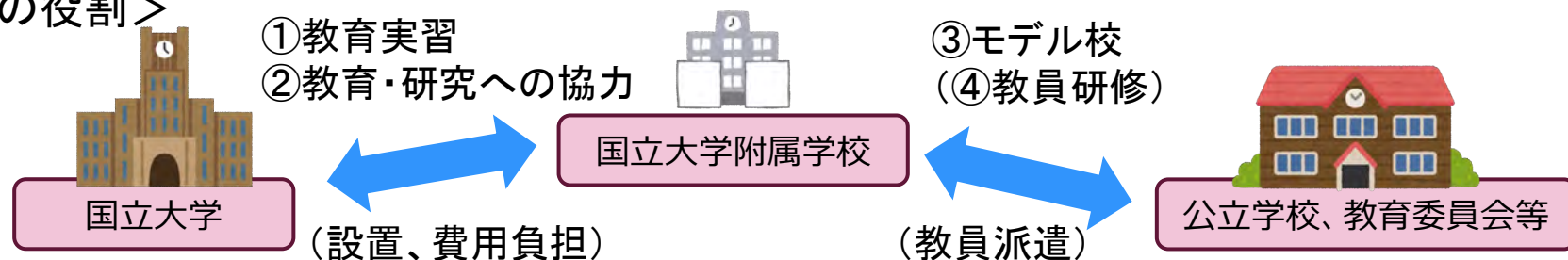
昭和31年(1956年)

「大学設置基準」を制定し、教員養成に関する学部又は学科には、教育研究に必要な施設として附属学校を置く。

昭和39年(1964年)※平成16年廃止

旧「国立学校設置法施行規則」を改正し、附属学校は、①その附属学校が附属する国立大学又は学部における児童、生徒又は幼児の教育又は保育に関する研究に協力し、及び②当該国立大学又は学部の計画に従い学生の教育実習の実施に当たるものとする。

<附属学校の役割>



国立大学附属学校園についての対応策

【中長期的な方針】

①存在意義、成果の提供先・活用方法の明確化

- ・公立学校とは異なる附属学校としての存在意義や役割及び当該学校ならではの特色の明確化
- ・教育・研究の成果の提供先となる学校像の明確化、教育・研究課題を踏まえた選考の実施
- ・大学や企業等との連携による社会的関心の高い課題(脳科学、AI)への取組

②多様な選考方法

- ・多様な入学者選抜(抽選、保護者の事前同意)の実施、連絡進学の見直し

③幅広い意味の「モデル」

- ・教育活動のみならず教員の多忙化解消のための業務の精選などのモデル

④大学によるガバナンス

- ・大学と附属学校両者の日常的な関係の構築や交流の強化
- ・大学による統一的な考えの下につながりをもって展開されるような管理運営

⑤教員研修に貢献する学校への機能強化

- ・公立学校の現職教員のための日常的な研修の場としての機能
- ・教職大学院との一体性の強化
- ・附属学校を拠点とした教職大学院修了者や大学の実務家教員を輩出するサイクルの構築
- ・公立学校園や他大学の附属学校、認定こども園等との人事交流

教員養成大学・学部・附属学校の見直しの方針

○文部科学省では、各国立大学に対して、
附属学校の機能(社会から期待される役割と実態)の検証と量の整理と必要な見直しを求めている。

【改革の方針(令和7年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会) (抜粋)】

附属学校については、国立の教員養成大学・学部が地域における教員養成機能の維持に加え、多様化する教育課題に対応する拠点としての役割を果たすに当たり、そのための実験校としての役割が期待されている。

引き続き、このような役割の重要性は変わらないものの、変化する社会の中において、各附属学校が各国立大学等のミッションや機能強化の方向性に照らして、どのような目的で設置され、今日、立地地域を含め社会からどのような役割が期待されており、それらに照らして運営の実態はどのようなになっているのかについて、改めて法人内及び関係者で検証を行うことが必要である。

また、附属学校本来の役割に立ち返った見直しに併せ、**教員養成大学・学部**の在り方についても後述する教育の質向上のため、リソースの共有化をはじめミッションを持続的に果たす上で効果的な運営体制の構築に向けた大学間の連携などの見直しを行うことが求められる。

その上で、ステークホルダーとの対話も通じて、設置される附属学校の数、種類、規模等についての整理を行い、それを踏まえて必要な見直しを実行することが求められる。

【国立大学法人等改革基本方針(令和7年11月4日 文部科学省) (抜粋)】

附属学校について、各法人のミッション・機能強化の方向性、社会からの期待を踏まえた在り方の検証や、設置される附属学校の数、種類、規模等についての整理と必要な見直し及びそれに併せた**教員養成大学・学部**の在り方の見直し

大学別附属学校数(令和8年度)

①教員養成学部を置く総合大学(35大学、151校)

NO.	法人名	幼	小	中	義務	高	中等	特支	計
1	弘前大学	1	1	1	0	0	0	1	4
2	岩手大学	1	1	1	0	0	0	1	4
3	秋田大学	1	1	1	0	0	0	1	4
4	山形大学	1	1	1	0	0	0	1	4
5	茨城大学	1	1	1	0	0	0	1	4
6	宇都宮大学	1	1	1	0	0	0	1	4
7	群馬大学	1	1	1	0	0	0	1	4
8	埼玉大学	1	1	1	0	0	0	1	4
9	千葉大学	1	1	1	0	0	0	1	4
10	横浜国立大学	0	2	2	0	0	0	1	5
11	新潟大学	1	2	2	0	0	0	1	6
12	富山大学	1	1	1	0	0	0	1	4
13	金沢大学	1	1	1	0	1	0	1	5
14	福井大学	1	0	0	1	0	0	1	3
15	山梨大学	1	1	1	0	0	0	1	4
16	信州大学	1	2	2	0	0	0	1	6
17	岐阜大学	0	0	0	1	0	0	0	1
18	静岡大学	1	2	3	0	0	0	1	7
19	三重大学	1	1	1	0	0	0	1	4
20	滋賀大学	1	1	1	0	0	0	1	4
21	和歌山大学	0	1	1	0	0	0	1	3
22	島根大学	1	0	0	1	0	0	0	2
23	岡山大学	1	1	1	0	0	0	1	4
24	広島大学	2	3	4	0	2	0	0	11
25	山口大学	1	1	1	1	0	0	1	5
26	香川大学	2	2	2	0	0	0	1	7
27	愛媛大学	1	1	1	0	1	0	1	5
28	高知大学	1	1	1	0	0	0	1	4
29	佐賀大学	1	1	1	0	0	0	1	4
30	長崎大学	1	1	1	0	0	0	1	4
31	熊本大学	1	1	1	0	0	0	1	4
32	大分大学	1	1	1	0	0	0	1	4
33	宮崎大学	1	1	1	0	0	0	0	3
34	鹿児島大学	1	1	1	0	0	0	1	4
35	琉球大学	0	1	1	0	0	0	0	2
計		33	39	41	4	4	0	30	151

②教員養成系単科大学(11大学、67校)

NO.	法人名	幼	小	中	義務	高	中等	特支	計
1	北海道教育大学	2	3	3	1	0	0	1	10
2	宮城教育大学	1	1	1	0	0	0	1	4
3	東京学芸大学	1	4	3	0	1	1	1	11
4	上越教育大学	1	1	1	0	0	0	0	3
5	愛知教育大学	1	2	2	0	1	0	1	7
6	京都教育大学	1	1	1	1	1	0	1	6
7	大阪教育大学	1	3	3	0	1	0	1	9
8	兵庫教育大学	1	1	1	0	0	0	0	3
9	奈良教育大学	1	1	1	0	0	0	0	3
10	鳴門教育大学	1	1	1	0	0	0	1	4
11	福岡教育大学	1	3	3	0	0	0	0	7
計		12	21	20	2	4	1	7	67

③教員養成学部を置かない大学(10大学、35校)

NO.	法人名	幼	小	中	義務	高	中等	特支	計
1	福島大学	1	1	1	0	0	0	1	4
2	筑波大学	0	1	2	0	3	0	5	11
3	東京大学	0	0	0	0	0	1	0	1
4	東京芸術大学	0	0	0	0	1	0	0	1
5	東京科学大学	0	0	0	0	1	0	0	1
6	お茶の水女子大学	1	1	1	0	1	0	0	4
7	名古屋大学	0	0	1	0	1	0	0	2
8	神戸大学	1	1	0	0	0	1	1	4
9	奈良女子大学	1	1	0	0	0	1	0	3
10	鳥取大学	1	1	1	0	0	0	1	4
計		5	6	6	0	7	3	8	35

専門教育課教員養成企画室調べ

※福島大学は令和9年度に教員養成学部設置予定。

※教員養成を主たる目的とする学部学科には附属学校(小学校・中学校)の設置が義務付けられている。

学校数、学級数、児童生徒数、教員数

- 国公立学校に占める国立附属学校の割合は約0.5%（学校数0.5%、児童生徒数0.6%、教員数0.5%）
- 学校のサイズは、小学校は大部分が1学年2～3学級、中学校は大部分が1学年3～4学級
- 教員のうち、約3分の2が公立学校との人事交流（ただし、学校毎に100%～0%まで差がある）

区 分	令和7年度						
	学校数	学級数	（平均）	児童生徒数	（平均）	教員数	（平均）
幼稚園	47	210	（4.5）	3,916	（83.3）	343	（7.3）
認定こども園	1	5	（5）	92	（92）	10	（10）
小学校	66	1,110	（16.8）	34,612	（524.4）	1,679	（25.4）
中学校	67	750	（11.2）	26,353	（393.3）	1,522	（22.7）
義務教育学校	6	149	（24.8）	4,311	（718.5）	264	（44）
高等学校	15	※204	（13.6）	8,018	（534.5）	557	（37.1）
中等教育学校	4	39	（9.8）	2,855	（713.8）	196	（49）
特別支援学校	45	486	（10.8）	2,789	（62）	1,495	（33.2）
計	251	2,953		82,946		5,927	

出典：令和7年度学校基本調査、児童生徒数・教員数は令和7年5月1日現在
 ※は専門教育課教員養成企画室調べ

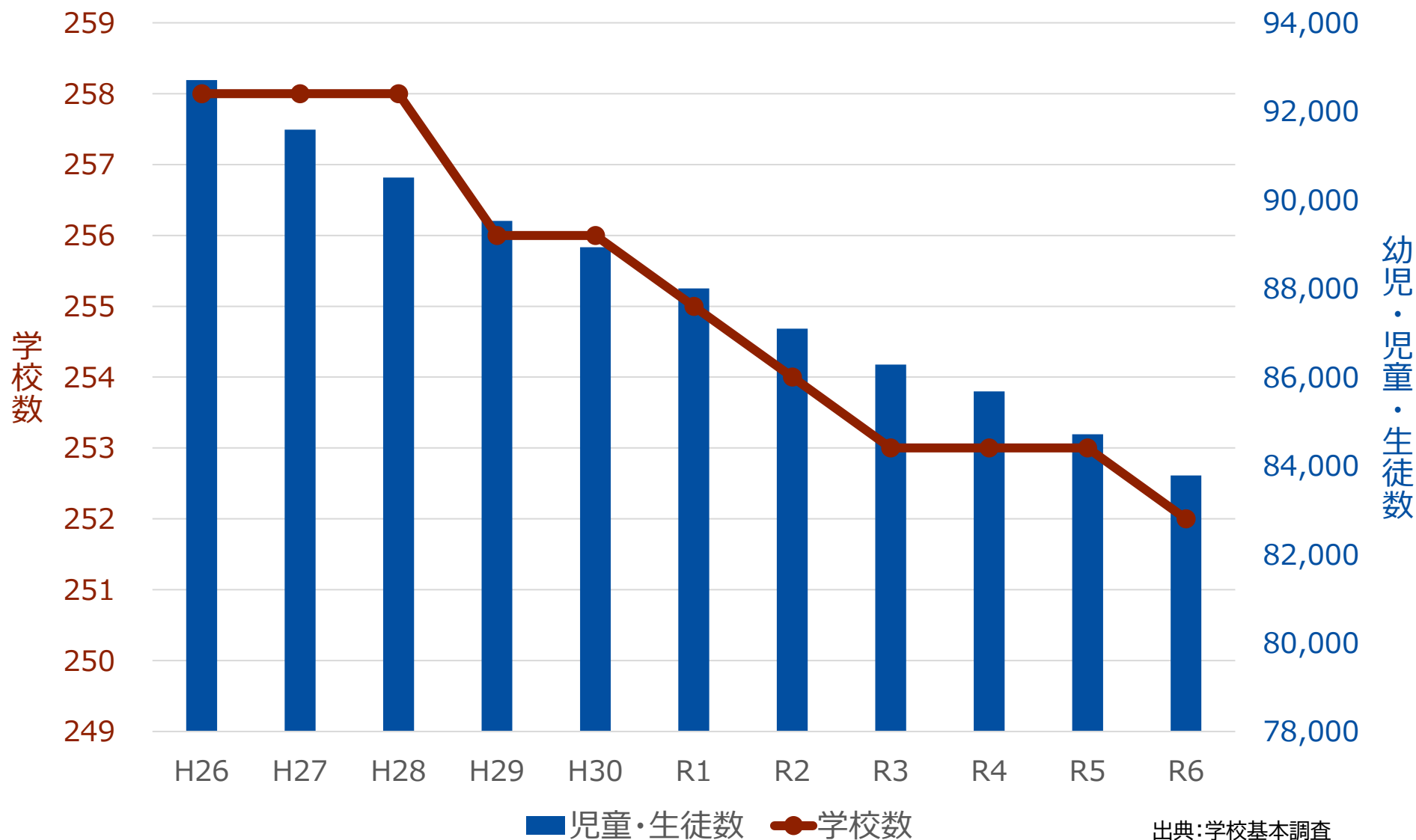
近年の国立大学附属学校数、幼児児童生徒数の推移

○直近10年間(H26→R6)で幼児児童生徒数は約10%減少

・国公立学校:15,162,936人 → 13,875,469人(約92%)

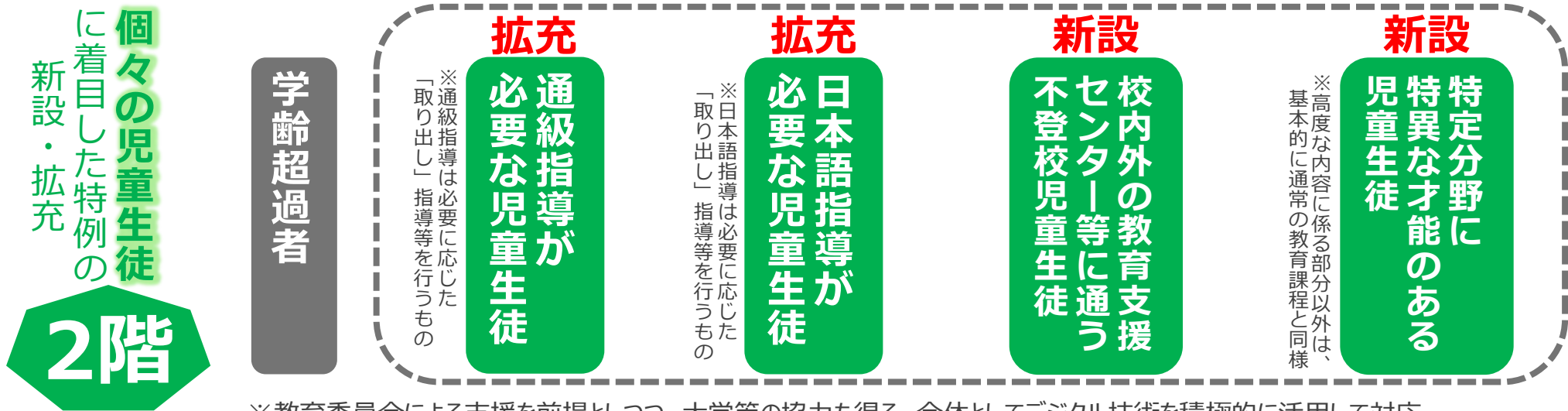
・国立附属学校: 92,707人 → 83,876人(約90%)

○学校数の減少(7校)は神戸大学附属学校を除いては、全て義務教育学校化・中等教育学校化によるもの

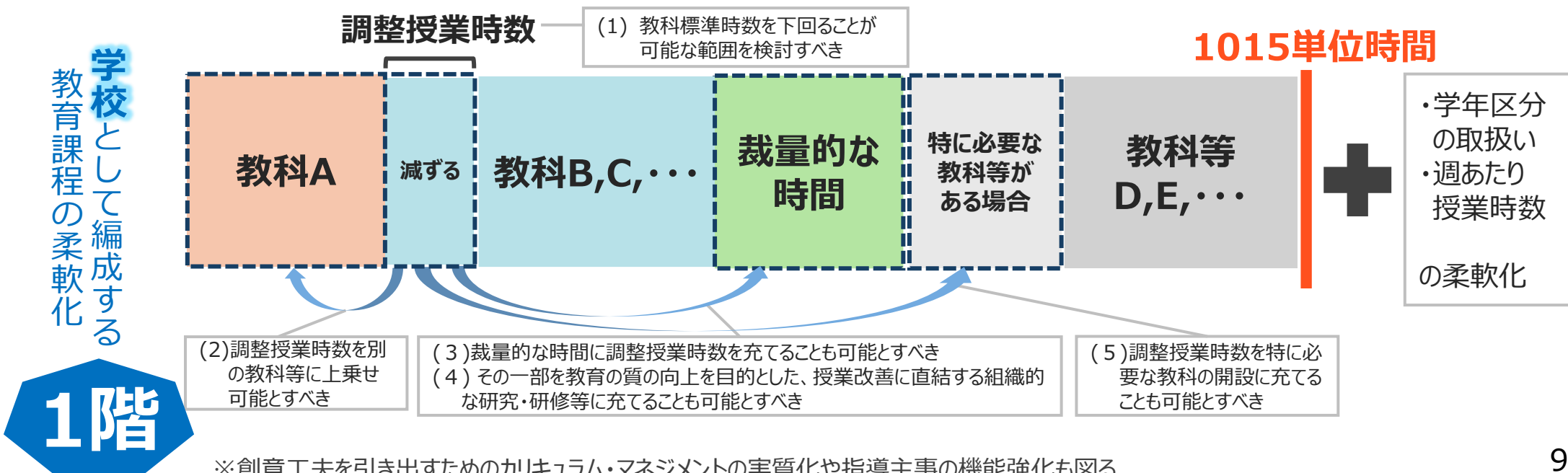


柔軟な教育課程編成の促進（小・中学校の全体イメージ）

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要
- 「2階」の特例の適用がある児童生徒も、「1階」で他の児童生徒とともに学びやすくなるなど、全体としての包摂性を高める方向で制度設計する必要



※教育委員会による支援を前提としつつ、大学等の協力も得る。全体としてデジタル技術を積極的に活用して対応



現状と課題

- ◆ **日本語指導が必要な児童生徒が急増**(9年間で約2倍の8.5万人) ◆ **不就学の可能性**のある外国人の子供も依然として多い(9千人)
- ◆ 日本語指導が必要だが**特別な配慮に基づく指導を受けていない**児童生徒も約1万人存在
- ◆ **全国的に集住化・散在化が同時に進行**するとともに、支援が必要な児童生徒の**母語も多様化**
- ◆ 日本語指導に係る人材確保・支援体制・知見の蓄積などの面で**地方公共団体間の格差も存在**

基本的な考え方

- ◆ 個人として、また社会の一員として、**自立して生きる力**を育む
- ◆ 教育の**質の確保**と**学校現場の負担軽減**を**両立**する
- ◆ 全国的な取組の水準向上に向け、**国がより主導的な役割を果たす**
- ◆ **広域的な取組**により学校現場を支える

主な取組

小学校就学前・来日直後の取組

- **プレスクール・プレクラス(初期日本語指導等)のモデル構築と全国展開** ※本報告書では、「プレスクール」は主に学齢期以前の外国人幼児に対する支援を行う取組、「プレクラス」は主に学齢期の外国人児童生徒に対する初期日本語指導等の支援を行う取組と記載
- **就学の促進**に向けた部局間連携と実態把握の推進
- 幼児教育施設での指導の工夫、地域日本語教室への親子参加、**小学校への確実な引継ぎ**を推進

指導内容の深化・充実

- **強みを生かし**ながら、**教育課程全体**を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成するという基本的な考え方を、次期学習指導要領等で明示
- **ガイドライン**を策定し具体的な指導内容・方法を提示
- **特別の教育課程**の活用や**個別の指導計画**の作成を推進
- **生成AIの活用**による**多言語対応**や**散在地域等でのオンライン活用**の効果的な方法の提示

指導体制の確保・充実

- 指導体制に関する**基本的なモデルづくり**
- **日本語指導補助者及び母語支援員の配置**をはじめ、**地方自治体の取組への支援の強化**
- **登録日本語教員等の積極的な活用**
(特別の教育課程等での活用、「日本語教育機関認定法ポータル」を活用した任用)
- **アドバイザーの派遣**による伴走支援の充実

教師等の指導力の向上に向けた養成・採用・研修

- 教員養成段階における、外国人児童生徒等の教育に関する**内容の充実**を検討(中央教育審議会)
- 日本語指導の**専門性を有する者の採用促進**
- 教職員支援機構等の**研修の普及**

外国人児童生徒等の進学・就職機会の確保

- 高等学校入学者選抜における**特別定員枠**の設定や、**受検での配慮**を収集・周知
- **キャリア支援等に関する実践ガイド**の取組方法や事例を普及

登録日本語教員等の活用による「特別の教育課程」の改善

令和8年6月10日
国家戦略特区等ワーキンググループヒアリング
文部科学省提出資料

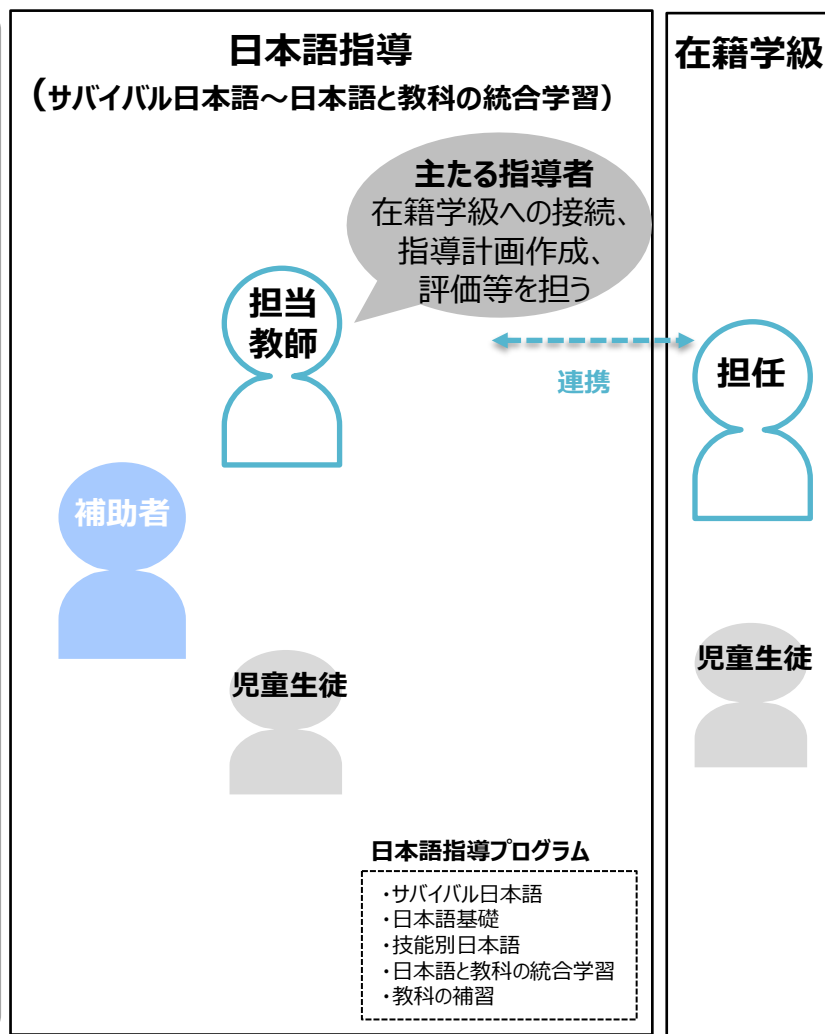
- 外国人児童生徒等への日本語指導の質の向上と、学校現場の負担軽減の両立が必要。
- 現行の「特別の教育課程」は、教師と日本語指導補助者のうち、教師が、主たる指導者として指導の中心を担っている。
- 教師が教科指導に注力できるよう、「サバイバル日本語」等の初期の指導を、**登録日本語教員の活用**で対応するべく、予算と制度の両面で強化。(併せて、プレクラスを抜本強化)

※「特別の教育課程」の一部について、登録日本語教員などの教員免許を有しない者が、教師の関与の下で指導できるような方策を検討（特別非常勤講師制度等の活用についても要検討）。

現状（イメージ）

教師の負担大

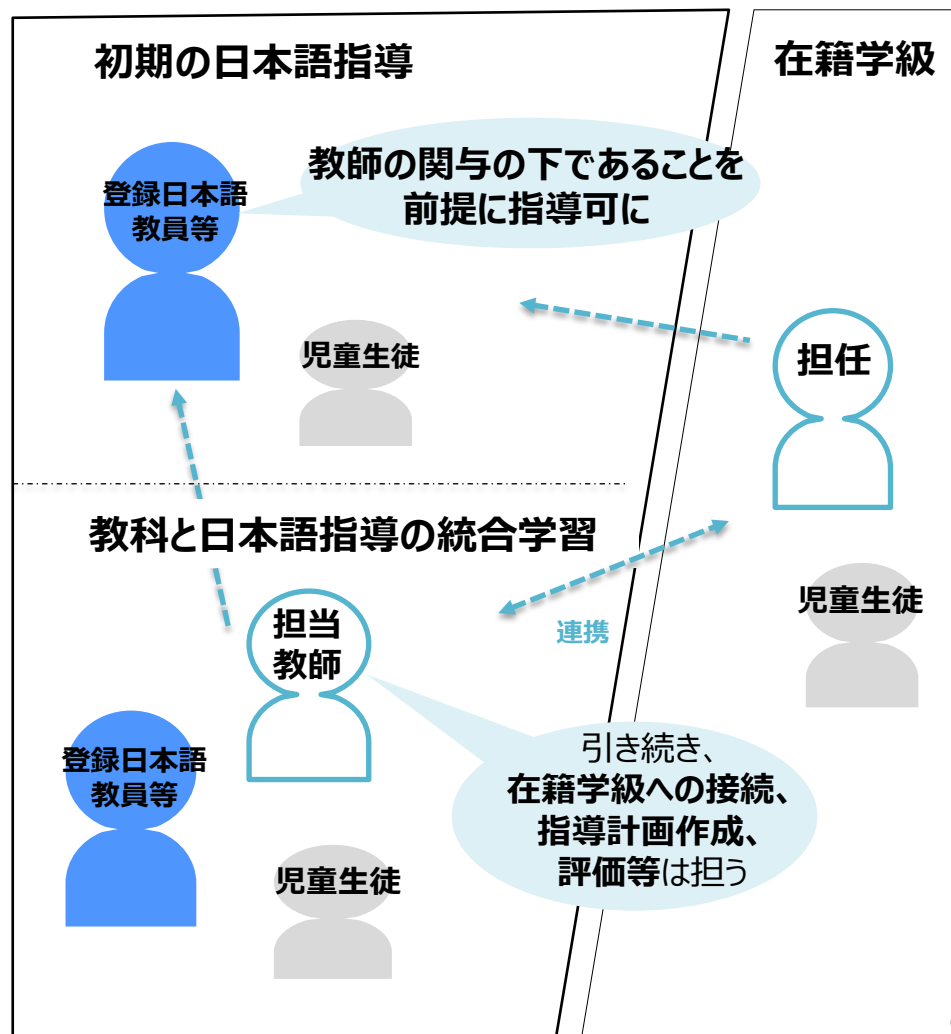
特別の教育課程



今後（イメージ）

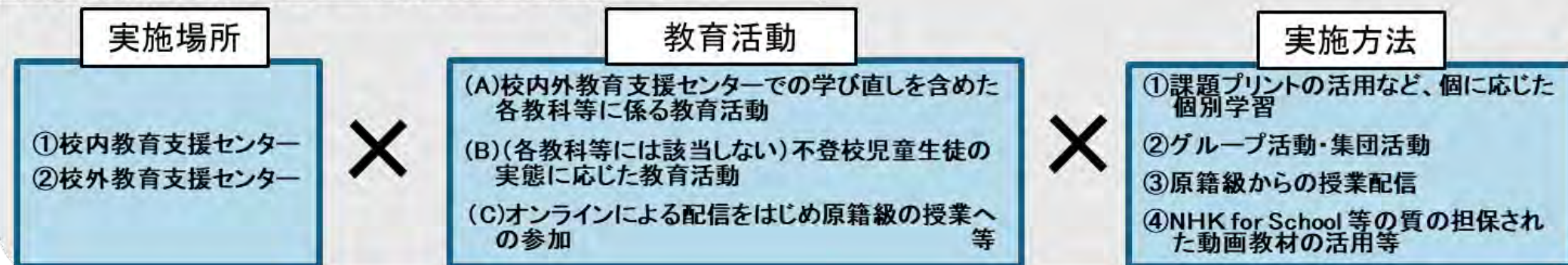
質の向上 & 教師の負担軽減

特別の教育課程



特別な教育課程で想定される教育活動（イメージ）

校内外教育支援センターでの主な学びのイメージ



校内外教育支援センターにおける特別の教育課程イメージ

特別の教育課程

教育課程外で実施する取組

各教科等の目標・内容に基づきつつ、柔軟に実施する教育活動

(各教科等には該当しない)不登校児童生徒の実態に応じた、特に効果的な教育活動

居場所としての活用

※カウンセリングや進路相談等の教育相談を含む

※主に裁量的な時間の活用を想定

【想定される教育活動（例）】

- ・学習状況を踏まえた下学年・下学校種の学び直し
 - ・オンライン配信の活用をはじめ原籍級等への授業の参加
 - ・興味・関心等を踏まえた学習活動 等
- ※一部教科のみであっても特別の教育課程として実施可能

【想定される教育活動（例）】

- ・個々の興味・関心に応じた探究的・体験的な活動
- ・他者とのふれあいを図る体験的な活動
- ・（コミュニケーション能力や対人関係構築スキル等の習得のための）ソーシャルスキルトレーニング 等

※実施方法については、個に応じて柔軟に実施。

⇒ 対象児童生徒の状態や学習意欲を踏まえた個別の教育活動を実施することで、学びに向かう力を底上げすることが必要

(2) 指導を行う指導員等の考え方

- 教師は各相当の免許状を有する者でなければならず、教育課程に基づく指導は各相当免許状を有する教師が行うとされている。
- 特別的教育課程の指導に当たっても、本来、相当教科の免許状を有する教師等が指導にあたるのが望ましいが、多様な実態がある校内外教育支援センターでは、相当教科の免許状を有する教師等による指導体制を常に確保することが困難な実態もあり、免許状を有する者による指導を一律の要件とした場合、制度そのものの活用が極めて限定的になってしまうことが想定される。
- 一方、本特例は、不登校児童生徒に対し、状況に応じた個別的教育課程を編成することで教育を受ける機会を実質的に保障しようとするものであり、学校や教室での学びに向かえていない中にあっても本特例を活用できるということは、こうした児童生徒の教育を受ける機会の実質的な保障に繋がるものである。
- このため、免許状を持たない指導員等とともに学習に取り組んでいる児童生徒も多い中で、上記の目的を踏まえて教育委員会が本特例を活用しようとしたときに、免許状を有する者を確保できないことが致命的な隘路とならないようにすべき。
- なお、現行においても、不登校児童生徒の実質的な学びの保障という本特例と同様の趣旨に立ち、一定の措置が認められており、具体的には、校内外の教育支援センターにおいて、免許を持たない指導員等が不登校児童生徒の指導にあたっている場合、学校と十分な連携を図ることで、学習の計画・内容が在籍する学校の教育課程に照らして適切なものと捉えることができる場合には、一定の要件の下、出席扱いや成績評価を行うことも可能とされているところ。(以下、「現行措置」という)
- この現行措置は、個別的教育課程の編成や指導計画の策定をその要件とすることなく、学校との連携等の基本的な要件の下で免許状を保有しない指導者等による指導を出席扱いや成績評価の対象とすることを許容しており、本特例と比較した場合、教育の質の確保のための担保は相対的に強くないものと言える。

- 本特例においては、教育委員会や学校との役割分担・連携により、実施体制全体で必要な機能を保有することを重視している中で、授業のみではなく、計画的な指導をデザインし、学習状況や成果を適切に評価し、更なる学びに繋げ、プロセス全体を通じて質を確保するという教師の役割の性質を踏まえれば、教師自身が中核的な役割を担いつつ、関係機関全体で教師の役割を果たすことによって、実質的な指導体制を確保することができると考えられる。
※具体的には、指導計画の作成・実施、振り返り・フィードバック、見直しといったサイクルを要することとしており、教師が果たす役割が、指導計画を介して関係機関が一体的に進める取組を通じ、実施体制全体で果たされることになる。
- 以上を踏まえると、本特例は、不登校児童生徒の学びを保障しようとする趣旨に立ちつつ、同趣旨の現行措置よりも教育の質の確保について、個別的教育課程の編成や指導計画の作成や学習評価の実施等により、関係機関全体で担保しようとするものと言える。
- こうした性質に鑑み、本特例においては、次のとおり、教育の質の確保のための中核的な役割を教師が担うことを要件としながらも、一定の要件を満たす指導員等が学級担任等の管理の下で密接に連携しながら、特別的教育課程に基づく指導を実施することも可能と整理し、その上で、最終的には各教育委員会や学校が、学びの保障と質の確保の双方の観点を十分考慮し、指導員として適切かどうかを総合的に判断することとする。

相当する免許状を有しない指導員等が指導を実施する場合に満たすべき基本的な要件

① 学級担任や教科担任等が指導内容を管理する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断できること

(具体例)

・指導計画や学習評価にあたっては、最終的には学校の責任の下で行い、また、行われた指導内容や様子は、指導計画の共有などを通じて教師等が把握できるようにすることで、事前に指導内容を指導員等と調整したり、行われた指導を踏まえて今後の学習や指導方針を変更したりするなど、指導全体を通じて教師が指導内容を調整できる環境(体制)が整っているか
・指導員等だけでなく、定期的に教師等と児童生徒が対面の面談を行うことで教師が児童生徒と関わりを継続するための取組が行われているか 等

② 本特例における指導を実施する者として必要な資質・能力を確保する観点から、以下の点を踏まえて適切と判断されること

(具体例)

・一定の指導経験を有するなど、当該者が実施する指導内容に照らして、その実施に必要な資質・能力を有すると教育委員会や学校において判断された者であるか
・当該者に対し、指導にあたる前など、研修の受講※その他の資質能力の向上を図るための措置が講じられているか
(※) 既存の教職員研修に校内外教育支援センターの職員が参加することに加え、活用可能な研修動画を今後、国において作成し、その動画を視聴することなどが考えられる。

特別の教育課程における「対象活動」のイメージ

特異な才能が発揮される分野や程度は様々なものがあるため、通常教育課程での指導の工夫や柔軟化等を含め、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な場合も多いものと想定される

➡まずは、通常教育課程における支援の可能性を検討し、その上で、通常教育課程のみでは支援が十分できない児童生徒を特別教育課程の対象とすることを基本的な考え方とすべき

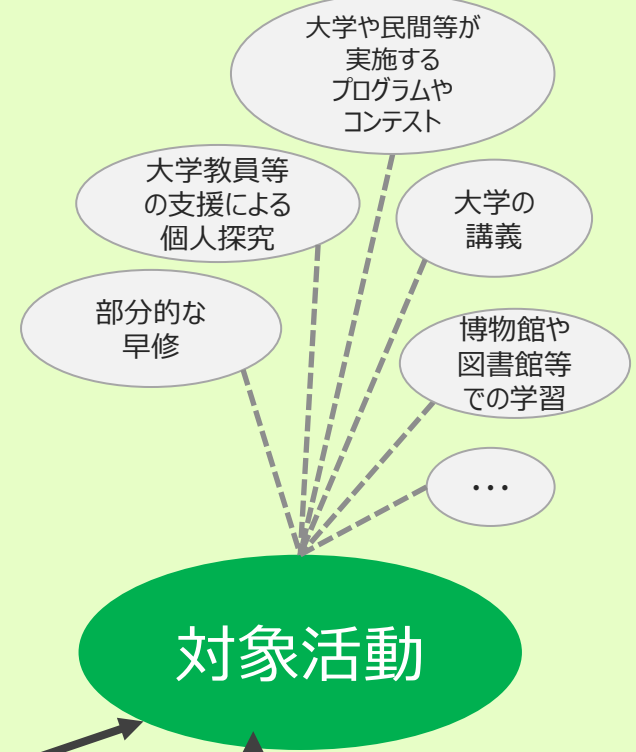
※ 対象とするかどうかの判断に当たっては相談支援体制の活用を想定

※ 通常教育課程での支援に加えて、休日や長期休業中などに学校外でこうした児童生徒の活動の場が提供されている場合、相談支援体制を活用し、そうした活動の紹介を行うことなども考えられる

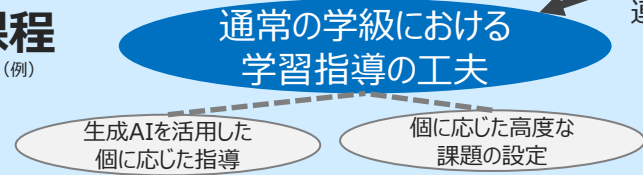
特別の教育課程 (※1,2)

- まずは、日常的な見取りや心理検査等により、一定の判断が可能と考えられる、例えば、算数・数学や理科等の教科等に関わる認知的な側面に着目し、対象活動を学校内外で実施することを基本に据えるべき。
- その上で、以下のいずれも満たす場合、対象活動の実施を可能とするべき。
 - ① 特例の適用に伴って、実施しないこととする相当教科等で育成する資質・能力について、おおむね適切に身に付けられると判断できる場合（既に身に付いていると判断できる場合を含む。）
 - ② 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達の特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがあることを踏まえ、以下の観点等から当該児童生徒に対して対象活動を実施する方が効果的であると総合的に判断できる場合
 - (1) 対象活動を実施することで、相当教科等の実施等に伴う学習上の困難の軽減・解消が期待できるかどうか
 - (2) 学級での他の児童生徒や教師との関係構築の観点から効果的かどうか（生活上の困難の軽減・解消の側面）等
- その際、対象活動を実施する場合、以下のA、B、Cのパターンのように、相当教科等の一部または全部の内容及び授業時数を実施しないことができることとするべき。

- A 総合的な学習の時間 (※3) の一部または全部
- B 各教科の一部または全部
- C 総合的な学習の時間・各教科の一部または全部



通常教育課程 (例)



「裁量的な時間」の活用※

※対象活動と組み合わせて実施することも考えられる

連携

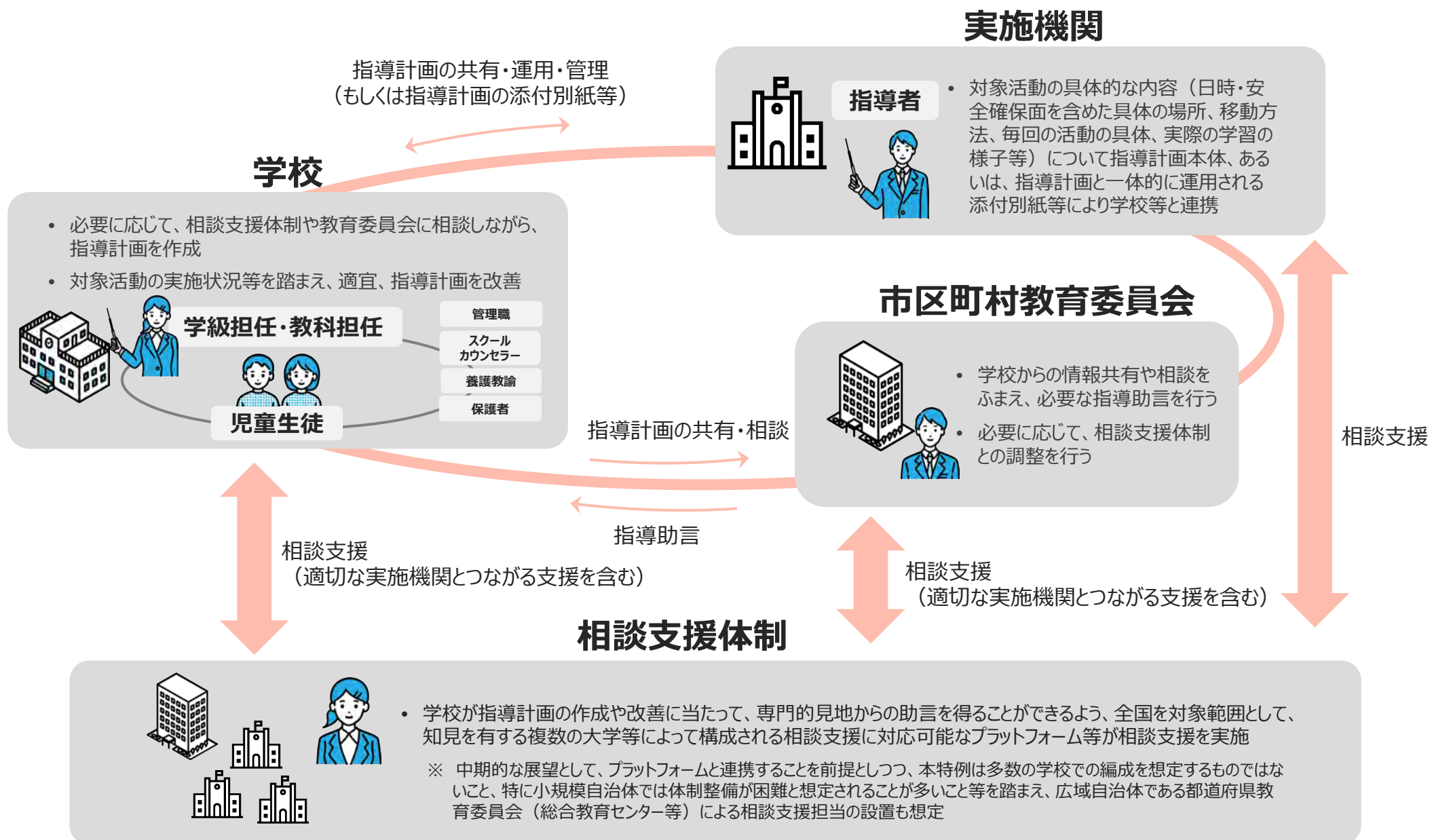
連携

教育課程外

大学等による相談支援体制

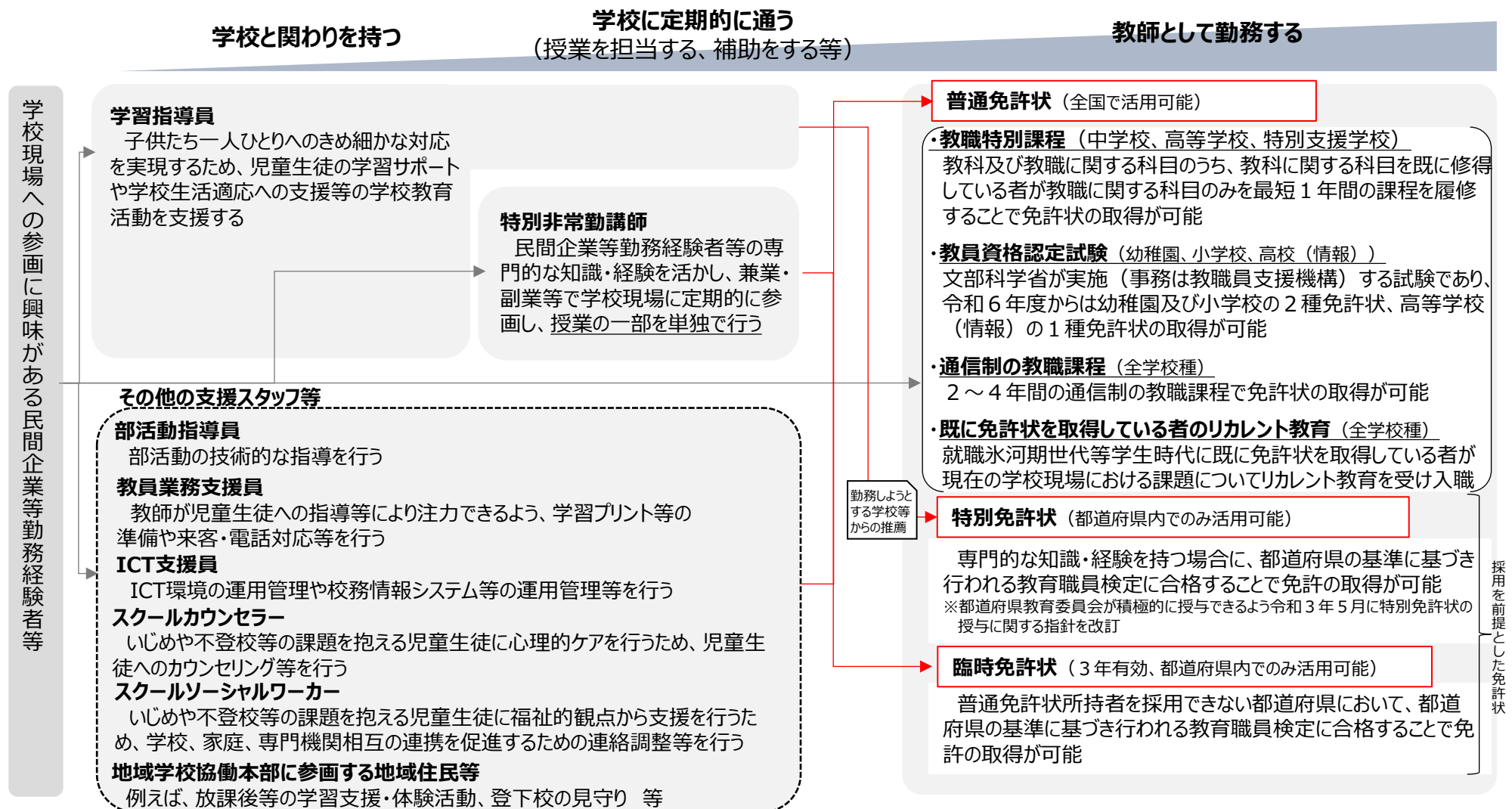
※1 「特別の教育課程」は、個々の児童生徒に着目した教育課程全体を指すものであり、特例により行う教育活動だけでなく通常の児童生徒と同様に学ぶ活動も含めたものであるが、本資料では対象活動を指すものとする
 ※2 特別の教育課程の前提として、まずは通常教育課程において特異な才能のある児童生徒の支援に取り組み、その上で通常教育課程において支援が困難な児童生徒を特別教育課程の対象とする
 ※3 特別の教育課程において総合的な学習の時間を相当教科等とすることは、今次改訂の「『好き』を育み、『得意』を伸ばす」という方向性にも合致し、総合の役割を積極的に果たそうとするもの

指導計画の作成・運用等に係る連携の参考イメージ



社会人等の多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い（頻度や業務内容等）に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験（幼稚園、小学校）、1年間の教職特別課程（中学校、高等学校、特別支援学校）、2～4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。



学部卒業後の免許状の取得方法について

大学院における専修免許状の取得（学部段階での教職科目を併せて履修）

- 現状、大学院に設置されている教職課程を通じて取得できる免許は専修免許状に限られている。
- そのため、大学の学部で教職課程を履修していなかった場合、大学院で開設されている科目に加え、学部の教職課程の科目も併せて履修し、例えば中学校の専修免許状であれば合計83単位を取得する必要がある。また、当然教育実習等も大学院在学中に行う必要がある。
- こうした学習を2年間で両立することは困難であり、教職課程を履修していない者が大学院から免許の取得を目指すうえで高いハードルとなっている（そのため、3年以上のカリキュラムとしている例もあるが、学習が長期間にわたることが学生の負担となる）。

○普通免許状の取得に当たって必要な単位（中学校教諭）

	専修	一種	二種		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	28	12	教育実習	5	5	5
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6	教職実践演習	2	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6	大学が独自に設定する科目	28	4	4
					83	59	35

教職特別課程（R7入学者：2名（慶應義塾大学、岡山理科大学））

- 免許状の取得機会拡充を目的として、大学等において教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を履修しなかった者が、大学等を卒業後、学部において最短1年間履修することにより、専修免許状及び一種免許状の取得が可能な課程をいう。
- 上述の通り、修業年限が最短1年であるため、比較的短期間で免許状を取得することができる。
- 一方で、教科に関する専門的事項に関する科目については別途取得していなければならないため、学部段階で一切教職課程の科目を履修していない場合は活用ができないほか、現在はごく限られた大学でしか開設されていない。

教員資格認定試験（R6受験者：899人、合格者：237名）

- 大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。
- 試験のみで免許を取得できるため、社会人など長期の学習が困難な者にとって免許取得が容易となる。
- 一方で、限られた免許種しか取得できないため（幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状、高等学校教諭一種免許状（情報））、すべての需要には対応できない。

※通信制大学（R5免許取得者：2,955名）

教育職員免許法別表第三に基づく免許状取得について（特に特別免許状関係）

○免許法別表第三

※表記は実際の法令上のものから簡略化している

第一欄	受けようとする免許状の種類 所要資格	幼稚園教諭			小学校教諭					中学校教諭			高等学校教諭			
		専修	一種	二種	専修		一種		二種	専修		一種	二種	専修		一種
第二欄	有することを必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	一種	二種	臨時	一種	特別	二種	特別	臨時	一種	特別	二種	臨時	一種	特別	臨時
第三欄	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員等として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	5	6	3	3	5	3	6	3	3	5	6	3	3	5
第四欄	第二欄に定める各免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数	15	45	45	15	41	45	26	45	15	25	45	45	15	25	45

※一種・二種免許状の授与を受けようとする場合（小学校教諭の特別免許状→一種免許状を除く。）に、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、「5単位×最低在職年数を超える在職年数」によって得られた単位数を逡減する措置が設けられている（最大で7年35単位分まで、10単位分は必修）。

※昭和63年～平成12年の間は、専修免許状の取得に必要な単位数についても逡減措置が存在した。（「3単位×最低在職年数を超える在職年数」によって得られた単位数を逡減。最大で3年9単位分まで、6単位分は必修。）

○免許法施行規則第11条の2

第11条の2 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	受けようとする免許状の種類	小学校教諭		中学校教諭	高等学校教諭
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	専修免許状
第二欄	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等※1	26	26	10	10
	大学が独自に設定する科目	15		15	15

※1 修得方法は以下の通り（同条備考2・3号）

教育の基礎的理解に関する科目	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	4
国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目	それぞれ2 （合計16単位、小学校教諭のみ）

教職特別課程について

【制度概要】

教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する、修業年限を一年以上とする課程。

※ 教科に関する専門的事項に関する科目の単位については本課程では取得できないため、別途通常の教職課程において修得している必要がある。

【背景】

「教員の資質能力の向上方策等について」（昭和62年12月教育職員養成審議会答申）において、「大学において教職課程をとらなかった者が教員免許状を取得する機会を拡充するため、大学に「教職特別課程」を設置することができるようにする必要がある」と提言。この提言を受け、昭和63年に教育職員免許法を改正。

【要件】

1. 免許状の種類

○中学校教諭及び高等学校教諭

：専修免許状及び一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要

○特別支援学校教諭

：一種免許状授与の所要資格を得させるための課程であることが必要（以下、「特別支援教育特別課程」という。）

2. 開設できる者

中学校又は高等学校の教諭の一種免許状に係る認定課程を有する大学、特別支援教育特別課程にあっては特別支援学校教諭一種免許状に係る認定課程を有する大学

※ 教職特別課程は、幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程としては認められていない。

- ・幼稚園教諭、小学校教諭の免許状授与の所要資格を得させるための課程は、教員養成を主たる目的とする学科等でなければ認定できないとされている。（教職課程認定基準）
- ・幼稚園教諭、小学校教諭の「教科に関する科目」は全教科に及ぶため、大学において教職課程をとらなかった学生が修得した単位が「教科に関する科目」として認定される可能性が極めて低い。
- ・幼稚園教諭、小学校教諭における教職に関する科目は、要修得単位数が多いため、1年で修得することが困難。

【現在開設されている課程】

令和7年4月現在 教職特別課程を置く大学

- ・中学校及び高等学校教諭免許 慶應義塾大学、岡山理科大学
- ・特別支援学校教諭免許 琉球大学

教員資格認定試験の概要

制度の趣旨

大学等で教職課程を取らなかった者で教育者としてふさわしい資質を身に付け、教職を志すに至った者に対し教職への道を開くことを目的として創設。本試験合格者は、免許管理者である都道府県教育委員会に申請することにより、教諭の普通免許状が授与される。

根拠法令

「教育職員免許法(昭和24年法律第147号)」

第16条 普通免許状は、第5条第1項の規定によるほか、普通免許状の種類に応じて文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学の行なう試験(以下「教員資格認定試験」という。)に合格した者で同項各号に該当しないものに授与する。

2 文部科学大臣は、教員資格認定試験(文部科学大臣が行うものに限る。)の実施に関する事務を機構に行わせるものとする。

3 教員資格認定試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

制度の経緯

昭和39年度 高等学校教員資格試験を創設

昭和48年度 教員資格認定試験を創設(実施種目は小学校、特殊教育、高等学校。高等学校教員資格試験は廃止)

平成16年度 高等学校教員資格認定試験を休止

平成17年度 幼稚園教員資格認定試験を開設

平成30年度 試験の実施に関する事務を(独)教職員支援機構に移管

令和2年度 小学校教員資格認定試験の見直し

令和6年度 特別支援学校教員資格認定試験を休止 高等学校教員資格認定試験(情報)を再開(予定)

現行の実施種目

(1) 幼稚園教員資格認定試験(幼稚園教諭二種免許状) (2) 小学校教員資格認定試験(小学校教諭二種免許状)

(3) 高等学校教員資格認定試験(高等学校教諭一種免許状(情報)) 令和6年度から再開(予定)

受験者数等

学校種	幼稚園				小学校				高校(情報)				特別支援学校			
	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率	出願者	受験者	合格者	合格率
令和5年度	37	36	9	25.0%	1,051	869	191	22.0%	令和6年度から試験再開				7※	7	4	57.1%
令和6年度	29	24	3	12.5%	950	807	194	24.0%	67	63	40	63.5%	令和6年度から試験休止			
令和7年度	24	21	12	57.1%	1,008	838	243	29.0%	180	169	56	33.1%				

※令和4～5年度については、試験科目等の一部免除者を対象とした試験のみの実施

大学の通信制課程での教員免許状の取得

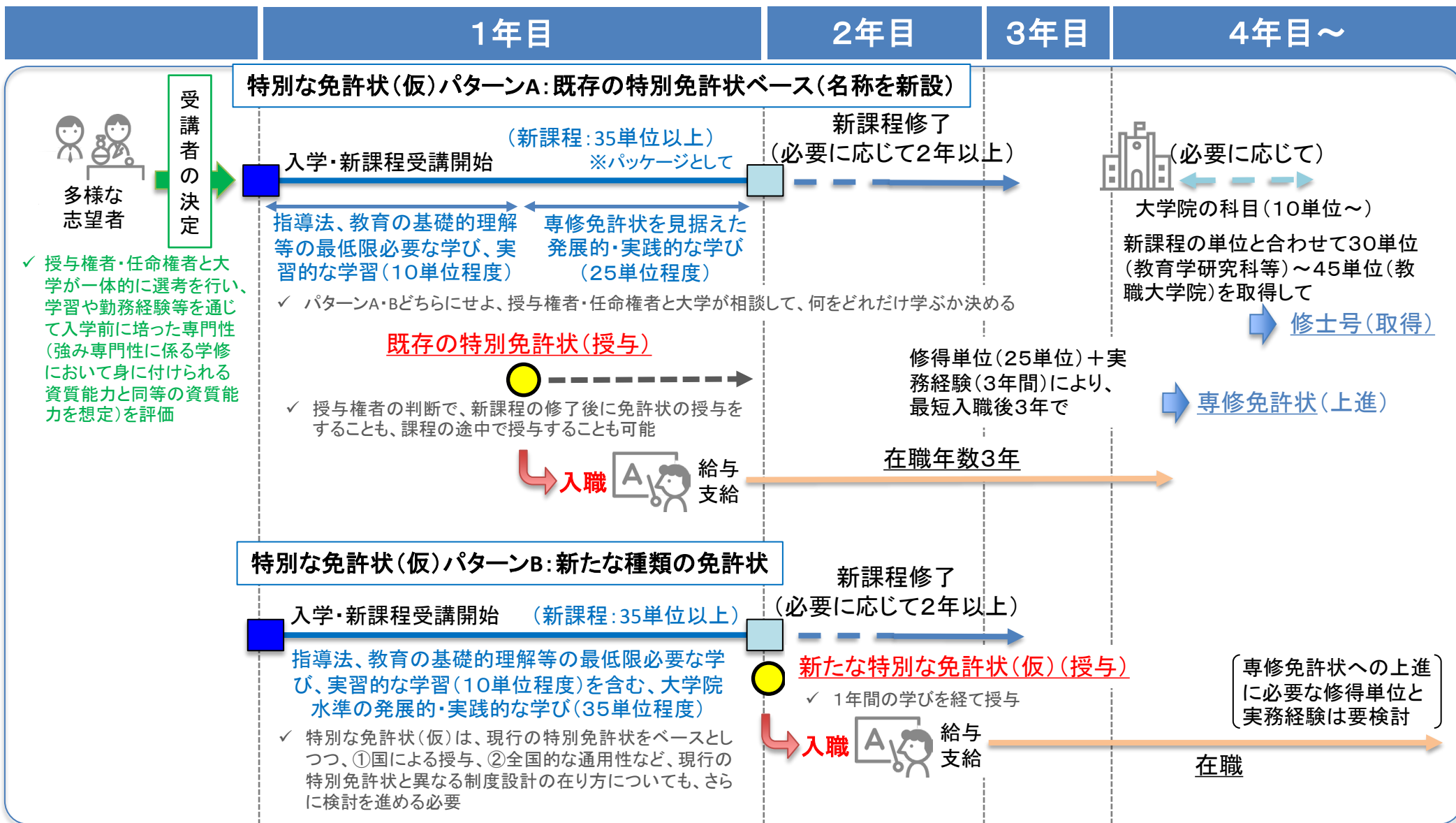
- 通信制課程であっても、教職課程認定を受けている課程において学位の取得とともに必要単位を修得すれば、教員免許状の取得が可能。
- 中・高の教員免許状の通信制の教職認定課程を有する大学の一覧は以下のとおり。 (R8.4.1時点)

大学名	取得可能な免許状の学校種	教科
愛知産業大学短期大学	中学校二種	英語
北海道情報大学	中学校一種	数学
	高等学校一種	数学、情報、商業
帝京大学	高等学校一種	情報
東京福祉大学	中学校一種	英語、保健
	高等学校一種	英語、公民、保健、情報、福祉
聖徳大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、書道、英語、福祉
玉川大学	中学校一種	社会
	高等学校一種	地理歴史、公民
慶応義塾大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語
帝京平成大学	中学校一種	社会
	高等学校一種	地理歴史、公民、情報、商業
日本女子大学	中学校一種	家庭
	高等学校一種	家庭
日本大学	中学校一種	国語、社会、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、英語、商業

大学名	取得可能な免許状の学校種	教科
武蔵野大学	中学校一種	国語、英語
	高等学校一種	国語、英語、書道
武蔵野美術大学	中学校一種	美術
	高等学校一種	美術、工芸
法政大学	中学校一種	国語、社会
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、商業
明星大学	中学校一種	国語、社会、数学、英語
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、英語
星槎大学	中学校一種	社会、保健体育、英語
	高等学校一種	地理歴史、公民、保健体育、英語
名古屋産業大学	中学校一種	社会
	高等学校一種	公民
佛教大学	中学校一種	国語、社会、数学、英語、中国語、宗教
	高等学校一種	国語、地理歴史、公民、数学、書道、情報、英語、中国語、福祉、宗教
大阪芸術大学	中学校一種	国語、音楽、美術
	高等学校一種	国語、音楽、美術、工芸
環太平洋大学	中学校一種	数学、保健体育、英語
	高等学校一種	数学、保健体育、英語

※R8.4.28時点で届を受領しているものについて記載

大学院新教育課程 受講パターンの例



(参考) 現行制度

- 中・高等学校免許の場合の専修免許状への上進の要件 (免許法別表第三)
 - 一種免許状→専修免許状 最低在職年数: 3年 最低修得単位数: 15
 - 特別免許状→専修免許状 最低在職年数: 3年 最低修得単位数: 25
- 一種免許状及び二種免許状への上進に当たっては、最低在職年数を超える在職年数ごとに5単位分修得を減ずる逡減措置が設けられている(最低10単位分の習得は必須) (免許法別表第三)

特別免許状について

◆ 制度の目的・概要

教員免許状を持たないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者（都道府県教育委員会）の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状。（昭和63年に創設）

◆ 担当する教科等

- ・ 小学校、中学校、高等学校における全教科（平成10年に対象教科を拡大）
- ・ 特別支援学校における自立教科等（理療、理容、自立活動など）
- ・ 授与を受けた都道府県においてのみ有効

◆ 授与手続・授与要件

《授与手続》

- ・ 任用しようとする者（都道府県・指定都市教育委員会、学校法人等）の推薦
- ・ 都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体）の合格（可否決定に際し、学校教育に関する学識経験者等へ意見聴取）

《授与要件》

- ・ 担当する教科の専門的な知識経験又は技能
 - ・ 社会的信望・熱意と識見
- ※平成14年に学士要件を撤廃

◆ 授与件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	12	13	16	22	31	66	109	60
中学校	42	58	61	60	83	104	137	181
高等学校	105	125	138	142	204	313	347	336
特別支援学校	10	12	12	11	16	17	18	14
合計	169	208	227	235	334	500	611	591

◆ 事例（令和6年度）

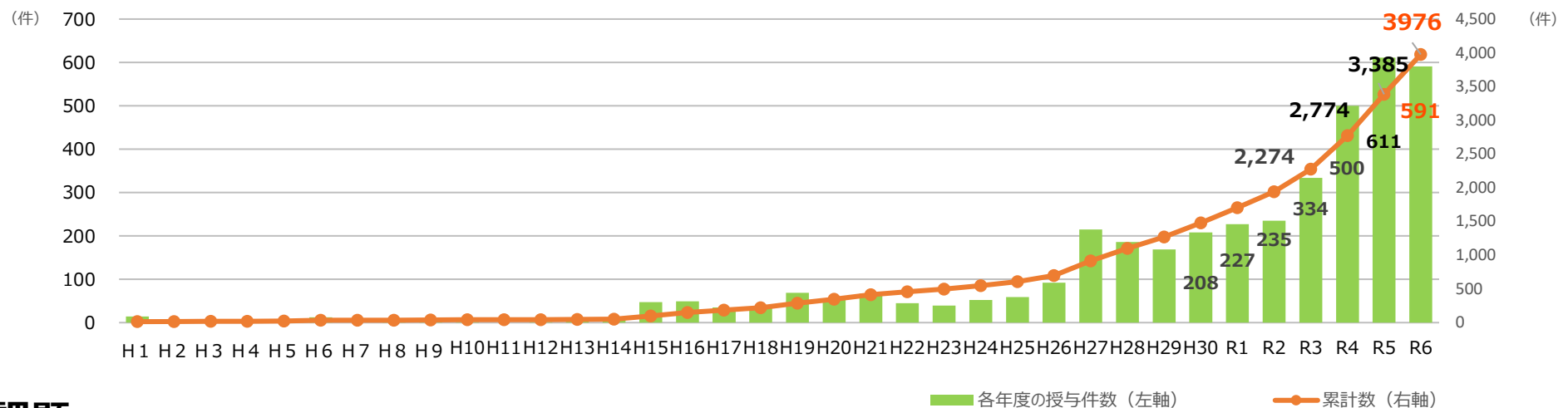
教科	件数	授与者の主な職歴等	教科	件数	授与者の主な職歴等
外国語（英語）	310件	ALT、英会話講師、通訳	工業・工業実習	28件	電気工事士、土木設計技術者、実習助手、一級建築士、工学修士
看護	43件	看護師、助産師	技術	20件	エンジニア、機器等開発者、ハウスメーカー研究開発員
理科	35件	工学博士、理学博士、大学技術職員	家庭	16件	調理師、専門学校講師
情報	32件	エンジニア（システム・ソフトウェア）、大学教員、専門学校講師	社会・地理歴史・公民	11件	特別非常勤講師

特別免許状に関する運用の見直しについて

1. 現状

- 社会に開かれた教育課程を実現するとともに、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成するに当たっては、教師一人一人の専門性を高めることに加え、多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくことが必要である。「優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れる」ことを趣旨とする特別免許状による教師としての入職は、そのための一つの方策であり、積極的な活用が望まれる。
- 文部科学省においては、平成26年に「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を策定するとともに、令和3年に更なる柔軟な授与が可能となるよう指針の改訂を行うなど、都道府県教育委員会に対して、特別免許状の積極的な授与を促進しているところであり、授与件数も増加傾向にある。

(参考) 特別免許状の授与件数



2. 課題

- 特別免許状の授与は進みつつあるものの、授与の検討に当たり、特別免許状の制度趣旨が十分に理解・浸透していないと考えられるケースや、都道府県によっては消極的な運用となっているなどの課題が散見されるところ。
- 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日中央教育審議会）においても、こうした運用上の課題等を踏まえた「特別免許状に関する運用の見直し」が提言されているところであり、更なる特別免許状の活用促進に向けて、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を行った。

- 特別免許状とは、**教員免許状を持たないものの、優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。**授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。**
- 特別免許状の円滑な授与に向けて、**平成26年に授与に係る指針を策定、令和3年5月に改訂。**さらに、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月9日中央教育審議会）を踏まえ、**特別免許状のより円滑な活用に向けて、令和6年5月8日に指針を改訂。**

【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

R6改訂のポイント①

授与候補者の**教科に関する専門的知識経験・技能の考え方（※）について明確化**
※教科の内容を完全に包含していなくとも、自身の専門分野を中核として、当該教科に関する知識がある場合には授与が可能（例：化学の博士号取得者に理科の特別免許状を授与等）

1. 教員としての資質の確認（（1）と（2）を満たすこと）

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（①又は②の**いずれか**に該当すること）。

R6改訂のポイント② 制度趣旨を踏まえ、授与の前段階で指導方法・技術等に関し、普通免許状との同等性を過度に重視することのないよう明記。

① 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において
教科に関する授業に携わった経験
【最低1学期以上】
（※特別非常勤講師としての勤務も含む）

又は

② **教科に関する専門分野に関する勤務経験等**
（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**【概ね3年以上】**
（例）・企業やNPO等における英語等による勤務経験
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験
・外国にある教育施設における勤務経験
・大学における助教、助手、講師経験 等

※ **優れた知識経験等を有することが確認できる場合は、①、②の確認基準によらない特別免許状の授与が可能**

例）オリンピック等国際大会の出場者 → 体育等 国際的なコンクールや展覧会 → 音楽、美術等 博士号取得者 → 専攻分野に相当する教科

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認。学習指導員やフリースクールでの勤務経験も加味。）

2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

3. 第三者の評価を通じた資質の確認

学識経験者により、授与候補者の教員としての資質を確認する。（※任命者及び雇用者が勤務状況を把握している場合は、面接によらない確認も可能。）

【その他】

R6改訂のポイント⑤ 特別免許状を活用した採用選考の実施の促進、授与基準や手続等の透明化等について記載

- （1）各都道府県教育委員会においては、**特別免許状の授与を前提とした採用選考の積極的な実施**を検討するとともに、受付時期や手続の利便性の向上、審査基準の明確化を含む**申請手続を透明化し、任命権者のみならず一般向けに対しても広く周知を行うこと。**
- （2）教育委員会や勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で、**特別免許状所有者の実情に応じた研修計画を立案、実施すること。**

R6改訂のポイント③ 特別免許状授与者が、**一定の勤務経験と講習履修歴がある場合、他校種の特別免許状の授与を認めることも考えられることを明記。**

R6改訂のポイント④ 特別免許状授与者について、**任期付きや非常勤として任用することも可能であることを明確化。**

特別免許状の授与件数の内訳（学校種・教科別）

学校種		R4 件数	R4内訳	R5 件数	R5内訳	R6 件数	R6内訳
小学校	国立	0		1	英語（1件）	0	
	公立	46	外国語（44件）算数、理科（各1件）	44	英語（38件）算数（4件）国語、理科（各1件）	46	英語（39件）国語（2件）算数、体育、音楽、家庭、外国語又は外国語活動（各1件）
	私立	20	外国語（14件）音楽（1件）算数（2件）図画工作、体育、理科（各1件）	64	英語（15件）算数、理科、体育（各8件）図画工作（7件）社会、生活（各6件）家庭（5件）音楽（1件）	14	英語（13件）図画工作（1件）
中学校	国立	1	英語（1件）	1	英語（1件）	0	
	公立	28	英語（25件）その他の外国語（1件）技術（2件）	42	英語（29件）技術（11件）理科、その他の外国語（各1件）	58	英語（28件）技術（17件）理科（8件）家庭（3件）数学、社会（各1件）
	私立	75	英語（53件）理科（7件）数学（5件）宗教（3件）技術、保健体育（各2件）音楽、国語、美術（各1件）	94	英語（62件）理科（8件）技術（7件）社会、数学（各5件）保健体育、宗教（各2件）国語、家庭、その他の外国語（各1件）	123	英語（93件）理科（11件）数学（9件）社会（4件）技術（3件）国語（2件）その他の外国語（1件）
高等学校	国立	1	英語（1件）	1	外国語（英語）1件	0	
	公立	182	情報（90件）英語（22件）看護（20件）工業（18件）理科（7件）家庭、福祉（各4件）水産、農業、その他の外国語（各3件）数学、保健体育（各2件）音楽、公民、商業、美術（各1件）	191	情報（88件）英語、工業（各22件）看護（21件）福祉（9件）家庭（8件）水産（6件）その他の外国語（5件）農業（3件）工業実習（2件）理科、音楽、美術、保健体育、商業（各1件）	137	看護（29件）情報、工業（22件）英語（21件）その他の外国語（12件）農業（6件）福祉（5件）家庭（4件）水産（3件）音楽、公民、工芸、保健体育、理科（各2件）国語、書道、数学（各1件）
	私立	130	英語（65件）看護（22件）理科（10件）数学、その他外国語（6件）家庭（5件）保健体育（4件）情報、宗教（各3件）音楽、公民、工業、書道、商業、地理歴史（各1件）	155	英語（77件）看護（24件）情報（13件）地理歴史、公民、理科（各7件）数学、その他の外国語（各5件）家庭（4件）工業（3件）保健体育（2件）国語（1件）	199	英語（116件）理科、看護（各14件）数学（13件）情報（10件）家庭（8件）工業（6件）地理歴史（4件）国語、美術、その他の外国語（3件）家庭実習、福祉（2件）音楽（1件）
特別支援学校	国立	1	自立教科（理学療法）（1件）	0		0	
	公立	16	自立活動（肢体不自由）（16件）	18	自立活動（肢体不自由）17件、自立活動（言語障害）1件	14	自立活動（肢体不自由）12件、自立活動（聴覚障害・言語障害）各1件
	私立	0		0		0	
合計		500		611		591	※令和6年度までの累計授与件数：3,976件

（出典）令和6年度教員免許状授与件数等調査

各都道府県別の特別免許状授与件数（令和元年度～令和6年度）①

授与権者	令和6年度				令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
北海道	0	15	16	31	1	5	16	22	0	6	8	14	0	11	35	46	0	5	2	7	0	2	0	2
青森県	0	0	0	0	0	0	1	1	0	16	1	17	0	0	3	3	0	0	2	2	0	0	4	4
岩手県	0	2	1	3	0	4	2	6	0	2	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	1
宮城県	0	1	5	6	0	1	4	5	0	1	2	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	1	3	4
秋田県	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	2	2	0	1	1	2	0	1	2	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2
福島県	0	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	2	2	0	0	0	0
茨城県	0	17	9	26	0	16	14	30	0	26	11	37	0	14	8	22	0	15	3	18	0	22	0	22
栃木県	0	9	4	13	0	25	0	25	0	7	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	6	0	6	0	0	0	0
埼玉県	0	7	17	24	0	16	12	28	0	11	5	16	0	10	15	25	0	9	9	18	1	8	4	13
千葉県	0	14	22	36	0	22	62	84	0	6	17	23	0	1	11	12	0	4	6	10	0	4	2	6
東京都	0	28	98	126	0	16	68	84	3	6	86	95	0	0	60	60	0	4	43	47	2	5	51	58
神奈川県	0	3	20	23	0	4	8	12	0	7	3	10	0	7	4	11	0	10	2	12	0	7	2	9
新潟県	0	3	0	3	0	6	0	6	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0
富山県	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
石川県	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	2	0	2	0	2	2	4	0	3	0	3	0	2	0	2	0	1	1	2	0	1	3	4
山梨県	0	4	8	12	0	21	2	23	0	4	7	11	0	2	3	5	0	5	7	12	0	0	2	2
長野県	0	3	5	8	0	1	6	7	0	3	1	4	0	0	3	3	0	0	6	6	0	0	6	6
岐阜県	0	2	3	5	0	2	1	3	0	0	6	6	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	5	31	36	0	4	27	31	0	4	21	25	0	2	6	8	0	1	0	1	1	2	14	17
愛知県	0	8	6	14	0	4	5	9	0	5	1	6	0	4	3	7	0	2	3	5	0	4	3	7
三重県	0	2	4	6	0	1	4	5	0	3	2	5	0	1	6	7	0	2	0	2	0	2	0	2

各都道府県別の特別免許状授与件数（令和元年度～令和6年度）②

授与権者	令和6年度				令和5年度				令和4年度				令和3年度				令和2年度				令和元年度			
	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体	国立	公立	私立	全体
滋賀県	0	2	0	2	0	0	8	8	0	1	2	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	3	8	11	0	2	2	4	0	6	0	6	0	2	3	5	0	1	1	2	0	0	1	1
大阪府	0	15	8	23	2	10	5	17	0	6	0	6	0	12	0	12	0	11	0	11	0	11	0	11
兵庫県	0	14	21	35	0	6	15	21	0	4	5	9	0	3	4	7	0	4	1	5	0	3	7	10
奈良県	0	8	0	8	0	4	0	4	0	4	3	7	0	2	0	2	0	2	0	2	0	1	1	2
和歌山県	0	4	0	4	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3	3	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0
島根県	0	1	1	2	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0
岡山県	0	6	2	8	0	6	2	8	0	9	3	12	0	6	6	12	0	3	3	6	0	2	1	3
広島県	0	10	0	10	0	16	1	17	0	57	6	63	0	4	2	6	0	10	3	13	0	7	4	11
山口県	0	1	3	4	0	3	2	5	0	1	4	5	0	2	2	4	0	2	1	3	0	1	1	2
徳島県	0	2	0	2	0	4	0	4	0	1	0	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	2
香川県	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2	3	5	0	1	0	1	0	1	0	1
愛媛県	0	3	5	8	0	1	5	6	0	4	3	7	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	5	8	13	0	2	4	6	0	4	0	4	0	0	2	2	0	2	2	4	0	4	1	5
福岡県	0	4	10	14	0	5	2	7	0	6	2	8	0	4	0	4	0	0	3	3	0	4	3	7
佐賀県	0	4	3	7	0	0	4	4	0	2	3	5	0	0	6	6	0	0	3	3	0	0	2	2
長崎県	0	6	0	6	0	60	5	65	0	4	2	6	0	4	1	5	0	2	7	9	0	0	0	0
熊本県	0	16	10	26	0	10	13	23	0	3	9	12	0	8	5	13	0	1	5	6	0	0	3	3
大分県	0	2	3	5	0	1	2	3	0	2	3	5	0	0	5	5	0	1	5	6	0	0	1	1
宮崎県	0	3	0	3	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	2	5	0	0	2	2	0	0	0	0
鹿児島県	0	2	0	2	0	1	3	4	0	25	2	27	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2
沖縄県	0	13	2	15	0	3	5	8	0	12	0	12	0	6	0	6	0	0	0	0	0	2	2	4
計	0	255	336	591	3	295	313	611	3	272	225	500	0	125	209	334	0	111	124	235	4	101	122	227

特別免許状授与に係る自治体ヒアリング結果

1. 実施概要

- 複数の都道府県に対して、特別免許状の授与に係るヒアリングを実施。ヒアリング項目は以下のとおり。

特別免許状の募集・人材確保の状況／ 特別免許状の授与手続き ／ 特別免許状授与における判断基準 ／
特別免許状の授与を受けた教員の評価（教育効果・定着等） ／ 特別免許状がどのように活用されているか 等

2. ヒアリング結果

項目	自治体を感じる現状と課題	対応
募集・ 人材確保	- 人材発掘は学校や市町村教育委員会が主体で、その中でも知り合いや紹介等に依存しており、組織的な仕組みがない - 申請はほとんど私立で、県としても積極的な周知を行っていない	
授与手続き	- 有識者への意見照会や審査会の実施に係る負担が大きい（半年ほど前から準備が必要） - 教委では判断しかねる部分の判断基準として審査会は外せない	- 学識経験者へのヒアリングの負担軽減や手続きの簡素化（国での集約を含む） - 書面審査で対応できる仕組み - 審査会の形式を、国が具体的に例示する
判断基準 （専門性・ 教職適正）	- 授与可能と判断する知識・経験等の基準がない - 特に新たな分野・教科では前例が少なく、判断が属人的になりやすい - 成績証明書の確認の中で、教職に関する学習をある程度行っていると安心材料になる - 教職課程を履修していないため、自信をもって授与できないことがある	- 専門的な知識・技能や教職適性に関する全国的な判断基準・目安の提示 - 教職に関する一定の学習歴が確認できる仕組み
定着・評価・ 教育効果	- 定期的な面談や教職員同士での授業参観を実施 - 各教科のフォローや管理職の面談を通じて悩みを相談できる体制の構築 - 専門性に基づく児童の興味や学習意欲の喚起、他の教員への刺激	
活用範囲	- 実技教科等で専門性の高い人材を確保できるため、教員不足解消に資する - 高校の専門教科での活用が多い	活用事例について、ほかの自治体の事例も参考にしたい

臨時免許状について

◆ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。
臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

◆ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

＜授与基準例＞

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

◆ 授与件数

【総授与件数】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8,578	8,405	8,501	8,963	9,108	9,051	9,720	10,629	9,809	9,898

【令和6年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
196	145	228	218	55	175	100	22	330	269	284	15	0	2,037

【令和6年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
113	92	108	103	111	64	71	17	56	73	21	263
家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計	
257	131	75	176	83	42	80	384	21	40	2,381	

※ 令和5年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（171件）、小学校（4,531件）、特別支援学校（597件）、養護教諭（134件）及び特別支援学校の自立教科等（5件）の合計値が含まれている。

◆ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与

特別非常勤講師制度について

◆ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

◆ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習（探究）の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

◆ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

※ 届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

◆ 届出件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4,472	4,235	3,930	3,668	3,710	3,621	3,410	3,451
中学校	2,384	2,505	2,348	2,348	2,299	2,378	2,445	2,439
高等学校	11,916	12,324	11,654	11,811	11,990	11,900	11,680	12,475
特別支援学校	1,604	1,772	1,442	1,430	1,432	1,616	1,690	1,761
合計	20,376	20,836	19,374	19,257	19,431	19,515	19,225	20,126

◆ 事例（令和6年度）

医学・看護・保健 （医師、看護師等）	2,336	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）			1,437	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	880
芸術 （彫刻家、音楽家等）	1,176	福祉・ボランティア （介護福祉士、手話講師等）	664	伝統芸能 （和楽器講師等）	363	競技スポーツ （元プロ野球選手等）	242
情報 （システムエンジニア等）	358	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	235	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	165	製造現場体験 （一級建築士等）	172
異文化理解 （通訳、ネイティブスピーカー等）	216	野外体験活動（農家、樹木医等）	124	伝統工芸 （日本舞踊家等）	154	地域文化理解 （語り部、文化保護審査委員等）	208
環境教育 （農家、自然観察指導員等）	149	朗読 （フリーアナウンサー、ナレーター等）	43	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	100	その他 （産業カウンセラー、獣医師等）	1,507

各自治体における社会人の教師への入職促進策について

- **社会人への特別選考は68自治体中59自治体（令和4年度実施）が実施**しており、社会人からの教師への入職を促している。
- 以下のように**免許取得まで猶予期間を設けた、社会人等を対象にした特別の選考を実施したり、社会人から入職する者に対する研修を実施している例**もある。

東京都における転職者向け施策

○社会人特例選考

25歳以上で、教職以外の民間企業等も含む社会人経験が2年以上（選考年度の前年度3月31日までの経験が対象）ある者が受験可能。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

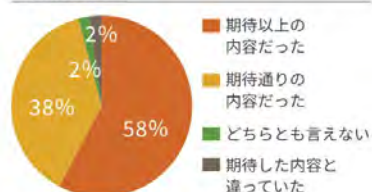
○社会人等を対象とした任用前講座

ペーパーティーチャーや他の職に就くなどで教育現場から離れていた者を対象に、任用前に学び直しができる講習を開設。採用予定者の不安を解消し、安心して着任できるようサポート。

当日の様子



当日の満足度



埼玉県におけるセカンドキャリア向け施策

○セカンドキャリア特別選考

民間企業等における本採用（正規採用）職員としての勤務経験を、選考前年度までに通算で5年以上有する者が対象。

免許がない場合でも、必要な免許状を選考合格後2年以内で取得できる見込みの者は、受験が可能。その場合、免許取得後に採用となる。

○セカンドキャリア向け教員採用説明会

他業種からの転職を考えている者や育児・介護等で離職したが教員の仕事に興味のある者を対象に説明会を実施。民間企業等での勤務経験のある現職教員によるパネルディスカッションのほか、希望者には個別相談も実施。



地方公共団体と民間との交流(民間→地方)

- 民間企業の従業員が地方公共団体で勤務する（一時的に地方で勤務し、その後復帰する）場合として、
- ① 企業の身分を保持したまま、地方公務員として勤務
 - ② 企業の身分をいったん退職し、地方公務員として勤務後、元の企業に復帰（国の官民交流法と同様、前もって民間企業との間で復職に関する取決めをしておくことも可能）
 - ③ 企業の研修の一環として、地方公共団体で勤務
- の3つのパターンが考えられる。

制度として定められている派遣の類型

	派遣もとに身分を残したまま採用①	派遣元を退職して採用②	(参考) 研修派遣(受入)③	(参考) 国家公務員の官民交流
制度	非常勤職員（特別職非常勤職員・会計年度任用職員）または、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく「任期付職員」として採用	同左	民間企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣	官民交流法に基づく「交流採用（雇用継続型または退職型）」
身分	地方公務員 ※ 会計年度任用職員または任期付職員の場合は、地方公務員法第38条の規定に基づき、任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（特別職非常勤職員の場合は同条の適用はない。）	地方公務員	民間企業の従業員	国家公務員
給与負担	地方公共団体が負担	同左	民間企業が負担	国が負担
服務規律	地方公務員法上の服務規定が適用 ※ 特別職非常勤職員の場合は、適用なし	同左	地方公共団体と民間企業との協定に基づく	国家公務員法上の服務規定が適用

(参考) 民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する際の留意事項について (R5.3.31総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡) (抄)

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等であっても、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

(参考) 雇用保険に関する業務取扱要領（令和5年10月1日以降）適用関係 第3被保険者 20352(2)労働者の特性・状況を考慮して判断する場合（厚生労働省）

○地方公務員として出向する場合であって、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に規定する任命権者の兼業許可を受けていること、その他出向に関する契約、協定、覚書等により、当該出向元との雇用関係を継続したまま、地方公務員としての身分を併有していると確認できる場合は、出向元事業主との雇用関係に係る被保険者資格を存続させる。

教育公務員にかかる兼職・兼業制度の概要

- 地方公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、その職務遂行のために全力を挙げて専念しなければならない、また、職務遂行のために、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用い、その職務にのみ従事しなければならないことから、営利企業の従事等は原則として禁止され、従事する場合は任命権者の許可が必要となっている。
- 教育公務員も原則上記の制限を受けるが、教育公務員特例法による特例として、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合には、本務の遂行に支障がないと任命権者が認める場合にはその職を兼ね、又は事業若しくは事務に従事することができることとなっている。

【地方公務員法】

(営利企業の従事等の制限)

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りではない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県費負担教職員について本条を適用する際には、「任命権者」は市町村教育委員会と読み替えられている。

【教育公務員特例法】

(兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会。)において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

【教育に関する他の事業若しくは事務】の範囲についての基準(昭34・2・27人事院職員局長回答)】

1. 公立または私立の学校または各種学校の長およびこれらの学校の職員のうち、教育を担当し、または教育事務(庶務または会計の事務に係るものを除く。以下同じ。)に従事する者の職
2. 公立または私立の図書館、博物館、公民館、青年の家その他の社会教育施設のうち、教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
3. 前2号のほか、教育委員会の委員、指導主事、社会教育主事その他の教育委員会の職員のうちもっぱら教育事務に従事するものならびに地方公共団体におかれる審議会等で教育に関する事項を所掌するものの構成員の職
4. 学校法人および社会教育関係団体(文化財保護またはユネスコ活動を主たる目的とする団体を含む。)のうち、教育の事業を主たる目的とするものの役員、顧問、参与または評議員の職ならびにこれらの法人または団体の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職
5. 国会、裁判所、防衛庁(注・現防衛省)または公共企業に付置された教育機関または教育施設の長およびこれらの機関または施設の職員のうち、もっぱら教育を担当し、または教育事務に従事する者の職

地方公共団体の一般職任期付職員法の活用

任期付職員法の活用形態

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（任期付職員法）に基づく任用区分

任用区分		要件	採用方法	任期
特定任期付職員	3条1項	○ 高度の専門的知識経験等を有する者を一定の期間活用することが特に必要	選考	5年以内
一般任期付職員	3条2項	○ 専門的な知識経験を有する者を期間を限って業務に従事させることが必要		
四条任期付職員	4条	① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務に従事 ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事	競争試験又は選考	3年以内（特に必要な場合は5年以内）
任期付短時間勤務職員	5条	① 4条における①②の場合 ② 住民に対するサービスの提供体制の充実 ③ 部分休業を取得する職員の業務の代替		

○ 条例により、特定任期付職員については固有の俸給表を適用可能。

任用の例（福岡県の場合）※3条1項活用

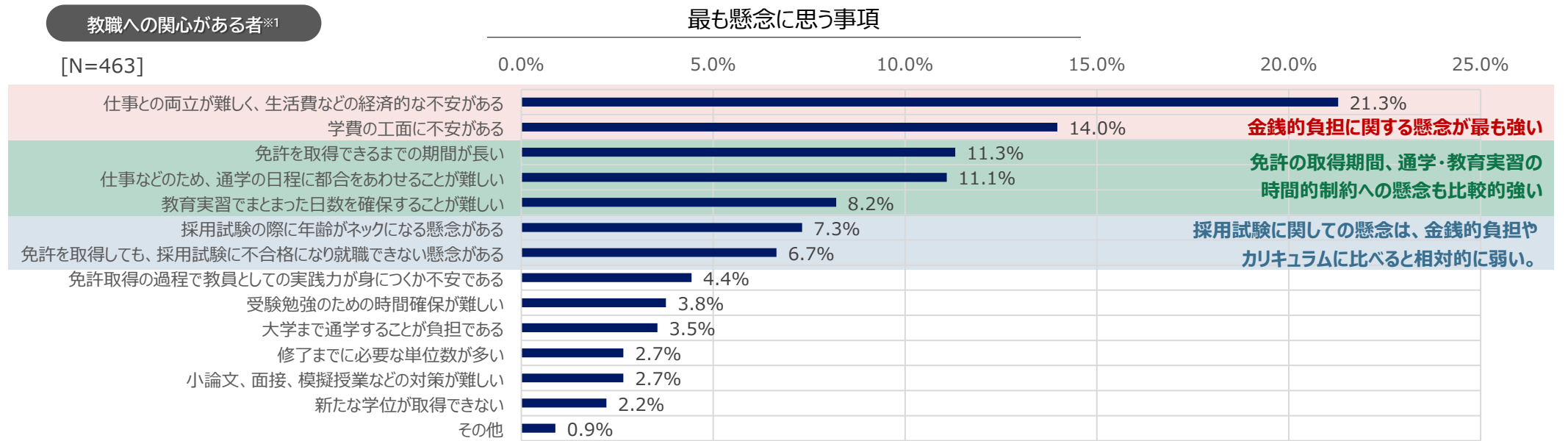
- 県立高等学校における統合型の英語力の育成のため、NET（Native English Teacher：ネイティブ英語教員）として任期付職員法第3条1項に基づく、“特定任期付職員”として任用。
- 従前、ALT（外国語指導助手）として勤務していた方など英語母語話者の外国人材を、特別免許状を付与した上で、6名任用し県立高校6校に配置。
- 当該任用された教師については「福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に定める俸給表を適用し、行政職員（一部を除く）の平均よりも高い俸給表を適用。

任用の例（川崎市の場合）※4条を活用

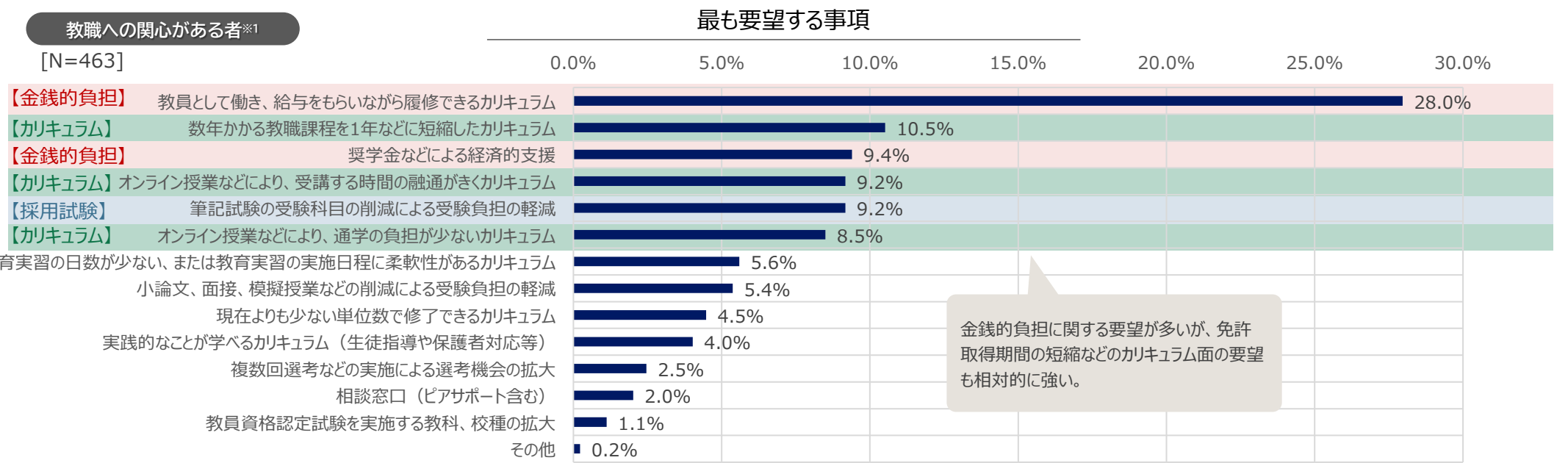
- 小学校の教諭及び専科指導担当教員として、3年間の勤務を想定し、12月頃に面接と小論文に基づく選考を実施。

教員への転職希望者に対する調査概要①

- ・ 転職希望者2,600人にアンケートを実施。うち条件が整えば教員として働いてみたいと回答した463名に対し、教員への転職にあたって最大の懸念事項および要望事項を確認した。
- ・ 金銭面や時間的な制約の観点での懸念が多く、経済的な支援や期間の短縮、仕事と両立しやすい柔軟なカリキュラムなどが望まれている。



※1 「条件が整えば教員として働きたいか」という意向を確認する質問に対し、「はい」と答えた者を指す。



※1 「条件が整えば教員として働きたいか」という意向を確認する質問に対し、「はい」と答えた者を指す。

諸外国における社会人等が教員資格を得る仕組み・状況

- 諸外国には、社会人等(教員養成課程を履修していない学士号取得者や転職者等)を対象とした短期間(1～2年間)の教員養成プログラムが存在し、履修すれば教員資格が得られる制度となっている。
- 履修者の質の保証のため、国が策定する標準をプログラムが満たすことを求める等の仕組みとなっている。

イギリス(イングランド)

○教員養成制度の概要

- ・公立・公営(アカデミー・フリースクールは除く)学校の教師は、教員登録機構が付与する「正規教員資格」(QTS)の取得が必要。
- ・大学での教職課程履修(通常3～4年、Bachelor of Educationなど)によるQTS取得のほか、主に以下の方法でQTSを取得。

○社会人の主な参画ルート・仕組み

▶大学院におけるPGCEコース

概要: 大学卒業後にPGCE(postgraduate certificate in education)コースで正規教員資格を取得。学位に直接は紐づかない資格取得プログラムだが、PGCEの単位は、大学院(修士課程)に進んだ場合の単位に転換可能。

提供機関: 大学・大学院

対象者: 学士号取得者(※教育学士号等を問わず)であるとともに、中等教育一般資格(GCSE)取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間: 1～2年間

内容等: 実践的な教職内容に係る講義・少人数セミナー、教育実習(24週(120日)以上)等

▶学校主導のコース(SCITT、School Direct等)

概要: 学校等が主導する実践中心のプログラム。学校での実習を中心にしながら、大学等で座学も学び正規教員資格を取得。

提供機関: 教育省に認定された教育機関(学校、民間機関、大学・大学院等)

対象者: 学士号取得者(※教育学士号等を問わず)であるとともに、中等教育一般資格(GCSE)取得試験の特定科目で一定の成績を収めることが必要

期間: 1～2年間

内容等: 授業等の学校実習、実践的な教職課程等

※取得資格: QTS(上記共通)、PGCE

※質保証: 国の教員養成に係る基準に基づくプログラムの認可が必要(上記共通)

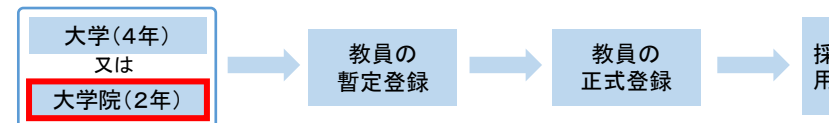
○養成プログラムに占める登録者の割合

- ・学部卒段階の受講者のおよそ半数が学校主導コースに登録。高等教育機関提供ルート(PGCEコース含む)は51%。(2024年)

オーストラリア

○教員養成制度の概要

- ・「教員のための専門職スタンダード(APST)」がオーストラリア教職機構(AITSL)によって定められている(運用は各州政府の権限(AITSLに管理・監督権限はない))。
- ・教員になるためには、大学(4年)又は大学院(2年)での教職課程の履修が必要。



○社会人の主な参画ルート・仕組み

▶大学院における教員養成プログラム

概要: 学士号取得者を対象とする教職課程。大学院レベルの課程であり、学位(修士)を取得。

提供機関: 大学院

対象者: 学士号取得者(※教育学以外)

期間: 2年間

資格: 修了者は教員の暫定登録が可能

内容等: 教職専門科目及び教育実習(大学院課程では60日以上)から構成

※初等教員: 国語・算数・理科の履修が必要

※中等教員: 教える分野について、学部時代での専攻が必要

質保証: APSTに基づくプログラムの認可が必要(各州の教員登録機関がAITSLとともに実施)(※初回以外にも一定年限ごとにプログラムの認可が必要)

○その他社会人の参入促進策等

- ・教員養成プログラム在籍者への奨学金(20,000豪ドル)。(クイーンズランド州)
- ・「臨時的教授認可(PTT)」プログラムにおいて、適切な登録教師が確保困難な場合、教育実習希望者にPTTを付与。学業と教員勤務のバランスが配慮され、実習校と雇用校が同一の場合等により、教育実習生を学校が雇用することが可能。(クイーンズランド州のPTTプログラム承認者数は1,294名(2024年))

諸外国における大学院レベルの教員養成との比較(イギリス・オーストラリア)

	日本	英国	豪州
カリキュラム（大学院レベル）に関する調査結果の総括			
期間	・3年（院修了年限2年＋1年）	・1年	・2年
単位	・83単位（うち、学部59単位）	・60単位（実習含まず）	・192単位
学習内容	・学部開設教職科目の教科知識、教授法、教職に関する科目を広く学ぶ＋大学院開設科目も履修。 ・教育実習（教育実践演習を含む）は7単位の修得が必要であり、 カリキュラム全体の1割程度 。	・講義については 教授法が中心 であり、 学部と異なり教科知識を学ぶものはない 。 ・ 学校実習がカリキュラム全体の7割程度 の日数を占めており、講義は少ない。	・講義については 教授法と教育に関する一般的な学習が中心 である。 学部と異なり、教科知識を学ぶものはない 。 ・学校実習は36単位の修得が必要であり、 カリキュラム全体の2割程度 である。
教員資格の付与に関する調査結果の総括			
取得方法	・学士などの学位に加え、教職課程科目を履修することで、教員免許状を取得できる。	・養成課程を修了することで、正規教員資格（QTS）を取得できる。	・養成課程を修了し、教育関連の学位を取得した上で、各州の教員登録機関に申請することで教員として勤務可能。 ・中等教育の教員の場合は、2つの科目が指導可能となるようなカリキュラム設計。
資格取扱	・学位に応じ、専修/一種/二種 ・校種/教科に応じた教員免許状	・QTSは、 学位の種類、校種/教科に応じた区分はない 。	・各州の教員登録機関に 登録の際、指導可能な校種/教科を申請 する。
学位との関係	・専修免許状の取得には、修士の学位が必要。	・大学院レベルの養成課程を修了しても、 修士号の取得にはつながらない 。	・大学院レベルの養成課程であれば、 修了とともに修士号を取得 する。（修士号を取得しなければ、教員として勤務できない）
その他の観点に関する調査結果の総括			
雇用型の課程	・ 雇用型の課程はなく 、教員免許状を取得した後に教員として勤務する。	・SDS、PGTA、HPITTなど、 教員として勤務しながら履修できる養成課程 が設置。 ・養成課程で学びながら、 給与の支給を受けられる 。	・インターンシップなどを組み込んだ 雇用型の養成課程 が設置されている。 ・養成課程で学びながら、 給与の支給を受けることができる 。
履修者の属性	・公立の小、中、高校、特別支援学校の採用者全体に占める 民間企業等経験者の割合は4.5% 。 ・このことから、養成課程の履修者における就業経験を有する者の割合も大きくないものと考えられる。	・大学院レベルの課程の入学者のうち、 30歳以上で入学する者は全体の27% 。 ・ある程度の就業経験を経て養成課程で履修する者も、一定程度確認できる。	・養成課程入学者のうち、 31歳以上が学部レベルで約2割（約3,600人）、大学院レベルで約4割（約2,800人） 。 ・大学院レベルだけではなく学部レベルにおいても、一定の就業経験を有する者が教員への転身を目指し、履修している。

1. 英国・豪州の修了までの期間は日本より短い

 - ✓ 英国・豪州は1～2年で課程を修了することができ、課程修了までの期間は日本より短い。
 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目を設けておらず、日本より学習する内容が限定されている。修了期間が短いため、学習する内容に濃淡をつけているものと考えられる。
2. 英国・豪州ともに教授法が中心

 - ✓ 英国・豪州ともに教科知識を学ぶ科目は少なく、教授法を学ぶ科目が中心となっている。
 - ✓ 2か国ともに、入学資格要件として、指導を希望する分野に関連する学位を要求している。そのため、受講者に一定の教科知識があることを前提にカリキュラムを設計している。
3. 英国・豪州ともに学校実習の割合は日本より高い

 - ✓ 英国・豪州ともに学校実習の割合が日本より高い。
 - ✓ そのため、他の職業に就きながら養成課程を修めることは難しいと考えられ、受講者は養成課程の学びに専念している可能性がある。
1. 英国・豪州は学位の種類による免許の区分がない

 - ✓ 英国・豪州は、資格保有者の学位の種類に応じた教員資格の区分がない。
2. 英国は校種/教科に応じた区分もない

 - ✓ 英国では、校種/教科に応じた資格区分がない。教員養成課程で専門とした校種/教科で指導することが一般的だが、学校の判断で専門外の教科を指導することもある。
 - ✓ 英国では、QTSは保有者が公立学校での指導に必要な専門性を証明するための資格として設計されているが、特定教科の専門性を評価することは意図されていない。
1. 英国・豪州ともに雇用型の課程を設置

 - ✓ 英国・豪州ともに教員として勤務しながら履修する雇用型の課程を設けており、履修者は給与の支給も受けられる。
 - ✓ 雇用型の課程では、一定の就業経験を有する者も履修。
2. 養成課程における社会人履修者の割合が大きい

 - ✓ 英国・豪州ともに、養成課程で学ぶ30歳以上の者の割合は比較的大きく、他業種から教員への転身を目指す者は、日本よりも多いものと考えられる。
 - ✓ 豪州では、大学院レベルだけでなく、学部レベルで転身を目指す者も多い。

諸外国の教師の免許、採用等に関する主な制度について(概要)

アメリカ

- ① 免許 教師免許は州が授与。ほとんどの州では、大学の養成課程（４年）の修了、基礎学力等に関するテストの合格等を免許状取得の要件とする。
- ② 採用 欠員が出た時点で随時募集し、学区教育委員会が選考（公立学校が選考を主導する場合もある）。

イギリス

- ① 免許 教師免許は国が授与。免許授与には大学の養成課程（１年又は３～４年）又は学士号取得者を対象とする学校現場の養成プログラム（１～２年）の修了が必要。
- ② 採用 欠員が出た時点で随時募集。各公立学校の学校理事会が選考し、地方当局が採用を最終決定（学校理事会が採用を最終決定する学校も増えている）。

フランス

- ① 採用 教師となる要件を満たした者を国が採用。採用には、修士号の取得が必要。修士２年目において競争試験に合格し、修士号を取得した者が、試補教師としての試補勤務・研修を修了した後、審査に合格した上で、正規教師として国により採用される。

ドイツ

- ① 免許 教師免許は州が授与。免許授与には、大学の課程（３.５～５年）を修了後、第一次国家試験における合格又は修士号の取得に加え、試補訓練（１６～２４か月）後、第二次国家試験における合格が必要。
- ② 採用 随時募集しつつ年に数回集中的に公募。州の機関又は学校が選考し、採用手続は州の機関が実施。

中国

- ① 免許 全国で通用する教師免許は地方行政機関が授与。免許授与には、養成課程の修了に加えて、一定の標準語能力、全国統一の試験の合格、身体検査、人物評価に関する証明が必要。
- ② 採用 １０月以降に公募し、１１～６月頃に筆記・面接等の試験を実施。地方教育行政機関又は学校が選考。

韓国

- ① 免許 教師免許は国が授与。初等教師の場合は主に国立教育大学（４年）、中等教師の場合は一般総合大学に置かれた養成課程（４年）の修了により卒業時に無試験で２級の教師免許が授与される。２級の教師免許を有した者が３年の教育経歴を積み所定の再教育を受けると１級の教師免許が授与される。
- ② 採用 採用は地方行政機関が教師採用試験を実施。

諸外国の教師免許制度等について

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	中国	韓国
養成機関	○初等教師、中等教師とも州が認定した4年制大学（主にリベラルアーツ・カレッジ、総合大学）	○大学を中心とする高等教育機関の教師養成課程 ○初等・中等学校に開設されている学校中心教師養成課程（SCITT） ○大学もしくはSCITTの課程に参加して学ぶ学校中心教師養成課程（スクールダイレクト）無給型と給与型があり。 ○大卒後に派遣校で教えながら教師免許を取得する課程（ティーチファースト）	○国立高等教職教育学院（INSPE）	○総合大学及びそれと同等の高等教育機関（専門大学では教師養成は行われない）。	○小学校教師 ・中等師範学校（3～4年） ・大学・専科学校の教師養成コース（2～4年） ○初級中学教師 ・師範専科学校（2～3年） ・大学・専科学校の教師養成コース（2～4年） ○高級中学教師 ・師範大学の教師養成コース（4年） ・大学の教師養成コース（4年）	○初等教師 ・国立教育大学（全国10校） ・国立韓国教員大学初等教育科 ・国立済州大学初等教育科 ・私立梨花女子大学初等教育科 いずれも4年制大学 ○中等教師 ・各大学師範学部 ・その他大学に設置された教師養成課程 いずれも4年制大学
養成課程の年数	・4年 ・5年（4年課程を1年延長） ・6年（専門分野の学士取得者に2年の大学院レベルの教職課程を提供）	・3～4年（学部レベル課程及び統合修士課程）※初等学校の教師養成のみ ・2年（ティーチファースト） ・1年（学卒者教職専門課程、スクールダイレクト、SCHITT）	・3年【内訳】 2年（教職修士課程又は他の修士課程） 1年（試補勤務・研修）	・大学での学修：教師免許の種類に応じて3.5～5年 ・試補勤務：州により16～24か月	・3～4年（中等師範学校） ・2～3年（師範専科学校、大学・専科学校の教師養成コース） ・4年（師範大学の教師養成コース、大学の教師養成コース）	・4年
学位	・学士以上	・教育学士（B.Ed）（学部レベル課程） ・学卒者教育サーティフィケート（PGCE）（学卒者教職専門課程）	・修士	・修士	・「小学校教師免許」は中等師範学校卒業以上 ・「初級中学教師免許」は師範学校専科学校卒業以上 ・「高級中学教師免許」は師範学校卒業以上	・学士
取得要件	○州により異なるが、すべての州に共通する要件は学士号の取得。 ○ほとんどの州では州の基準に沿った教師養成課程の修了、基礎学力や指導教科に関する知識等を評価する教師テストの合格、犯罪履歴の確認等を要件としている。 ○州によっては修了した大学からの推薦状を要するところもある。	○高等教育機関あるいは国の専門機関の認定を受けた初等中等学校における教師養成課程（SCITT、スクールダイレクト）を修了。 学校主導型ではあるがティーチファーストはチャリティ団体が運営。 ○規定上、正教師免許（QTS）保持者は学校種や教科を問わず教えることが可能。ただし、養成教育は、初等教師と中等教師の養成課程は分かれており、教科担任制である中等教師については教科別の専門教育も行われている。	○公立学校教師の免許（採用）は、修士2年目に受験する教師採用試験（競争試験）に合格し、修士号を取得した後、1年間の試補勤務・研修を経て、審査に合格することで正規教師として任命される。	○全ての州において、大学での学修を終えて第一次国家試験に合格又は修士の学位を取得した後、試補勤務を経て第二次国家試験に合格することが、教師免許取得の要件となっている。	○学歴が教師免許取得要件の1つとなっている。 ・小学校教師：中等師範学校卒業以上 ・初級中学教師：師範専科学校又は他の専科学校卒業以上 ・高級中学教師：師範大学又は他の大学の本科卒業以上 ○教師免許（原語：教師資格証書）（全国レベル）の取得には、上記学歴の取得以外に、①一定の標準語能力、②全国統一の筆記試験及び面接試験の合格、③身体検査の合格、④人物評価に関する証明書が必要	○初等教師 上記養成機関を卒業した者に2級正教師免許が無試験で付与される。 ○中等教師 上記養成機関を卒業あるいは所定の養成課程の単位を取得した者に2級正教師免許が無試験で付与される。
授与権者	州	国	国	州	県レベル以上の教育行政機関	国

「職業実践力育成プログラム」(B P) 認定制度について (概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言 (第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

※有識者会議において、認定要件等を検討

平成27年度から**社会人や企業等のニーズに応じて大学等が行う実践的・専門的なプログラム**を
「職業実践力育成プログラム」(B P)として文部科学大臣が認定

目的 プログラムの受講を通じて**社会人の職業に必要な能力の向上**を図る機会を拡大

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校**の正規課程及び履修証明プログラム**
- **対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表**
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を、**以下の2つ以上の教育方法**による授業で実施

認定要件

- ① 実務家教員や実務家による授業（専攻分野における概ね5年以上の実務経験有）
- ② 双方向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修、ワークショップ等）
- ③ 実地での体験活動（インターンシップ、留学や現地調査等）
- ④ 企業等と連携した授業（企業等とのフィールドワーク等）

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）
- **教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築**
- **社会人が受講しやすい工夫の整備**（週末開講・夜間開講、集中開講、オンライン授業、遠隔授業、IT活用等）



認定により

- ① 社会人の学び直す選択肢の可視化
 - ② 大学等におけるプログラムの魅力向上
 - ③ 企業等の理解増進
- を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

※認定課程数（令和7年12月現在）：496課程

「職業実践力育成プログラム（BP）認定制度」に関する厚生労働省との連携



Brush up Program
for professional

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、一定の基準を満たし厚生労働大臣の指定を受けた講座については、120時間以上かつ2年以内のプログラムは専門実践教育訓練給付金、60時間以上120時間未満の短期プログラムは特定一般教育訓練給付金の支給対象。

* 専門実践教育訓練給付金は受講費用の最大8割、特定一般教育訓練給付金は最大5割を支給（＝受講者への支援）

○職業実践力育成プログラム（BP）のうち、厚生労働省が定める一定の要件を満たした講座を人材開発支援助成金の対象とし、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成している（＝企業への支援）。

受講者（社会人）への支援

教育訓練給付金との連携

○ 教育訓練給付金は、在職中又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）に教育訓練を受ける場合に、訓練内容に応じて、受講費用の一定割合を支給する制度。

給付の内容

（専門実践教育訓練を受ける場合）

- ・ 受講費用の50%（上限：年間40万円）を訓練受講中・修了した場合、6か月ごとに支給。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の20%（年間上限16万円）を追加で支給。
- ・ 訓練前後で賃金が5%以上上昇した場合は、受講費用の10%（年間上限8万円）を追加で支給。**（特定一般教育訓練を受ける場合）**
- ・ 受講費用の40%（上限20万円）が訓練修了後に支給。
- ・ 資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の10%（上限5万円）を追加で支給。

※給付金には様々な受給要件がありますので、詳しくはHPをご覧ください。

企業への支援

人材開発支援助成金との連携

○ 人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

○「人への投資促進コース」において大学で行われる高度なデジタル分野の訓練や、大学院で行われる訓練を高助成率で支給。（最大75%。各種要件を満たした場合に助成）

企業が大学におけるリカレント教育へ従業員を派遣することも考えられるため、企業に対して、職業実践力育成プログラム（BP）とあわせて人材開発支援助成金の活用について積極的に周知いただきたい。

専門実践教育訓練給付対象講座のうち238講座、特定一般教育訓練給付対象講座のうち63講座が職業実践力育成プログラム（BP）の認定課程となっている。（令和8年4月時点）

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・受講費用の40%（上限20万円） ・追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は2年以上、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は1年以上）		
講座数	3,488 講座	1,424 講座	12,340講座
受給者数	37,165人（初回受給者数）	4,947人	73,766人
講座指定要件	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校^{文部科学省連携}の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム^{文部科学省連携} ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程^{経済産業省連携}	<u>次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの</u> ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（※2） ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム^{文部科学省連携} ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	<u>次のいずれかの類型に該当する教育訓練</u> ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等〕

（注）講座数は令和8年4月時点、受給者数は令和6年度実績（確定値）。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付制度の主な指定基準について

次の類型ごとに設定される指定基準を満たす教育訓練を、厚生労働大臣による指定の対象としています。

	類型	教育訓練の期間	講座実績（過去3か年度のいずれかの年度について、以下を満たすこと）
専門実践	業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	○原則、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短期間（最短の養成期間が3年の場合は、4年の養成課程も対象）	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	○職業実践専門過程：2年 ○キャリア形成促進プログラム ・専門課程：1年以上2年未満 ・特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年未満	就職・在職率80%以上
	専門職大学院の専門職学位課程及び外国の大学院の学位を取得するための課程		
	専門職大学院の専門職学位課程 （例）教職大学院、法科大学院 等	○2年以内 （資格取得につながるものは、3年以内であり、かつ取得に必要な最短期間）	就職・在職率80%以上（法科大学院は全受験者の平均合格率以上） 直近の認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	外国の大学院の経営管理に関する学位課程		就職・在職率80%以上 経営管理に関する国際認証の取得 等
	大学等の職業実践力育成プログラム	○正規の課程：1年以上2年以内 ○特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上（大学院における正規課程） 就職・在職率80%以上 及び 最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	第四次産業革命スキル習得講座等の課程		
特定一般	第四次産業革命スキル習得講座 （IT分野：ITスキル標準レベル3以上、IT利活用分野：ITスキル標準レベル4相当）	30時間以上かつ2年以内	就職・在職率80%以上
	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル3以上）		入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	○専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程：4年以内 ○専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程：3年以内	就職・在職率80%以上 認証評価（機関別評価及び分野別評価）で適合相当最新の入学定員に占める定員充足率60%以上
	業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
一般	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITスキル標準レベル2）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が60時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	就職・在職率80%以上
	職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	入講者の受験率80%以上 合格率が全国平均以上 就職・在職率80%以上
	公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内 ○養成課程：3年以内かつ訓練期間及び時間の下限を適用しないこと、取得に必要な最短期間であること ○大学院修士・博士課程：3年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率
	上記に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）	○通学制：1か月以上1年以内であり、かつ時間が50時間以上 ○通信制：3か月以上1年以内	修了者に占める目標資格の受験者の割合50%以上 全国平均の合格率の80%以上の合格率

教員採用選考に係る第一次選考の 共同実施について

令和8年4月30日

初等中等教育局教育職員政策課

教員採用選考に係る第一次試験の共同実施についての検討状況

- 教員採用選考の共同実施については、51自治体で構成される自治体協議会において、令和9年度から「共通問題配付方式」による実施に向け、引き続き協議中（文部科学省は事務局の補佐として参画）。
 - 令和8年4月時点で、以下の内容を合意。
 - ✓ 5／8（土）、6／12（土）、7／10（土）の3日程で実施し、別途予備日も設定
 - ✓ 教養試験（一般教養＋教職教養）と教科専門試験の問題を作成
 - ✓ 中高の教科専門試験については、基本的に高校レベルの専門性が確認できる共通問題を使用、一部教科については、共通問題＋選択問題の形式
 - ✓ 各自治体において、試験問題及び試験時間を含む時程の改編は自由。ただし、時程の改編は、教養試験・教科専門試験それぞれに「コアタイム」を設け、その時間帯は外さないことが条件
 - ✓ 作問費用は参画自治体の等分負担
- ※各項目の詳細については、参考資料も参照
- 今年度中に、事業者への委託により問題を作成。協議会においては、問題確認のほか、試験当日の具体的な運営や、令和10年度実施に向けた論点等について、引き続き議論。
 - 作問事業者については、公募により決定済。協議会として協定書を締結後、各自治体と事業者の間で順次契約を締結予定。

協議会へ参画している51自治体 ※令和8年4月時点

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

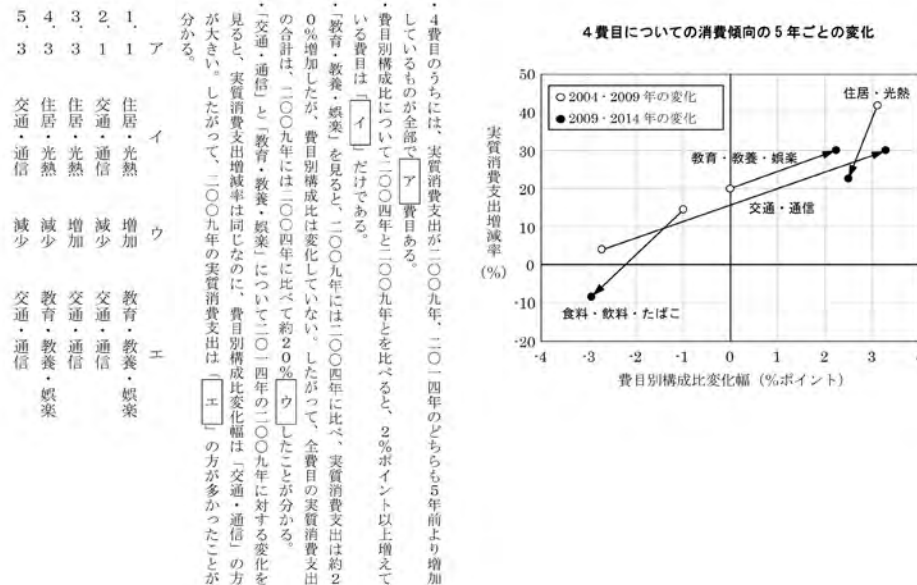
札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市、大阪府豊能地区

共同実施に向けたモデル問題

- 二次試験も含めた**試験の質の向上**は、共同実施の重要な目的の一つ。令和7年度、文部科学省の事業として、共同実施に向けたモデル問題を作成。
- 各自治体で実施している従来の教員採用選考をベースに、例えば他教科との連関や、日常生活や授業での指導の中で生じ得るような場面設定などにより、単純な**知識再生型の問題ではなく、教師に求められる資質・能力（思考力・判断力・表現力等）のより効果的な評価**を図っている。

例① 専門教科 国語（中学校・高等学校）

文章（連続型テキスト）以外の形式で情報が表現された、非連続型テキスト（図）を読解する能力を見る問題を通じ、**他教科（数学）との関連性の中で読解力を問う**ようにしている。



例② 専門教科 理科（中学校・高等学校 共通）

授業中に教師と生徒とのやり取りの中で生徒に考えさせる、というような、受験者が入職後に、**教師として体験することが考えられる場面設定**を行っている。

【No. 1】 理科・生物の授業で、ステージ上下型の光学顕微鏡を使って植物細胞の観察を行うこととなった。はじめに先生が顕微鏡の操作手順を説明し、説明の途中で生徒A～Eに幾つかの質問をした。

先生：これから、顕微鏡の使い方を説明します。途中で質問を5個します。答え合わせは最後にします。まず、接眼レンズ、対物レンズをはめて光を調節します。続いて標本を載せたプレパラートをステージに置いてピントを合わせます。ピントの調節では、ステージはどのように動かしたらよいと思いますか。

生徒A：ステージを徐々に下げながらピントを合わせるとよいと思います。

先生：ありがとうございます。次に、観察中に倍率を変えたりしますが、どのようにしたらよいと思いますか。

生徒B：高倍率から低倍率の順で行うとよいと思います。

先生：なるほどね。対物レンズの倍率を切り替えるときには、どこを回転させますか。

生徒C：レボルバーだと思っています。

先生：ありがとうございます。顕微鏡の観察では、観察した倍率を把握しておかなくてはダメですね。顕微鏡の倍率は、どのように計算しますか。

生徒D：接眼レンズと対物レンズの倍率の和で表すと思います。

先生：なるほどね。では最後に、ミクロメーターを使うと標本の大きさを測ることができます。接眼ミクロメーターの目盛りと対物ミクロメーターの目盛りの関係はどうなっているのでしょうか。

生徒E：接眼ミクロメーター1目盛りの長さは、接眼ミクロメーターの目盛り数に10μmをかけて、その値を対物ミクロメーターの目盛り数で割ることで求められます。

先生：ありがとうございます。君たちの解答には、正しいものが二つありました。答え合わせをしましょう。

次のうち、生徒A～Eの答えのうちから正しいものを二つ選んでいるのはどれか。

1. A, Cの答え
2. A, Eの答え
3. B, Dの答え
4. B, Eの答え
5. C, Dの答え

教員採用選考試験に係る第1次選考の現状と共同実施の効果

- 現在、公立学校の教員採用選考試験に係る第1次選考は、各都道府県・指定都市教育委員会が、それぞれ独自で実施しているところ。
- 試験実施を共同で行うことで、試験内容の質向上、より丁寧な二次選考の実施等の効果が見込まれる。

現状

それぞれの自治体において、試験問題を作成

第一次選考、第二次選考のすべての事務を各教育委員会でそれぞれ実施

各教育委員会の採用選考担当は、学生募集から問題作成、試験当日の運営や採点对応などに従事

教員志望者が複数自治体を受験する際、現状それぞれの教育委員会が実施する試験に申し込み、それぞれの試験を受験する必要がある

共同実施の効果

複数の自治体が問題作成に参画することにより
試験内容の質が向上

第一次選考の問題作成に係る負担軽減により、
第二次選考において人物重視の丁寧な選考が可能に

教員採用選考に係る作業や経費の合理化により、
学校現場への支援により注力できる

一度の試験の受験で複数自治体に応募できる
ことにより、受験者の選択肢が拡大

共同実施で想定される実施方式について

統一試験方式

第三者機関が作問から開催まで一括して処理



- ・一次試験の業務大部分を共通化することにより、負担軽減の効果も大きい
- ・自治体独自の問題の追加や改変はできない
- ・一次試験の実施日は統一されるが、二次試験の実施日まで統一する必要はない
- ・一次試験の出願と二次試験の出願を分けることで他自治体との併願が可能

共通問題配布方式

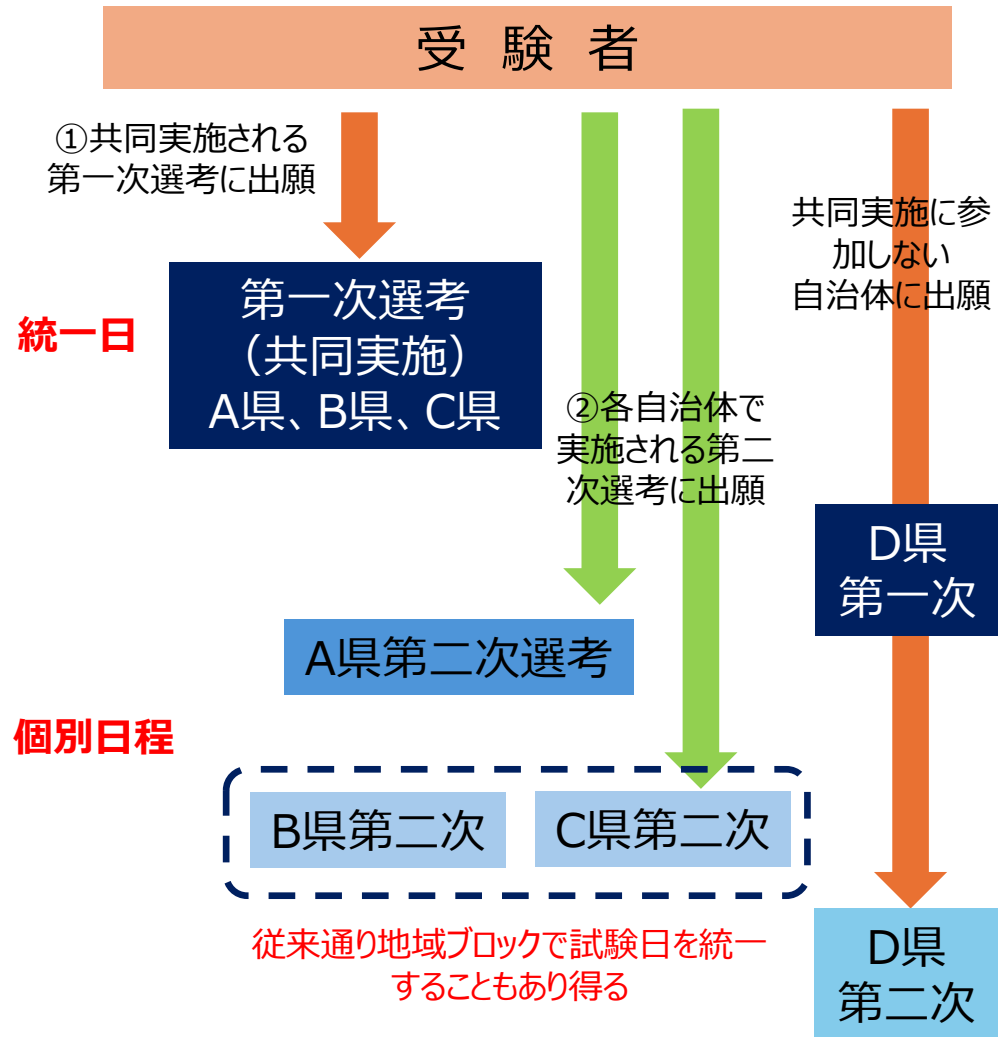
第三者機関が作成した問題を活用して
従来通り各教育委員会が試験を運営



- ・負担軽減の効果が限定的（作問の負担軽減が中心）
- ・共通問題をベースとしつつ、自治体独自の問題の追加や改変が可能
- ・試験問題の大部分が共通となるので、一次試験の実施日を統一することが必要
- ・共通問題をベースとしつつも同一の試験問題ではないため、他自治体との併願が困難
- ・大きな仕組みの変更を伴わずに実施が可能

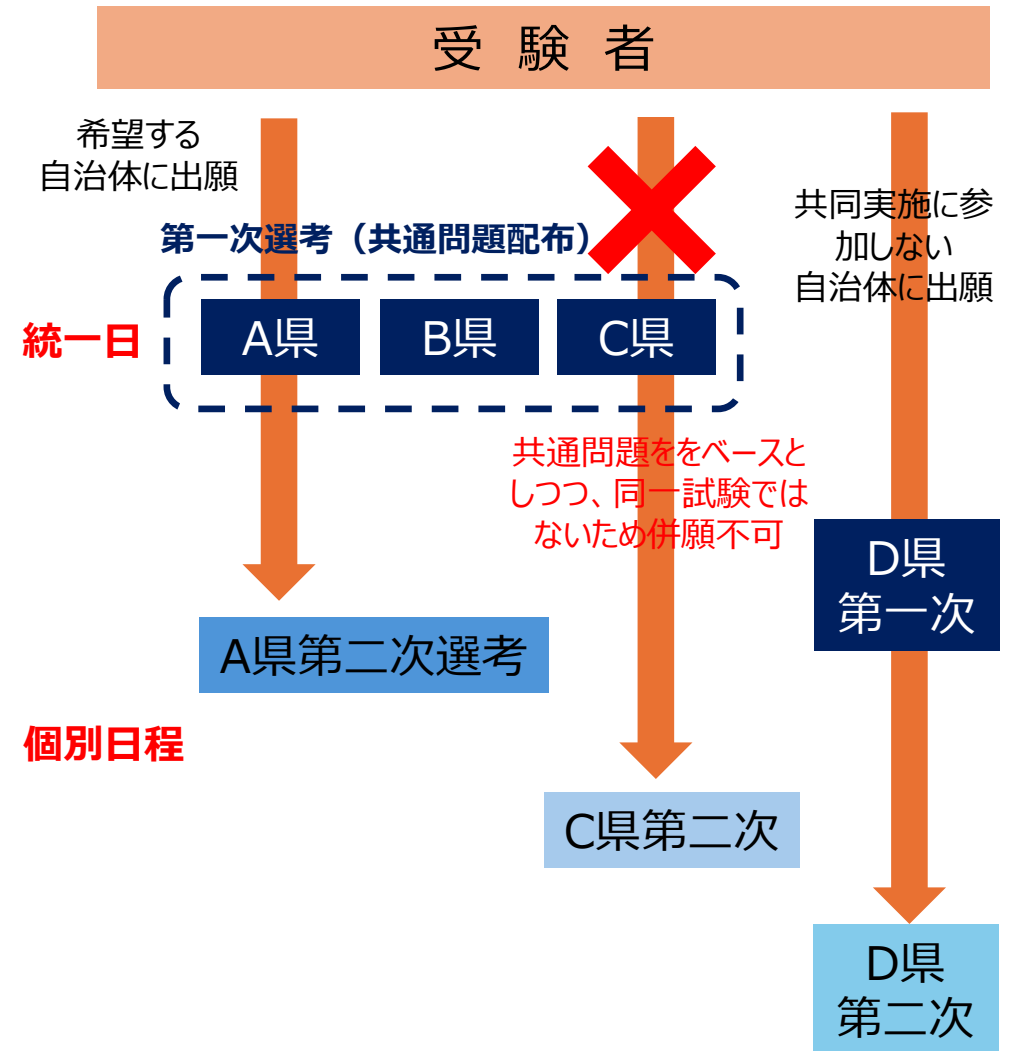
共同実施における出願イメージ

統一試験方式



共同実施に参加する自治体間においても
第二次選考の日程が異なる自治体との併願が可能

共通問題配布方式



同一日程で実施する自治体間の併願は困難だが、
統一日を複数用意して、日程の重ならない自治体を
併願できるようにすることが想定される

共同実施の実施教科等について①

共同実施の具体的フレームについて、詳細は以下のとおり。

校種等	受験が必要な試験区分
小学校	「教養試験」＋「小学校教科専門」
中学校	「教養試験」＋「中学校教科専門」
高等学校	「教養試験」＋「高等学校教科専門」
特別支援学校	「教養試験」＋「特別支援教育」＋小中高いずれかの校種の「教科専門」 （「特別支援教育」を受験科目にするかなど、自治体により異なる）
養護教諭	「教養試験」＋「養護教諭」
栄養教諭	「教養試験」＋「栄養教諭」

○すべて択一式(マークシート)で実施

○「教養試験」は、**60分 40問 程度**

- ・ 費用対効果の観点から、一般教養と教職教養を統合した形で実施する。
- ・ **一般教養10問＋教職教養30問 程度** を目安とする。

共同実施の実施教科等について②

○教科専門は、1教科あたり **60分25問 程度**

- ・ 小学校については、試験区分は一種類とし、小学校免許の取得に必要な教科専門に関する内容※を万遍なく出題する。（※国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語）
- ・ 中学校及び高校については、教科に沿った試験区分とする。
- ・ ただし、例えば高校の理科は採用区分自体がそれぞれ物理／化学／生物／地学に分かれていることが多いことを踏まえ、このようにさらに細かい区分が必要な教科については、共通問題＋選択問題の構成とし、**共通問題 15問＋選択問題 10問 程度** とする。
- ・ 数学については、**共通問題 20問＋選択問題 5問 程度** とし、選択問題は中学数学及び高校数学とする。
- ・ 特別支援教育、養護教諭、栄養教諭については、それぞれ試験区分を設ける。
- ・ 選択問題を設ける教科は、以下の通り。

共通問題	選択問題
社会	中学社会
	倫理
	政治経済
	地理
	日本史
	世界史

共通問題	選択問題
数学	中学数学
	高校数学

共通問題	選択問題
理科	中学理科
	高校物理
	高校化学
	高校生物
	高校地学

共通問題	選択問題
工業 (高校のみ)	機械
	電気・電子
	建築
	土木
	化学

中高教科専門試験の問題について

- 共同実施を通じて試験問題の質を向上させ、質の高い教員を確保することが重要。
- そこで、試験作成にあたっては、以下の観点を考慮する必要がある。
 - 中学校から高等学校にかけては、学習内容の連続性が高く、中学校教師に求められる教科専門性が高校教師よりも低いわけではない
 - また、大学による教員養成においては、教育職員免許法施行規則に定める、教科毎に修得が必要な事項の名称が中学校・高等学校で同一である場合は、両学校種で科目を共通に開設することがほとんどであり、学校種で能力に差をつけることを想定していない
- 加えて、多くの自治体が参画しやすいものにして共同実施のメリットを最大化するためには、作問に係る費用や、各自治体における問題の確認に要する負担も勘案する必要がある。



- 中高教科専門の試験問題は、原則として共通問題を使用し、高校レベルの専門性が確認できるものとする。
- ただし、中学と高校で試験問題を分けた方が良いという意見が多かった 社会・理科・数学については、以下のとおりとする。
 - 社会・理科については、「共通問題＋選択問題」の構成をとったうえで、選択問題部分に中学校用のカテゴリーを設け、中学校固有の内容(指導法に関する内容等)を出題する。
 - 数学については、「共通問題＋選択問題」の構成をとり、選択問題において、中学校・高校それぞれに固有の内容(指導法に関する内容、数学Ⅲに関する内容等)を出題する。
- 社会・理科の選択問題に10問、数学の選択問題に5問をそれぞれ追加する。
- その他、細分化したい教科や、独自に問いたい内容等については、各自治体において問題を改編をすることや、二次試験の内容を工夫することで対応が可能。

試験当日の日程について

- 標準時程を下表のようにおき、共通作成した試験問題の改編は認めつつ、以下のようにする。
 - 教養試験・専門試験ともに「コアタイム」を設け、コアタイムさえ順守していれば、延長・短縮は自由とする。
 - 特別支援教育の試験について、別での実施と一括での実施のどちらも認める。ただし、別で実施する場合は、漏洩防止のため、その他の専門試験に続けて行うこととし、休憩時間を設けない。
 - 休憩時間を設けずに2科目の試験を行う方式を採る場合、各自治体の判断で、特別支援教育だけでなく、例えば小学校を別で実施することも可能となるなど、併願にかかるデメリット等を軽減。
 - 例えば、教室を分けて以下の両パターンの試験を両立することなどが考えられる。
 - ①小中高養栄＋特支 ⇒ 特支受験者に基礎校種の専門試験も受けさせられる
 - ②中高養栄特支＋小 ⇒ 小中の併願者にどちらの専門試験も受けさせられる
- 遅刻及び早退については、認めるか否かは各自治体の運営上の判断に委ねることとしつつ、問題漏洩リスクを避けるために、遅刻はコアタイムまで、早退はコアタイム以降のみ認める（急病による早退を除く）。

＜標準時程＞

9:30~10:30 (60分)	教養試験		
(休憩:40分)			
11:10~12:40 (60+30分)	小学校教科専門、 中学校教科専門、 高等学校教科専門、 栄養教諭、養護教諭	11:10~12:10 (60分)	小学校教科専門、 中学校教科専門、 高等学校教科専門、 栄養教諭、養護教諭、 特別支援教育
+特別支援教育		※自治体によってパターンを選択可能	

「基礎校種＋特支」
で受験させる場合
はこちらで対応

特支の前に
休憩時間を
設けないことで
漏洩防止

特支以外でこのパターンを
実施することも考えられる

問題改編により、
小中高の試験でも
特支の出題が可能

特支の受験者に
基礎校種部分を
受験させない場
合はこちらで対応

試験当日の時程（イメージ）

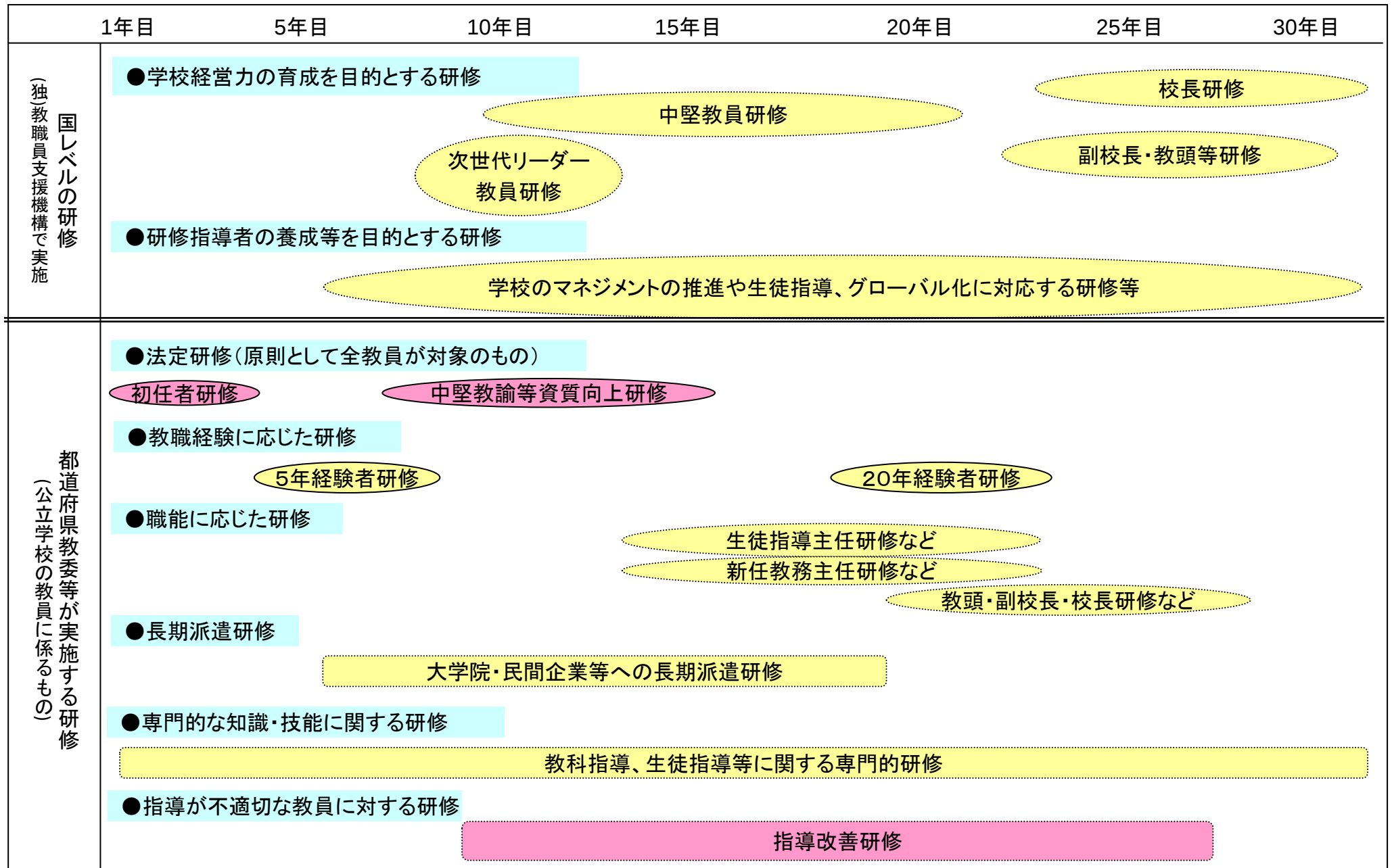
- 以上に基づき、具体的に調節可能な範囲を考えると、以下のとおり。
- 図に示す太線の赤枠を「コアタイム」とし、教養試験は10:00、専門試験は11:40に、それぞれ試験時間がかかるようにすることを時程改編の条件とする。

	標準時程	例① ◎ →試験時間は改編しているが開始時刻は同じ	例② ◎ →開始時刻・試験時間ともに改編だが、コアタイム順守	例③ ✕ →専門試験を2つに分けて休憩時間を設けると漏洩リスク	例④ ◎ →開始時刻・試験時間ともに改編だが、コアタイム順守	例⑤ ◎ →開始時刻・試験時間ともに改編だが、コアタイム順守	例⑥ ✕ →コアタイムを外れて漏洩リスク	
8:30								8:30
8:40								8:40
8:50								8:50
9:00				教養試験開始			教養試験開始	9:00
9:10								9:10
9:20			教養試験開始					9:20
9:30	教養試験開始	教養試験開始		60分			60分	9:30
9:40					教養試験開始			9:40
9:50		50分			20分			9:50
10:00				教養試験終了	教養試験終了	教養試験開始	教養試験終了	10:00
10:10	60分						20分	10:10
10:20		教養試験終了		40分	40分		専門試験開始	10:20
10:30	教養試験終了		80分					10:30
10:40		50分	教養試験終了	専門試験A開始	専門試験開始	80分		10:40
10:50	40分						40分 +	10:50
11:00			40分	60分	50分 +		30分	11:00
11:10	専門試験開始	専門試験開始			50分	教養試験終了		11:10
11:20			専門試験開始		50分			11:20
11:30						30分	専門試験終了	11:30
11:40				専門試験A終了		専門試験開始		11:40
11:50	60分			30分				11:50
12:00		60分 +	90分	専門試験B開始				12:00
12:10	専門試験終了	30分						12:10
12:20				30分				12:20
12:30								12:30
12:40	専門試験終了		専門試験終了	専門試験B終了				12:40
12:50		専門試験終了						12:50
13:00						110分		13:00
13:10								13:10
13:20								13:20
13:30						専門試験終了		13:30

他会場では試験開始前の可能性
⇒漏洩リスク！

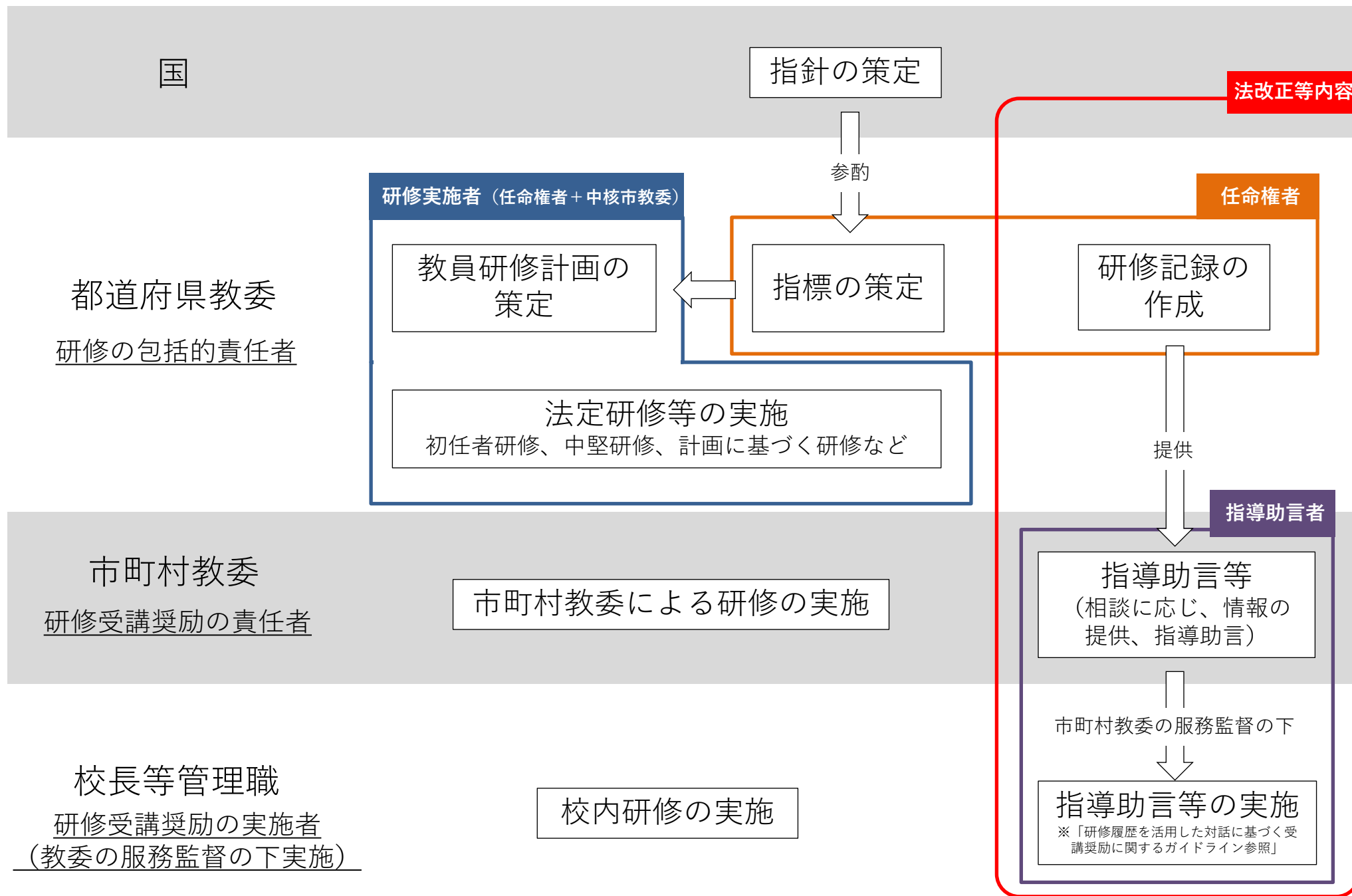
他会場で終了した試験と同一問題が出題される可能性
⇒漏洩リスク！

教員研修の実施体系



法定研修
 法定研修以外の研修

教員研修の仕組みにおける主体(県費負担教職員の場合)



初任者研修

制度創設について

昭和63年の教育公務員特例法等の一部改正により初任者研修制度が創設された。あわせて示された「初任者研修実施要項モデル」では、初任者研修の内容として次の事項が示された。

- ①初任者は、原則として、学級又は教科・科目を担当するものとする。ただし、担当授業時数等校務分掌を軽減することができるものとする。
- ②初任者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による研修（週2日程度・少なくとも年間60日程度）を受けるとともに、校外において教育センター等における研修（週1日程度・少なくとも年間30日程度）を受けるものとする。
- ③初任者は、宿泊研修（4泊5日程度）を受けるものとする。
- ④初任者は、都道府県教育委員会の推薦に基づき、洋上研修を受けるものとする。

拠点校方式の導入

平成15年に「拠点校方式」が導入されるとともに、校内研修において週10時間以上、年間300時間以上、校外研修については年間25日間以上というモデルを示した。さらに平成19年に初任者研修目標・内容例（小・中学校）を示した。

初任者研修に係る教職員定数の基礎定数化

平成29年の義務標準法の一部改正により、初任者研修に係る加配定数を2026年度までに漸次6人に1人の割合で基礎定数化し、初任者に対する指導体制の安定的な確保を図った。また、拠点校方式による初任者のみを対象とした指導に加え、ベテランの教員やミドルリーダークラスの教員がメンターとして若手教員等の指導や助言を行ったり、授業研究などを行ったりしながらチーム内で学びあう中で初任者等の若手教員を育成するいわゆるメンター方式における研修のコーディネーター等としての活用等が可能であることを示した。

初任者研修の弾力的実施について

平成30年に初任者の教職に関わる背景事情が多様化していること等を踏まえ、入職前・入職後を通して組織的かつ継続的に若手教員の育成が図られるよう、初任者研修の校内研修の実施時間及び校外研修の実施日数の弾力的設定を可能とした。また、教職大学院修了者等への個別的対応や、メンター方式による若手教員育成等、それぞれの地域の実情に応じた効果的な研修体制の工夫を求めた。

さらに、令和元年の「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」において、教師が確実に休日を確保できるようにする観点から、夏季等の長期休業期間における初任者研修の実施時間及び日数についても弾力的に設定するよう求めた。

初任者研修の概要

1. 目的 : 新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養わせるとともに、幅広い知見を習得させること
2. 対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者 : 研修実施者（都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会等）
4. 根拠法 : 教育公務員特例法第23条（昭和63年制度創設、平成元年度から実施）
5. 研修内容 : 新任教員は、学級や教科、科目を担当しながら、例に示すような実践的研修を受ける

<文部科学省が教育委員会に示した内容例>

I. 校内研修

時間数：週10時間以上、年間300時間以上

講師：指導教員を中心とする教諭等

指導方法例：

- ・教員に必要な素養等に関する助言を行う
- ・授業のようすを初任者に見せる
- ・初任者の授業を観察して助言を行う

II. 校外研修

日数：年間25日間以上

研修例：

- ・教育センター等での講義・演習受講
- ・企業・福祉施設等での体験研修
- ・社会奉仕体験や自然体験に関わる研修
- ・青少年教育施設等での宿泊研修

初任者研修の実施状況（令和6年度）

○研修対象者数

小学校：15,550人 中学校：9,125人
高等学校：4,608人 特別支援学校：3,165人
幼稚園：686人 幼保連携型認定こども園：748人 計33,882人

○初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
6.9時間	6.9時間	7.4時間	7.4時間	9.4日	9.4日

※小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校においては1週間あたりの平均指導時間とする。
※幼稚園及び幼保連携型認定こども園においては園内研修の1年間あたりの平均実施日数とする。
※校内研修の指導時間には、初任者研修の実施に係る準備時間等を含む。

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
14.8日	14.8日	15.4日	15.1日	8.3日	8.1日

出典：文部科学省 初任者研修実施状況（令和6年度）調査結果

※調査対象：129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会 141

中堅教諭等資質向上研修

制度創設について

平成14年の教育公務員特例法等の一部改正により、在職10年に達した教諭等を対象とする十年経験者研修制度が創設された。制度創設に当たっては、教諭等にこれまで以上の指導力が求められることを踏まえ、個々の能力・適性等に応じた研修を実施することとされた。あわせて、十年経験者研修に係る評価項目等の参考例が示され、研修の概要として次の内容を想定した。

- ① 研修の実施に当たり、事前に個々の教諭等の能力・適性等を評価し、教諭等ごとに研修計画書を作成すること。
- ② 夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において校外研修を実施すること。
- ③ 課業期間中に、長期休業期間中の研修で修得した知識や経験を生かしながら、20日間程度、主として校内で研修を実施すること。
- ④ 研修終了時に、個々の教員の能力・適性等を再度評価し、その結果をその後の研修等に活用すること。

中堅教諭等資質向上研修の整備

平成28年の教育公務員特例法等の一部改正により、十年経験者研修が見直され、中堅教諭等資質向上研修の規定が整備された。

十年経験者研修を改めた中堅教諭等資質向上研修として、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならないものとすること。さらに、研修の実施時期や実施日数、内容等については、各研修実施者が地域の実情や教員育成指標等を踏まえて定めることとしている。

中堅教諭等資質向上研修の弾力的実施について

令和元年の「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について（通知）」において、中堅教諭等資質向上研修については、教師が確実に休日を確保できるようにする観点からも、実施時間及び日数を弾力的に設定するよう求めた。

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的

教育活動、その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で、必要とされる資質の向上を図ること

2. 対象者

公立の小学校等の教諭等（指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定）
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画

3. 実施者

研修実施者（都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会等）

4. 根拠法 教育公務員特例法第24条（平成29年度から実施）

5. 研修内容 研修の実施日数や内容については、研修実施者が定める

＜十年経験者研修（中堅教諭等資質向上研修の前身）について文部科学省が教育委員会に示した目安＞ ※中堅教諭等資質向上研修においては、日数の目安を示していない	
I. 長期休業期間等の研修 日 数：20日間程度 ※幼稚園については、10日程度 場 所：教育センター等 講 師：ベテラン教員、指導主事 内 容：教科指導、生徒指導等に関する研修	II. 課業期間の研修 日 数：20日間程度 ※幼稚園については、10日程度 場 所：主として学校内 指導助言：校長、教頭、教務主任等 内 容：授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況（令和6年度）

○研修対象者数

小学校：16,021人 中学校：9,140人
高等学校：6,858人 特別支援学校：4,139人
幼稚園：397人 幼保連携型認定こども園：396人 計36,951人

○研修の年間実施日数（平均）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
15.4日	15.4日	15.9日	15.3日	9.5日	9.1日

出典：文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況（令和6年度）調査結果
※調査対象：129都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修内容

教科指導、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

○実施時期の設定方法

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型認定こども園
単年で設定	59教委	59教委	36教委	29教委	31教委	27自治体
前期・後期等の複数年度に分けて設定	21教委	21教委	9教委	11教委	3教委	1自治体
連続する複数年度で設定	15教委	15教委	10教委	7教委	3教委	2自治体
複数年度で設定された時期から対象者の希望に応じて単年で設定	34教委	34教委	19教委	21教委	18教委	15自治体

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月）のポイント①

<全体構成>

第1章「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現

第2章 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関する基本的考え方

1. 基本的考え方

2. 教員研修計画への位置付け

3. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の内容・方法等

(1)対象となる教師の範囲

(2)研修履歴の記録の目的

(3)研修履歴の記録の範囲 後掲【1】参照

(4)研修履歴の記録の内容 後掲【2】参照

(5)研修履歴の記録の方法 ※後掲【3】参照

(6)研修履歴の記録の時期 ※後掲【4】参照

(7)研修履歴の記録の閲覧・提供

(8)対話に基づく受講奨励の方法・時期 ※後掲【5】参照

①学校管理職以外の教師への対話に基づく受講奨励

②校長等の学校管理職への対話に基づく受講奨励

(9)学校内で行う研修履歴の記録と学校管理職以外の教師による受講奨励

第3章 研修受講に課題のある教師への対応

1. 基本的考え方

2. 期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合 ※後掲【6】参照

3. 「指導に課題のある」教員に対する研修等 ※後掲【7】参照

【1】研修履歴の記録の範囲

①必須記録研修等

- i) 研修実施者(都道府県・指定都市教育委員会等)が実施する研修
- ii) 大学院修学休業により履修した大学院の課程等
- iii) 任命権者が開設した免許法認定講習及び認定通信教育による単位の修得

②その他任命権者が必要と認めるもの

(内容の適切性も含め、任命権者の責任において判断)

②に含まれ得る研修等

- ・職務研修として行われる市町村教育委員会等が実施する研修等
- ・学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究等
- ・教師が自主的に参加する研修等

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月）のポイント②

【2】研修履歴の記録の内容

- 研修名、研修内容、主催者、受講年度、時期・期間・時間、場所、研修属性（悉皆／希望など）、研修形態（対面集合型／オンデマンド型／同時双方向オンライン型／通信教育型など）、教員育成指標との関係、振り返りや気づきの内容などの中から、研修の態様や性質に応じて、必須記録事項と記録が望ましい事項などを定める。
- 記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要。

【3】研修履歴の記録の方法

- 情報システムや電子ファイルなど。
- ※ 国が全国的な研修履歴記録システムを構築するため、調査研究を実施

←「全国教員研修プラットフォーム(Plant)」※令和6年4月～

【4】研修履歴の記録の時期

研修の性質等に応じて、次のような時期・方法で記録。

- 情報システムを通じて、受講終了の都度、自動的に記録
- 期末面談前にまとめて教師個人が記録
- 期末面談前に校内研修等の実績を校長等が記録 等

【5】対話に基づく受講奨励の方法・時期

- 校長等が、期首面談・期末面談等の場を活用して実施。
- 教科の専門性等に係る資質向上については、学校内外の同じ教科の教師や指導主事による指導助言を活用するなどの連携協力体制を整えることが有効。

【6】研修受講に課題のある教師への対応（期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合）

期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合として、次のようなやむを得ない場合は、職務命令を通じて研修受講。（万が一、これに従わないような場合には、事案に応じて、人事上・指導上の措置を講ずることもあり得る）

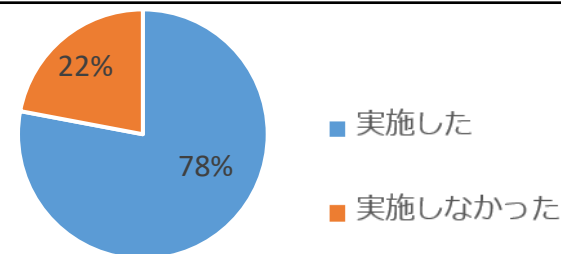
- 合理的な理由なく法定研修や、教員研修計画に定められた対象者悉皆の年次研修等に参加しない場合
- 勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合
- ICTや特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など特定分野の資質の向上を図る強い必要性が認められるにもかかわらず、学校管理職等から教師に対し特定の研修受講等を再三促してもなお、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しないなど資質向上に努めようとする姿勢が見受けられない場合 など

【7】「指導に課題のある」教員に対する研修等＊

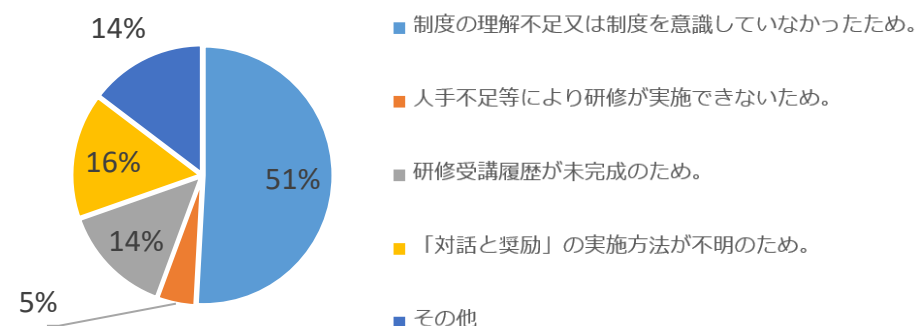
- 研修履歴を記録する仕組みと対話に基づく受講奨励のプロセスを通じて、指導に課題のある教師（「指導が不適切である」との認定には至らないものの、教科等の指導に一定の課題がみられる教員）に対し、早期・効果的な対処が可能。
 - 指標を踏まえて、更に伸ばすべき分野・領域や、改善すべき分野・領域について、自己評価及び学校管理職等による評価を行い、これを踏まえた「研修計画書」を作成し、研修受講。
 - 教育委員会も積極的に関与。研修によってもなお指導の改善が見られず、より集中的な研修を必要とする場合には、「指導が不適切である」教員の認定プロセスに入る可能性。
- ＊ 今般の研修充実等を踏まえ、「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン」（H20.2）を改正

「研修受講履歴記録の作成」及び「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」に関するアンケート調査結果

・R6年度、「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を行ったと答えた校長は全体で約80%。



・「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」を実施することが難しかった理由



・「研修受講履歴記録」の作成や「対話と奨励」について、気付いたこと

【校長】

○研修受講記録は、これまでの経験等も把握できるので確認できるのはありがたい。「対話と奨励」を生かし、教職員の自主的な学びと成長を促していきたい。

○校長の職務が増えていく中、面談の中で、今後のキャリアの話やそれにまつわる研修について必要な教員とは話ができて、受講記録を見ながらの全員に対して「対話と奨励」を行うことは難しいと感じる。

○何をもって「対話と奨励」というのかが理解できていなかった。人事評価に関連した面談により、教員には自己目標を設定させ、それを説明させる中で「対話」は十分できているが、過去の研修履歴を確認しながら当該教員に不足しているところを補うような研修の助言はしていない。

【教員】

○研修受講履歴を振り返ることで、自らの学びや実践を振り返りながら、助言を受けたり話し合ったりすることができた。また、Plantによる申し込みや、受講する研修の要項の確認もとても便利で、使いやすい。

○「対話と奨励」について特に説明を受けた記憶がなく、これに基づいた研修奨励もなかったと思う。このアンケートで初めて知った。職員への周知をしてほしい。

「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用とオンライン研修コンテンツの充実

<取組の背景>

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律

- 教員免許更新制の発展的解消、研修受講履歴記録作成、資質向上に関する“対話と奨励”の制度化
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定



<取組の内容>

「全国教員研修プラットフォーム」の構築・運用

- 教育委員会や大学等が登録した研修動画の視聴(受講)や、研修受講履歴記録の作成ができる、「全国教員研修プラットフォーム(Plant:プラント)」を構築。
- 独立行政法人教職員支援機構により教育委員会と共同運用。
⇒R6年度より運用開始(54都道府県・指定都市の教育委員会が利用中。)
⇒R8.4現在94,000件以上の研修が登録(うちオンデマンド研修コンテンツは約10,500件)。利用教員等数は約880,000人。

Plant
Platform for Teachers and
staff Development

機能①	研修動画コンテンツ・研修情報の登録
機能②	研修の推薦等手続
機能③	研修の受講
機能④	研修受講履歴の作成・閲覧

オンライン研修コンテンツの充実

- 多様な主体が有する知見を活かしたオンライン研修コンテンツを開発。
⇒R4年度補正予算、R5年度補正予算、R6年度補正予算により、現在224コンテンツを開発
- 開発したコンテンツを「全国教員研修プラットフォーム」上に掲載。

1. 喫緊の教育課題に対応する研修コンテンツ

情報教育や外国語教育、いじめ防止、不登校児童生徒支援、特別支援教育、外国人児童生徒対応、児童生徒性暴力等の防止など

2. キャリアステージ・校務分掌に対応する研修コンテンツ

初任者等経験の浅い教員や中堅教員、新任副校長・新任教頭などのキャリアステージや、道徳教育、総合的な学習(探究)の時間、特別支援教育コーディネーター、コミュニティ・スクール、教員研修などの校務分掌

3. 教師の多様な研修ニーズに対応する研修コンテンツ

消費者教育・金融教育、教員のメンタルヘルス対策、主権者教育、幼児教育、在外教育施設など

4. 外部人材等に対応する研修コンテンツ

体育授業でのアスリート人材や音楽・美術等の授業でのアーティスト人材など

Plantへのログインなど、詳細はこちらからアクセス願います。 → <https://www.nits.go.jp/service/plant/>

全国教員研修プラットフォームについて

ワンストップ化された多様な研修の申し込みから受講、修了判定、教員育成指標と連携された研修受講履歴の自動作成など、各種機能を備えたシステムを構築し活用を推進することにより、「新たな教師の学び」の効率的・効果的な実施に資する。

※図中の「←」は、システムによる各手続きの流れの一例

機能② 研修の推薦等手続

- ・教育委員会が、指標研修の受講者の推薦や決定を実施。
- ・教員が、一般研修用に研修動画や集合研修を検索・申込。

教員

受講申込

学校管理職・
市教育委員会

受講者推薦

教育委員会等
(研修主催者)

受講者決定

機能③ 研修の受講

- ・教員が、指標研修の受講や、大学等が登録する研修動画の視聴等を実施。
 - ・教育委員会等の研修主催者が、あらかじめ各研修に設定した成果確認(テスト等)の結果に応じて修了判定を実施。
- ※国私立学校教員や、教員を目指す者等も、「ゲストユーザー」として大学等が登録する研修動画の視聴等を実施可能。

教員・
ゲストユーザー

研修の検索

研修の受講

教育委員会等
(研修主催者)

修了判定

機能① 研修動画コンテンツ・研修情報の登録

- ・教育委員会や大学、公益法人等の研修主催者が、システム上に研修動画や集合研修の情報を登録。

教育
委員会

大学

公益
法人等

(独)
教職員
支援機構

文部
科学省

研修動画・集合研修情報の登録

教員研修
プラットフォーム

研修受講履歴
記録システム

オンデマンド
研修コンテンツ

集合研修・
オンライン研修
情報

研修受講履歴

※教育委員会の経費負担により、
(独)教職員支援機構が一体的に運用。

機能④ 研修受講履歴の作成・閲覧

- ・システムを通じて受講した研修の受講履歴は、成果確認を経て自動作成。
- ・教員は、システム外で受講した一般研修の受講履歴を手動で作成可能。

教育委員会
(任命権者・
服務監督権者)

任命する教員や
服務監督する教員の
研修受講履歴を閲覧

学校管理職

所属する教員の
研修受講履歴を閲覧

研修受講履歴を
手がかりに対話と奨励

教員等

自身の
研修受講履歴を閲覧

…教育委員会や教員が利用できる機能

…教育委員会や教員以外も、「ゲストユーザー」として広く利用できる機能

(独)教職員支援機構の位置付け・役割について



独立行政法人教職員支援機構

独立行政法人教職員支援機構（前（独）教員研修センター）は、平成29年4月1日より名称を変更し、教職員の養成・採用・研修の一体的な改革を推進するため、引き続き学校関係職員への研修の充実を図るとともに、実践的な調査研究の実施やその成果の普及、行政・教職大学院等の関係機関とのネットワークの構築・連携協働等、教職員に対する総合的な支援を行う全国的な中核拠点として機能強化を図ります。

<教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点>

研修の高度化・体系化

学校経営、指導者養成研修
オンライン研修等

調査研究

教員の資質能力向上に関する調査研究等

連携協働

関係機関間のネットワーク構築

成果の普及

教職員の資質向上

中央研修等の実施

教員育成指標に関する専門的助言

各都道府県教育委員会・
教育センター等

研修の多様化・質の向上

校内研修の
支援

学校・教職員

研修カリキュラム及びプログラムの共同開発
研修の地方開催

研修プログラムの
相互活用

免許法認定講習等
認定事務等

※H30から実施

大学・教職大学院等

教員養成カリキュラムの多様化
・質の向上

養成・採用・研修の一体的な改革の推進

休業制度の概要

◆制度の概要

① 大学院修学休業

- ・ 教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するために創設された制度（教育公務員特例法第26条）
- ・ 公立の小学校等の教員で、一種免許状又は特別免許状を有する者は、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院に在学し、その課程を履修するための休業が可能
- ・ 休業中の教員は、教員の身分を有するが職務には従事せず、休業中は給与は支給されない

② 自己啓発等休業

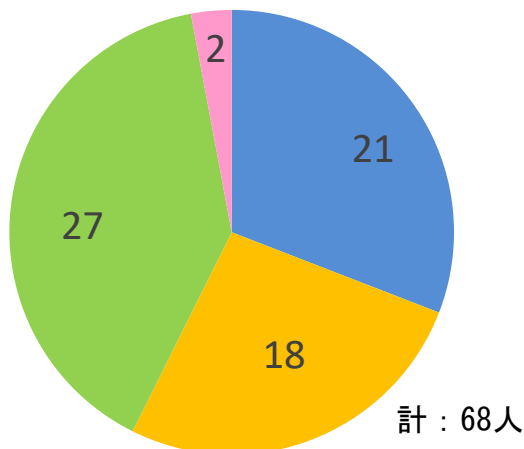
- ・ 大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度（地方公務員法第26条の5）
- ・ 休業中の教員は、教員の身分を有するが職務には従事せず、休業中は給与は支給されない

③ その他の休業

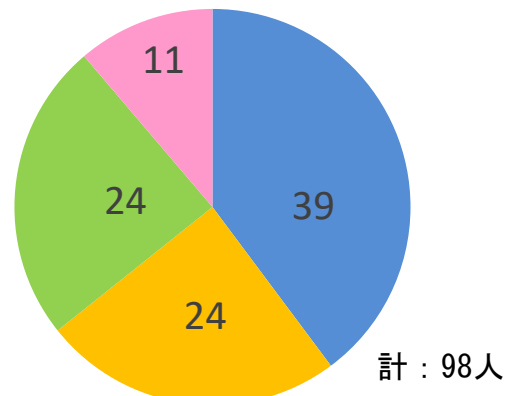
- ・ 各自治体において定められた、教員の資質向上等に係る休業制度等を活用した休業

◆最新の休業状況 ※令和6年4月1日時点

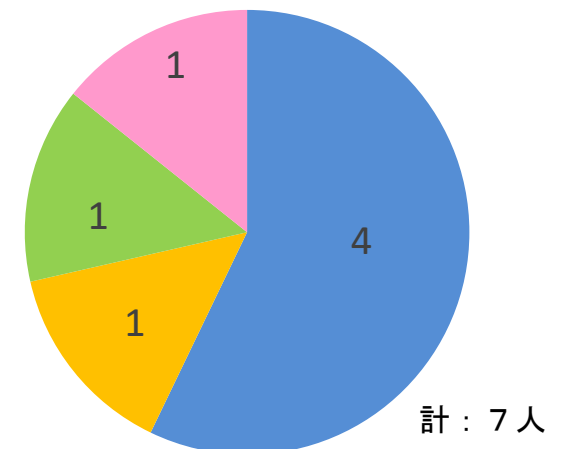
大学院修学休業制度



自己啓発等休業
(大学等における修学のみ)



その他の休業



協議会

創設について

平成28年の教育公務員特例法等の一部改正により、「協議会」が創設された。

根拠法:教育公務員特例法第二十二條の七

公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 指標を策定する任命権者

二 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関係する大学として文部科学省令で定める者

三 その他当該任命権者が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会の設置について

平成29年に協議会の設置について留意すべき事項について以下の通り通知を行っている。

(1)任命権者の判断の下、教育委員会や国公立の教職課程を置く大学の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めること。特に、各地域の教職大学院については、大学と教育委員会・学校との連携・協働の中核的拠点となり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実に図ることが求められていることに鑑み、密接な連携が図られることが望ましいこと。

(2)都道府県教育委員会が、県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映するよう配慮すること。とりわけ、中核市の県費負担教職員については、中核市の教育委員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮をすること。

(3)指定都市以外の市町村が、その設置する高等学校、中等教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園等の教員等の指標の作成に当たっては、教特法附則第4条の規定により協議会における協議を要さないこととされている。この場合、教員等の資質の向上に向け指標の内容を充実させるよう、その内容について必要に応じ大学等の意見を聴取するとともに、教特法第23条に規定する初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施権者である都道府県教育委員会等とも連携を図りながら指標を作成することが望ましいこと。

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷①

開始年度	養成	採用	研修
平成元年	普通免許状を専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種に類型化	条件付採用期間の特例を創設 (公立学校教諭等：6か月→1年)	初任者研修の創設
	二種免許状を有する教員について一種免許状取得を努力義務化		
	免許状取得に当たって修得が必要な単位数の引き上げ (例) 小学校教諭一種免許状：48単位→59単位		
平成10年	小・中学校の普通免許状取得希望者に介護等体験義務付け(7日間)	特別免許状の対象教科の拡大、有効期限の延長 (3～10年→5～10年)	
	教員養成カリキュラムの柔軟な編成を可能とするため、「教科又は教職に関する科目」の新設		
	教職に関する科目の充実、教科に関する科目の精選 (例) 中学校一種免許状 教職：19単位 → 31単位 教科：40単位→20単位		
平成12年	現職教員が専修免許状を取得する際に修得が必要な単位数について、在職年数に応じた低減措置を廃止	特別免許状所持者が、勤務経験により普通免許状を取得できる制度を創設	
	高等学校教諭の免許状に定められる教科について、情報・福祉等を新設		
平成13年			独立行政法人教員研修センターが発足
			大学院修学休業制度の創設
平成14年	他校種免許状による専科担任制度の拡充	特別免許状について、学士要件及び有効期限の撤廃といった制度改善を実施	
	他の学校種での勤務経験及び大学における所定の単位修得により、新たに隣接する学校種の免許状を取得できる制度の創設		
	公立学校の教員について懲戒免職処分を受けたことにより免許状が失効することとする等により免許状の失効等に係る措置を強化		
平成15年			十年経験者研修の創設
平成16年	栄養教諭の免許状を創設		
平成17年	教員分野に係る大学等の設置・収容定員増に関する抑制方針の撤廃		
平成18年	特別支援学校教諭の免許状を創設		
平成20年	「総合演習」を廃止し、教職課程において教員として必要な知識技能を修得したことを確認する科目として「教職実践演習」を導入		指導改善研修の創設
	免許状の失効等に係る措置の強化 (懲戒免職又は分限免職処分を受けた者は免許状失効 等)		
	教職大学院の創設		

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷②

開始年度	養成	採用	研修
平成21年			教員免許更新制の創設
平成28年	教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化		教員免許更新制の必修領域の精選（12時間→6時間）及び選択必修領域の導入（0時間→6時間） 地方公務員の人事評価制度の導入（以前は勤務評定制度）
平成29年	ICTを活用した指導法や特別支援教育、小学校の外国語等の新たな教育課題に対応した内容を必修化 全国すべての教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示した「教職課程コアカリキュラム」を作成		十年経験者研修の廃止、中堅教諭等資質向上研修の創設 校長及び教員の資質の向上に関する指標・教員研修計画の策定 義務標準法改正により、初任者研修に係る教員加配数を段階的に基礎定数化 独立行政法人教員研修センターを機能強化し、新たに独立行政法人教職員支援機構が発足
平成30年			「免許外教科担任の許可等に関する指針」を策定
平成31年	新たな教職課程が開始		
令和2年	小学校教員資格認定試験について、受験者の時間的負担等の軽減を図るとともに、知識・技能の確認より教職への意欲や学校教育における活用能力の確認を重視する試験内容とするなどの見直しを行った試験を開始		
令和3年	教員養成フラッグシップ大学制度を創設 普通免許状の取得に必要な「教科及び教職に関する科目」の事項に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を新設するなど、教職課程において情報通信技術の内容の修得を明確化	多様な経験を有する者への特別免許状の活用が一層進むよう授与指針を改訂	

これまでの教師の養成・採用・研修制度の主な改革の変遷③

開始年度	養成	採用	研修
令和4年			教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成 → 更新制を発展的に解消 → 翌年度の教特法施行に向け、教師の資質能力に関する指針の改正や、対話に基づく受講奨励に関するガイドラインの策定
令和5年	中学校理科・技術・家庭及び高校理科・情報・家庭に関する教科専門の科目区分の統合等	公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について「方向性の提示」	
	強みや専門性を持つ学科等に係る特例及び専科指導優先実施教科に対応した小学校教員養成に係る特例に係る教職課程認定基準の改正 ※令和7年度の課程から開始		
令和6年	教職大学院生等を対象とした奨学金返還免除制度の創設 ※令和7年度から教師になった者が対象	「令和8年度教員採用選考試験の実施に関する留意点」を発出 ※第一次選考の日時を5月11日を一つの目安として一層の日程前倒し等を検討依頼。	全国教員研修プラットフォーム（Plant）稼働開始
		「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」を改訂	「免許外教科担任の許可等に関する指針」を改訂

骨子

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：
①児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
②児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
③刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、**性的姿態撮影等処罰法違反の行為**、
④痴漢行為又は盗撮行為、 ⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

法が定める各施策

基本的な指針 ○ 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条） ※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。 ○ 法に定める内容の他、右の内容等を明記。	・ 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とすべきこと ・ データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積 ・ 採用希望者が特定免許失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施
---	--

防止に関する措置	早期発見・対処に関する措置	教育職員免許法の特例
○ 教育職員等・児童生徒等に対する啓発（第13条・第14条） ・ 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等 ・ 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発 ○ 特定免許失効者等に関するデータベース（第7条・第15条） ・ 国によるデータベースの整備、都道府県教委による迅速な記録の実施、教育職員等の任命権者等による任命又は雇用の際のデータベースの活用義務 ○ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会（第16条） ・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成	○ 早期発見のための措置（第17条） ・ 定期的な調査等の実施、相談体制の整備 ○ 児童生徒性暴力等に対する措置（第18条・第19条） ・ 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報） ・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携） ・ 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施 ○ 学校に在籍する児童生徒等の保護・支援（第20条） ⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）	○ 特定免許失効者等に対する再授与（第22条） ・ 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能 ・ 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと ○ 都道府県教育職員免許状再授与審査会（第23条） ・ 都道府県教委に設置 ・ 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

教員性暴力等防止法の3年見直しに伴う基本指針の改訂等について

背景

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、「政府は、・・・この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、令和7年度が法施行（令和4年4月1日）後3年に当たるため、法の施行状況に関する検討を加えたうえで、所要の措置を講ずる必要がある。



令和7年4月1日～法の施行状況に関して検討開始

- 教員性暴力等防止法3年見直し検討チームの設置
- 法の施行状況に関する有識者や性被害当事者団体、教育委員会等へのヒアリング
- 法の施行状況に関する調査（法に基づくデータベースの活用状況等に関する調査、大学の教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査、都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査、公立学校教職員の人事行政状況調査 等）

明らかとなった課題等を踏まえ、法の運用の徹底に向けて、

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（文部科学大臣決定）の改訂等を実施。

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和8年4月24日改訂）の主な改訂内容

○ 教師による盗撮グループ共有事案等を踏まえた対応

・盗撮防止の観点から、定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓しカメラを設置できないような環境にしていこと、端末の利用やデータの管理についてルールを明確化することが必要である旨を指針に明記。

○ 教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合の厳正な対応

・教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には懲戒免職とすべきという趣旨を明確化するため、「原則として」という文言を指針から削除。
・公立学校以外の学校の設置者においても、法の基本理念等を踏まえた厳正な懲戒処分を行うことが必要であるため、就業規則等において、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒解雇を含む懲戒処分の基準を整備する必要がある旨を指針に明記。

○ こども性暴力防止法を踏まえた対応

・法及び基本指針で定める措置とこども性暴力防止法にて定める講ずべき措置との関係や、データベースと犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方に関する検討方針などを指針に明記。

○ データベースの活用状況等を踏まえた対応

・こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認とデータベースの仕組みとの関係など、データベースを活用する上での留意すべき事項を指針に明記。

○ 再授与審査会の実施状況等を踏まえた対応

・再授与審査会を運営していく上での課題点や留意すべき事項を指針に明記。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査について

1. 特定免許状失効者管理システムの登録状況・活用状況等に関する調査の概要

①調査趣旨：

未だユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの特定免許状失効者管理システムを適切に活用していない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られることを踏まえ、任命権者等による特定免許状失効者管理システムの活用徹底に向け、登録状況・活用状況等の把握を行う。

②調査対象：

都道府県・市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）、附属学校を置く国立大学法人

③回答期限：令和7年9月30日

④調査結果の取扱い：

域内の市区町村教育委員会、幼保連携型認定こども園を設置する市区町村、学校法人等の結果については、追って都道府県に共有する。

2. 主な調査内容

- 令和7年8月1日時点でユーザー登録しているか
- ユーザー登録していない場合の登録していない理由
- 教育職員等を任命又は雇用する際に活用しているか
- 活用できていなかった場合の活用できていない理由
- 活用できていなかった場合に、どの教育職員等を任命又は雇用する際に活用していなかったか
- 活用した結果、特定免許状失効者等に該当する者がいたか
- 速やかにユーザー登録し、今後活用するか

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果 について（1 / 6）



令和7年度に実施した教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査において、教育委員会、国立大学法人、学校法人等における特定免許状失効者等に関するデータベースの活用状況等について調査を実施（8月～12月）。調査結果は以下のとおり。

1. 回答数（12月9日時点）

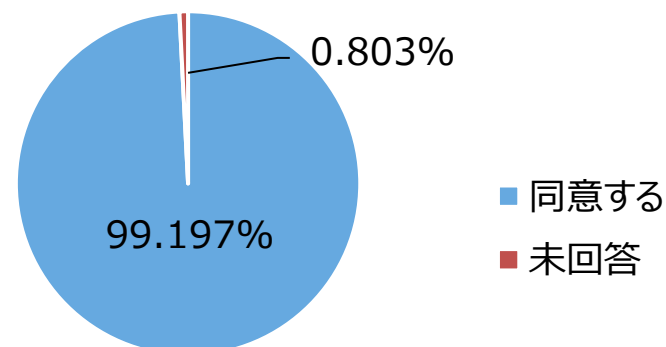
調査対象	回答数	回答率
都道府県・指定都市教育委員会	67	100%
市区町村教育委員会	1,718	100%
幼保連携型認定こども園を設置する市区町村	390	100%
学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）	9,750	99.01% ※97法人未回答
附属学校を置く国立大学法人	56	100%
計	11,981	99.20%

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について（2/6）

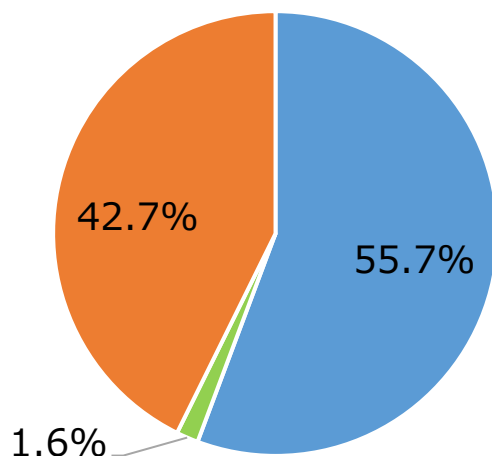
2-1. 国公立学校の教員採用権者のデータベースユーザー登録状況※（8月1日時点）

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

データベースにユーザー登録し、今後、教育職員等を任命又は雇用をする際に活用するか



- ①データベースに登録している
- ②教育職員等の任命又は雇用に係る事務を設置する各学校や別機関で行っているが、一部の学校でデータベースに登録していない
※教育事務所や各学校などが事務を分掌している場合など。
- ③データベースに登録していない



➡ **約4割**の教員採用権者がデータベースにユーザー登録できていなかったが、本調査を経て、**未回答を除くすべての教員採用権者が、データベースへのユーザー登録について同意している。**

※閉校・閉園予定の場合を除く。

登録できていなかった主な理由

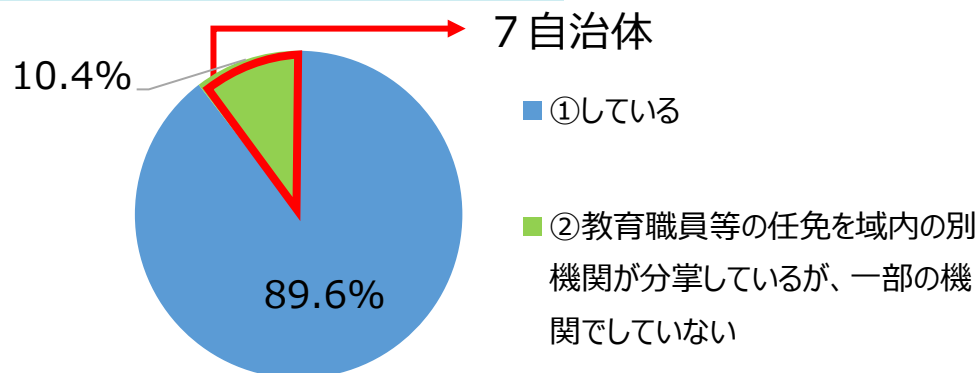
- ユーザー登録しているつもりだったが、**アカウントの有効期限の延長※を失念**していた。
※セキュリティ確保の観点から、データベースを継続して利用する場合、例年4月にアカウントの延長手続き（ログインするのみ）を行う必要がある。
- これまでユーザー登録し、活用できていたが、一部**組織内での引継ぎが上手くなされておらず、ユーザー登録・活用できていない状態になってしまった。**
- **「保育士特定取消管理システム」を活用していればよいと思っていた。**
- 「特定免許状失効者管理システム」の存在を今回はじめて知った。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について（3 / 6）

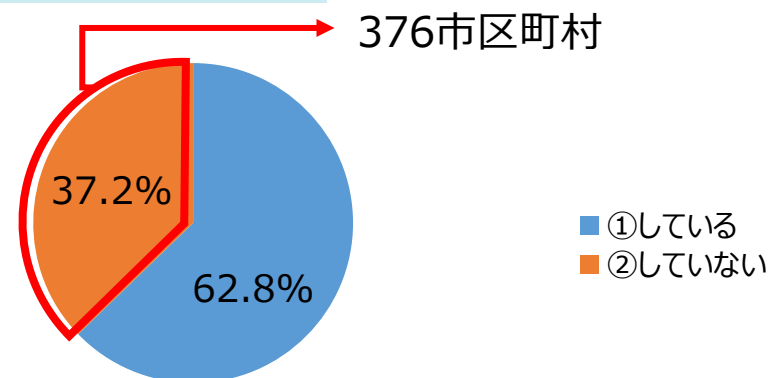
2-2. 教員採用権者ごとのデータベースユーザー登録状況※（8月1日時点）

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

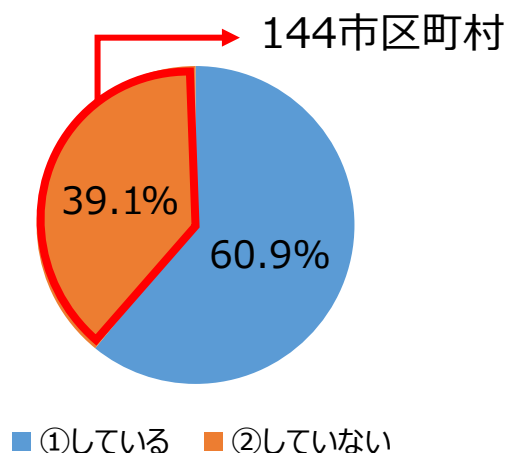
① 都道府県・指定都市教育委員会



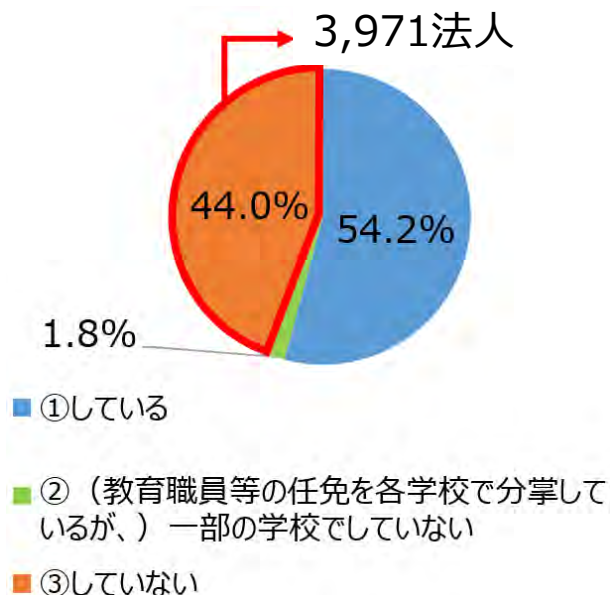
② 市区町村教育委員会



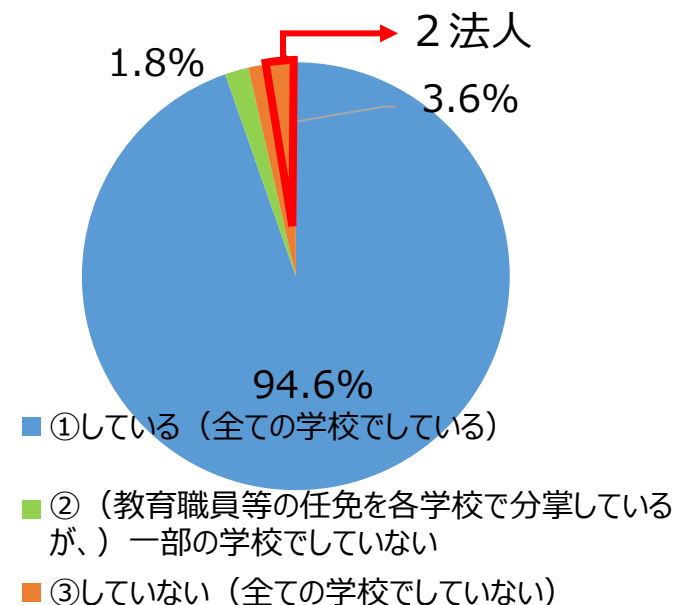
③ 幼保連携型認定こども園を設置する市区町村



④ 学校法人等



⑤ 附属学校を置く国立大学法人

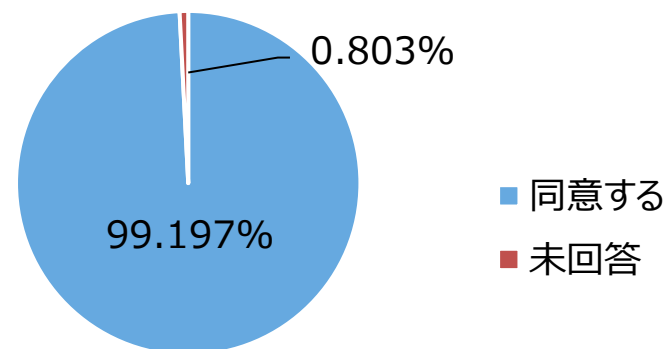
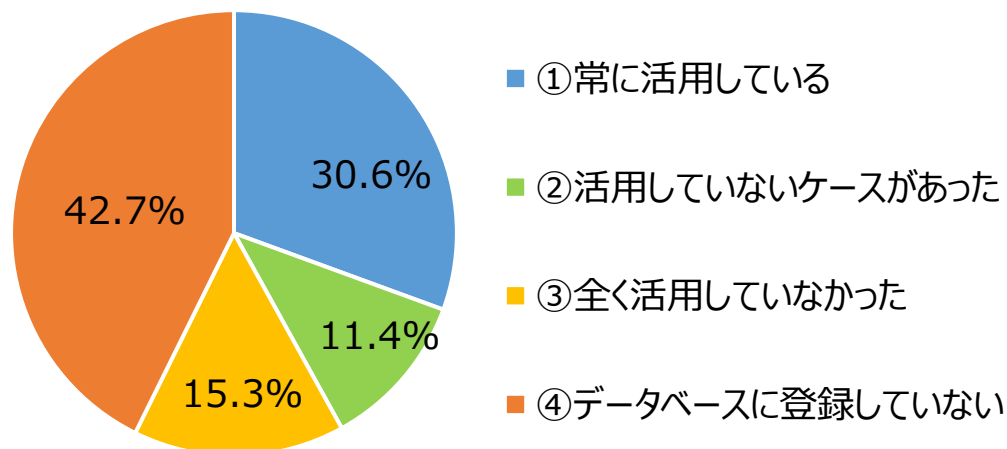


令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について（4/6）

3-1. 国公立学校の教員採用権者のデータベース活用状況※

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

○データベースに登録し、今後、教育職員等を任命又は雇用をする際に活用するか（再掲）



➡ **約7割**の教員採用権者がデータベースを正しく活用できていなかったが、本調査を経て、未回答を除くすべての教員採用権者が、データベースの活用について同意している。

※閉校・閉園予定の場合を除く。

活用できていなかった主な理由

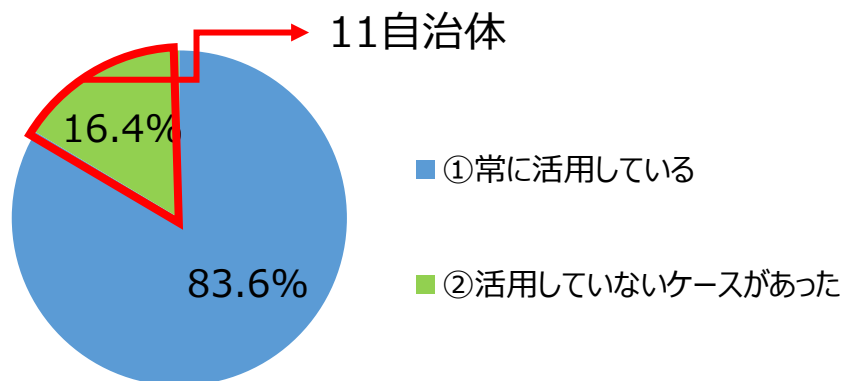
- 活用すべき対象（国公私の別、常勤非常勤の別、前職の有無、性別を問わず、教育職員等を任命又は雇用するとき）を正しく理解していなかった。
- 活用が義務であると認識していなかった。
- 官報情報検索ツール等により、採用者の情報を得ていた。
- 県や市の教育委員会との人事交流による異動者の確認は不要だと思ってしまった。
- 活用方法がよくわからなかった。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果について（5/6）

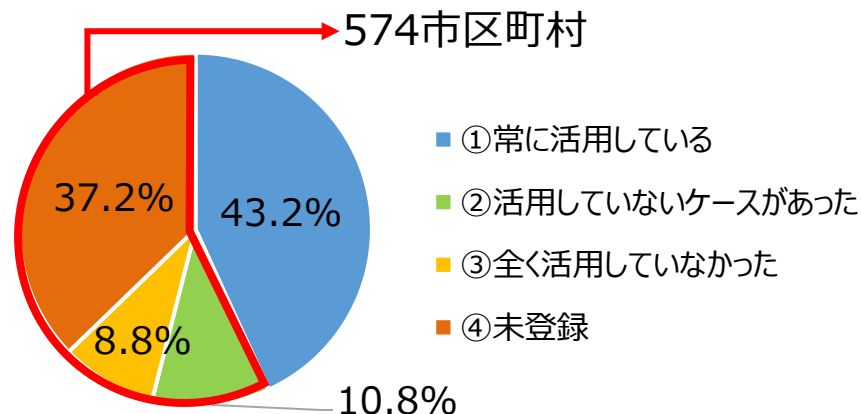
3-2. 教員採用権者ごとのデータベース活用状況※

※令和5年4月1日以降に教育職員等を任命・雇用した者に限る。

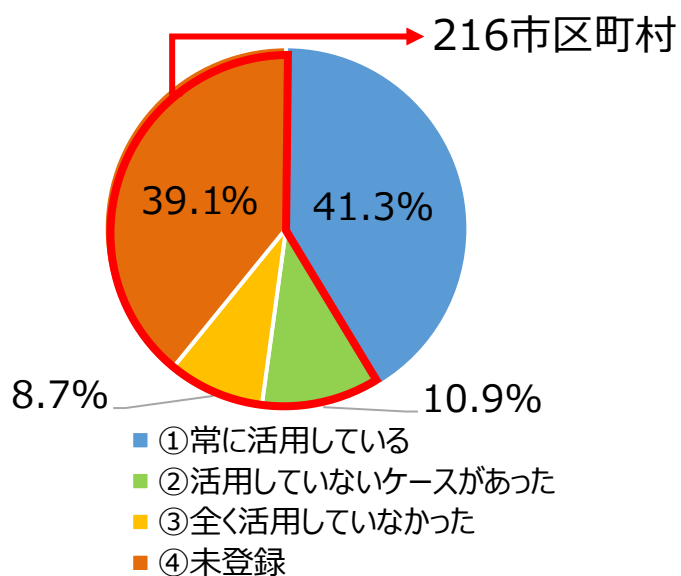
①都道府県・指定都市教育委員会



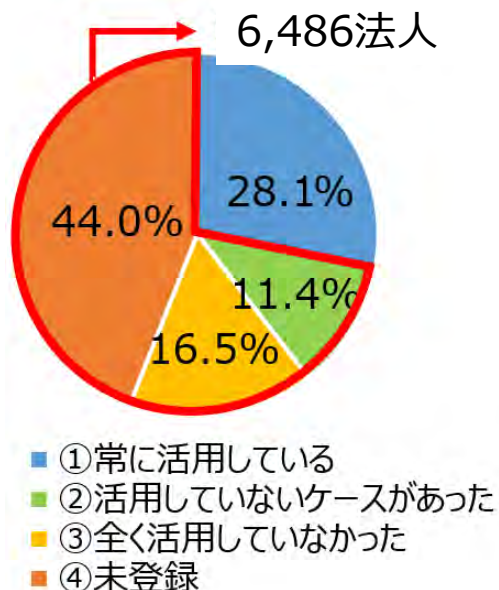
②市区町村教育委員会



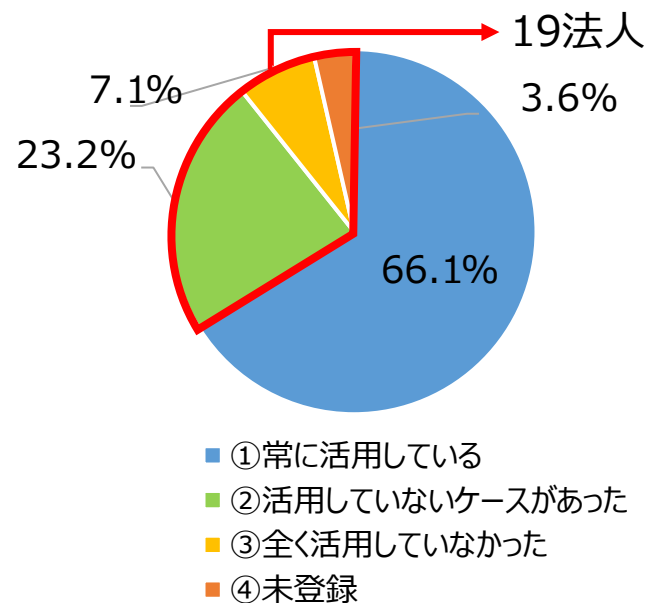
③幼保連携型認定こども園を設置する市区町村



④学校法人等



⑤附属学校を置く国立大学法人



4. 調査結果を踏まえた今後の対応

- データベースへのユーザー登録や活用の手順等を説明した動画の作成
 - データベースのユーザー登録方法について、既存のマニュアルに加え、手順をより分かりやすく示した資料を作成
 - データベースを活用するタイミング、活用する上での留意事項について、既存のマニュアルに加え、より分かりやすく示した資料を作成
 - 各種会議における引き続きの周知
 - その他、法に基づく大臣指針の見直し
- 等



- データベースへのユーザー登録・活用徹底について、**早急に各教員採用権者に対して周知**を行う。
- 上記の対応も含め、年度内を目途に**再度データベースへのユーザー登録・活用について周知**を行う。

令和7年度教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について（通知）

特定免許失効者管理システムの活用状況等に関する調査の結果を公表しましたので、別添のとおりその結果について周知いたします。引き続きデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

7 初 教 職 第 6 号
令和7年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会教職員人事主管課長
各都道府県認定こども園主管課長
各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人教職員人事主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局教育職員政策課長
大 江 耕 太 郎

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を踏まえたデータベースの活用徹底について

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号、以下「法」という。)に基づき文部科学省において整備した特定免許失効者等に関する情報に係るデータベース(以下「データベース」という。)については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の一部の施行について(通知)(令和5年3月24日付け4文科教第1806号)にて通知しているとおり、令和5年4月1日から稼働しており、教育職員等を任命又は雇用する者(以下「任命権者等」という。)が、教育職員等を任命又は雇用しようとするときに活用が義務付けられているところです。

しかしながら、未だデータベースのユーザー登録手続きを行っていない任命権者等や、ユーザー登録は行ったものの適切に活用できていない任命権者等がいるなど、法が遵守されていない事例が見られたことを踏まえ、全国の任命権者等に対し、データベースへの登録状況や活用状況等についての調査を行いましたので、この度、別添のとおりその結果について周知いたします。

本調査により、引き続き多くの任命権者等がデータベースを適切に活用できていなかったという事実が明らかになりました。法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認された

ことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いております。今後の教育職員等の採用においては、全ての任命権者等が法律に則りデータベースを活用するよう、早急には是正を図る必要があります。

本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討しております。また、更なるデータベースの活用徹底に向け、ユーザー登録・活用に当たっての手順等を説明する動画や、簡略化したマニュアル等を作成し、周知する予定ですので、これらも活用し、引き続き任命権者等のデータベースの活用徹底に向け、必要な取組を実施していただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各都道府県認定こども園主管課及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村(指定都市・中核市を含む。)及び所轄の学校法人等(学校法人以外の私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学大臣所轄の学校法人を除く。)に対して、各指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、所轄の幼保連携型認定こども園の設置者に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

○「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づくデータベースの活用状況等調査結果

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

○別添資料

教員性暴力等防止法に基づくデータベース活用状況等調査の結果について(概要)
特定免許失効者管理システム活用に当たってのチェックリスト
特定免許失効者管理システム_業務マニュアル_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_管理責任者向け_v2.0
特定免許失効者管理システム_操作マニュアル_採用権者向け_v5.1
特定免許失効者管理システム_利用許諾申請書(様式1)

本件担当：初等中等教育局 教育職員政策課
教員免許・研修企画室 法規係
E MAIL : menkyo@mext.go.jp

・法律で義務付けられた手続きであるにもかかわらず、約7割の任命権者等が適切に実行できていなかったという事実が確認されたことは極めて遺憾であり、強い危機感を抱いている。

・本調査結果も踏まえ、今後、データベースの活用状況等に係るフォローアップを実施した上で、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するという法の基本理念に則り、法で定められた義務を履行できていない任命権者等が分かるような形で公表するなどの対策も検討している。

データベースの活用状況等調査の結果を踏まえた大臣指示を受けた対応

教員性暴力等防止法に基づくデータベースの活用状況等調査の結果を受け、**全ての教員採用権者にデータベースを確実に活用させるための実効的な対策の検討について、大臣より指示**があった。具体的な対応状況は以下のとおり。

これまでに実施した対応

- 調査に未回答の学校法人等の所在する大阪府、福岡県の私立学校主管部局を訪問し、**未回答法人に対する今後の対応について協議**を行った。その結果、97の未回答法人が33法人（大阪府のみ）に減少した。（令和8年4月14日時点）
- ユーザー登録・活用に当たっての手順等を説明する動画や、簡略化したマニュアル等を作成し、周知を行った。（令和8年3月26日）

今後実施予定の対応

- 令和7年度データベース活用状況等調査において、**データベースを適切に活用できていなかったと回答した約7割の教員採用権者に対し、フォローアップ調査を実施**。調査の結果、**データベースを正しく活用できていない教員採用権者は公表する**。
※多くの教員採用権者では、次年度に向けて職員を採用する過程（おおむね5月～8月）でデータベースを活用することから、この後のタイミングで調査を実施することを検討。
- 全国からランダムに抽出した教員採用権者に対し、**実地監査を実施**し、データベースを適切に活用できているか確認を行う。
- ユーザーの利便性を考慮し、**こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の仕組みとの補完・連携の在り方について検討を進める**。

教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について（１／２）

令和７年度に実施した教員性暴力等防止法に基づく調査において、令和７年度時点で教職課程のある大学を対象に、大学での取組状況等の調査について調査を実施（１１月～２月）。調査結果は以下のとおり。

１．回答数

調査対象	回答数	回答率
教職課程のある大学（大学、短期大学、大学院大学を含む）（現状把握している数：８１９大学）	８１９	１００％

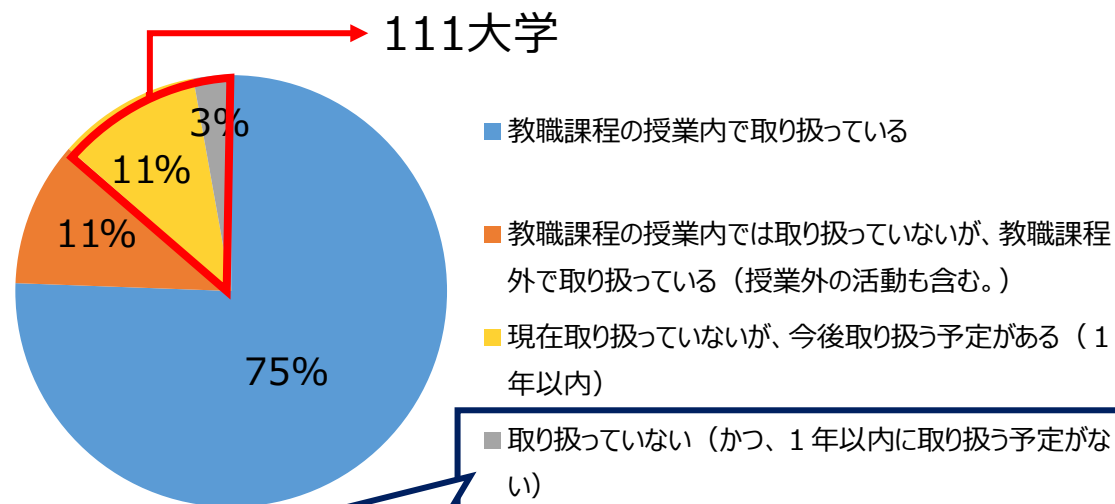
（備考）

※取下げ届提出済の大学（閉学予定の大学等）も含む。

※短期大学部については、大学と併せて回答しているものもある。

教職課程における児童生徒性暴力等に関する内容の取扱い状況等に関する調査の結果について（2 / 2）

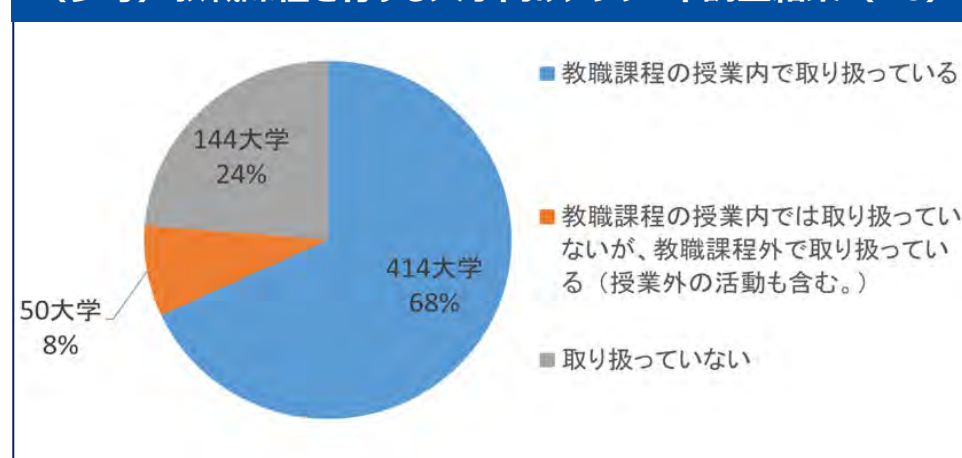
2. 大学において、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等の理解を深めるために、法の内容等を授業等で取り扱っているか。



○ 1年以内に取り扱う予定がない主な理由

- ・法令上義務になっていないと誤認している
- ・児童生徒性暴力等の防止等に関する内容を担当できる教員がいない 等

（参考）教職課程を有する大学向けアンケート調査結果（R6）



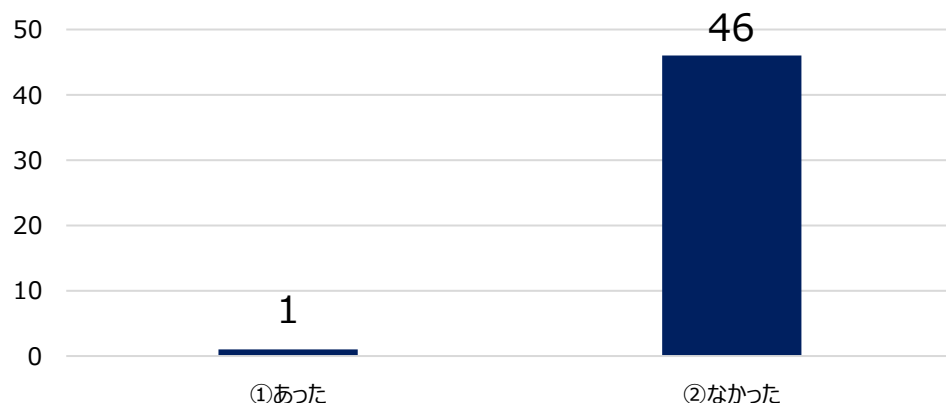
約14%の大学で、教職課程の内外で法の内容等を取り扱っておらず、その中でも、一部の大学で、今後1年以内にも取り扱う予定はないと回答。

○ 教職課程認定基準を改正し、教職課程を有する全ての大学及び教職課程の認定を受けようとする大学は、教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講じなければならないことを明記予定。

○ 文部科学省やこども家庭庁において作成している学生向けの研修動画の周知

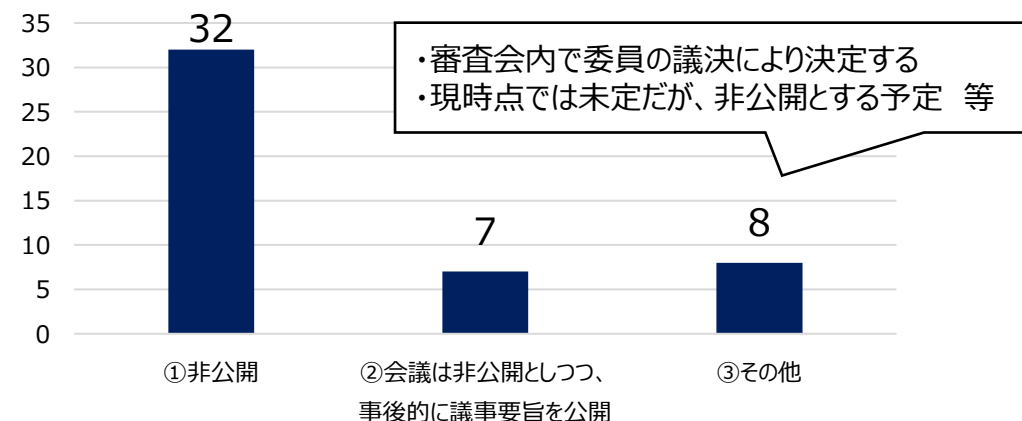
都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査の結果について

1. 再授与審査会の開催状況（令和7年9月1日時点）



大阪府において再授与審査会を実施。
※当該申請者に対して免許状の再授与は行わず。

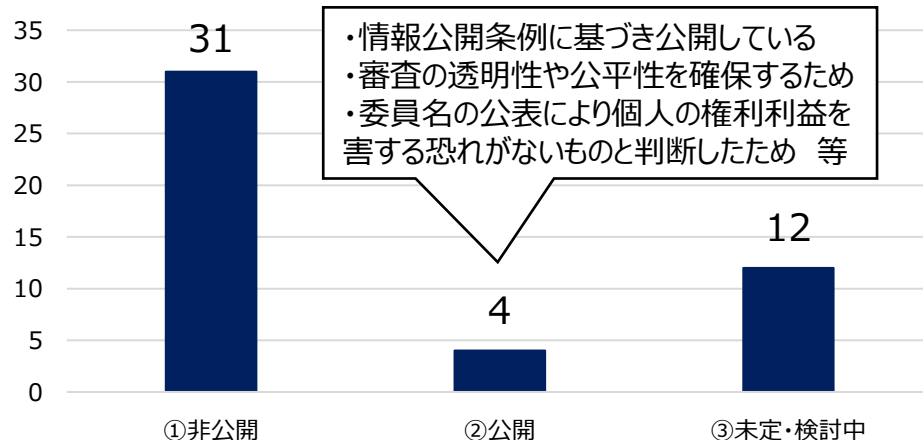
2. 会議の公表・非公表の取扱い



多くの都道府県では、指針に沿って、非公開会議として取り扱っている。

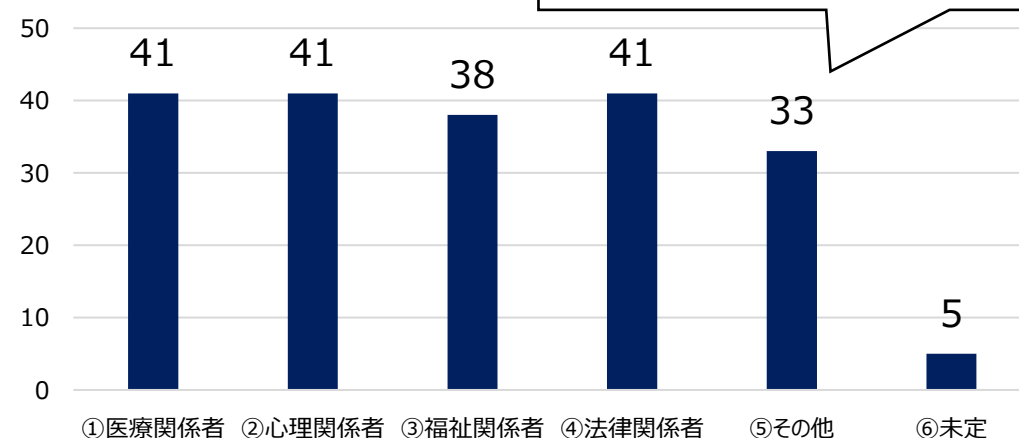
3. 再授与審査会の委員について

①委員の公開・非公表の取扱い



多くの都道府県では個別の委員名を非公表としているが、一部の都道府県では公開している。

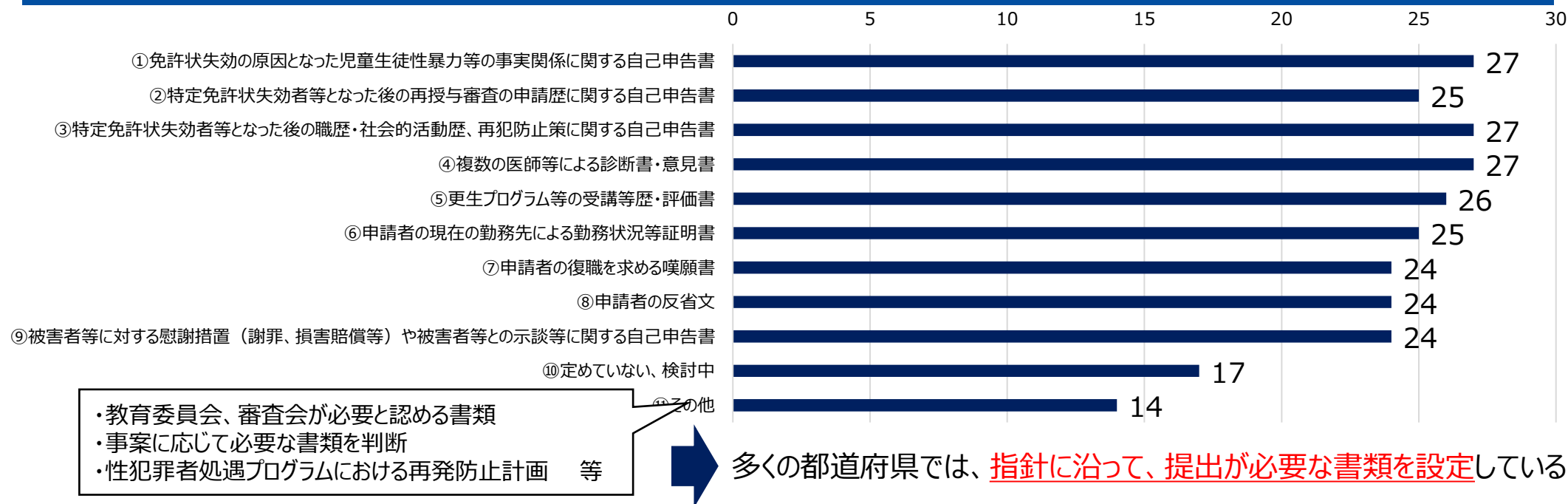
②委員の属性



指針で示す職に加え、独自に他の属性の委員を選出している都道府県も多くみられる。

都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査の結果について

4. 再授与審査に当たって提出が必要な書類



5. 再授与の審査方法

○各都道府県における審査方法の例

- ・授与権者において、再授与の申請者からの提出書類の内容を確認した上で、法第22条第1項を踏まえ、当該者が「再び児童生徒性暴力等を行わないことの高度の蓋然性」があるかどうかという観点から再授与の適否に関する授与権者としての所見を整理し、当該所見に対する再授与審査委員の意見を聴く。
- ・必要に応じて申請者自らの説明を求め、計画の内容及び申請者の説明振り等を審査委員が見聞きし、改善更生の状況を判断・評価。
- ・申請者の過去の再授与審査の申請歴について、申請者本人に申告書を提出させ申請歴を確認するとともに、本人の申請だけではその真正性が確認できないことから、全国照会を行う。
- ・必要に応じて、法第22条第3項に基づき、警察や裁判所、免許状が失効・取上げとなった当時の免許管理者等の関係機関から再授与審査会の開催に必要な情報を求める。
- ・再授与の申請者からの提出書類について、授与権者においてその内容を確認した上で、審査委員に事前説明を行う。審査委員は、提出された証明書類により授与の適否について判断可能かを確認し、不足する場合は、申請者に追加で書類の提出を求める。

都道府県教育職員免許状再授与審査会の実施状況等に関する調査の結果について

6. 再授与審査に係る都道府県教育委員会からの意見等

- 再授与審査会の開催実績はないが、今後の開催に向けて、他都道府県での実施状況や実施内容など、情報共有できる機会があるとありがたい。
- 再授与審査対象者から再授与申請があった場合、その者が他の都道府県教育委員会への再授与申請を行った歴について、申請者本人からの書類提出等による確認だけでなく、再授与審査会の実施歴等を授与権者が教員免許管理システムに入力する等、システムを通じて再授与申請歴の確認ができるよう統一的なルール・運用の整備をお願いしたい。
- 再授与の適否に関する授与権者としての所見を整理するにあたり、指針で再授与審査における主な考慮事項等を示していただいているところではあるが、参考となる事例等について、さらに情報提供いただきたい。
- 「再び児童生徒性暴力等を行わない高度な蓋然性」の客観的な判断基準が不明確なため、専門家の意見を踏まえても、審査の公平性・妥当性を確保するのが難しい。
- 再授与審査会が全国で統一的に運用され、適否の判断も同一のものとなるよう、審査に当たってのガイドラインや適否の基準・目安等についてお示しいただきたい。
- 審査にあたっては、過去の犯行歴などの客観的資料が重要であるが、失効・取上げを行った都道府県や学校から詳細な情報をどこまで提供いただけるか（法の趣旨に従い、失効・取上げの際に原因事案以外も含めた詳細な情報を保存されているかどうか）が不透明。



- 法に基づく大臣指針の見直しについて検討（委員の公開・非公開の取扱いの検討に当たって考慮すべき事項や、他の都道府県教育委員会への過去の再授与申請歴の照会の在り方等）
- 再授与審査に当たって留意すべき事項等について改めて周知を行う。

令和7年度「教師不足」に関する実態調査

令和8年3月5日

調査の概要

＜調査概要＞

- ・ 臨時的任用教員等の確保ができず、学校へ配置する教師の数に欠員が生じる「教師不足」に関して、年度当初における全国的な実態を把握するため、実態調査を実施。

＜調査対象・調査時点＞

- ・ 67都道府県・指定都市教育委員会及び大阪府豊能地区教職員人事協議会（計68）
- ・ 公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校
- ・ 令和7年度始業日時点 及び 令和7年5月1日時点 の2時点

※小学校は、義務教育学校前期課程を含む。

※中学校は、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。

※高等学校は、中等教育学校後期課程を含む。

※特別支援学校は、専攻科・別科を除く。

＜本調査における「教師不足」の定義＞

- ・ 実際に学校に配置されている教師の数が、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数（配当数）を満たしておらず、欠員が生じる状態。
- ・ 配当数は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数ではなく、各都道府県・指定都市等の教育委員会において学校に配置することとしている教師の数。したがって、都道府県・指定都市等の教育委員会が独自で置く定数を含むが、域内の市町村教育委員会が独自で置く定数は含まない。
- ・ 本調査における「教師不足」は、義務標準法等に基づき算定される教職員定数の標準に対する教師の配置状況を指すものではない。また、各学校への配当数は、任命権者である各都道府県・指定都市等の権限と責任において決定されるものである。

＜本調査における教師の定義（対象）＞

- ・ 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師
- ・ 正規教員、臨時的任用教員、非常勤講師・会計年度任用職員、再任用教員（フルタイム・短時間）をすべて含む。
- ・ 産休・育休者等を除き、産休・育休者等の代替者を加えている。

※養護教諭等、栄養教諭等は対象から除いている。

結果の概要（1/2）

- 5月1日時点で、学校に配置されている教員定数に対する「**教師不足**」の割合（不足率）は、全体で**0.45%（3,827人）**。
 - 小学校0.44%（1,699人）、中学校0.47%（1,031人）、高等学校0.33%（508人）、特別支援学校0.71%（589人）
- なお、義務標準法に基づく公立小中学校の教員定数分については、充足している（充足率は全国平均で100.9%）。

「教師不足」の状況（5月1日時点）

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配当されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)
小学校	382,882	384,581	1,699	0.44%
中学校	217,957	218,988	1,031	0.47%
小中学校合計	600,839	603,569	2,730	0.45%
高等学校	154,848	155,356	508	0.33%
特別支援学校	82,320	82,909	589	0.71%
合計	838,007	841,834	3,827	0.45%

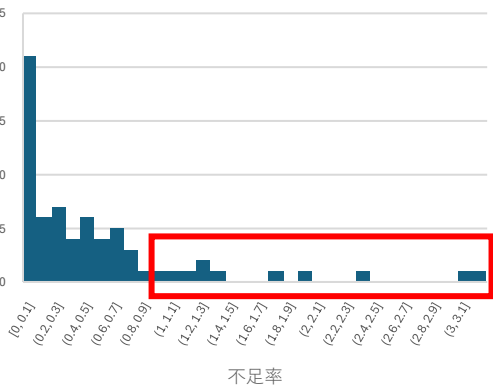
（参考）令和3年度5月1日時点

A'	B'	C'	C'/B'
379,598	380,198	979	0.26%
218,504	219,123	722	0.33%
598,102	599,321	1,701	0.28%
159,688	159,837	159	0.10%
78,474	78,632	205	0.26%
836,264	837,790	2,065	0.25%

- 不足の状況は、自治体によってばらつきがあり、**不足数の多い自治体が全体を押し上げている傾向にある。**
- 全体の不足率について、令和3年度と比較すると、**23自治体において改善し、43自治体において悪化した。**
 - 小学校：改善23／悪化42、中学校：改善28／悪化34、高等学校：改善14／悪化36、特別支援学校：改善19／悪化37
- 不足が発生していない自治体は8。
 - 小学校9、中学校16、高等学校25、特別支援学校18。

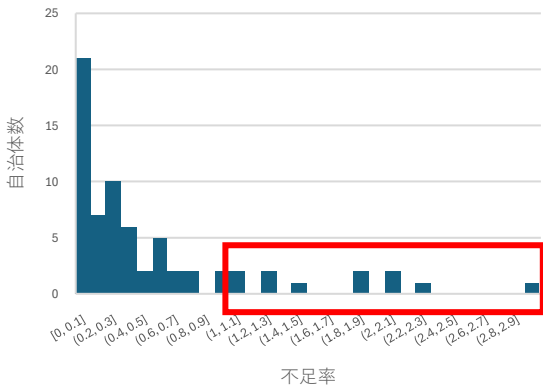
各校種における不足率の分布（5月1日時点）

<小学校>

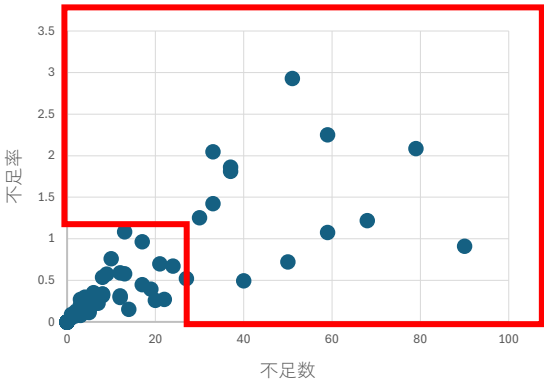


平均：0.51% 中央値：0.30% 標準偏差：0.66

<中学校>



平均：0.49% 中央値：0.27% 標準偏差：0.64



結果の概要（2/2）

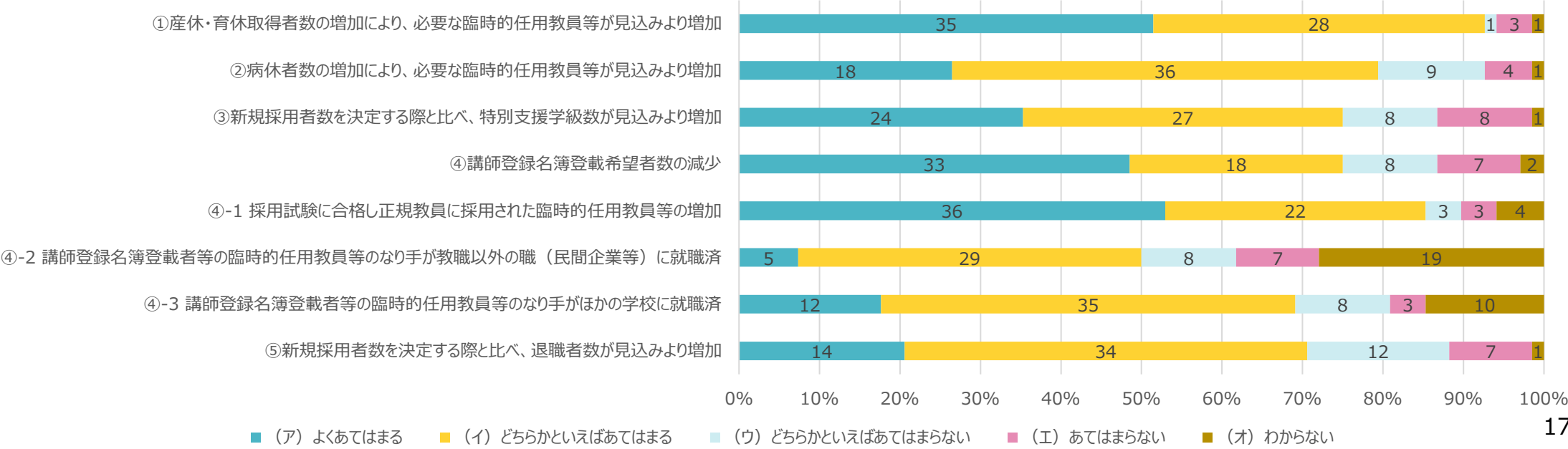
・ 5月1日時点での小学校の学級担任の代替状況については、以下の通り。

	小学校の学級担任の総数	学級担任の代替者	指導方法工夫改善などの指導体制の充実のために配置を予定していた教員	児童生徒支援などの運営体制の充実のために配置を予定していた教員	主幹教諭・指導教諭・教務主任	校長・副校長・教頭	その他	左記が生じている学校数
小学校の学級担任不足	269,019 R3 : 268,201	1,086 (0.40%)	299	137	417	116	117	770
(うち特別支援学級)	59,694 R3 : 51,416	319 (0.53%)	85	47	127	28	32	276

・ 学校に当該教科の教師がいないために当該教科の必要な授業を行えていない「教科担任不足」が発生している学校もある。教育委員会からの聞き取りによれば、5月中にはおおむね解消、遅くとも9月1日にはすべて解消している。

中学校：計12校（美術3校、技術7校、家庭2校）
高等学校：計 3校（家庭2校、情報1校）

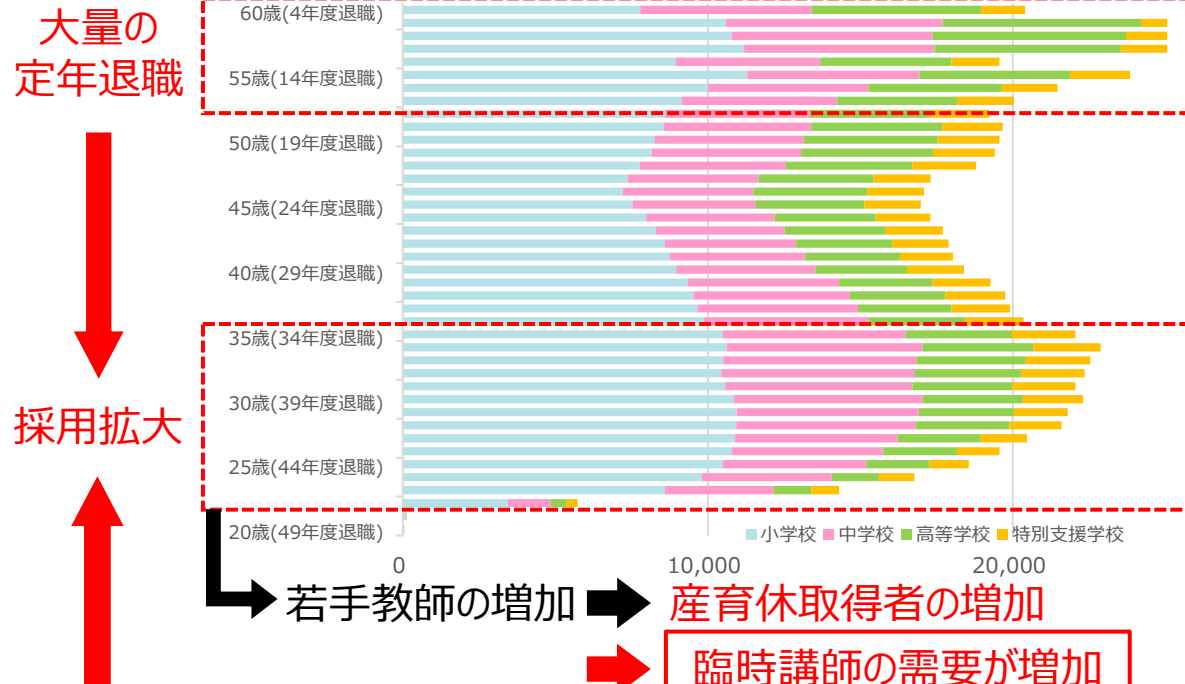
・ 「教師不足」の要因に対する教育委員会の認識について、主な回答は以下のとおり。



「教師不足」の要因について

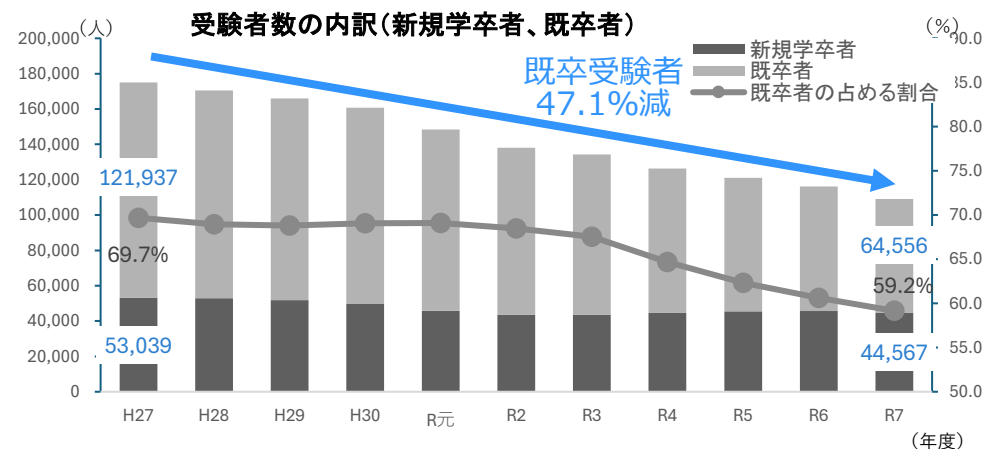
- 教師の年齢構成に起因する近年の**大量退職等に伴う採用の拡大**により、**若手教師が増加し、産育休取得者が増加**しているため、臨時講師の需要が増加。また、**特別支援学級の増加**や教育環境の変化に合わせた指導体制の充実等の結果、全体として教師の需要が増加。
- 一方、採用拡大による正規採用が進んだことで、**従来臨時講師を担ってきた既卒受験者が減少**。また、地域によっては**民間企業との競争**の下で、臨時講師を含む教師のなり手が減少。

○公立学校年齢別教員数（令和4年度 学校教員統計調査より）



- 採用拡大に伴い、従来の再チャレンジ層が正規教員として採用
- 地域によっては、民間企業との競争の下、既卒者を中心に民間企業へ流出

臨時講師を含む教師のなり手が減少



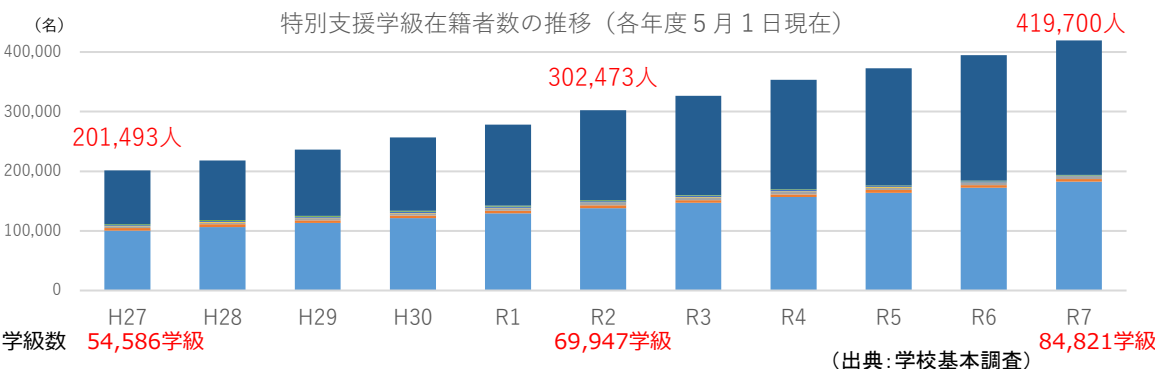
	H26	R元	R6
大学卒業生数	564,035	573,947	584,304
大学における免許状取得者数	72,825	67,130	65,904

（出典）学校基本調査、教員免許状取得状況調査
※大学院・短大等は含まない。

○大学で教員免許取得を目的とした教職科目の履修をしなかった理由（抜粋）
（なりたい職業として「学校の先生」と回答した者に関する集計）

- ✓ 教育実習の科目などまとまった期間の確保が難しいと思ったから : 24.2%
- ✓ 必要な単位数が多くすべての単位取得が困難であると思ったから : 29.9%
- ✓ 民間企業等、教職以外の職業への志望度合いの方が高かったから : 55.9%
- ✓ 学校関係者から得た情報で職場環境や勤務実態に不安を持ったから : 21.8%
- ✓ 報道で得た情報で職場環境や勤務実態に不安を持ったから : 21.2%

（出典）浜銀総合研究所「教職課程を置く大学等に所属する学生の教職への志望動向に関する調査」（令和4年3月）



要因を踏まえた「教師不足」対応について

- 教師全体の需要が増加していることを踏まえ、**多くの質の高い教師志願者を確保**することが極めて重要であり、学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等の環境整備をはじめとした取組を促進。
- また、臨時講師を含めた教師の不足や特に教師の確保が難しい教科へ対応するため、**多様な分野からの人材獲得を促進**。
- 加えて、今回の調査を通じて、**教師不足の要因には地域差がある**ことが明らかになっており、個別の事情に寄り添った支援が不可欠。文部科学省としても、**特に教師不足が厳しい自治体に伴走支援を行う**。

① 質の高い教師志願者を確保する

- 学校における働き方改革の更なる推進、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援等の環境整備**
- 年度途中の産育休代替者に対応する政令改正の周知徹底等を通じた**正規教員採用の更なる促進**
- 校種・教科ごとの教師の需給について、**複数の教育委員会と教員養成大学が意見交換する場の設定**
- 教職の魅力に関する**全国的な広報** 等

② 多様な分野から人を呼び込む

- 地域教員希望枠**を活用した教員養成大学・学部の機能強化により、**現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に確保**
- 特別免許状等の活用や首長部局との連携による、**高度人材の更なる活用に必要な方策の検討**（新たな課程での免許取得、首長部局や企業に在籍しながらの教師としての勤務等）
- 経験豊富な**退職教員等の更なる活躍の場の創出**
- 教員資格認定試験の在り方**についての検討
- 教職課程認定基準の改正等により、**現状教職課程を設置できていない学部等での教職課程の設置を促進** 等

③ 特に教師不足が深刻な自治体に伴走する

- 上記取組も含め、特に教師不足が厳しい自治体の教育委員会に、**文部科学省担当職員が伴走支援し、教師不足の要因分析や要因への包括的な対応を支援**

【伴走支援の例】

教員免許保有者の派遣システム（人材バンク）の構築

教師のなり手確保、退職教員の活躍の場の創出、県域を越えた教員養成大学との連携強化の後押し 等

要因の例

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・人口動態の変化 | ・特定科目における教師数の不足 |
| ・特別支援学級の大幅な増加 | ・教師の長時間勤務の状況 |
| ・教師の年齢構成の偏り、退職教員の増加 | 等 |

教師不足の解消・教育環境の充実

「教師不足」への対応① 教師志願者を確保する

教師を取り巻く環境を整備し、教職の魅力を向上

- ・ 義務標準法改正により、中学校35人学級を実現
- ・ 教職調整額の10%までの段階的な引上げを確実に実施
- ・ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、「学校と教師の3分類」を踏まえた業務の見直しや適正化の徹底
- ・ 教師の業務を補助する支援スタッフの配置充実
- ・ 日本版「サプライティーチャー」制度等の柔軟な任用形態の実証・展開により、短期間の欠員へ対応
- ・ 教職員の効率的な業務遂行を実現するための校務DXの推進（教職員と児童生徒・保護者間の連絡や学校内での教職員間の情報共有・連絡などの校務におけるクラウドサービス（チャット、Webアンケートフォーム等）の活用等）
- ・ 部活動の地域展開等の全国的な実施
- ・ コミュニティ・スクール制度を通じた地域住民・保護者等による業務支援（見守り活動、コーディネート業務等）の推進
- ・ 臨時的任用職員が常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合の給与について、適切な取扱いを行うよう、周知を徹底

若手教員への支援を充実させ、離職や病休による欠員発生を防止

- ・ 小学校の教科担任制の実施を通じ、若手の授業時数を軽減
- ・ 医師や保健師、臨床心理士等の医療・産業保健面の専門家の活用方策の検証・展開など、教育委員会におけるメンタルヘルス対策を引き続き推進
- ・ 学校管理職マネジメント力強化推進事業や、主務教諭の創設により、組織的な学校運営を促進

正規教員比率を向上し、臨時講師の需要を抑制

- ・ 新たな「定数改善計画」によって、将来的な教職員定数の予見可能性を高め、各自治体の採用・配置を計画的に行いやすくする
- ・ いわゆる限度政令改正により、年度途中に発生する産育休取得者の代替者を、年度当初から正規教員として採用しやすくしているところ、活用状況についてフォローアップを行い、制度の趣旨について周知を徹底
- ・ 年度途中で産育休を取得することが見込まれる教師の代替者を年度当初から前倒しで任用する場合に加配定数を優先的に措置

教職の魅力に関する全国的な広報等

- ・ 教師を目指す学生等への教職の魅力の積極的発信
- ・ 現職以外の免許保有者向けの研修会を全国での実施を促進
- ・ 文部科学省HPにおいて開設している「教育人材総合支援ポータル」について、更なる活用を行うために整備

教員採用選考の工夫・改善を促進

- ・ 採用選考の早期化により、特に民間企業や他の公務員への就職が多い教員養成系以外の学部で多くの学生が免許を取得している中学校・高等学校の新卒受験者を獲得
- ・ 採用選考の複線化により、受験機会を充実
- ・ 民間企業等勤務経験等を加味した特別選考や採用選考受験後に免許取得のための猶予期間を設けた選考等を実施

「教師不足」への対応②③ 多様な分野から人を呼び込む／伴走支援

地域や現場のニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に確保

- 地域教員希望枠を通じて、大学入学前から採用に至るまでの一貫した取組により、教員養成と採用の連携を強化
- 中長期的な教師需要と供給について議論するため、自治体と教員養成大学との協議の場の設置を促進

教職課程の設置促進

- 教職課程認定基準の改正等により、大学内・大学間連携を活用し、現状教職課程を設置できていない学部等での教職課程の設置を促進
- 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例や、小学校の専科指導優先実施教科に対応した特例の更なる活用を推進

教員資格認定試験の在り方についての検討

- 社会人からの入職経路として、現場で教師が不足している教科を含め、実施教科の拡充を検討
- 教師としての能力向上のための研修受講や履歴の評価、また試験合格後の入職をスムーズにするための現場実習など、様々な専門性を持つ方が教師としての資質を身に付けていけるような試験の在り方についても検討

特別免許状等の更なる活用や柔軟な任用形態の拡大による、民間企業職員や退職教員の活躍

- 大学院における新たな課程での免許取得を可能にすることで、他分野で経験を積んだ高度人材の免許取得を推進
- 首長部局や企業等に在籍しながら教師として勤務する方策等について、企業が従業員を派遣するインセンティブ創出も併せて検討
- 日本版「サプライティーチャー」制度等の柔軟な任用形態の実証・展開により、新たななり手を発掘
- 退職教員について、体力面の負担を考慮した校務分掌の柔軟な配分等の工夫や、若手教員の育成等での活躍の機会を提供し、再任用を促進
- 特別免許状制度について、ニーズに応じて授与権者を見直し

全国規模で新たななり手の発掘

- いくつかの自治体と協力し、移住施策と組み合わせることで新たななり手を発掘する「トラベルティーチャー」モデルの検討

特に教師不足が厳しい自治体の教育委員会への支援

- 文部科学省担当職員が伴走支援し、教師不足の要因分析や要因への包括的な対応を支援
- 首長部局や経済団体等と協力し、首長部局や企業等に在籍しながらの教師入職を促進。そのパイロットケースとして、教員免許を保有する文部科学省職員を教師として派遣を検討。
- 「トラベルティーチャー」モデルを含めた、県内外における人材バンクの創設、活用

自治体別の状況（小学校）

- ・ 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- ・ 小学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.44%（1,699人）。学校数でみれば1,292校。

区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足 人数	不足 学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率
北海道	35	32	0.29%	101.6%	三重県	5	5	0.08%	102.3%	沖縄県	1	1	0.02%	98.2%
青森県	126	73	3.17%	101.2%	滋賀県	3	3	0.06%	99.8%	札幌市	3	2	0.06%	100.6%
岩手県	18	14	0.46%	98.5%	京都府	4	4	0.10%	101.4%	仙台市	0	0	0.00%	105.1%
宮城県	14	14	0.34%	100.4%	大阪府	64	56	0.45%	99.6%	さいたま市	1	1	0.03%	101.6%
秋田県	16	8	0.62%	100.9%	兵庫県	87	63	0.70%	100.9%	千葉市	19	6	0.77%	101.1%
山形県	36	37	1.04%	100.5%	奈良県	25	23	0.60%	99.2%	横浜市	62	53	0.59%	103.6%
福島県	139	72	2.35%	99.9%	和歌山県	2	2	0.06%	101.0%	川崎市	0	0	0.00%	104.1%
茨城県	59	50	0.66%	99.2%	鳥取県	28	9	1.22%	110.3%	相模原市	6	6	0.30%	106.3%
栃木県	14	14	0.23%	99.8%	島根県	85	63	3.02%	101.7%	新潟市	0	0	0.00%	99.5%
群馬県	5	5	0.09%	98.5%	岡山県	3	3	0.07%	102.8%	静岡市	2	2	0.12%	100.1%
埼玉県	32	30	0.19%	100.0%	広島県	8	0	0.15%	99.9%	浜松市	2	0	0.09%	98.7%
千葉県	58	57	0.40%	98.5%	山口県	14	14	0.34%	100.2%	名古屋市	0	0	0.00%	101.6%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	6	6	0.23%	99.8%	京都市	4	4	0.12%	102.0%
神奈川県	49	25	0.55%	104.1%	香川県	36	34	1.17%	99.0%	大阪市	15	15	0.20%	103.7%
新潟県	32	30	0.64%	99.4%	愛媛県	19	19	0.45%	99.8%	堺市	10	2	0.40%	99.3%
富山県	8	8	0.25%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	63	28	1.75%	99.0%	福岡県	130	116	1.34%	98.8%	岡山市	14	6	0.64%	100.4%
福井県	14	8	0.52%	101.5%	佐賀県	23	23	0.69%	98.3%	広島市	0	0	0.00%	100.5%
山梨県	24	20	0.81%	102.8%	長崎県	10	10	0.21%	97.9%	北九州市	2	1	0.08%	101.0%
長野県	28	26	0.43%	99.6%	熊本県	35	29	0.91%	96.1%	福岡市	0	0	0.00%	101.9%
岐阜県	18	15	0.28%	96.8%	大分県	28	24	0.74%	97.7%	熊本市	46	36	1.95%	95.4%
静岡県	20	20	0.33%	99.0%	宮崎県	48	29	1.21%	98.8%	豊能地区	2	2	0.09%	—
愛知県	36	31	0.21%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.04%	99.4%	合計	1,699	1,292	0.44%	100.9%

（注1）「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。

（注2）「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

自治体別の状況（中学校）

- 5月1日時点の各教育委員会における「教師不足」の状況。
- 中学校の「教師不足」について、不足率は全体で0.47%（1,031人）。学校数でみれば744校。

区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率	区分	不足人数	不足学校数	不足率	(参考) 義務標準法に 基づく充足率
北海道	20	18	0.26%	101.6%	三重県	3	3	0.09%	102.3%	沖縄県	5	5	0.13%	98.2%
青森県	59	41	2.25%	101.2%	滋賀県	4	4	0.14%	99.8%	札幌市	0	0	0.00%	100.6%
岩手県	3	3	0.12%	98.5%	京都府	8	8	0.33%	101.4%	仙台市	0	0	0.00%	105.1%
宮城県	6	6	0.24%	100.4%	大阪府	40	37	0.50%	99.6%	さいたま市	1	1	0.05%	101.6%
秋田県	0	0	0.00%	100.9%	兵庫県	50	33	0.72%	100.9%	千葉市	0	0	0.00%	101.1%
山形県	12	12	0.59%	100.5%	奈良県	8	8	0.34%	99.2%	横浜市	19	19	0.40%	103.6%
福島県	79	57	2.09%	99.9%	和歌山県	4	2	0.21%	101.0%	川崎市	0	0	0.00%	104.1%
茨城県	59	47	1.08%	99.2%	鳥取県	10	4	0.76%	110.3%	相模原市	3	3	0.27%	106.3%
栃木県	24	22	0.67%	99.8%	島根県	51	24	2.93%	101.7%	新潟市	0	0	0.00%	99.5%
群馬県	0	0	0.00%	98.5%	岡山県	3	3	0.12%	102.8%	静岡市	1	1	0.09%	100.1%
埼玉県	14	13	0.15%	100.0%	広島県	7	0	0.23%	99.9%	浜松市	0	0	0.00%	98.7%
千葉県	22	19	0.27%	98.5%	山口県	8	8	0.32%	100.2%	名古屋市	0	0	0.00%	101.6%
東京都	0	0	0.00%	107.1%	徳島県	8	6	0.54%	99.8%	京都市	0	0	0.00%	102.0%
神奈川県	27	10	0.52%	104.1%	香川県	17	16	0.96%	99.0%	大阪市	5	5	0.12%	103.7%
新潟県	21	19	0.70%	99.4%	愛媛県	2	2	0.08%	99.8%	堺市	3	2	0.21%	99.3%
富山県	6	6	0.35%	96.6%	高知県	0	0	0.00%	97.3%	神戸市	0	0	0.00%	104.8%
石川県	37	19	1.86%	99.0%	福岡県	68	52	1.22%	98.8%	岡山市	0	0	0.00%	100.4%
福井県	9	5	0.58%	101.5%	佐賀県	37	25	1.81%	98.3%	広島市	0	0	0.00%	100.5%
山梨県	33	21	2.05%	102.8%	長崎県	6	6	0.22%	97.9%	北九州市	2	1	0.13%	101.0%
長野県	12	11	0.30%	99.6%	熊本県	33	21	1.42%	96.1%	福岡市	0	0	0.00%	101.9%
岐阜県	12	12	0.31%	96.8%	大分県	13	11	0.58%	97.7%	熊本市	4	3	0.30%	95.4%
静岡県	17	15	0.45%	99.0%	宮崎県	30	17	1.26%	98.8%	豊能地区	13	13	1.08%	—
愛知県	90	42	0.91%	101.3%	鹿児島県	3	3	0.08%	99.4%	合計	1,031	744	0.47%	100.9%

（注1）「義務標準法に基づく充足率」は、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき算定される小中学校の定数に対する、校長・教諭等の充足率であり、全国平均は100.9%。

（注2）「不足学校数」は1名以上の不足が発生している学校数を計上している。

教師の雇用形態別内訳

- 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。

（2）学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員 (再任用以外)	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員	うち産休・育休 代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
小学校	320,871 (83.80%)	9,491 (2.48%)	2,878 (0.75%)	41,639 (10.88%)	17,664 (4.61%)	8,004 (2.09%)	382,883
中学校	179,594 (82.40%)	8,877 (4.07%)	1,447 (0.66%)	24,197 (11.10%)	5,992 (2.75%)	3,844 (1.76%)	217,959
高等学校	122,636 (79.20%)	11,747 (7.59%)	1,523 (0.98%)	13,526 (8.74%)	2,477 (1.60%)	5,416 (3.50%)	154,848
特別支援学校	63,052 (76.59%)	2,160 (2.62%)	482 (0.59%)	14,492 (17.60%)	3,502 (4.25%)	2,134 (2.59%)	82,320

（3）小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

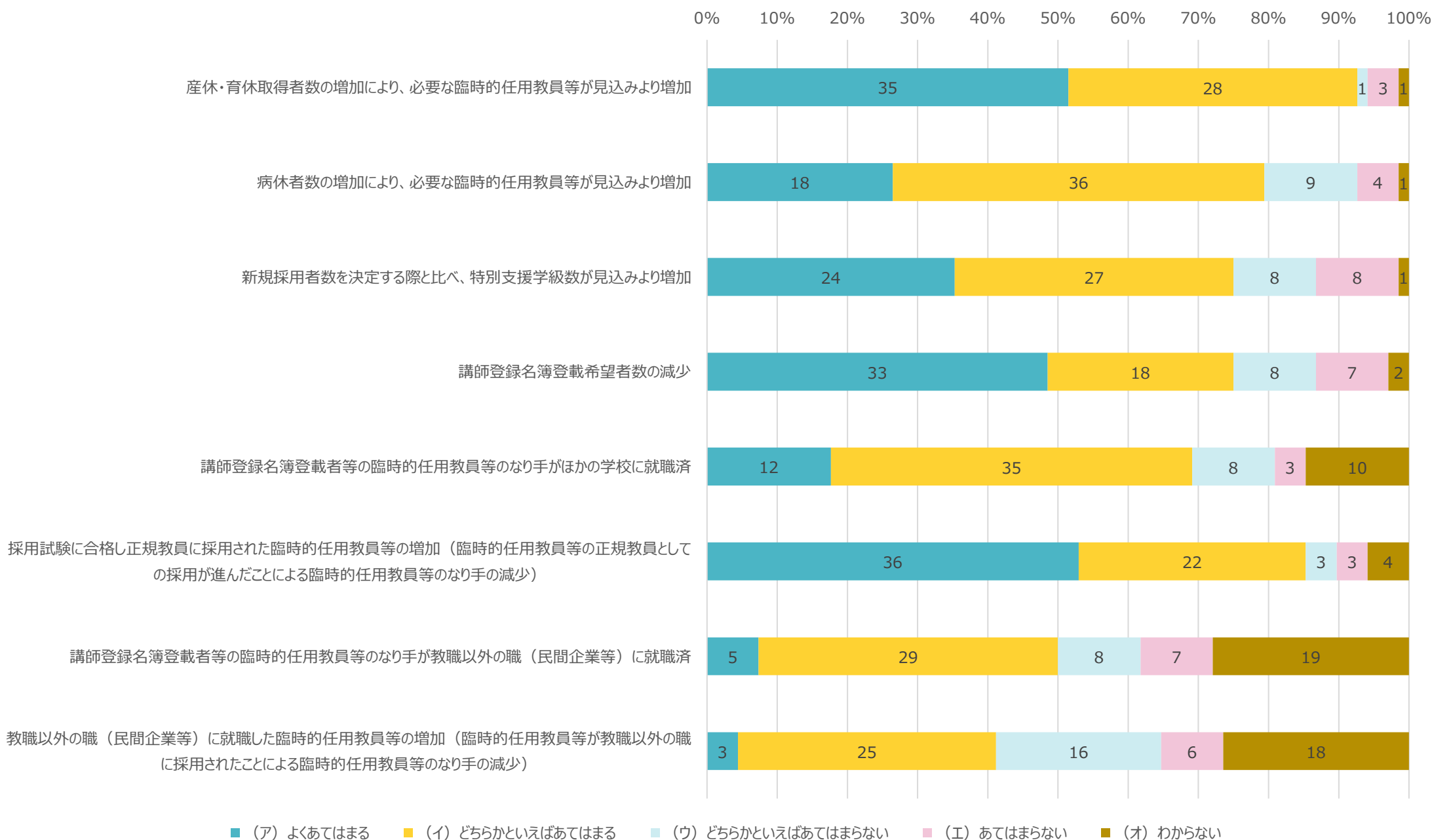
学校種	正規教員 (再任用以外)	再任用教員 (フルタイム)	臨時的任用教員	うち産休・育休 代替教員等	その他	合計
小学校の学級担任	234,629 (87.22%)	4,762 (1.77%)	29,364 (10.92%)	13,196 (4.91%)	264 (0.10%)	269,019
うち特別支援学級	43,110 (72.22%)	2,376 (3.98%)	14,095 (23.61%)	5,424 (9.09%)	113 (0.19%)	59,694
中学校の学級担任	99,008 (87.97%)	2,165 (1.92%)	11,323 (10.06%)	2,403 (2.14%)	55 (0.05%)	112,551
うち特別支援学級	17,898 (70.15%)	1,287 (5.04%)	6,293 (24.66%)	1,203 (4.72%)	36 (0.14%)	25,514

（注1）表中の（）内は合計に対する割合を表す。

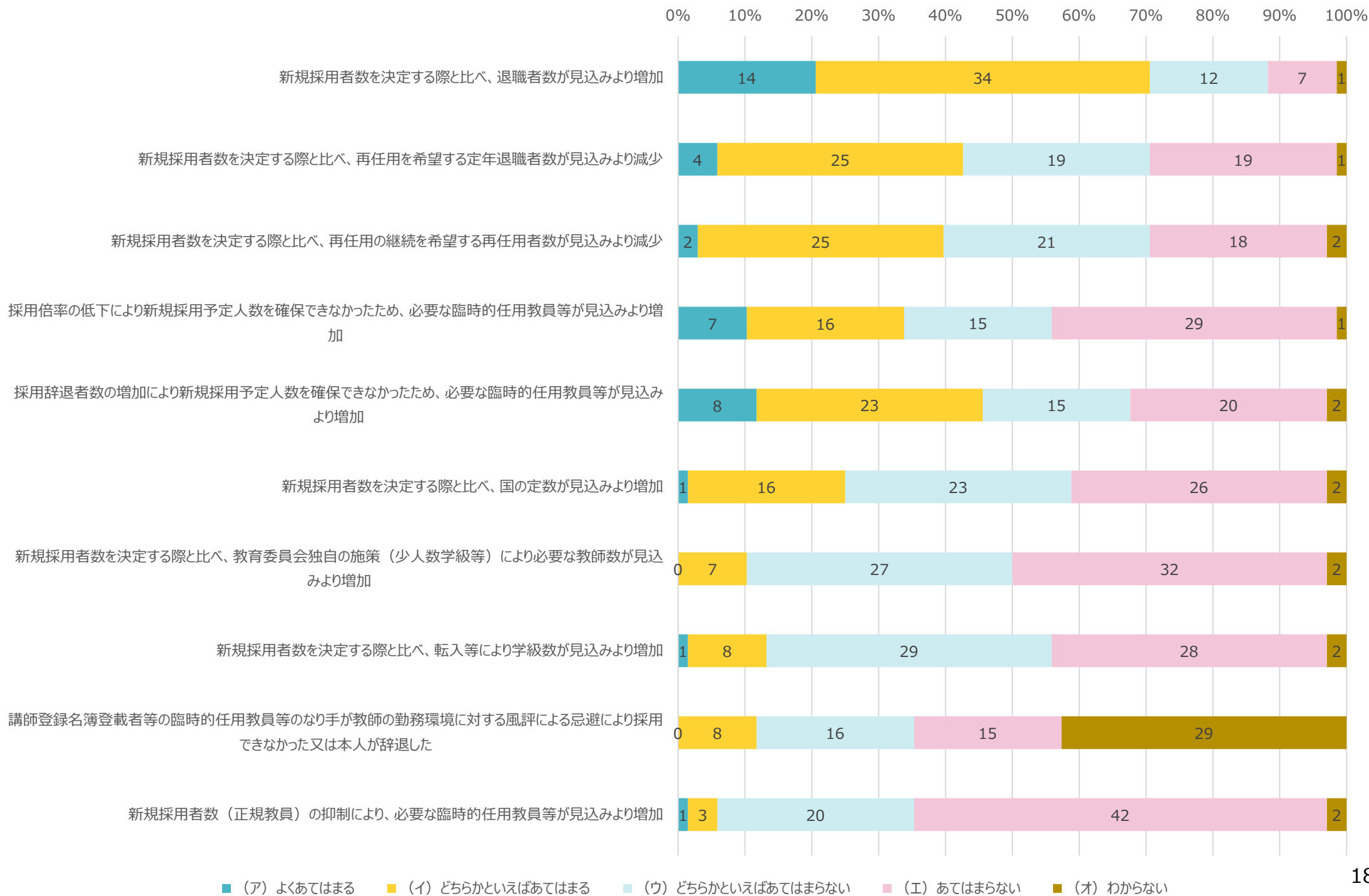
（注2）「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

「教師不足」の要因に対する各教育委員会の認識(1/2)

- 各教育委員会に対し、アンケートで教師不足の要因としてそれぞれの項目がどの程度当てはまるか、5段階での回答を求めたところ、以下の通り。



「教師不足」の要因に対する各教育委員会の認識(2/2)



優れた教師人材の確保に向けた奨学金返還支援の在り方について議論のまとめ概要

教師を取り巻く状況	- どの時代においても、子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質は教育の質に直結 - 学校現場が抱える教育課題の多様化・複雑化、これからの時代に必要な教育の実現、教師不足や採用倍率低下の状況等を踏まえると、質の高い十分な量の教師人材の確保が必要 - 優れた人材を教師に得るためには、教職の魅力向上が不可欠。学校における働き方改革、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実等を一体的に進めることが重要であり、こうした取組の一環として奨学金返還支援も検討
-----------	--

これまでの経緯	昭和28年：大学進学率の低い状況の下、正規の教員免許を有する教師の不足から、教師になった者に対する奨学金の全部又は一部を免除する制度が開始 平成10年度：教員採用倍率の改善、教師を優遇することに関する他職種との公平性などの理由から返還免除が廃止（※大学院段階は平成16年度廃止） 平成16年度：大学院生を対象とした特に優れた業績による返還免除制度の実施
---------	---

教師になった者への奨学金の返還支援の意義・目的

教師になった者への奨学金の返還支援は、現在の学校現場が抱える教育課題やこれからの学校教育の使命に鑑みて「**教職の高度化**」という**質の向上の観点**と、現下の教師不足の状況や幅広く多様な人材を教師集団に得ていく重要性に鑑みて「**教師志願者の拡大**」という**量的な観点**から重要な役割を果たし得る取組

返還支援の考え方、在り方

基本的な視点

- 優秀な人材に教師になってもらう仕組みとして設計
- 学部・大学院を卒業し教職に就く者をはじめ、教師志望の社会人、現職の教師に対するリカレント教育も含め、幅広い視点から検討
- 持続的な取組として、長期的にみて最も効果が期待できる形での制度設計
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、速やかに実行
- 過去の返還免除制度の廃止の経緯や現在の経済的支援策の充実等の状況の変化を踏まえて検討

「教職の高度化」(質の向上)の観点から

- 高度化・複雑化する課題状況に的確に対応していくため、**高度専門職としての教師人材に相応の能力形成を促していくことが必要**
- 学部段階における教師養成の上に、さらに、**大学院において、課題解決に向けた探究的活動等を学修し、新たな学びへの転換や学校の課題解決に向けて協働的に取り組み、中核的な役割を担える教師人材を増やしていくことが必要**。日本は大学院レベルの専門性を持った教師の割合が諸外国に比べ低く、大学院卒として入職する教師の割合が減少傾向
- 大学院で高度な学修を行って教職に就く者を返還免除の対象にして、教師の指導の質の向上と高度専門職としての社会的地位の向上を図る**
- (独)日本学生支援機構で既に実施されている**大学院を対象とした特に優れた業績による返還免除制度を活用した速やかな実施**

「教師志願者の拡大」(量的確保)の観点から

- 大学院を対象とした返還免除を実施することで**大学院生の教師志願者の新たな確保を期待**
- 対象範囲をできるだけ幅広く捉え、学部段階の学生等も含めて対象**としていくことにより、教職課程を受講する学生の教師志願の意向を強める効果や新規に教職課程を受講する学生を掘り起こす効果
- 教育職に対する返還免除制度が廃止された背景や経緯、給付型奨学金の導入等の状況の変化を踏まえ、広く国民全体に理解されることや新たな法制度が必要**
- 一部の自治体で実施されている返還支援の取組の状況も踏まえ、国における方策の在り方を検討

対応の方向性

●基本的な考え方

- 「**教職の高度化**」(質の向上)、「**教師志願者の拡大**」(量的確保)の**いずれの意義・目的も重要**であり、**相互に関連し合うものとしていずれの観点からも可能性を追究していくことが重要**
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくため、現行制度を活用して出来ることについては速やかに具体化を進め**、更なる充実方策については、引き続き追究していくことが重要

●対応の方向性

- 速やかな実行、教師に求められる高度の専門性の観点から、**教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度教員採用選考等の受験者から適用**
- 教職大学院を中心に返還免除を行うことにより、教師志望者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 高度で多様な専門人材の確保の観点から、**学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている教職大学院以外の大学院を修了し教師となった者も対象**
- 学部段階の奨学金の返還支援も含めた支援の更なる充実**に向けては、大学院を対象とした返還免除制度の成果を生かしつつ、各教育委員会での教師人材確保の状況や取組、高等教育の就学支援の動向等の幅広い観点から、**引き続き検討を進める**

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント①

(令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

1. 奨学金返還免除の対象について

(1) 対象者

- ① 教職大学院に在籍し、教員採用選考等(※1)に合格、教職大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。
- ② 教職大学院以外の大学院(※3)に在籍し、以下に記す要件(※4)に該当した上で、教員採用選考等(※1)に合格、大学院修了の翌年度から正規教員として採用される予定の者(※2)であり、その後、現に大学院修了の翌年度(4月1日時点)に正規教員として在職していることを確認できた者。

※1 公立学校の教員採用選考だけでなく、国・私立学校等の採用を含む。対象学校種は以下のとおり。

- ・学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※2 大学院に在籍中で、教員採用選考等に合格し、大学院修了まで採用延期制度等により在籍する者を含む。大学院修了後(既卒者として)に正規教員の採用内定を得た場合は返還免除の対象外。臨時的任用の者や非常勤講師も対象外。

※3 修士課程、博士前期課程、専門職学位課程が対象。

※4 次の(ア)(イ)の双方を満たす者を対象とする。

(ア) 大学院において教職課程を履修し専修免許状を取得していること(採用選考等に当たり特別免許状の授与を受ける場合も含む)

(イ) 大学院において、**学校等での実習を必須とする科目(教職課程認定を受けているものに限る。)**を**少なくとも1単位以上取得し、学校等での実習の実時間を概ね30時間以上確保**していること。実習の場は、大学の連携協力校など、実習を行う学生への指導体制がとれる学校等とする。また、学校教育に関する実習である必要があることから実習の場は学校であることが望ましいが、専門分野や教職に深く関連する、社会福祉施設や社会教育施設等の関係機関も含まれる。

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント② (令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

1. 奨学金返還免除の対象について

(2) 返還免除の対象となる奨学金

- ・ 大学院在籍時 (※5) に貸与を受けた日本学生支援機構の第一種奨学金 (授業料後払い制度の奨学金も含む。) (※6)

※5 上記(1)①又は②として在籍していた課程で貸与を受けた奨学金以外は、返還免除の対象外。同様に、大学学部在籍時に貸与を受けた奨学金についても返還免除の対象外。

※6 要件を満たした対象者は全員、全額免除。

2. 返還免除の申請手続きについて

(1) 学内選考における推薦者の決定に関して必要となる事項 (2～3月頃)

● 当該返還免除の対象条件を満たす者であることの確認

学内選考の際に、教員採用されることを示す合格通知書等 (教職大学院進学に係る採用延期者にあっては教員採用試験合格を証明するもの) の提出を求めるとともに、対象条件を満たす学生かどうか適切に確認の上、推薦をうこと。特に、教職大学院以外の大学院を修了して教師になる者については、上述の要件を当該学生が満たしているかを適切に確認した上で決定すること。

「優れた教師人材の確保に向けた奨学金の返還支援の在り方について議論のまとめ」を踏まえた教師になった者に対する奨学金返還支援に関する周知等について 通知のポイント③ (令和6年5月9日付6文科教第347号通知)

2. 返還免除の申請手続きについて

(2)日本学生支援機構への推薦者の申請に関して必要となる事項（4月頃）

● 在職証明書等の提出

教師になる者として推薦された返還免除候補者に対しては、当該返還免除を決定するに当たり、日本学生支援機構による審査において、該当者が教師として入職していることの確認を行う。このため、4月1日現在の在職証明書、辞令等の提出を求めることとし、各大学から日本学生支援機構に対して行う返還免除の推薦の関係書類とあわせて提出いただくことになる。大学から日本学生支援機構に推薦した者のうち教師になる者として申請している学生に対しては、当該書類の提出について周知すること。

～申請手続きの流れ～

<申請者の大学院修了予定年度>

- 12月頃
 - ・日本学生支援機構から各大学に対し、返還免除候補者の推薦依頼通知発出
 - ・各大学において返還免除候補者の申請を受付
(申請に当たっては教員採用されることを示す合格通知書等の提出を求める。)
- 3月頃
 - ・学内選考委員会（推薦者の決定）

<教師としての入職予定年度>

- 4月頃
 - ・各大学から日本学生支援機構に対し、返還免除候補者を推薦
(教師として入職したことを示す在職証明書等の提出が必要)
- 7月頃～
 - ・日本学生支援機構における返還免除者の決定・結果通知

教職大学院等を修了して教師になった者に対する奨学金の返還免除

➤ 基本的な考え方

- 「教職の高度化」（質の向上）、「教師志願者の拡大」（量的確保）の両方の観点から可能性を追求していく
- 現在の教師を取り巻く状況に鑑みて、スピード感を持って実行に移していくために、**現行の返還免除制度を活用**する

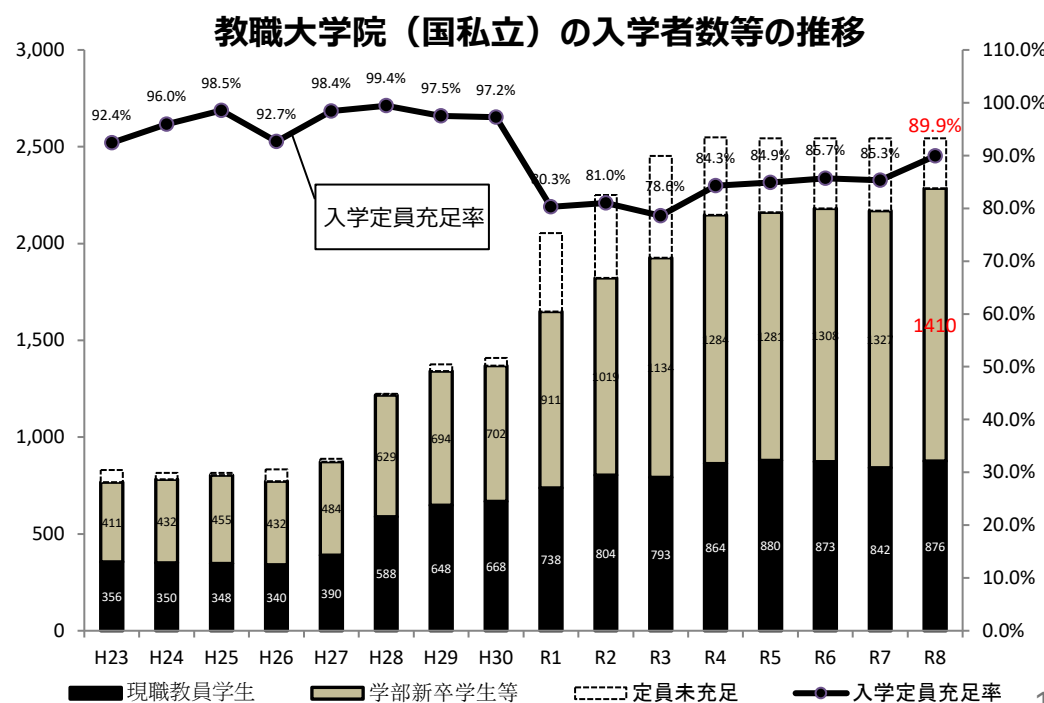
➤ 対応の方向性

- 教職大学院を修了し教師となった者を中心に、令和6年度に実施される教員採用選考等の受験者から適用**
- 学校等での実習を通じて理論と実践を往還させた学修を行っている**教職大学院以外の大学院を修了した者も対象**とする
- 教師志願者を大学院レベルの高度な学修へ誘い、教師の指導の質の向上や高度専門職としての社会的地位の向上が期待される
- 学部段階の奨学金の返還支援は引き続き検討を進める**

➤ 制度の活用状況

- 令和7年度、366名が免除対象となった（教職大学院336名、その他大学院30名）
- 令和8年度、国私立の教職大学院において、**学部新卒学生の進学者数が増加、入学定員充足率も向上**

実施時期	令和7年度から教師になった者から (令和6年度貸与終了者から)
対象者	教職大学院又は一般の大学院の修士段階(※)に在籍し、 修了の翌年度から正規教員として採用される者 (採用延長制度等による猶予者も含む)
対象となる 学校種	認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別 支援学校等
修了者の要件	専修免許状、※の場合は学校等での実習を必須とする科目の 単位取得
免除となる 奨学金	大学院在籍時に貸与を受けた第一種奨学金(授業料後 払い制度含む)(学部在籍時の貸与は対象とならない)
免除額	要件を満たした対象者は全額免除
申請に必要な 事項	学内選考時に教員に採用されることを示す合格通知、 JASSOへの申請時に在職証明の提出



学部卒業後に教師になった者への自治体独自の取組

➤ 文部科学省が把握している範囲で、以下の11自治体で、学部段階について、独自の取組を実施。

自治体名	開始	対象校種	概要	離職者の取扱い
東京都	R7採用	すべて	JASSOの第一種・第二種奨学金など、都が認める奨学金について、採用2年目～11年目の10年間で、申請年度の4月1日時点の残債務の1/2を代理返還	
千葉県 千葉市	R6採用	小、中、 特支	JASSOの第一種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、全額を代理返還（毎年4月に1年分を返還）	支援期間内に離職した場合はその年度分を県・市に返還
山梨県	R5採用	小	JASSOの第一種・第二種奨学金について、10年間の勤務を条件として、11年目に、卒業前2年間の貸与額を一括交付（希望者は毎年概算払いも可能）。	5年以内に離職した場合は、概算払い交付分を全額県に返還
岐阜県	R6採用	小、中	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後7年間で、144万円を上限に採用時点の残債務の1/2を代理返還	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
京都府	R6採用	すべて※	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、卒業前2年間の貸与額を交付 ※北部採用枠に限る	
岡山県	R7採用	小	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、卒業前2年間の貸与額を交付	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
愛媛県	R6採用	小	JASSOの第一種奨学金・第二種奨学金について、採用後10年間で、153万6千円を上限に採用時の残債務の1/2を代理返還	支援期間内に離職した場合は全額県に返還
川崎市	R8採用	すべて※	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後2年目～11年目の10年間で、200万円を上限に代理返還	
北九州市	R6採用	小、中、 特支	JASSOの第一種・第二種奨学金など、市が認める貸与型奨学金について、19万8千円を上限に一括交付	3年以内に離職した場合は全額市に返還
福岡市	R8採用	特支免許 保有者	JASSOの第一種・第二種奨学金について、採用後3年間で、毎年18万円（総額54万円）を上限に交付	

※聞き取り等を通じて文科省が把握している範囲であり、上記以外にも実施している自治体がある可能性がある。

※「離職の取扱い」が空欄の自治体は、離職前に行った支援について返還の義務なし。

※京都府の対象校種について、養護教諭、栄養教諭を除く。

※川崎市の対象校種について、高等学校情報、工業及び商業を除く。また、養護教諭、栄養教諭を除く。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申①

新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（平成9年7月28日 教育職員養成審議会・第1次答申）

1. いつの時代にも求められる資質能力

教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、幼児・児童・生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養、これらを基盤とした実践的指導力等

2. 今後特に求められる資質能力

地球的視野に立って行動するための資質能力（地球、国家、人間等に関する適切な理解、豊かな人間性、国際社会で必要とされる基本的資質能力）、変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力（課題探求能力等に関わるもの、人間関係に関わるもの、社会の変化に適応するための知識及び技術）、教員の職務から必然的に求められる資質能力（幼児・児童・生徒や教育の在り方に関する適切な理解、教職に対する愛着、誇り、一体感、教科指導、生徒指導等のための知識、技能及び態度）

3. 得意分野を持つ個性豊かな教員

画一的な教員像を求めることは避け、生涯にわたり資質能力の向上を図るという前提に立って、全教員に共通に求められる基礎的・基本的な資質能力を確保するとともに、積極的に各人の得意分野づくりや個性の伸長を図ることが大切であること

※同答申の原文は長文であるため、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）（平成18年7月11日 中央教育審議会）による概要を掲載

新しい時代の義務教育を創造する（答申）（平成17年10月26日 中央教育審議会）

1. 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感などである。また、教師は、変化の著しい社会や学校、子どもたちに適切に対応するため、常に学び続ける向上心を持つことも大切である。

2. 教育の専門家としての確かな力量

「教師は授業で勝負する」と言われるように、この力量が「教育のプロ」のプロたる所以である。この力量は、具体的には、子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力などからなるものと言える。

3. 総合的な人間力

教師には、子どもたちの人格形成に関わる者として、豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えていることが求められる。また、教師は、他の教師や事務職員、栄養職員など、教職員全体と同僚として協力していくことが大切である。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申②

教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)(平成24年8月28日 中央教育審議会)

- (i) 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- (ii) 専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識(グローバル化、情報化、特別支援教育その他の新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- (iii) 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)(平成27年12月21日 中央教育審議会)

- ・ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ・ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申) (平成28年12月21日 中央教育審議会)

- ・ これからの教員には、学級経営や児童生徒理解等に必要な力に加え、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現や、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力等が求められる。
- ・ 教員養成においては、資質・能力を育成していくという新しい学習指導要領等の考え方を十分に踏まえ、教職課程における指導内容や方法の見直しを図ることが必要である。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申③

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

（令和3年1月26日 中央教育審議会）

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

【教職員の姿】

- ・ 教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。
- ・ 教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、多様な人材の教育界内外からの確保や教師の資質・能力の向上により、質の高い教職員集団が実現されるとともに、教師と、総務・財務等に通じる専門職である事務職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等とがチームとなり、個々の教職員がチームの一員として組織的・協働的に取り組む力を発揮しつつ、校長のリーダーシップの下、家庭や地域社会と連携しながら、共通の学校教育目標に向かって学校が運営されている。
- ・ さらに、学校における働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により、教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、教師を目指そうとする者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている。

Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方

【基本的な考え方】

- ・ 教師に求められる資質・能力は、これまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところであり、例えば、使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力、ファシリテーション能力などが挙げられている。
- ・ AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要となってくると考えられる。
- ・ 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待される。
- ・ 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申④

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について

～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）

（令和4年12月19日 中央教育審議会）

「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

【教師に求められる資質能力の再整理】

- ・ 令和3年答申が示した教師像として、「教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」と示しており、具体的に必要な資質能力として、ファシリテーション能力やICT活用指導力等が挙げられていることなども踏まえ、構造的に再定義する必要がある。その際、法令に基づく指標場の記述は大綱的なものにとどめ、具体的な資質能力や能力記述文については指針とは別に定めることで、状況の変化に柔軟に対応できるようにするべきである。
- ・ 上記の考えを踏まえ、令和4年8月31日改正の「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に整理した。
- ・ 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施していく。

【指針の改正及び教員育成指標の見直し、「教師に共通的に求められる資質能力」を踏まえた教職課程の在り方】

- ・ 再整理された資質能力の多くは、現行の教職課程におけるコアカリキュラムの内容で充分カバーされている。「④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」に対応した科目は令和元年度、「⑤ ICTや情報・教育データの利活用」に対応した科目は令和4年度から必須単位化されたところである。
- ・ 教職課程を設置する各大学においては、自己点検・評価の中で、こうした資質能力を身に付けられるようなものになっているかを確認し、その結果を基に教職課程の改革・改善につなげることが必要である。

【理論と実践の往還を重視した教職課程への転換】

- ・ 現行の教職課程においては、既に教師に共通的に求められる資質能力を十分カバーできている状況であるものの、今後は、これらの資質能力それぞれを高めていくことの努力のみならず、これらを繋ぎ有機的に連結させることで、教師としての総合的な資質能力が高められるような体系的な教職課程の編成が求められる。
- ・ これを実現するため、これらの資質能力を習得するために具現化された教職課程のそれぞれの理論中心の授業科目と、現場での体験や実習における実践的な科目を相互に往き来し、学びを深めていくような「理論と実践の往還」の視点を十分に踏まえた教育課程となっているか、自己点検・評価のプロセスも活用しながら確認する必要がある。

教師に求められる資質能力に関する記述－過去の中教審等答申⑤

「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備に関する 総合的な方策について
～全ての子供たちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立～（答申）
（令和6年8月27日 中央教育審議会）

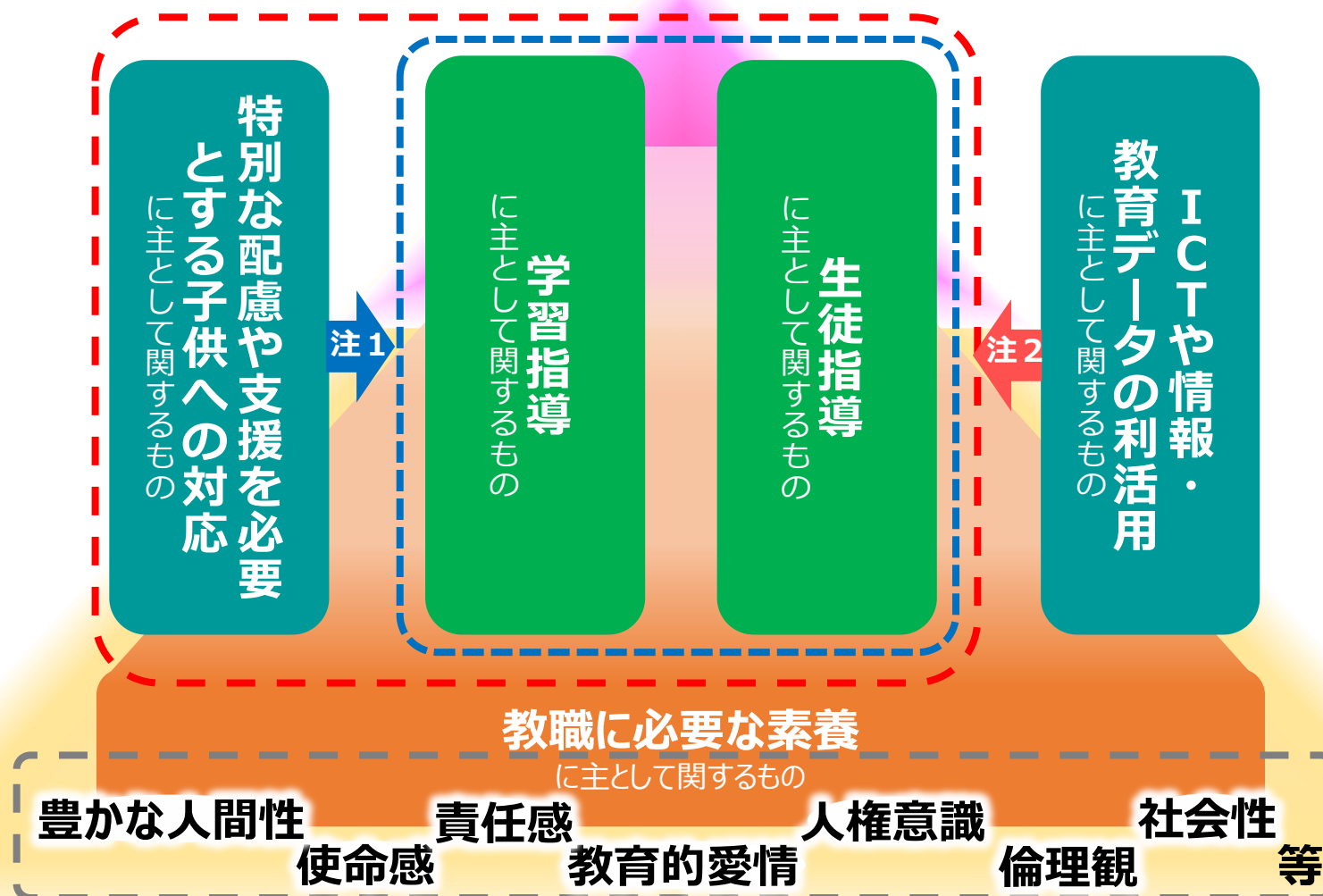
1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

（1）学びに関する高度専門職としての教師

- 教育の本質は、教師と子供たちとの人格的な触れ合いにあり、単なる知識、技術の伝達にとどまるものではなく、教育を受ける者の人格の完成を目指してその成長を促す営みである。その上で、教育基本法第9条第1項に規定されているとおり、教師は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めることが求められている。
- 教師の在り方については、これまでも中央教育審議会では議論が重ねられてきた。例えば、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（平成24（2012）年8月28日中央教育審議会）においては、教師に求められる力として大きく3点で整理された。
 - ① 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力（使命感や責任感、教育的愛情）
 - ② 専門職としての高度な知識・技能（教科や教職に関する高度な専門的知識、新たな学びを展開できる実践的指導力、教科指導・生徒指導・学級経営等を的確に実践できる力）
 - ③ 総合的な人間力（豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力）
- さらに、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4（2022）年12月19日中央教育審議会）（以下、「令和の教師答申」という。）では、令和の日本型学校教育を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について、新たな教師の学びの姿の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成等の必要性が提言された。
- 具体的には、教師自身が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ主体的に学び続けること、一人一人の教師の個性に即して学校現場の課題に対応するための個別最適な学びや、教師同士の学び合いなどを通じた協働的な学びを行うことなどが求められている。また、教師一人一人の専門性を高めることと併せて、学校組織が多様な専門性や背景を持つ人材との関わりを常に持ち続けるとともに、そうした人材を積極的に取り込んでいくことが重要であるとされている。
- このように、教師は、学びに関する高度専門職であり、教職生涯を通じて探究心を持って主体的に学び続けること、教科や教職に関する高度な専門的知識や新たな学びを展開できる実践的指導力、子供の学びの過程を見取り質の高い学習評価を通じて指導の改善につなげていく力量等に加え、教職に対する使命感や責任感、子供に対する教育的愛情、豊かな人間性や社会性等が求められる。さらに、学校が、直面する様々な教育課題を克服できる組織として進化するために、教職員集団の多様性の確保が重要となっている。

教師に共通的に求められる資質能力

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
に基づく教師に共通的に求められる資質能力の具体的内容



※ 上記に関連して、マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

注1) 「特別な支援・配慮を必要とする子供への対応」は、「学習指導」「生徒指導」を個別最適に行うものとしての位置付け

注2) 「ICTや情報・教育データの利活用」は、「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」をより効果的に行うための手段としての位置付け

教職に必要な素養 に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

学習指導 に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

生徒指導 に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

特別な配慮や支援を 必要とする子供への対応 に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・ 教育データの利活用 に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

注）記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

社会背景

【急激に変化する時代】

- 社会の在り方が劇的に変わる「**Society5.0時代**」
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大など先行き不透明な
「予測困難な時代」
- 社会全体の **デジタル化・オンライン化、DX加速の必要性**

子供たちに育むべき資質・能力

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

【ポイント】

- ✓ これらの資質・能力を育むためには、**新学習指導要領の着実な実施**が重要
- ✓ これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、**ICTの活用**が必要不可欠

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

「日本型学校教育」とは？

子供たちの知・徳・体を一体で育む学校教育

- 学習機会と学力の保障
- 全人的な発達・成長の保障
- 身体的・精神的な健康の保障

【新しい動き】



新学習指導要領の着実な実施



学校における働き方改革

GIGAスクール構想

【成果】

国際的にトップクラスの学力

学力の地域差の縮小

規範意識・道徳心の高さ

【今日の学校教育が直面している課題】

子供たちの多様化

生徒の学習意欲の低下

教師の長時間労働

情報化への対応の遅れ

少子化・人口減少の影響

感染症への対応

「正解主義」や「同調圧力」への
偏りからの脱却

一人一人の子供を主語にする
学校教育の実現



「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、更に発展させる／
新しい時代の学校教育の実現

3.2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現を目指す学校教育 「令和の日本型学校教育」の姿

＼全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現／



子供の学び

- ✓「個別最適な学び」と「協働的な学び」が一体的に充実されている
- ✓各学校段階において、それぞれ目指す学びの姿が実現されている

#個別最適な学び #協働的な学び
#主体的・対話的で深い学び #ICTの活用



教職員の姿

- ✓環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続けている
- ✓子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている
- ✓子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている

#教師の資質・能力の向上 #多様な人材の確保 #家庭や地域社会との連携
#学校における働き方改革 #教職の魅力発信 #教職志望者の増加



子供の学びや 教職員を支える環境

- ✓ICT環境の整備により全国の学校で指導・支援の充実、校務の効率化等がなされている
- ✓新しい時代の学びを支える学校教育の環境が整備されている
- ✓人口減少地域においても魅力的な教育環境が実現されている

#ICT環境の整備 #学校施設の整備
#少人数によるきめ細かな指導体制

「令和の日本型学校教育」における「子供の学び」の姿について

「子供の学び」の姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、
「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる



個別最適な学び
協働的な学び

一体的に充実



主体的・対話的で
深い学び

授業外の学習改善

授業改善

＼子供の資質・能力の育成／

個別最適な学び【学習者視点】（＝個に応じた指導【教師視点】）

＼子供が自己調整しながら学習を進めていく／

指導の個別化

- ✓ 子供一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じ、
- ✓ 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う

→ 一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、
異なる方法等で学習を進める

学習の個性化

- ✓ 子供一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- ✓ 教師は一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う

→ 異なる目標に向けて、学習を深め、広げる



協働的な学び

- ✓ 子供一人一人のよい点や可能性を生かし、
- ✓ 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する

→ 異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す



各学校段階において目指す学びの姿

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等による、質の高い教育が提供されている
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 基礎的・基本的な知識・技能や学習の基盤となる資質・能力等の確実な育成が行われるとともに、多様な一人一人の興味・関心等に応じた学びが提供されている
- 児童生徒同士の学び合いや探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者としての意識が育まれている
- 全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれている
- 多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学びが行われている
- 探究的な学びやSTEAM教育など教科等横断的な学びが提供されている

特別支援教育

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子供たちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子供とない子供が可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

4.「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

学校や教師がすべき業務・役割・指導の

＼**範囲・内容・量の精選・縮減・重点化**／

＼**学校と地域社会の連携・協働**／

一体となって子供の成長を支えていく

＼**「二項対立」^{かんせい}の陥穽に陥らない**／

どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく

- 一斉授業 or 個別学習
- デジタル or アナログ
- 履修主義 or 修得主義
- 遠隔・オンライン or 対面・オフライン

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けて

改革に向けた6つの方向性

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、**教育の機会均等**を実現する
- (2) 連携・分担による**学校マネジメント**を実現する
- (3) **これまでの実践とICTとの最適な組合せ**を実現する
- (4) **履修主義・修得主義等**を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて**学びを保障する**
- (6) 社会構造の変化の中で、**持続的で魅力ある学校教育**を実現する

5.「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

- ✓ **学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なもの**
- ✓ **これまでの実践とICTとを最適に組み合わせていく**

＼**Society5.0時代にふさわしい学校の実現**／

- ▶ 学校教育の様々な課題を解決し、教育の質向上につなげる
- ▶ PDCAサイクルを意識し、効果検証・分析を適切に行う
- ▶ ICTを活用すること自体が目的化してしまわないよう留意

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTを**主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善**に生かすとともに、**今までできなかった学習活動の実施**や**家庭など学校外での学びを充実**する
 - 特別な支援が必要な児童生徒への**きめ細かな支援**や、個々の才能を伸ばす**高度な学びの機会の提供**など、児童生徒一人一人に寄り添った指導を行う
- #端末の日常的な活用 #ICTは「文房具」
#ICTの活用と少人数学級を両輪としたきめ細かな指導

(2) ICTの活用に向けた教師の資質・能力の向上

- 教員養成・研修全体を通じ、**教師が必要な資質・能力を身に付けられる環境**を実現する
 - 教員養成大学・学部は**新たな時代に対応した教員養成モデルの構築**や、**不断の授業改善に取り組む教師のネットワークの中核**としての役割を果たす
- #ICT活用指導力の養成 #データリテラシーの向上
#指導ノウハウの収集・分析

(3) ICT環境整備の在り方

- GIGAスクール構想により配備される端末は、**クラウドにアクセスし、各種サービスを活用**することを前提
 - 各学校段階（小・中・高）における**1人1台端末環境の実現**と、**端末の家庭への持ち帰り**が望まれる
- #デジタル教科書・教材の普及促進
#教育データの利活用 #ICT人材の確保
#校務効率化

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～ 答申（概要）

令和4年12月19日
中央教育審議会

第Ⅰ部 総論

経緯

中教審答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月）：今後更に検討を要する事項
「個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方」

令和3年3月「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（諮問）

1. 令和3年答申で示された、「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- ・変化を前向きに受け止め、**教職生涯を通じて学び続ける** ・子供一人一人の**学びを最大限に引き出す**役割を果たす ・子供の**主体的な学びを支援する伴走者**としての能力も備えている
- ・**多様な人材の教育界内外からの確保**や、**教師の資質・能力の向上**により、**質の高い教職員集団を実現する** ・**多様な外部人材や専門スタッフ等**がチームとして力を発揮する
- ・**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができる

2. 子供たちの多様化と社会の変化

- ・「日本型学校教育」は**国際的に高く評価**される一方、**教師の長時間勤務**が課題
- ・子供たちの多様化（**特別支援、外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒**など）
- ・Society5.0時代の到来、**高校における共通必修科目「情報Ⅰ」の開始**
- ・**臨時的任用教員等が確保できない「教師不足」問題**の発生

これまでの取組

- ・新学習指導要領の実施
- ・小学校35人学級、高学年教科担任制
- ・GIGAスクール
- ・学校の働き方改革 等

他の会議体からの提言・要請

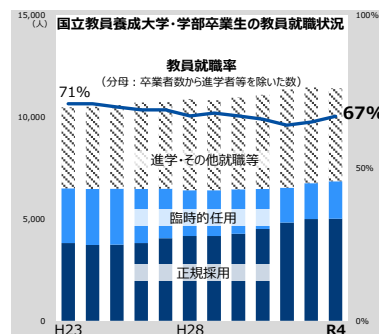
- ・経済財政諮問会議
- ・規制改革推進会議
- ・内閣府CSTI
- ・教育未来創造会議

3. 教師の養成、免許、採用、研修に関する制度及び実態

養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等については
他の学科でも教職課程が開設可能

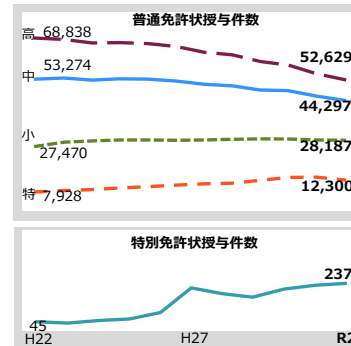
- 教職課程では、教科の専門的事項や指導法、教育の基礎的理解などの単位の修得が必要
- **2～4週間程度の教育実習が必須**。ただし、一部の単位は学校体験活動で代替可能
- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、**教員就職率は66.9%**
- 小学校の教職課程を有する**私立大学は10年で3割増**



免許

原則、都道府県教育委員会が授与

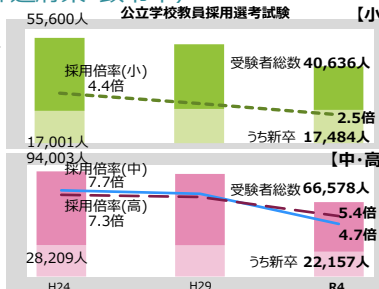
- **普通免許状**（教職課程を経て授与）のほか、**特別免許状**（教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与）、**臨時免許状**（普通免許状を有する者を採用できない場合に限定、有効期限3年）の3種類が存在。
- 普通免許状の授与件数は、**中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加**
- 特別免許状の授与件数は増加。一方で絶対数は少ない。学校種では高校、教科では、英語・看護等に集中



採用

公立の場合、任命権者たる教育委員会が採用（小中は都道府県・政令市）

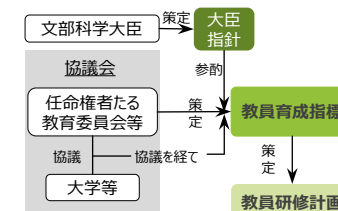
- **採用倍率低下**（大量退職や特別支援学級の急増を反映した採用増と、既卒受験者層の減少）
- 年齢構成は地域・学校種で大きく異なる。**一部地域の小学校では、大量退職・採用のピークが過ぎ、既に若年層の占める割合が高い**
- **新卒受験者数は、小学校は微増、中学・高校は減少**
- **臨時的任用教員等が不足する「教師不足」が発生**
- **民間企業等経験者の割合は約4%**



研修

公立の場合、研修実施者たる教育委員会が実施（小中は都道府県・政令市・中核市）

- 任命権者が、国が定める指針を参酌しつつ**教員育成指標を策定**し、それに基づく**体系的な教員研修計画を策定**。研修実施者は、計画に基づき研修を実施（平成28年の教特法改正により導入）
- 教員育成指標の策定や教員育成指標に基づく校長及び教員の資質の向上というテーマについての協議を行うための**協議会**を、任命権者や関係大学等を構成員として組織



4. 今後の改革の方向性

- 子供たちの学び（授業観・学習観）とともに**教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現**
- 養成段階を含めた教職生活を通じた学びにおける、「**理論と実践の往還**」（理論知（学問知）と実践知などの「二項対立」の陥穽に陥らない）

多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教師一人一人の専門性の向上と、**多様な専門性・背景を有する人材の取り込みにより、教職員集団の多様性を確保し、学校組織のレジリエンス（復元力、立ち直る力）の向上**
- 学校管理職のリーダーシップの下、**心理的安全性を確保し、教職員の多様性を配慮したマネジメントの実現**
- 「**学校の働き方改革**」の推進

教職志望者の多様化や、教師のライフサイクルの変化を踏まえた育成と、安定的な確保

- 多様な教職志望者へ対応するため**教職課程の柔軟性の向上**
- 産休・育休取得者の増加、定年延長など**教師のライフサイクルの変化を前向きに捉え、採用や配置等を工夫**

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師に求められる資質能力

教師に求められる資質能力の再整理

- 「大臣指針」において、教師に共通的に求められる資質能力の柱を、①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応 ⑤ICTや情報・教育データの利活用の5項目に再整理
- 任命権者において、指針を参酌しながら、教員育成指標の変更など必要な見直しを実施
- 教職課程では、既に④に対応した科目は令和元年度、⑤に対応した科目は令和4年度から必須単位化）。今後、自己点検評価の中で、上記の資質能力を身に付けられるか確認

研修

養成

2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

教職課程における多様な専門性を有する教師の養成

- 強みや専門性（データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など）を身に付ける活動との両立のため、四年制大学において最短2年間で必要資格が得られる教職課程の特例的な開設・履修モデルの設定
- 小学校の専科指導優先実施教科（外国語、理科、算数、体育）に相当する中学校教員養成課程を開設する学科等において、小学校教員養成課程の設置を可能とする
- 中学校二種免許状等における「教科に関する専門的事項」の必要科目の見直し

養成

採用

優れた人材を確保できる教員採用等の在り方の検討

- 教員採用選考試験の早期化・複線化を含めた多様な入職スケジュールに関し国・任命権者の連携により検討（7月に1次試験、8月に2次試験、9～10月に合格発表・採用内定が一般的）
- 特定の強みや専門性を有する者に対する特別採用選考試験等の実施

理論と実践の往還を重視した教職課程への転換

養成

- 「教育実習」等の在り方の見直し（履修形式の柔軟化等）
- 「学校体験活動」の積極的な活用（学習指導員、放課後児童クラブやNPO等での課題を抱える子供たちへの支援等も含む）
- 「教員養成フラッグシップ大学」における先導的・革新的な教職科目の研究・開発等
- 特別支援教育の充実に資する「介護等の体験」の活用等（特別支援学校・学級、通級指導など）

多様な専門性や背景を持つ人材を教師として取り入れるための方策

- 特別免許状に関する運用の見直し（授与基準や手続の周知、特別免許状保有者が、他校種の特別免許状の授与を受ける際の基準等の明確化）
- 任命権者における特別免許状を活用した特別採用選考試験の実施促進（特別免許状等を活用した入職支援）
- 特別免許状による採用者を対象とした研修の実施・支援
- 教員資格認定試験の拡大等（高校「情報」の実施、中学校等免許取得者の小学校試験の一部免除の検討）

免許

採用

研修

免許

校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化・計画的な育成

研修

- 「大臣指針」の改正により、校長の資質能力（マネジメント能力、アセスメント、ファシリテーション）を示すとともに、各任命権者が、教師とは別に、校長に関する独自の育成指標を策定することを明記。新任校長等を対象とした研修の充実など、校長自身の学びを支援

3. 教員免許の在り方

教員免許更新制の発展的解消及び教員研修の高度化

- 審議まとめ（令和3年11月）において、教員免許更新制の発展的解消を提言。令和4年5月に教育職員免許法が改正され、7月1日より実施。
- 研修履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みにより、教師の「個別最適な学び」、「協働的な学び」を充実させ、「新たな教師の学びの姿」を実現。
- 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定

免許

研修

義務教育9年間を見通した教員免許の在り方を踏まえた方策

免許

- 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
 - 教職課程における義務教育特例の新設【制度改正済】
 - 専科指導優先実施教科の小学校教員養成課程の設置の拡大等（再掲）
 - 教員資格認定試験における中学校等免許保有者の小学校試験の一部免除等（再掲）
 - 他校種の免許状を取得する際に必要な最低勤務年数の算入対象の拡大【制度改正済】

養成

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

- 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化（教職大学院進学希望者対象コースの設定、先取り履修を踏まえた教職大学院の在学年限短縮等）
- 教育委員会と大学の連携強化（教員育成協議会における協議の活性化、教委等との人事交流の推進、教委と連携・協働した研修プログラム等の展開等）
- 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現（教職大学院の学びを生かしたキャリアパスの確立、教員養成学部における実務家教員登用に係る具体的な基準設定・FDの充実等）
- 教員就職率の向上、組織体制の見直し（養成段階における教員就職率向上のための取組、教委と連携した地域課題解決に対応したカリキュラムの構築等、定員の見直し・大学間連携・統合に係る検討等）

養成

採用

研修

5. 教師を支える環境整備

学びの振り返りを支援する仕組みの構築

研修

- 「研修履歴記録システム」及び「プラットフォーム(教委・大学・民間等が提供する研修コンテンツを一元的に収集・整理・提供するシステム)」の一体的構築
- 教育委員会・学校管理職は、研修履歴の記録・管理を自己目的化しない意識が必要
- 喫緊の教育課題に対応したオンライン研修コンテンツの充実

多様な働き方等教師を支える環境整備

- 失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進(再授与手続き簡素化、ペーパーティーチャー等への研修)
- 働き方改革の一層の推進(教職員定数の改善、支援スタッフの充実、学校DXの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進等)、勤務実態調査の結果を踏まえた教師の処遇の在り方の検討

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について

～全ての子どもたちへのよりよい教育の実現を目指した、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて

（答申）【概要】
令和6年8月 中央教育審議会

第1章 我が国の学校教育と教師を取り巻く環境の現状

1. 我が国の学校教育の現状

- 日本の学校教育は、**全国的に一定水準の教育を保障**
- **知・徳・体にわたる全人的な教育が国際的にも高く評価**
- **PISA2022でも世界トップレベルの結果**

これらは、**教師の
献身的な努力**の成果

- コロナ禍により、学校が子どもたちにとっての**福祉的な役割**も担っていることが再認識
- 学校を取り巻く環境の大きな変化
(例：GIGAスクール構想の進展、社会自体の急激な変化 等)

➡ **日本の学校教育は更なる高みを目指す**：「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実
新たな学びの実現に向けて、教職の魅力を上向き、教育界内外から教師に優れた人材を確保し続ける環境整備が必要不可欠

2. 学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭・地域をめぐる環境の変化

➢ 不登校 ➢ いじめ重大事態 ➢ 特別支援教育 ➢ 児童虐待 ➢ 外国人児童生徒 ➢ 子供の貧困 ➢ ヤングケアラー ➢ 家庭・地域の状況も大きく変化 など

➡ **課題が複雑化・困難化**する中で、結果として、**学校や教師の負担が増大**してきた実態

※不登校児童生徒数やいじめ重大事態の発件数は過去最多

3. 我が国の教師を取り巻く環境の現状

改革の
成果

- 令和元年給特法改正を踏まえた時間外在校等時間の**上限指針**の策定
- 「3分類」に基づく**学校・教師が担う業務の適正化**
- **教職員定数の改善**や**支援スタッフ**の配置拡充 など

＜教師の時間外在校等時間の推移＞
(教員勤務実態調査より推計。教諭・月当たり)

(平成28年度)

小学校	中学校
約59時間	約81時間

(令和4年度)

小学校	中学校
約41時間	約58時間

- **時間外在校等時間の減少**

- 有給休暇の取得日数の増加 など

課題

- **依然として時間外在校等時間の長い教師が存在**
- **教師不足**も憂慮すべき状況
- 教師の**メンタルヘルス対策**も喫緊の課題

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない**危機的状況**
教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

第2章 教師を取り巻く環境整備の基本的な考え方

1. 「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団の姿

- 教師は、崇高な使命を自覚し、絶えず**研究と修養**が求められる**学びの高度専門職**であり、教職生涯を通じて**学び続けられる**ようにしていくことが必要
- チーム学校の考え方の下、**多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成**が必要

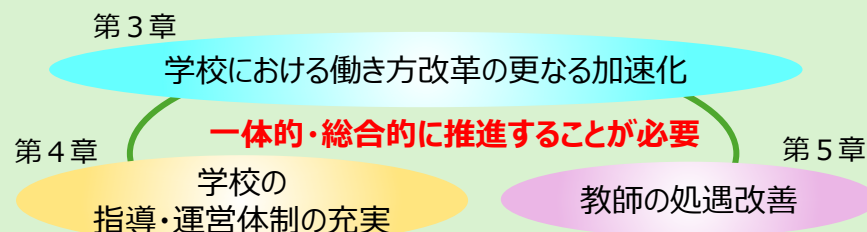
➡ **研修や学ぶ時間の十分な確保**等によって**自己の資質・能力等を高められる**ようにし、**活き活きと子どもたちと接する**ことができる環境の整備が必要

2. 教師を取り巻く環境整備の目的

- 教師の**健康を守る**ことはもとより、教師の**人間性**や**創造性**を高め、高い**専門性を発揮**できるようにするとともに、知識・技能等を**学び続けられる**環境の整備
- **新たな学びの実現に向けて**、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**により、質の高い教職員集団を実現
- **若手教師**や**教職志望の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を上向き**

➡ **学校教育の質の向上を通じた、全ての子どもたちへのよりよい教育の実現**

3. 教師を取り巻く環境整備の基本的な方向性



1. 「学校における働き方改革答申」を踏まえた取組状況

【注】平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、令和元年には給特法が改正され、業務量の適切な管理等に関する指針を策定。

- 教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動の見直し、ICTによる業務効率化等を進め、教育委員会における取組も着実に進捗。

➡ 教師の月当たりの平均の時間外在校等時間は、小学校で約18時間、中学校で約23時間減少。※平成28年度から令和4年度の比較。推計値のため参考としての比較である点には留意が必要。

- 一方、教育委員会や学校における取組状況の差が課題。解像度を上げて、具体的な取組に向けた支援と助言を行っていく段階に移行すべき。

2. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進

※学校・教師が担う業務に係る3分類

- 学校教育の質の向上のため、教師が教師でなければできないことに集中できるようにすることが重要。学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進が必要。
- 一人一人の教師が多様な業務を抱える「個業」から、業務の一部を他の教師等と分担する「協働」へのシフトチェンジの徹底が必要不可欠。
- 教育委員会が学校に伴走しつつ、3分類※に基づく業務適正化の徹底、調査の精選、標準を大きく上回る授業時数の見直し、校務DXの加速化等が必要。

3. 学校における働き方改革の実効性の向上等

（1）取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築

- 勤務時間管理は、労働法制上、服務監督教育委員会の責務。
- 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の公平な「見える化」やPDCAサイクルの構築が不可欠。在校等時間の教育委員会ごとの公表も必要。
- 国は、PDCAサイクルを通じた働き方改革の推進、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みを検討・都道府県教育委員会が、市町村教育委員会に対し、指導・助言等を行う役割を積極的に果たすことを求めることが必要。
- 教育委員会は、PDCAサイクル実施に当たっての定量的な目標設定が必要。まずは時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにすることを最優先で目指し、全ての教師が月45時間以内となることを目標として、将来的に平均値として月20時間程度への縮減を目指し、それ以降も見直しを継続すべき。
- 教育委員会内の働き方改革の担当の明確化も必要。学校についても、教職員と支援スタッフの連携等を通じた働き方改革の推進の明確化等が必要。
- 働き方改革に向けた校長等の管理職のマネジメント能力が重要であり、校長の育成指標への反映と管理職研修を通じたマネジメント能力の向上が必要。

（2）保護者、地域住民、首長部局等との連携・協働

- 学校における働き方改革を学校運営協議会や総合教育会議で積極的に議題化することが必要。
- 保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築や、スクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実が必要。

4. 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実

- 教師のメンタルヘルス対策に関する事例の創出等を更に進め、各教育委員会における取組の充実が必要。若手教師への支援体制の充実が必要。
- 産業医の選任や衛生委員会の設置等、法令上求められる学校の労働安全衛生管理体制の整備に向けて、教育委員会への強力な指導が必要。
- 正規の勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保できるよう、担任外の教師も含め給食指導を輪番制にすること等により休憩時間を割り振ること等が必要。
- いわゆる「勤務間インターバル」について、学校においても進めることが必要。学校の特性も踏まえつつ、PDCAサイクルの指標の一つとして検討すべき。
- 1年単位の変形労働時間制の趣旨や効果について、国は、未活用の教育委員会に対しても周知することが重要。

5. 柔軟な働き方の推進

- 早出遅出勤務やフレックスタイム制度、テレワークについて、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、導入を促進する必要。

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

(1) これまでの経緯

- 義務標準法では、勤務時間の半分を指導時数、残り半分は校務に充てることを想定し、いわゆる「乗ずる数」(※)を設定。
- 平成29年、令和3年に義務標準法を改正（少人数指導等のための教師の基礎定数化、小学校の学級編制の標準の35人への引下げ）

(※) 学級数に応じて係数を設定。例えば、12 学級の中学校には 19 人の教員（校長を除く。）の配置等。

(2) 持続可能な教職員指導体制の構築

<持ち授業時数の軽減>

- 学びの質の向上と教師の持ち授業時数の軽減のため、高学年に加え、小学校中学年についても教科担任制を推進し、専科指導のための定数改善が必要。

<若手教師への支援>

- 新卒教師は、学級担任ではなく教科担任としたり、持ち授業時数を軽減したりする等の取組ができるよう、教科担任制の充実に向けた定数改善が必要。
- 若手教師を支えるため、若手教師が年齢の近い中堅教師等に気軽に相談できるよう、若手教師の支援について学校の中で組織的に体制を充実する必要。
- 若い教職員の増加に伴い、産休・育休の取得者等も増加しているため、教職員が安心して産休や育休を取得することができるような体制整備が必要。

(3) 多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- 急増する不登校児童生徒をきめ細かく支援するため、誰一人取り残されない「COCOLOプラン」の実現に向けた体制整備に向けて、学びの多様化学校への教員配置の充実や、不登校生徒への支援等に対応する生徒指導担当教師の全中学校への配置等が必要。
- 養護教諭や栄養教諭の配置充実、高等学校や特別支援学校の指導・運営体制の充実の検討が必要。
- 35人学級についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制の構築が必要。

(4) 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポートのため、「新たな職」の創設が必要。
- 副校長・教頭の未配置校の解消や複数配置基準の引下げの検討、主幹教諭の配置充実、事務職員の校務運営への参画と配置充実が必要。

2. 支援スタッフの配置の在り方等

- 学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフの更なる配置充実と、次世代型「チーム学校」の実現が必要。
- 教員業務支援員の安定的な確保のための環境整備と一層の連携・協働に向けた学校マネジメントの推進、副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実が必要。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実や効果的な活用の推進、部活動指導員の配置充実が必要。
- 「教員業務支援員との協働の手引き」等も活用しながら、支援スタッフの着実な確保・配置、教師との連携・協働、役割分担の推進が必要。

3. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 教職員定数の改善や支援スタッフの配置拡充と併せ、社会人の学校への参入促進等により多様な専門性を有する教職員集団の形成が必要。
- 教職課程の活用等も通じた、様々な強みや専門性を持った教師の養成・採用や、特別免許状、特別非常勤講師の積極的な活用が必要。
- 多様な社会人等の参入促進に当たっては、参入しやすくなる免許制度の検討等が必要。
- 民間企業等の従業員が任期付職員として学校現場で勤務することも想定。国は制度の周知・活用促進を図るべき。
- 教職の魅力の広報・啓発や現場ニーズの適切な発信等が必要。

第5章 教師の処遇改善

1. これまでの経緯

- 昭和46年に給特法、昭和49年に人材確保法が制定。人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、昭和55年には、一般行政職に比べて教師は約7%の優遇分が確保されるも、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 諸外国においても、教職の魅力向上や教師不足の解消等を目的とした教師の処遇改善が行われている。

2. 教職の重要性を踏まえた教師の処遇改善の在り方について

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保することが必要。
- 教師は、我が国の未来を切り拓く人材を育成するという極めて複雑・困難な職務を担っており、専門的な知識や技能等が求められる高度専門職。
- 教師が、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる職務や業務遂行の在り方が求められる。
 - ・教職の性質は全人格的なものであり、一人一人がそれぞれ異なるとともに、日々変化する目の前の子供たちへの臨機応変な対応が必要。
 - ・どのような業務をどのようにどの程度まで行うか、教師自身の自発性・裁量性に委ねる部分が大い。
 - ・教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、正確な峻別は極めて困難。授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
- ＝一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
- ➡ 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。
- ➡ PDCAサイクルを通じた働き方改革を推進し、業務量等の現状やその改善に向けた取組の進捗状況の公表等を教育委員会が行う仕組みの検討や、学校の指導・運営体制の充実により、時間外在校等時間の縮減を目指すことが適当。管理職は、教師の時間外在校等時間の適切な把握が必要。
- 人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。
- 管理職からの勤務命令が抑制的な中、教師の自発性・創造性に委ねるべき部分が大いこと等から、超勤4項目に別の業務を追加することは適さない。

3. 職務や勤務の状況に応じた処遇の在り方について

- 職務給の原則も踏まえ、職務や勤務の状況に応じた給与体系の構築が必要。また、人事評価の適正な実施・活用が必要。
- 職務給の原則に従って、「新たな職」の創設に伴い、教諭と主幹教諭の間に、新たな級の創設が必要（6級制の実現）。主任手当よりも高い処遇を想定。
- 学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、学級担任の教師について、義務教育等教員特別手当の額を加算する必要。
- 負担と処遇のバランスに配慮しながら、例えば、特別支援学級等の教師の給料の調整額による処遇の在り方を含め検討することが考えられる。
- 学校教育の質の向上に向けて、管理職による適切な学校運営が重要であり、その職務と職責の重要性を踏まえ、管理職手当等の改善が必要。

第6章 教師を取り巻く環境整備の着実な実施とフォローアップ等

- 国は、教師を取り巻く環境整備の進捗状況を毎年度の取組状況調査を通じて客観的にフォローアップし、機動的に取組みの見直しを図ることが重要。
- 次期学習指導要領における標準授業時数の在り方や教員免許や教員養成の在り方等については、今後の専門的検討を踏まえ、改革されることを期待。